

令和4年度

高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況

第1章 高齢化の状況

第1節 高齢化の状況	2
1 高齢化の現状と将来像	2
(1) 高齢化率は29.0%	2
(2) 将来推計人口で見る令和52(2070)年の日本	3
ア 9,000万人を割り込む総人口	3
イ 2.6人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上	3
ウ 現役世代1.3人で1人の65歳以上の者を支える社会の到来	5
エ 年少人口は現在の約55%に、生産年齢人口は4,535万人に	5
オ 将来の平均寿命は男性85.89年、女性91.94年	6
2 高齢化の国際的動向	6
(1) 世界の高齢化は急速に進展	6
(2) 我が国は世界で最も高い高齢化率である	6
3 家族と世帯	9
(1) 65歳以上の者のいる世帯は全世帯の約半数	9
(2) 65歳以上の一人暮らしの者が増加傾向	10
4 地域別に見た高齢化	11
5 高齢化の要因	12
(1) 年齢調整死亡率の低下による65歳以上人口の増加	12
(2) 少子化の進行による若年人口の減少	13
6 高齢化の社会保障給付費に対する影響	14
第2節 高齢期の暮らしの動向	15
1 就業・所得	15
(1) 経済的な暮らし向きについて心配がない65歳以上の者は68.5%	15
(2) 高齢者世帯の所得はその他の世帯平均と比べて低い	15
(3) 世帯主が65歳以上の世帯の貯蓄現在高の中央値は全世帯の1.4倍	16
(4) 65歳以上の生活保護受給者の人数(被保護人員)はほぼ横ばい	19
(5) 労働力人口に占める65歳以上の者の比率は上昇	20
(6) 就業状況	22
ア 就業率の推移	22
イ 男性は60代後半でも全体の半数以上が働いている	23

ウ	60歳以降に非正規の職員・従業員の比率は上昇	23
エ	「働けるうちはいつまでも」働きたい60歳以上の者が約4割	23
オ	70歳までの高齢者就業確保措置を実施している企業は3割弱	25
2	健康・福祉	26
(1)	健康	26
ア	65歳以上の者の新体力テストの合計点は向上傾向	26
イ	健康寿命は延伸し、平均寿命と比較しても延びが大きい	26
ウ	75歳以上の運動習慣のある者の割合は、男性46.9%、女性37.8%で、 男性の割合が高い	28
エ	65歳以上の者の死因は「悪性新生物（がん）」が最も多い	28
(2)	65歳以上の者の介護	29
ア	65歳以上の者の要介護者等数は増加しており、特に75歳以上で割合が高い	29
イ	主に家族（とりわけ女性）が介護者となっており、「老老介護」も相当数存在	30
ウ	要介護4では45.8%、要介護5では56.7%がほとんど終日介護を行っている	31
エ	介護や看護の理由により離職する人は女性が多い	32
オ	介護施設等の定員数は増加傾向で、特に有料老人ホームの定員が増加	33
カ	介護に従事する職員数は増加	34
キ	依然として介護関係の職種の有効求人倍率は全職業に比べ高い水準にある	35
3	学習・社会参加	36
(1)	学習活動	36
	65歳以上の者の参加している学習活動	36
(2)	社会参加	36
	65歳以上の者の社会活動への参加状況	36
4	生活環境	37
(1)	65歳以上の者の住まい	37
	65歳以上の者の8割以上が持家に居住している	37
(2)	安全・安心	38
ア	65歳以上の交通事故死者数は減少	38
イ	65歳以上の者の刑法犯被害認知件数は減少傾向	40
ウ	特殊詐欺の被害者の9割弱が65歳以上	40
エ	65歳以上の者の犯罪者率は低下傾向	41
オ	契約当事者が65歳以上の消費生活相談件数は約26万件	42
カ	養護者による虐待を受けている高齢者の約7割が要介護認定	42
キ	成年後見制度の利用者数は増加している	42
ク	近所の人との付き合い方について、65歳以上の人の82.8%が「会えば 挨拶をする」、57.3%が「外でちょっと立ち話をする」と回答している	44
ケ	65歳以上の者の1割弱が常に人との付き合いがないと感じている	44

コ	孤立死と考えられる事例が多数発生している	45
(3)	60歳以上の者の自殺者数は増加	45
5	研究開発等	46
(1)	医療機器の市場規模等	46
ア	医療機器の国内市場規模は拡大傾向	46
イ	医療機器の輸出金額は増加傾向	46
(2)	科学技術の活用	46
ア	介護福祉機器の導入状況	46
イ	令和7（2025）年度を目途にデータヘルス改革を実施する	48
第3節	〈特集〉高齢者の健康をめぐる動向について	49
1	高齢者の健康について	49
(1)	現在の健康状態について（年齢・性別）	49
○	年齢が高くなるほど健康状態は良くない	49
(2)	健康についての心がけについて	50
○	若いときから健康に心がけている人は健康状態が良い	50
(3)	健康と社会活動への参加について	52
○	社会活動に参加した人は健康状態が良い	52
(4)	健康と生きがいについて	54
○	健康状態が良い人ほど生きがいを感じている	54
2	新型コロナウイルス感染症の拡大による高齢者のコミュニケーション等への影響について	55
○	コロナ禍により人とのコミュニケーションに変化が生じている	55
3	考察	57
(1)	高齢者の健康について	57
(2)	コロナ禍の影響による高齢者のコミュニケーションの変化について	57
(3)	まとめ	58
	＜トピックス＞	59

第2章 令和4年度高齢社会対策の実施の状況

第1節 高齢社会対策の基本的枠組み	66
1 高齢社会対策基本法	66
2 高齢社会対策会議	66
3 高齢社会対策大綱	66
(1) 高齢社会対策大綱の策定	66
(2) 基本的考え方	66
(3) 分野別の基本的施策	67
(4) 推進体制等	67
4 高齢社会対策関係予算	68
5 総合的な推進のための取組	69
(1) 一億総活躍社会の実現に向けて	69
(2) 働き方改革の実現に向けて	69
(3) 全世代型社会保障制度の構築に向けて	70
(4) ユニバーサル社会の実現に向けて	70
第2節 分野別の施策の実施の状況	71
1 就業・所得	71
(1) エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備	71
ア 多様な形態による就業機会・勤務形態の確保	71
(ア) 多様な働き方を選択できる環境の整備	71
(イ) 情報通信を活用した遠隔型勤務形態の普及	72
イ 高齢者等の再就職の支援・促進	73
ウ 高齢期の起業の支援	74
エ 知識、経験を活用した高齢期の雇用の確保	74
オ 勤労者の職業生活の全期間を通じた能力の開発	75
カ ゆとりある職業生活の実現等	75
(2) 誰もが安心できる公的年金制度の構築	76
ア 働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に対応した年金制度の構築	76
イ 年金制度等の分かりやすい情報提供	76
(3) 資産形成等の支援	76
ア 資産形成等の促進のための環境整備	76
イ 資産の有効活用のための環境整備	77
2 健康・福祉	77
(1) 健康づくりの総合的推進	77
ア 生涯にわたる健康づくりの推進	77

イ 介護予防の推進	79
(2) 持続可能な介護保険制度の運営	79
(3) 介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現）	80
ア 必要な介護サービスの確保	80
イ 介護サービスの質の向上	81
ウ 地域における包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供	81
エ 介護と仕事の両立支援	82
(ア) 育児・介護休業法の円滑な施行	82
(イ) 仕事と介護を両立しやすい職場環境整備	82
(4) 持続可能な高齢者医療制度の運営	82
(5) 認知症高齢者支援施策の推進	83
(ア) 認知症施策推進大綱の基本的な考え方	83
(イ) 「認知症施策推進大綱」の5つの柱	83
(ウ) 「認知症施策推進大綱」の中間評価	84
(6) 人生の最終段階における医療の在り方	84
(7) 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進	84
ア 地域の支え合いによる生活支援の推進	84
イ 地域福祉計画の策定の支援	85
ウ 地域における高齢者の安心な暮らしの実現	85
(8) 新型コロナウイルス感染症への対応	85
3 学習・社会参加	87
(1) 学習活動の促進	87
ア 学校における多様な学習機会の提供	87
(ア) 初等中等教育機関における多様な学習機会の確保	87
(イ) 高等教育機関における社会人の学習機会の提供	87
(ウ) 学校機能・施設の地域への開放	88
イ 社会における多様な学習機会の提供	89
(ア) 社会教育の振興	89
(イ) 文化活動の振興	89
(ウ) スポーツ活動の振興	89
(エ) 自然とのふれあい	89
ウ 社会保障等の理解促進	89
エ 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進	90
オ ライフステージに応じた消費者教育の取組の促進	90
(2) 社会参加活動の促進	90
ア 多世代による社会参加活動の促進	90
(ア) 高齢者の社会参加と生きがいづくり	90

(イ) 高齢者の余暇時間等の充実	92
イ 市民やNPO等の担い手の活動環境の整備	92
4 生活環境	92
(1) 豊かで安定した住生活の確保	93
ア 次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進	93
(ア) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進	93
(イ) 高齢者の持家ニーズへの対応	93
(ウ) 将来にわたり活用される良質なストックの形成	93
イ 循環型の住宅市場の実現	94
(ア) 既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備	94
(イ) 高齢者に適した住宅への住み替え支援	94
ウ 高齢者の居住の安定確保	94
(ア) 良質な高齢者向け住まいの供給	94
(イ) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進	95
(ウ) 公共賃貸住宅	95
(エ) 住宅と福祉の施策の連携強化	95
(オ) 高齢者向けの先導的な住まいづくり等への支援	95
(カ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給	95
(キ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化	96
(2) 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進	96
ア 共生社会の実現に向けた取組の推進	96
イ 多世代に配慮したまちづくり・地域づくりの総合的推進	96
ウ 公共交通機関等の移動空間のバリアフリー化	98
(ア) バリアフリー法に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進	98
(イ) ガイドライン等に基づくバリアフリー化の推進	98
(ウ) 公共交通機関のバリアフリー化に対する支援	99
(エ) 歩行空間の形成	100
(オ) 道路交通環境の整備	100
(カ) バリアフリーのためのソフト面の取組	100
(キ) 訪日外国人旅行者の受入環境整備	100
エ 建築物・公共施設等のバリアフリー化	100
オ 活力ある農山漁村の再生	101
(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護	101
ア 交通安全の確保	101
イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護	102
(ア) 犯罪からの保護	102
(イ) 人権侵害からの保護	103

(ウ) 悪質商法からの保護	103
(エ) 司法ソーシャルワークの実施	104
ウ 防災施策の推進	104
エ 東日本大震災への対応	105
(4) 成年後見制度の利用促進	106
5 研究開発・国際社会への貢献等	107
(1) 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化	107
(2) 研究開発等の推進と基盤整備	108
ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等	108
イ 医療・リハビリ・介護関連機器等に関する研究開発	108
ウ 情報通信の活用等に関する研究開発	109
エ 医療・介護・健康分野におけるICT利活用の推進	109
オ 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析	109
カ データ等利活用のための環境整備	109
(3) 諸外国との知見や課題の共有	109
ア 日本の知見の国際社会への展開	109
イ 国際社会での課題の共有及び連携強化	110
6 全ての世代の活躍推進	110

令和5年度 高齢社会対策

第3章 令和5年度高齢社会対策

第1節 令和5年度の高齢社会対策の基本的な取組	116
1 高齢社会対策関係予算	116
2 一億総活躍社会の実現に向けて	116
3 働き方改革の実現に向けて	116
4 全世代型社会保障制度の構築に向けて	116
5 ユニバーサル社会の実現に向けて	116
第2節 分野別の高齢社会対策	117
1 就業・所得	117
(1) エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備	117
ア 多様な形態による就業機会・勤務形態の確保	117
(ア) 多様な働き方を選択できる環境の整備	117
(イ) 情報通信を活用した遠隔型勤務形態の普及	117
イ 高齢者等の再就職の支援・促進	118
ウ 高齢期の起業の支援	119
エ 知識、経験を活用した高齢期の雇用の確保	119
オ 勤労者の職業生活の全期間を通じた能力の開発	120
カ ゆとりある職業生活の実現等	120
(2) 誰もが安心できる公的年金制度の構築	120
ア 働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に対応した年金制度の構築	120
イ 年金制度等の分かりやすい情報提供	120
(3) 資産形成等の支援	121
ア 資産形成等の促進のための環境整備	121
イ 資産の有効活用のための環境整備	121
2 健康・福祉	121
(1) 健康づくりの総合的推進	121
ア 生涯にわたる健康づくりの推進	121
イ 介護予防の推進	122
(2) 持続可能な介護保険制度の運営	122
(3) 介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現）	122
ア 必要な介護サービスの確保	122

イ	介護サービスの質の向上	124
ウ	地域における包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供	124
エ	介護と仕事の両立支援	124
(ア)	育児・介護休業法の円滑な施行	124
(イ)	仕事と介護を両立しやすい職場環境整備	124
(4)	持続可能な高齢者医療制度の運営	125
(5)	認知症高齢者支援施策の推進	125
(6)	人生の最終段階における医療の在り方	126
(7)	住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進	126
ア	地域の支え合いによる生活支援の推進	126
イ	地域福祉計画の策定の支援	126
ウ	地域における高齢者の安心な暮らしの実現	126
(8)	新型コロナウイルス感染症への対応	127
3	学習・社会参加	127
(1)	学習活動の促進	127
ア	学校における多様な学習機会の提供	127
(ア)	初等中等教育機関における多様な学習機会の確保	127
(イ)	高等教育機関における社会人の学習機会の提供	127
(ウ)	学校機能・施設の地域への開放	128
イ	社会における多様な学習機会の提供	128
(ア)	社会教育の振興	128
(イ)	文化活動の振興	128
(ウ)	スポーツ活動の振興	128
(エ)	自然とのふれあい	128
ウ	社会保障等の理解促進	128
エ	高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進	129
オ	ライフステージに応じた消費者教育の取組の促進	129
(2)	社会参加活動の促進	129
ア	多世代による社会参加活動の促進	129
(ア)	高齢者の社会参加と生きがいづくり	129
(イ)	国立公園等におけるユニバーサルデザインの推進	130
(ウ)	高齢者の余暇時間等の充実	130
イ	市民やNPO等の担い手の活動環境の整備	130
4	生活環境	130
(1)	豊かで安定した住生活の確保	130
ア	次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進	131
(ア)	持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進	131

(イ) 高齢者の持家ニーズへの対応	131
(ウ) 将来にわたり活用される良質なストックの形成	131
イ 循環型の住宅市場の実現	131
(ア) 既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備	131
(イ) 高齢者に適した住宅への住み替え支援	131
ウ 高齢者の居住の安定確保	131
(ア) 良質な高齢者向け住まいの供給	131
(イ) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進	132
(ウ) 公共賃貸住宅	132
(エ) 住宅と福祉の施策の連携強化	132
(オ) 高齢者向けの先導的な住まいづくり等への支援	132
(カ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給	132
(キ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化	133
(2) 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進	133
ア 共生社会の実現に向けた取組の推進	133
イ 多世代に配慮したまちづくり・地域づくりの総合的推進	133
ウ 公共交通機関等の移動空間のバリアフリー化	134
(ア) バリアフリー法に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進	134
(イ) 歩行空間の形成	134
(ウ) 道路交通環境の整備	134
(エ) バリアフリーのためのソフト面の取組	135
(オ) 訪日外国人旅行者の受入環境整備	135
エ 建築物・公共施設等のバリアフリー化	135
オ 活力ある農山漁村の再生	135
(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護	136
ア 交通安全の確保	136
イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護	136
(ア) 犯罪からの保護	136
(イ) 人権侵害からの保護	137
(ウ) 悪質商法からの保護	137
(エ) 司法ソーシャルワークの実施	138
ウ 防災施策の推進	138
エ 東日本大震災への対応	139
(4) 成年後見制度の利用促進	140
5 研究開発・国際社会への貢献等	140
(1) 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化	140
(2) 研究開発等の推進と基盤整備	141

ア	高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等	141
イ	医療・リハビリ・介護関連機器等に関する研究開発	141
ウ	情報通信の活用等に関する研究開発	142
エ	医療・介護・健康分野における ICT 利活用の推進	142
オ	高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析	142
カ	データ等利活用のための環境整備	142
(3)	諸外国との知見や課題の共有	142
ア	日本の知見の国際社会への展開	142
イ	国際社会での課題の共有及び連携強化	143
6	全ての世代の活躍推進	143

参 考	高齢社会対策関係予算	146
------------	-------------------	-----

トピックス 目次

事例1	新潟県佐渡市 ～和太鼓を活用した高齢者の健康づくりと社会参加～	60
事例2	愛知県一宮市 ～次世代へつなぐ「通いの場」への挑戦～	61
事例3	青森県弘前市 ～岩木健康増進プロジェクト～	62
事例4	大阪府 ～スマートシニアライフ事業～	63
事例5	北海道更別村 ～更別村 SUPER VILLAGE 構想～	64

資料 目次

第1章 高齢化の状況

第1節	高齢化の状況	2
表1-1-1	高齢化の現状	2
図1-1-2	高齢化の推移と将来推計	4
図1-1-3	出生数及び死亡数の将来推計	5
図1-1-4	平均寿命の推移と将来推計	6
表1-1-5	世界人口の動向等	7
図1-1-6	世界の高齢化率の推移	7
図1-1-7	主要国における高齢化率が7%から14%へ達するまでの所要年数	8
図1-1-8	65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合（世帯構造別）と全世帯に 占める65歳以上の者がいる世帯の割合	9
図1-1-9	65歳以上の一人暮らしの者の動向	10
表1-1-10	都道府県別高齢化率の推移	11
図1-1-11	都市規模別に見た65歳以上人口指数(平成27(2015)年=100)の推移	12
図1-1-12	死亡数及び年齢調整死亡率の推移	13
図1-1-13	社会保障給付費の推移	14

第2節 高齢期の暮らしの動向	15
図1-2-1-1 65歳以上の人の経済的な暮らし向き（択一回答）	15
表1-2-1-2 高齢者世帯の所得	16
図1-2-1-3 高齢者世帯の所得階層別分布	16
図1-2-1-4 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・ 恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合	17
図1-2-1-5 世帯主の年齢階級別1世帯当たりの貯蓄・負債現在高、年間収入、 持家率	17
図1-2-1-6 貯蓄現在高階級別世帯分布	18
図1-2-1-7 世代別金融資産分布状況	18
図1-2-1-8 被保護人員の推移	19
図1-2-1-9 労働力人口の推移	20
図1-2-1-10 労働力人口比率の推移	21
図1-2-1-11 完全失業率の推移	22
図1-2-1-12 年齢階級別就業率の推移	22
図1-2-1-13 55歳以上の者の就業状況	23
図1-2-1-14 雇用形態別雇用者及び非正規雇用者率（役員を除く。）	24
図1-2-1-15 あなたは、何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいですか （択一回答）	24
図1-2-1-16 70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業の内訳	25
図1-2-2-1 新体力テストの合計点	26
図1-2-2-2 健康寿命と平均寿命の推移	27
図1-2-2-3 65歳以上の運動習慣者の割合	28
図1-2-2-4 主な死因別死亡率の推移（65歳以上の者）	29
図1-2-2-5 第1号被保険者（65歳以上）の要介護度別認定者数の推移	29
表1-2-2-6 要介護等認定の状況	30
図1-2-2-7 要介護者等からみた主な介護者の続柄	30
図1-2-2-8 同居している主な介護者の介護時間（要介護者の要介護度別）	31
図1-2-2-9 介護・看護により離職した人数	32
図1-2-2-10 介護施設等の定員数（病床数）の推移	33
図1-2-2-11 介護職員数の推移	34
図1-2-2-12 有効求人倍率（介護関係職種）の推移	35
図1-2-3-1 65歳以上の者の参加している学習活動（複数回答）	36
図1-2-3-2 性・年齢別に見た社会活動への参加（複数回答）	37
図1-2-4-1 65歳以上の者の住居形態（択一回答）	37
図1-2-4-2 交通事故死者数、65歳以上人口10万人当たりの交通事故死者数 及び交通事故死者数全体に占める65歳以上の割合の推移	38

図1-2-4-3	75歳以上の運転者による死亡事故件数及び75歳以上の 運転免許保有者10万人当たりの死亡事故件数	39
図1-2-4-4	65歳以上の者の刑法犯被害認知件数	40
表1-2-4-5	特殊詐欺の認知件数・被害総額の推移（平成25～令和4年）	40
図1-2-4-6	65歳以上の者による犯罪（65歳以上の者の包括罪種別検挙人員と 犯罪者率）	41
図1-2-4-7	契約当事者が65歳以上の消費生活相談件数	42
図1-2-4-8	養護者による虐待を受けている高齢者の属性	43
図1-2-4-9	成年後見制度の利用者数の推移	43
図1-2-4-10	近所の人との付き合い方について（複数回答）（年齢・性別）	44
図1-2-4-11	65歳以上の者の孤独感（択一回答）	44
図1-2-4-12	東京23区内における一人暮らしで65歳以上の人の自宅での 死亡者数	45
図1-2-4-13	60歳以上の自殺者数の推移	45
図1-2-5-1	医療機器の国内市場規模の推移	46
図1-2-5-2	医療機器輸出金額の推移	47
表1-2-5-3	介護福祉機器の導入の有無（複数回答）（介護保険サービス系型別）	47
図1-2-5-4	データヘルス改革の意義について	48

第3節 〈特集〉高齢者の健康をめぐる動向について 49

図1-3-1-1	年齢・性別健康状態（択一回答）	49
図1-3-1-2	健康についての心がけ・心がけ始めた年齢と健康状態（択一回答）	50
図1-3-1-3	スポーツ・健康活動と健康状態	51
図1-3-1-4	日頃心がけていることと健康状態（複数回答）	51
図1-3-1-5	社会活動への参加の有無と健康状態（複数回答）	52
図1-3-1-6	社会活動に参加したいと思わない理由（複数回答）	53
図1-3-1-7	社会活動に参加して良かったと思うこと（複数回答）	53
図1-3-1-8	健康状態別生きがい（喜びや楽しみ）を感じているか（択一回答）	54
図1-3-2-1	コロナ禍により人と直接会ってコミュニケーションをとること	55
図1-3-2-2	コロナ禍により直接会ってコミュニケーションをとることが 減った人のうち直接会わずにコミュニケーションをとること	55
図1-3-2-3	インターネットの情報収集状況（複数回答）	56
図1-3-2-4	情報機器の利用状況（複数回答）	56
図1-3-2-5	情報機器を利用しない理由（複数回答）	57
参考1	デジタル活用支援推進事業	58
参考2	デジタル推進委員等の取組について（概要）	59

第2章 令和4年度高齢社会対策の実施の状況

第1節 高齢社会対策の基本的枠組み	66
表2-1-1 高齢社会対策関係予算（一般会計）	69
第2節 分野別の施策の実施の状況	71
表2-2-1 高齢者雇用関係助成金制度の概要	73
表2-2-2 介護サービス利用者と介護給付費の推移	79
図2-2-3 大学院の社会人学生数の推移	88
図2-2-4 放送大学在学者の年齢・職業	88
図2-2-5 老人クラブ数と会員数の推移	91
表2-2-6 公営住宅等の高齢者向け住宅供給戸数	96
表2-2-7 高齢者等のための公共交通機関施設整備等の状況	99
表2-2-8 成年後見制度の概要	106

第1章

高齢化の状況

第1節 高齢化の状況

1 高齢化の現状と将来像

(1) 高齢化率は29.0%

我が国の総人口は、令和4年10月1日現在、1億2,495万人となっている。

65歳以上人口は、3,624万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も29.0%となった。

65歳以上人口を男女別に見ると、男性は1,573万人、女性は2,051万人で、性比（女性人口100人に対する男性人口）は76.7であり、男性対女性の比は約3対4となっている。

65歳以上人口のうち、「65～74歳人口」は1,687万人（男性807万人、女性880万人）で総人口に占める割合は13.5%となっている。また、

「75歳以上人口」は1,936万人（男性766万人、女性1,171万人）で、総人口に占める割合は15.5%であり、65～74歳人口を上回っている（表1-1-1）。

我が国の65歳以上人口は、昭和25年には総人口の5%に満たなかったが、昭和45年に7%を超え、さらに、平成6年には14%を超えた。高齢化率はその後も上昇を続け、令和4年10月1日現在、29.0%に達している。

また、15～64歳人口は、平成7年に8,716万人でピークを迎え、その後減少に転じ、令和4年には7,421万人と、総人口の59.4%となった（図1-1-2）。

表1-1-1 高齢化の現状

		令和4年10月1日		
		総数	男	女
人口 (万人)	総人口	12,495	6,076 (性比) 94.7	6,419
	65歳以上人口	3,624	1,573 (性比) 76.7	2,051
	65～74歳人口	1,687	807 (性比) 91.7	880
	75歳以上人口	1,936	766 (性比) 65.4	1,171
	15～64歳人口	7,421	3,761 (性比) 102.7	3,660
	15歳未満人口	1,450	743 (性比) 105.0	707
構成比	総人口	100.0	100.0	100.0
	65歳以上人口（高齢化率）	29.0	25.9	32.0
	65～74歳人口	13.5	13.3	13.7
	75歳以上人口	15.5	12.6	18.2
	15～64歳人口	59.4	61.9	57.0
	15歳未満人口	11.6	12.2	11.0

資料：総務省「人口推計」令和4年10月1日（確定値）

（注1）「性比」は、女性人口100人に対する男性人口

（注2）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

(2) 将来推計人口で見る令和52(2070)年の日本

令和5年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」における出生中位・死亡中位仮定による推計結果(以下本節においては全てこの仮定に基づく推計結果)を概観する。将来推計人口とは、全国の将来の出生、死亡及び国際人口移動について仮定を設け、これらに基づいて我が国の将来の人口規模並びに年齢構成等の人口構造の推移について推計したものである。

ア 9,000万人を割り込む総人口

我が国の総人口は、長期の減少過程に入っており、令和13年に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、令和38年には1億人を割って9,965万人となり、令和52年には8,700万人になると推計されている(図1-1-2)。

イ 2.6人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上

65歳以上人口は、「団塊の世代」が65歳以上となった平成27年に3,379万人となり、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には3,653万人に達すると見込まれている。

その後も65歳以上人口は増加傾向が続き、令和25年に3,953万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されている。

総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和19年に33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上の者となると見込まれている。令和25年以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和52年には38.7%に達して、国民の2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推計されている。総人口に占める75歳以上人口の割合は、令和52年には25.1%となり、約4人に1人が75歳以上の者となると推計されている。

コラム 「高齢者」とは

高齢者の用語は文脈や制度ごとに対象が異なり、一律の定義がない。「高齢社会対策大綱」(平成30年2月閣議決定)では、便宜上、一般通念上の「高齢者」を広く指す語として用いている。本白書においても、各種の統計や制度の定義に従う場合のほかは、一般通念上の「高齢者」を広く指す語として用いることとする。

なお、高齢者の定義と区分に関しては、日本老年学会・日本老年医学会「高齢者に関する定義検討ワーキンググループ報告書」(平成29年3月)において、近年の高齢者の心身の老化現象に関する種々のデータの経年的変化を検討した結果、特に65~74歳では心身の健康が保たれており、活発な社会活動が可能な人が大多数を占めていることや、各種の意識調査で従来の65歳以上を高齢者とすることに否定的な意見が強くなっていることから、75歳以上を高齢者の新たな定義とすることが提案されている。

また、「高齢社会対策大綱」においても、「65歳以上を一律に『高齢者』と見る一般的な傾向は、現状に照らせばもはや現実的なものではなくなりつつある。」とされている。

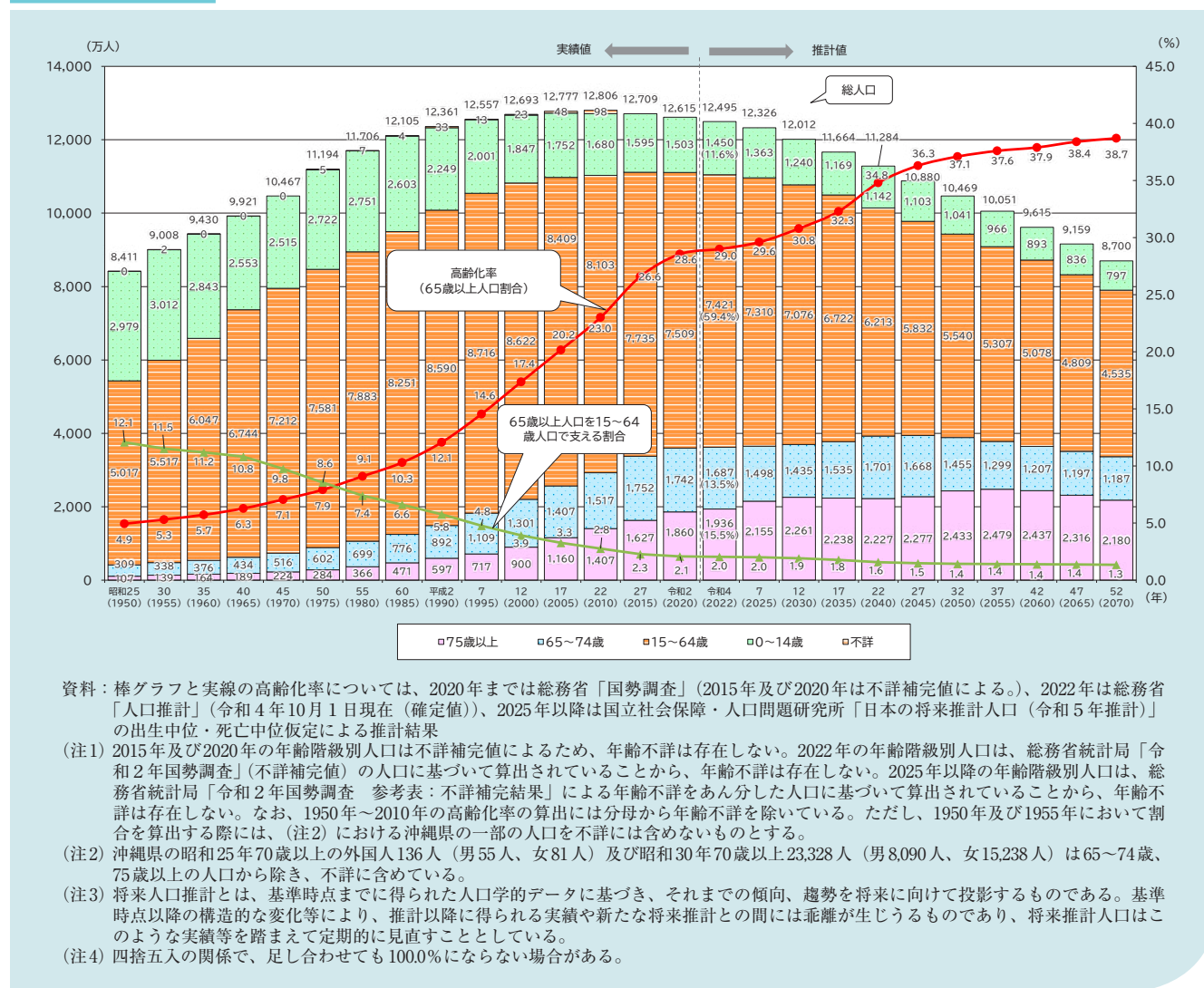
※なお、本白書では原則として65~74歳、75歳以上に分けて記載している。

65歳以上人口のうち、65～74歳人口は「団塊の世代」が高齢期に入った後に平成28年の1,767万人でピークを迎えた。その後は、増減を繰り返し、令和23年の1,736万人に至った後、

減少に転じると推計されている。

一方、75歳以上人口は、増減しつつ令和37年にピークを迎え、その後減少に転じると見込まれている（図1-1-2）。

図1-1-2 高齢化の推移と将来推計



ウ 現役世代1.3人で1人の65歳以上の者を支える社会の到来

65歳以上人口と15～64歳人口の比率を見ると、昭和25年には65歳以上の者1人に対して現役世代（15～64歳の者）12.1人がいたのに対して、令和4年には65歳以上の者1人に対して現役世代2.0人になっている。今後、高齢化率は上昇し、現役世代の割合は低下し、令和52年には、65歳以上の者1人に対して現役世代1.3人という比率になると見込まれている（図1-1-2）。

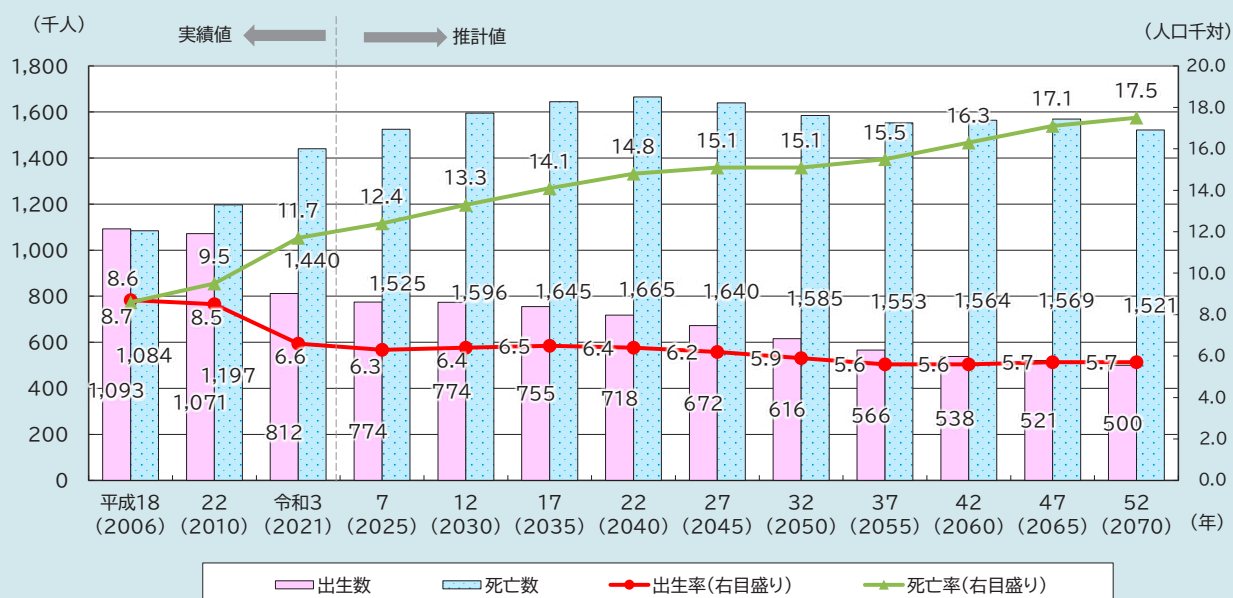
エ 年少人口は現在の約55%に、生産年齢人口は4,535万人に

出生数は減少を続け、令和52年には50万人になると推計されている。この減少により、年少人口（0～14歳）は令和35年に1,000万人を割り、令和52年には797万人と、令和4年の約55%になると推計されている。

出生数の減少は、生産年齢人口にまで影響を及ぼし、令和14年に6,971万人と7,000万人を割り、令和52年には4,535万人となると推計されている。

一方、65歳以上人口の増大により死亡数は令和22年まで増加し、その後減少する。死亡率（人口1,000人当たりの死亡数）は上昇を続け、令和52年には17.5になると推計されている（図1-1-3）。

図1-1-3 出生数及び死亡数の将来推計



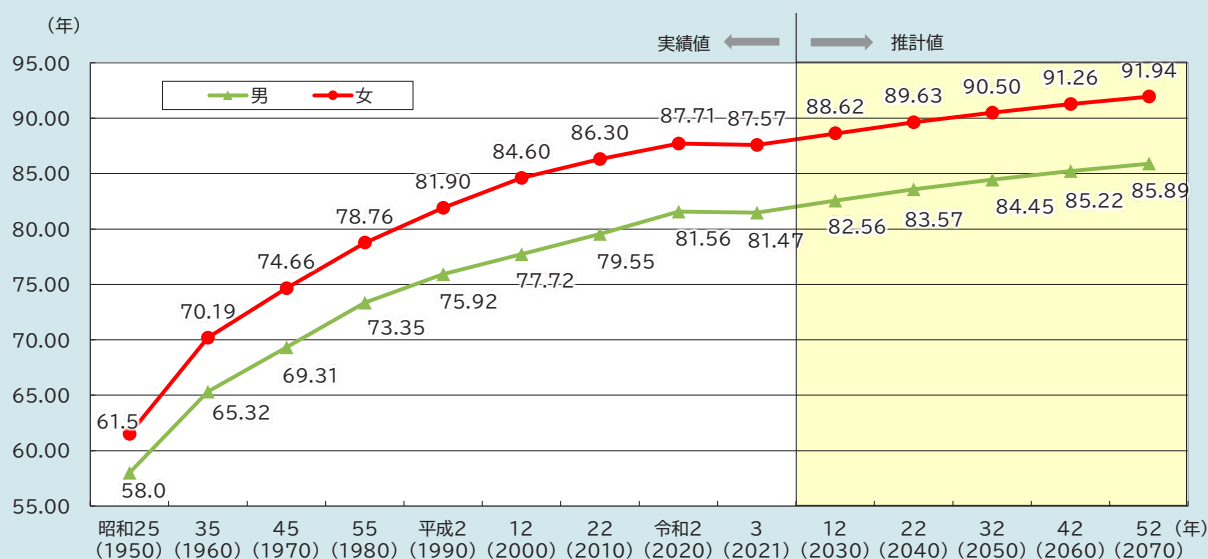
資料：2006年、2010年、2021年は厚生労働省「人口動態統計」による出生数及び死亡数（いずれも日本人）。2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果（日本における外国人を含む。）

オ 将来の平均寿命は男性85.89年、女性91.94年

我が国の平均寿命は、令和3年現在、男性81.47年、女性87.57年と、前年に比べて男性は

0.09年、女性は0.14年下回った。しかし、今後、男女とも平均寿命は延びて、令和52年には、男性85.89年、女性91.94年となり、女性は90年を超えると見込まれている（図1-1-4）。

図1-1-4 平均寿命の推移と将来推計



資料：1950年、2021年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2020年までは厚生労働省「完全生命表」、2030年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の死亡中位仮定による推計結果
 (注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

2 高齢化の国際的動向

(1) 世界の高齢化は急速に進展

令和2（2020）年の世界の総人口は78億4,095万人であり、令和42（2060）年には100億6,773万人になると見込まれている。

総人口に占める65歳以上の者の割合（高齢化率）は、昭和25（1950）年の5.1%から令和2（2020）年には9.4%に上昇しているが、さらに令和42（2060）年には18.7%にまで上昇するものと見込まれており、今後40年で高齢化が急速に進展することになる。地域別で高齢化率の今後の推計を見ると、これまで高齢化が進

行してきた先進地域はもとより、開発途上地域においても、高齢化が急速に進展すると見込まれている（表1-1-5）。

(2) 我が国は世界で最も高い高齢化率である

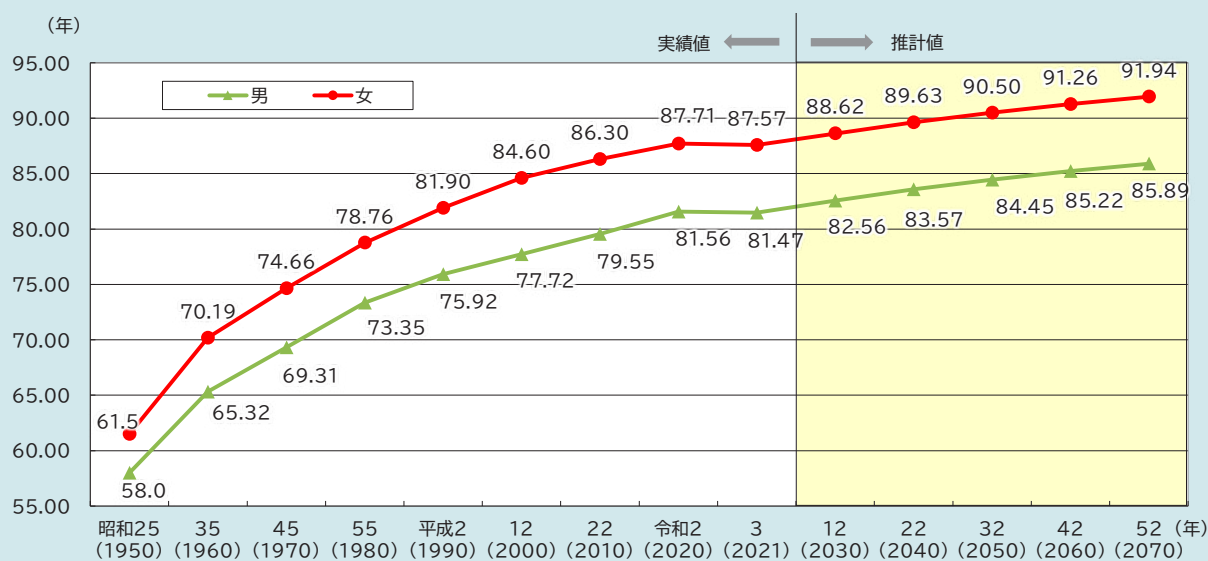
先進諸国の高齢化率を比較してみると、我が国は昭和55（1980）年代までは下位、平成2（1990）年代にはほぼ中位であったが、平成17（2005）年には最も高い水準となり、今後も高水準が続くと見込まれている（図1-1-6）。

オ 将来の平均寿命は男性85.89年、女性91.94年

我が国の平均寿命は、令和3年現在、男性81.47年、女性87.57年と、前年に比べて男性は

0.09年、女性は0.14年下回った。しかし、今後、男女とも平均寿命は延びて、令和52年には、男性85.89年、女性91.94年となり、女性は90年を超えると見込まれている（図1-1-4）。

図1-1-4 平均寿命の推移と将来推計



資料：1950年、2021年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2020年までは厚生労働省「完全生命表」、2030年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の死亡中位仮定による推計結果
 （注）1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

2 高齢化の国際的動向

（1）世界の高齢化は急速に進展

令和2（2020）年の世界の総人口は78億4,095万人であり、令和42（2060）年には100億6,773万人になると見込まれている。

総人口に占める65歳以上の者の割合（高齢化率）は、昭和25（1950）年の5.1%から令和2（2020）年には9.4%に上昇しているが、さらに令和42（2060）年には18.7%にまで上昇するものと見込まれており、今後40年で高齢化が急速に進展することになる。地域別高齢化率の今後の推計を見ると、これまで高齢化が進

行してきた先進地域はもとより、開発途上地域においても、高齢化が急速に進展すると見込まれている（表1-1-5）。

（2）我が国は世界で最も高い高齢化率である

先進諸国の高齢化率を比較して見ると、我が国は昭和55（1980）年代までは下位、平成2（1990）年代にはほぼ中位であったが、平成17（2005）年には最も高い水準となり、今後も高水準が続くと見込まれている（図1-1-6）。

表 1-1-5

世界人口の動向等

	昭和25（1950）年	令和2（2020）年	令和42（2060）年※中位推計
総人口	2,499,322 千人	7,840,953 千人	10,067,734 千人
65歳以上人口	128,208 千人	739,478 千人	1,882,275 千人
先進地域	61,795 千人	245,874 千人	366,123 千人
開発途上地域	66,413 千人	493,603 千人	1,516,152 千人
65歳以上人口比率	5.1 %	9.4 %	18.7 %
先進地域	7.7 %	19.3 %	29.5 %
開発途上地域	3.9 %	7.5 %	17.2 %
平均寿命（男性）	44.6 年	69.4 年	75.9 年
同（女性）	48.4 年	74.8 年	80.8 年
合計特殊出生率	4.86	2.35	2.06

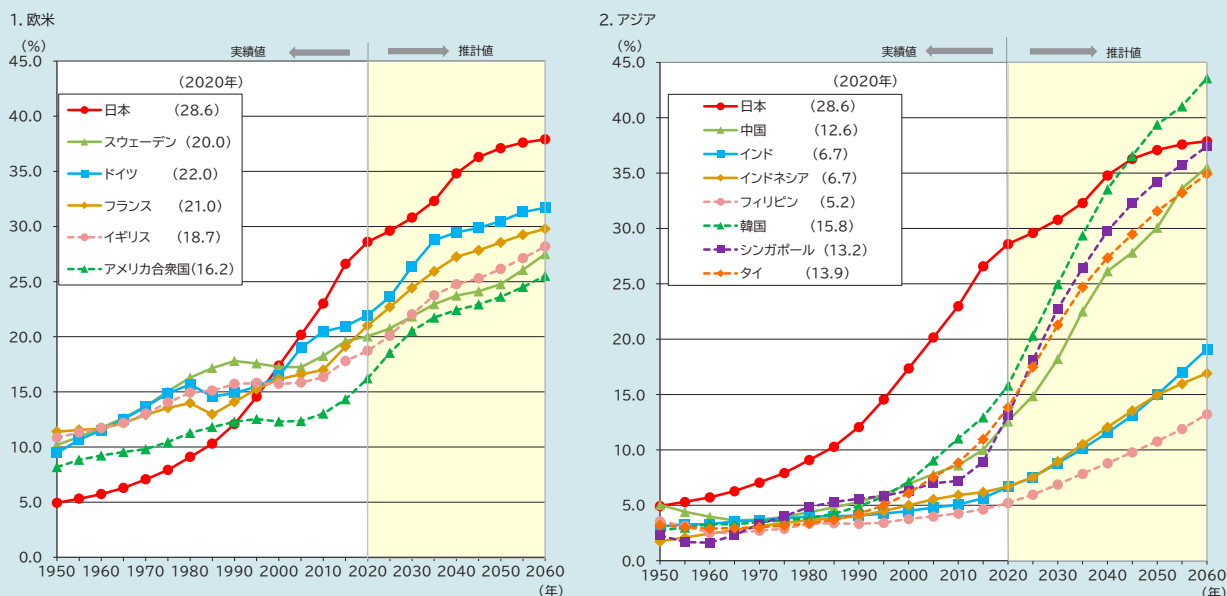
資料：UN, World Population Prospects : The 2022 Revision

（注）先進地域とは、ヨーロッパ、北部アメリカ、日本、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域をいう。

開発途上地域とは、アフリカ、アジア（日本を除く。）、中南米、メラネシア、ミクロネシア及びポリネシアからなる地域をいう。

図 1-1-6

世界の高齢化率の推移



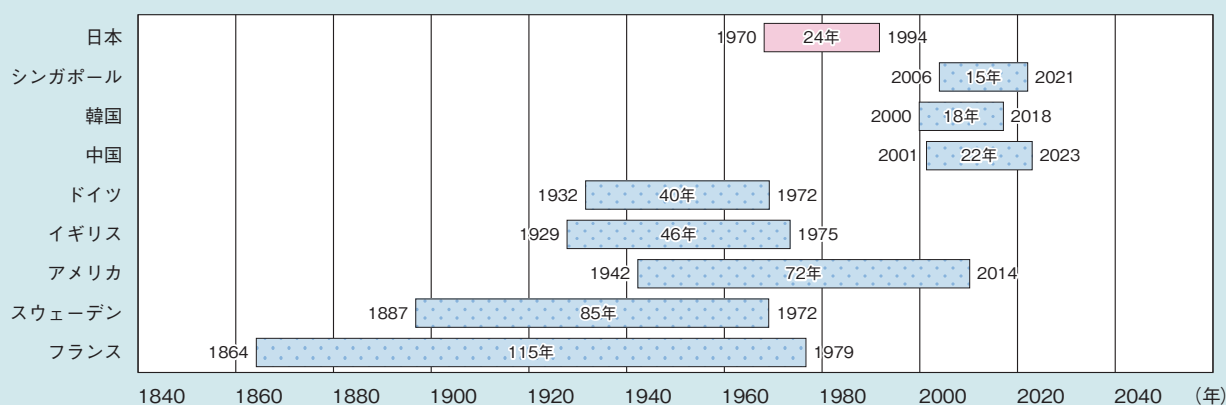
資料：UN, World Population Prospects : The 2022 Revision

ただし日本は、2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果による。

高齢化の速度について、高齢化率が7%を超えてからその倍の14%に達するまでの所要年数（倍加年数）によって比較すると、フランスが115年、スウェーデンが85年、アメリカが72年、比較的短いイギリスが46年、ドイツが40年であるのに対し、我が国は、昭和45（1970）

年に7%を超えると、その24年後の平成6（1994）年には14%に達した。一方、アジア諸国に目を移すと、韓国が18年、シンガポールが15年など、今後、一部の国でも我が国を上回るスピードで高齢化が進むことが考えられる（図1-1-7）。

図1-1-7 主要国における高齢化率が7%から14%へ達するまでの所要年数



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」（2023）改訂版

（注）1950年以前はUN, The Aging of Population and Its Economic and Social Implications (Population Studies, No.26, 1956) 及び Demographic Yearbook, 1950年以降はUN, World Population Prospects: 2022（中位推計）による。ただし、日本は総務省統計局『国勢調査報告』および国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』（令和5年推計）による（[出生中位（死亡中位）推計値]）。1950年以前は既知年次のデータを基に補間推計したものによる。

3 家族と世帯

(1) 65歳以上の者のいる世帯は全世帯の約半数

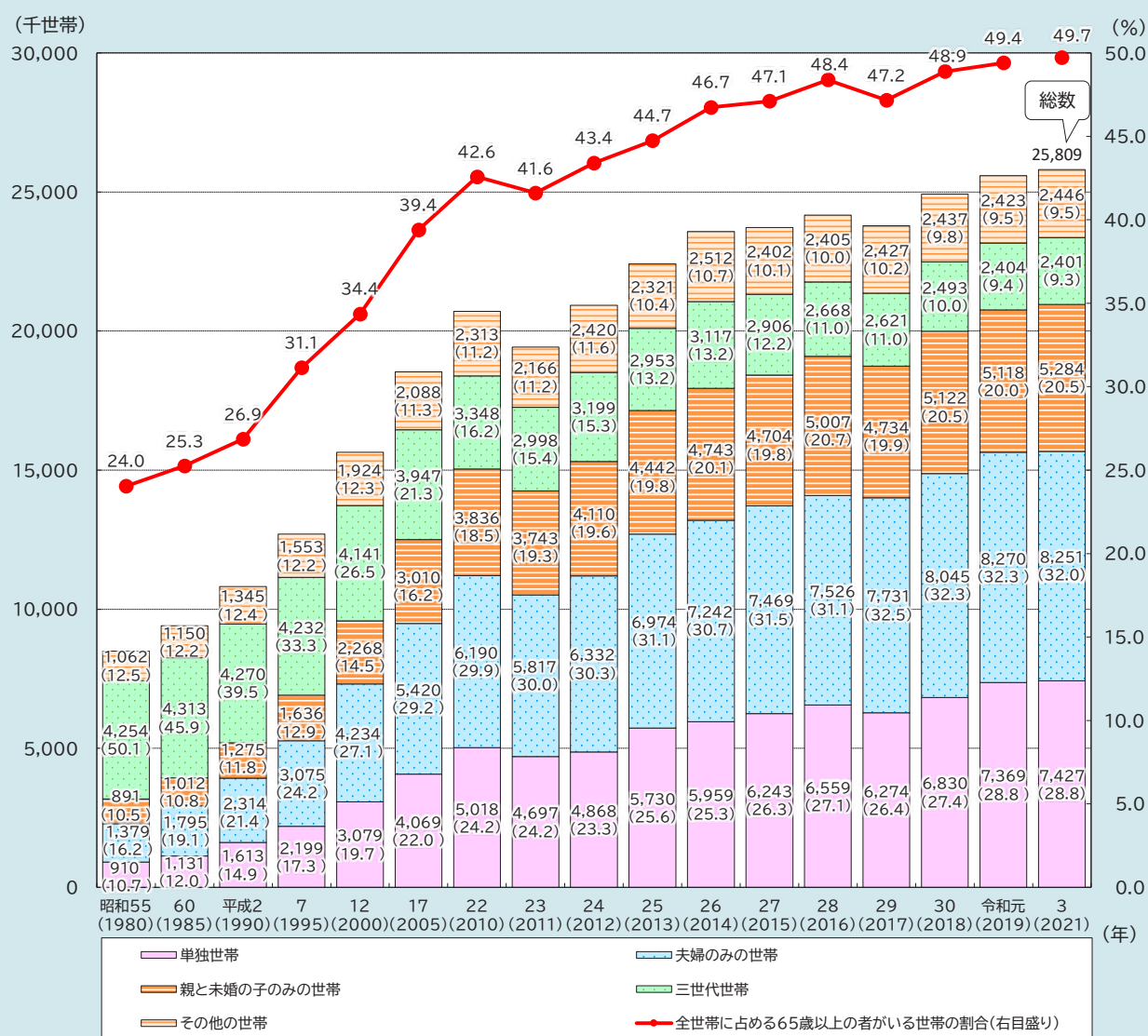
65歳以上の者のいる世帯について見ると、令和3年現在、世帯数は2,580万9千世帯と、全世帯(5,191万4千世帯)の49.7%を占めて

いる。

昭和55年では世帯構造の中で三世帯世帯の割合が一番多く、全体の半数を占めていたが、令和3年では夫婦のみの世帯及び単独世帯がそれぞれ約3割を占めている(図1-1-8)。

図1-1-8

65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合(世帯構造別)と全世帯に占める65歳以上の者がいる世帯の割合



資料：昭和60年以前の数値は厚生省「厚生行政基礎調査」、昭和61年以降の数値は厚生労働省「国民生活基礎調査」による。

(注1) 平成7年の数値は兵庫県を除いたもの、平成23年の数値は岩手県、宮城県及び福島県を除いたもの、平成24年の数値は福島県を除いたもの、平成28年の数値は熊本県を除いたものである。

(注2) () 内の数字は、65歳以上の者のいる世帯総数に占める割合(%)

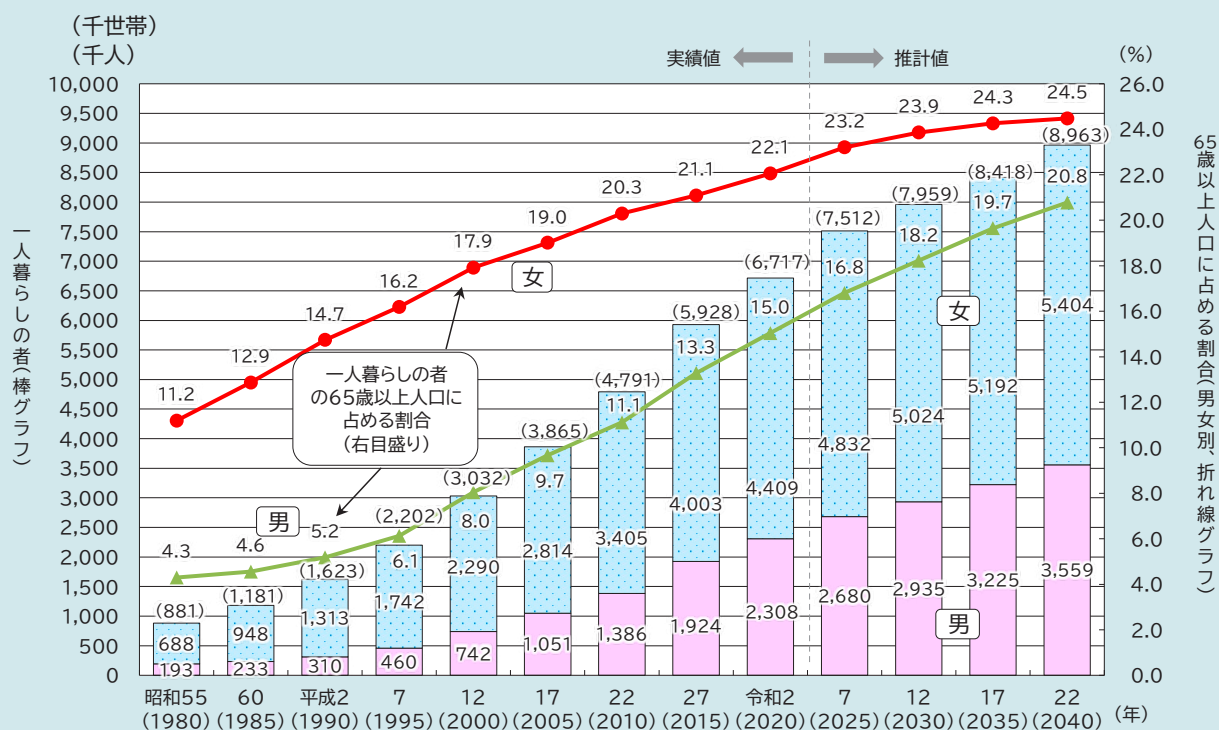
(注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(注4) 令和2年は調査中止

(2) 65歳以上の一人暮らしの者が増加傾向

65歳以上の一人暮らしの者は男女ともに増加傾向にあり、昭和55年には65歳以上の男女それぞれの人口に占める割合は男性4.3%、女性11.2%であったが、令和2年には男性15.0%、女性22.1%となっている（図1-1-9）。

図1-1-9 65歳以上の一人暮らしの者の動向



資料：令和2年までは総務省「国勢調査」による人数、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2018（平成30）年推計）による世帯数

（注1）「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯（1人）」のことを指す。

（注2）棒グラフ上の（ ）内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計

（注3）四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

4 地域別に見た高齢化

令和4年現在の高齢化率は、最も高い秋田県で38.6%、最も低い東京都で22.8%となっている。今後、高齢化率は、全ての都道府県で上昇し、令和27年には、最も高い秋田県では50.1%となり、最も低い東京都でも、30%を超えて30.7%に達すると見込まれている。また、首都

圏を見ると、埼玉県の高齢化率は、令和4年の27.4%から8.4ポイント上昇し、令和27年には35.8%に、神奈川県では25.8%から9.4ポイント上昇し35.2%になると見込まれるなど、今後、我が国の高齢化は、大都市圏を含めて全国的な広がりを見ることとなる（表1-1-10）。

表1-1-10 都道府県別高齢化率の推移

	令和4（2022）年			令和27（2045）年	高齢化率の伸び （ポイント）
	総人口（千人）	65歳以上人口 （千人）	高齢化率（%）	高齢化率（%）	
北海道	5,140	1,686	32.8	42.8	10.0
青森県	1,204	419	34.8	46.8	12.0
岩手県	1,181	408	34.6	43.2	8.6
宮城県	2,280	659	28.9	40.3	11.4
秋田県	930	359	38.6	50.1	11.5
山形県	1,041	362	34.8	43.0	8.2
福島県	1,790	586	32.7	44.2	11.5
茨城県	2,840	864	30.4	40.0	9.6
栃木県	1,909	572	29.9	37.3	7.4
群馬県	1,913	589	30.8	39.4	8.6
埼玉県	7,337	2,007	27.4	35.8	8.4
千葉県	6,266	1,753	28.0	36.4	8.4
東京都	14,038	3,202	22.8	30.7	7.9
神奈川県	9,232	2,383	25.8	35.2	9.4
新潟県	2,153	722	33.5	40.9	7.4
富山県	1,017	335	33.0	40.3	7.3
石川県	1,118	338	30.3	37.2	6.9
福井県	753	235	31.2	38.5	7.3
山梨県	802	252	31.5	43.0	11.5
長野県	2,020	657	32.5	41.7	9.2
岐阜県	1,946	604	31.0	38.7	7.7
静岡県	3,582	1,101	30.7	38.9	8.2
愛知県	7,495	1,920	25.6	33.1	7.5
三重県	1,742	531	30.5	38.3	7.8
滋賀県	1,409	378	26.8	34.3	7.5
京都府	2,550	755	29.6	37.8	8.2
大阪府	8,782	2,432	27.7	36.2	8.5
兵庫県	5,402	1,608	29.8	38.9	9.1
奈良県	1,306	423	32.4	41.1	8.7
和歌山県	903	307	34.0	39.8	5.8
鳥取県	544	180	33.1	38.7	5.6
島根県	658	229	34.7	39.5	4.8
岡山県	1,862	574	30.8	36.0	5.2
広島県	2,760	826	29.9	35.2	5.3
山口県	1,313	462	35.2	39.7	4.5
徳島県	704	246	35.0	41.5	6.5
香川県	934	302	32.4	38.3	5.9
愛媛県	1,306	443	33.9	41.5	7.6
高知県	676	244	36.1	42.7	6.6
福岡県	5,116	1,449	28.3	35.2	6.9
佐賀県	801	251	31.4	37.0	5.6
長崎県	1,283	435	33.9	40.6	6.7
熊本県	1,718	552	32.1	37.1	5.0
大分県	1,107	376	33.9	39.3	5.4
宮崎県	1,052	352	33.4	40.0	6.6
鹿児島県	1,563	523	33.5	40.8	7.3
沖縄県	1,468	344	23.5	31.4	7.9

資料：令和4年は総務省「人口推計」、令和27年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

さらに、平成27年を基準年として、都市規模別に65歳以上人口の推移を見ると、都市規模が大きいほど65歳以上人口は増加する見込みとなっている。一方で、人口5万人未満の都市では、令和2年をピークに65歳以上人口は減少し、令和17年には平成27年時点よりも減少する見込みである（図1-1-11）。

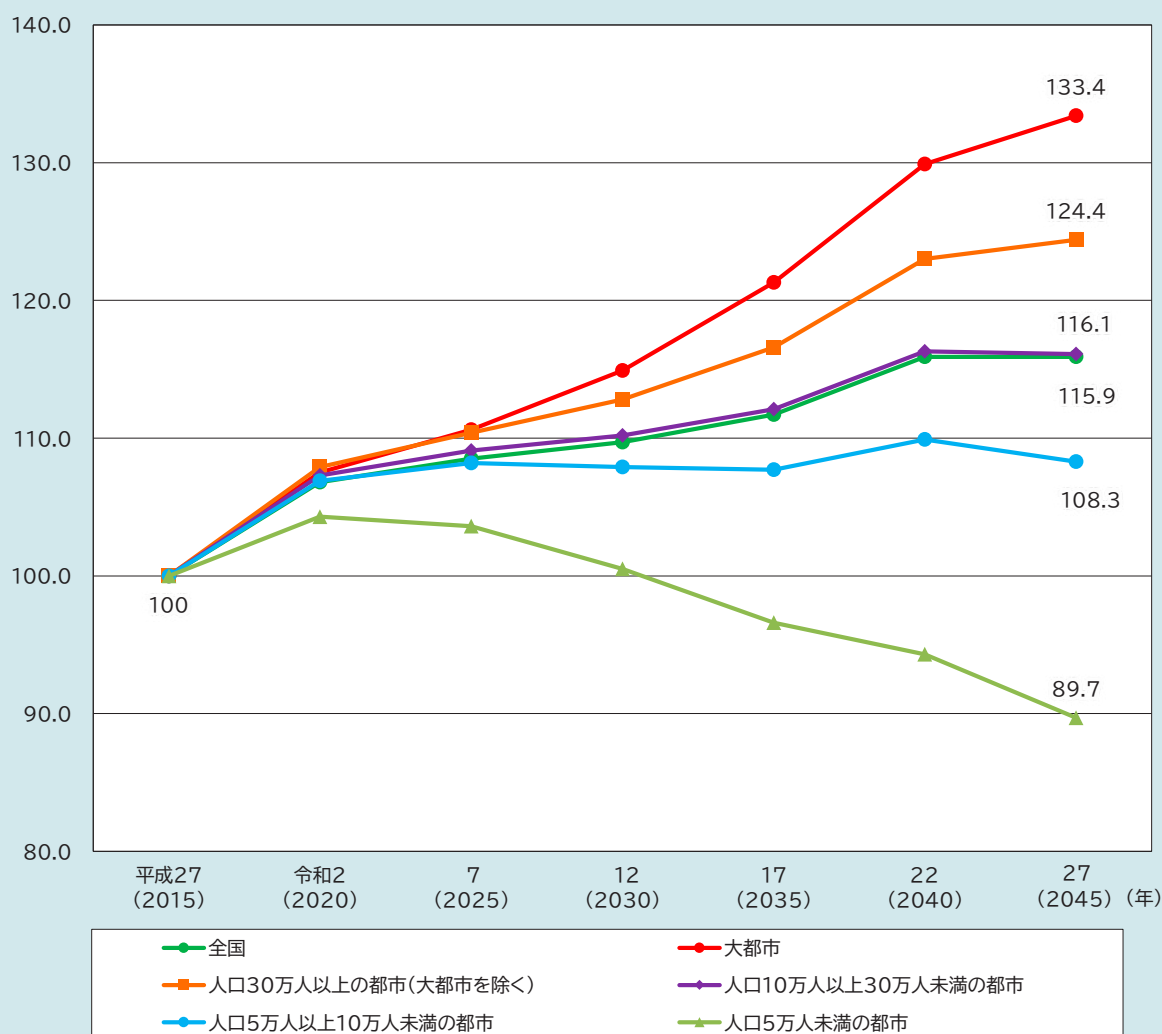
5 高齢化の要因

高齢化の要因は大きく分けて、①年齢調整死亡率の低下による65歳以上人口の増加、②少子化の進行による若年人口の減少、の2つである。

（1）年齢調整死亡率¹の低下による65歳以上人口の増加

65歳以上人口の増加に伴い、死亡者の実数は増加傾向にあるが、人口の年齢構成に変化が

図1-1-11 都市規模別に見た65歳以上人口指数（平成27（2015）年＝100）の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」をもとに作成。

（注1）各カテゴリーごとに総計を求め、平成27年の人口を100とし、各年の人口を指数化した。

（注2）「大都市」は、東京都区部及び政令指定都市を指す。

（注3）福島県のデータは含まれていない。

さらに、平成27年を基準年として、都市規模別に65歳以上人口の推移を見ると、都市規模が大きいほど65歳以上人口は増加する見込みとなっている。一方で、人口5万人未満の都市では、令和2年をピークに65歳以上人口は減少し、令和17年には平成27年時点よりも減少する見込みである（図1-1-11）。

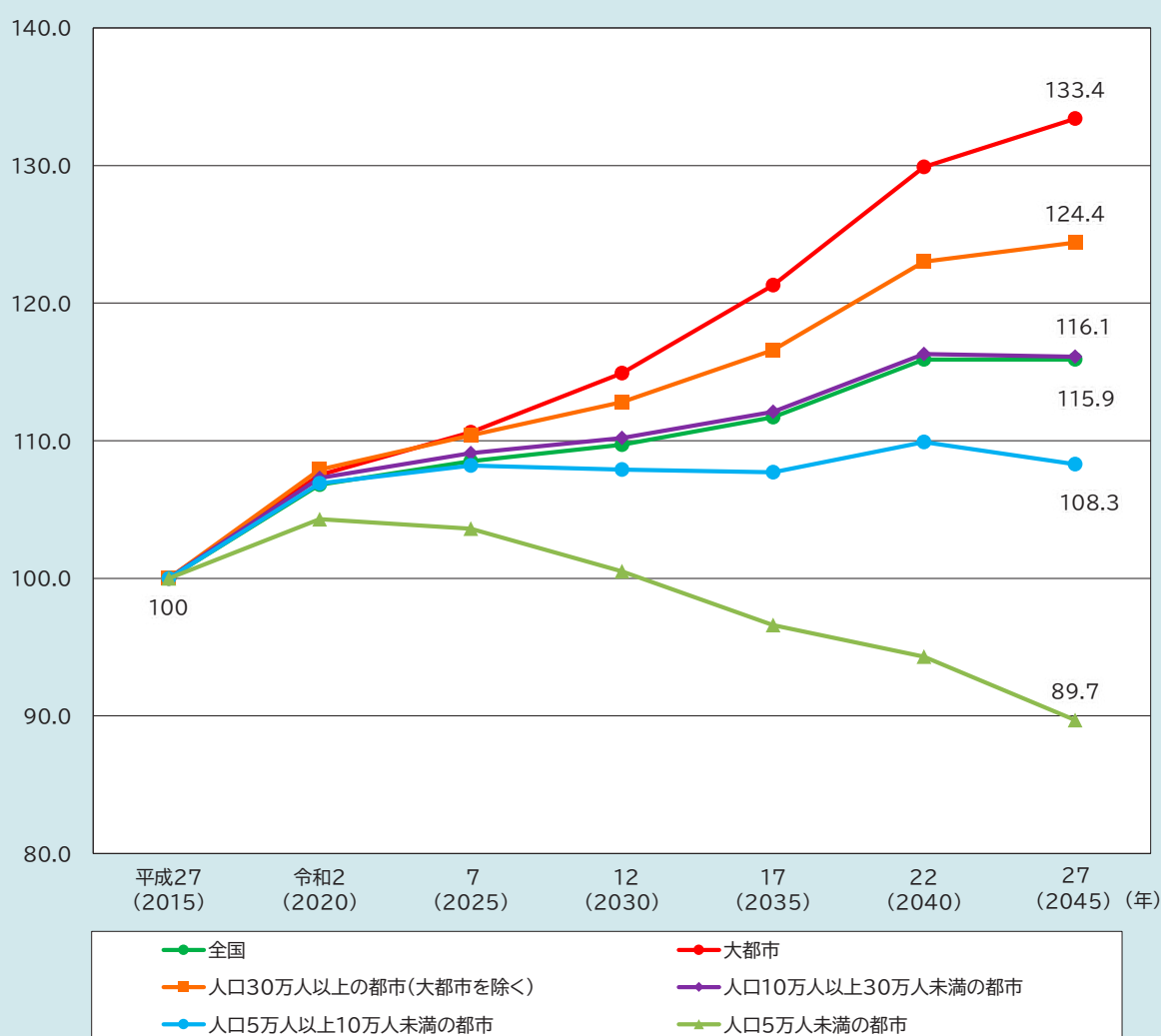
5 高齢化の要因

高齢化の要因は大きく分けて、①年齢調整死亡率の低下による65歳以上人口の増加、②少子化の進行による若年人口の減少、の2つである。

（1）年齢調整死亡率¹の低下による65歳以上人口の増加

65歳以上人口の増加に伴い、死亡者の実数は増加傾向にあるが、人口の年齢構成に変化が

図1-1-11 都市規模別に見た65歳以上人口指数（平成27（2015）年＝100）の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」をもとに作成。

（注1）各カテゴリーごとに総計を求め、平成27年の人口を100とし、各年の人口を指数化した。

（注2）「大都市」は、東京都区部及び政令指定都市を指す。

（注3）福島県のデータは含まれていない。

ないと仮定した場合の年齢調整死亡率は低下傾向にある。戦後、我が国では、生活環境の改善、食生活・栄養状態の改善、医療技術の進歩等により、年齢調整死亡率が大幅に低下し、昭和25年の男性42.2、女性32.8から、令和3年には男性13.6、女性7.4になった（図1-1-12）。

（注1）死亡数を人口で除した通常の死亡率（以下「粗死亡率」という。）は、高齢者の多い集団では高くなる。人口の年齢構成は毎年変化するので、粗死亡率は年次比較には適さない。そこで、人口の年齢構成が毎年一定であると仮定して（これを「基準人口」という。）死亡率を算出したのが、年齢調整死亡率である。計算方法は以下のとおり。
 年齢調整死亡率 = $\frac{[\text{観察集団の各年齢（年齢階級）の死亡率}] \times [\text{基準人口集団のその年齢（年齢階級）の人口}]}{[\text{各年齢（年齢階級）の総和} / \text{基準人口集団の総数（通例人口千人当たりで表示）}]}$

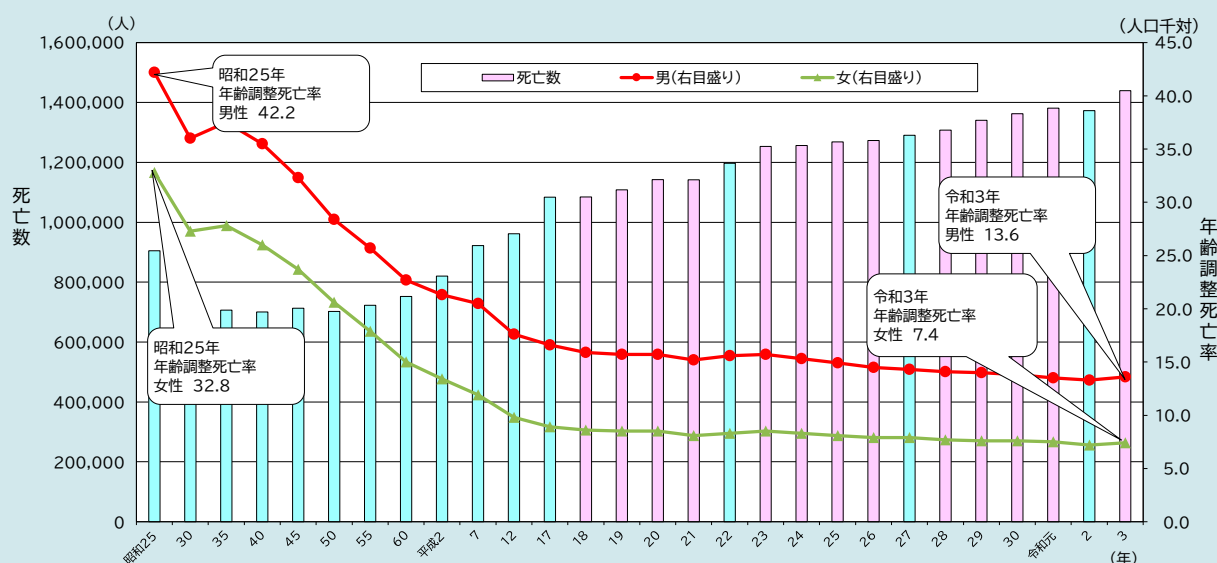
（2）少子化の進行による若年人口の減少

我が国の戦後の出生状況の推移を見ると、出生数は、第1次ベビーブーム（昭和22～24年。

この間の出生数805万7,054人）、第2次ベビーブーム（昭和46～49年。この間の出生数816万1,627人）の2つのピークの後には減少傾向にある。令和3年の出生数は81万1,622人、出生率（人口1,000人当たりの出生数）は6.6となり、出生数は前年の84万835人より2万9,213人減少した。

また、合計特殊出生率（その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。）は、第1次ベビーブーム以降急速に低下し、昭和31年に2.22となった後、しばらくは人口置換水準（人口を長期的に維持するために必要な水準）前後で推移してきたが、昭和50年に1.91と2.00を下回ると、平成5年に1.46と1.50を割り込んだ。その後も低下傾向は続き、平成17年には1.26と過去最低を記録したが、令和3年は1.30となっている。

図1-1-12 死亡数及び年齢調整死亡率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

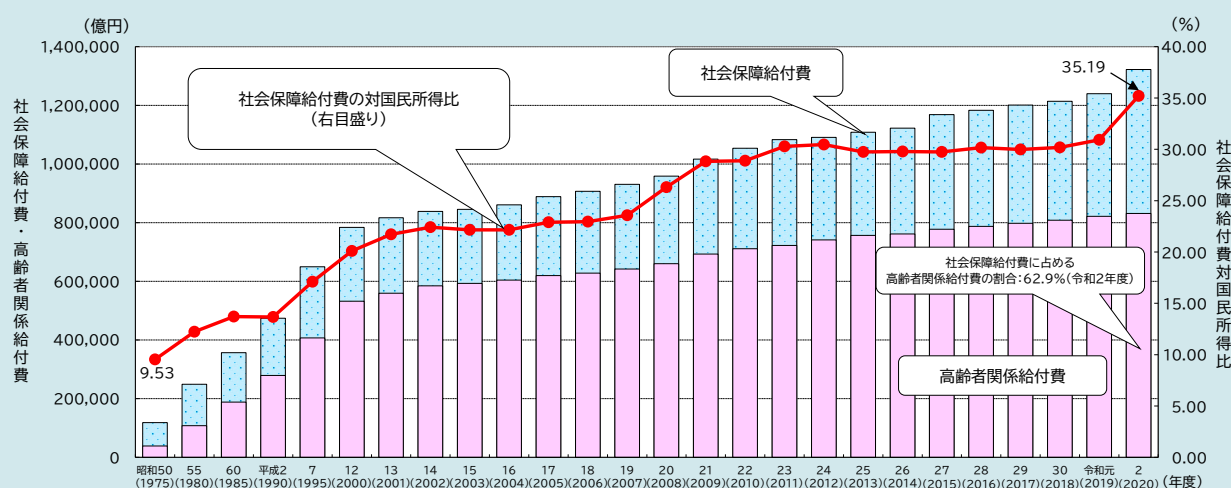
（注1）年齢調整死亡率は、「平成27年モデル人口」を基準人口としている。

（注2）昭和25年～平成17年までは5年ごと、平成18年以降は各年の数値である。

6 高齢化の社会保障給付費に対する影響

社会保障給付費（年金・医療・福祉その他を合わせた額）全体について見ると、令和2年度は132兆2,211億円となり過去最高の水準となった。また、国民所得に占める割合は35.19%（前年度比4.26ポイント増）となった。社会保障給付費のうち、高齢者関係給付費（年金保険給付費、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせた額）について見ると、令和2年度は83兆1,541億円となり、前年度の82兆1,675億円から9,866億円増加した。なお、社会保障給付費に占める割合は62.9%で、前年度から3.4ポイント減少となっている（図1-1-13）。

図1-1-13 社会保障給付費の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「令和2年度社会保障費用統計」

(注1) 高齢者関係給付費とは、年金保険給付費、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせたもので昭和48年度から集計

(注2) 高齢者医療給付費は、平成19年度までは旧老人保健制度からの医療給付額、平成20年度から平成29年度は後期高齢者医療制度からの医療給付額及び旧老人保健制度からの医療給付額、平成30年度は後期高齢者医療制度からの医療給付額が含まれている。

第2節 高齢期の暮らしの動向

1 就業・所得

(1) 経済的な暮らし向きについて心配がない 65歳以上の者は68.5%

内閣府の調査では、経済的な暮らし向きについて「心配がない」（「家計にゆとりがあり、まったく心配なく暮らしている」と「家計にあまりゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている」の計）と感じている人の割合は全体で68.5%となっている（図1-2-1-1）。

(2) 高齢者世帯の所得はその他の世帯平均と比べて低い

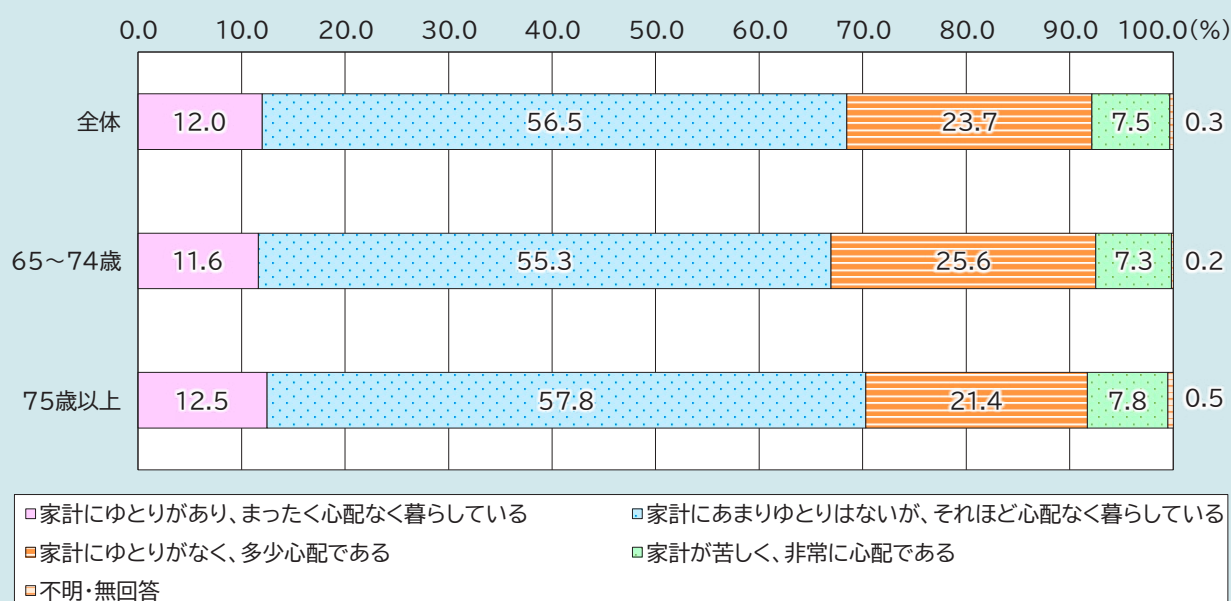
高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）の平均所得金額（令和2年の1年間の所得）は332.9万円で、全世帯から高齢者世帯

と母子世帯を除いたその他の世帯（689.5万円）の約5割となっている。

なお、等価可処分所得²を平均金額で見ると、高齢者世帯は237.1万円となっており、その他の世帯（336.5万円）の約7割となっている（表1-2-1-2）。

（注2）等価可処分所得とは、世帯人員数の違いを調整するため、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割った所得。生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が、生活コストが割高になることを考慮したもの。なお、世帯の可処分所得とは、世帯収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入である。

図1-2-1-1 65歳以上の人の経済的な暮らし向き（択一回答）



資料：内閣府「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」（令和3年度）

（注1）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

（注2）調査は60歳以上の男女を対象としているが、本白書では、65歳以上の男女の集計結果を紹介する。

また、高齢者世帯の所得階層別分布を見ると、150～200万円が最も多くなっている（図1-2-1-3）。

さらに、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯について、公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合を見ると、公的年金・恩給が家計収入の全てとなっている世帯が約4分の1となっている（図1-2-1-4）。

(3) 世帯主が65歳以上の世帯の貯蓄現在高の中央値は全世帯の1.4倍

資産の状況を二人以上の世帯について見ると、世帯主の年齢階級別の家計の貯蓄・負債の全般的状況は、世帯主の年齢階級が高くなるにつれて、1世帯当たりの純貯蓄（貯蓄から負債を差し引いた額）はおおむね増加し、世帯主が60～69歳の世帯及び70歳以上の世帯では、他の年齢階級に比べて大きな純貯蓄を有している。年齢階級が高くなるほど、貯蓄額と持家率がおおむね増加する一方、世帯主が30～39歳の世帯をピークに負債額は減少していく（図1-2-1-5）。

表1-2-1-2

高齢者世帯の所得

区分	平均所得金額 (平均世帯人員)	平均等価可処分 所得金額
高齢者世帯	332.9万円 (1.57)	237.1万円
その他の世帯	689.5万円 (2.82)	336.5万円
全世帯	564.3万円 (2.39)	310.2万円

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和3年）（同調査における令和2年1年間の所得）
(注1) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
(注2) 等価可処分所得とは、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整したものをいう。
(注3) その他の世帯とは、全世帯から高齢者世帯と母子世帯を除いた世帯をいう。

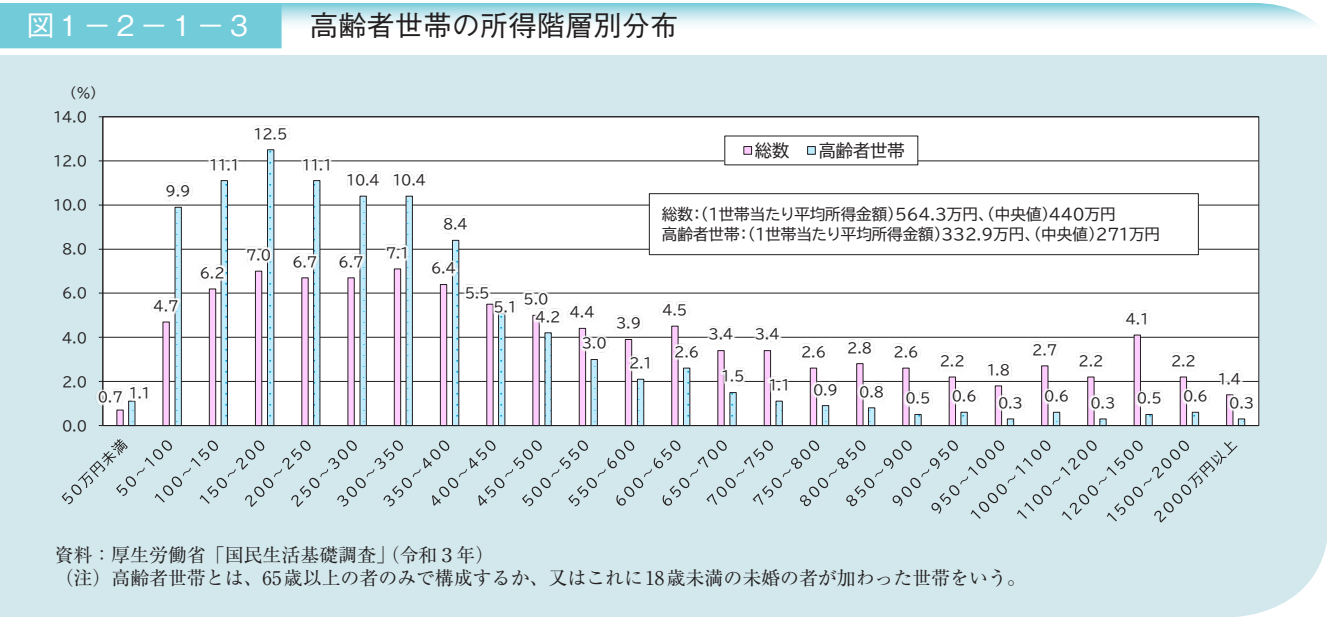
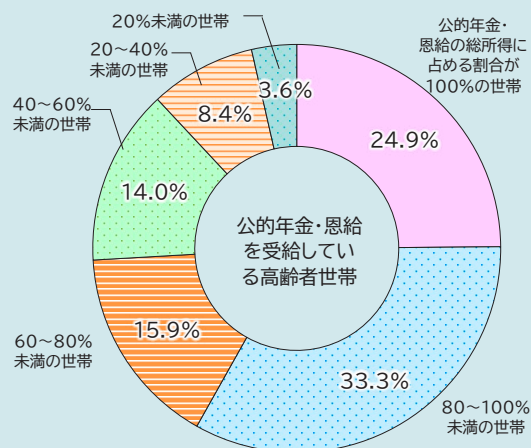


図1-2-1-4

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



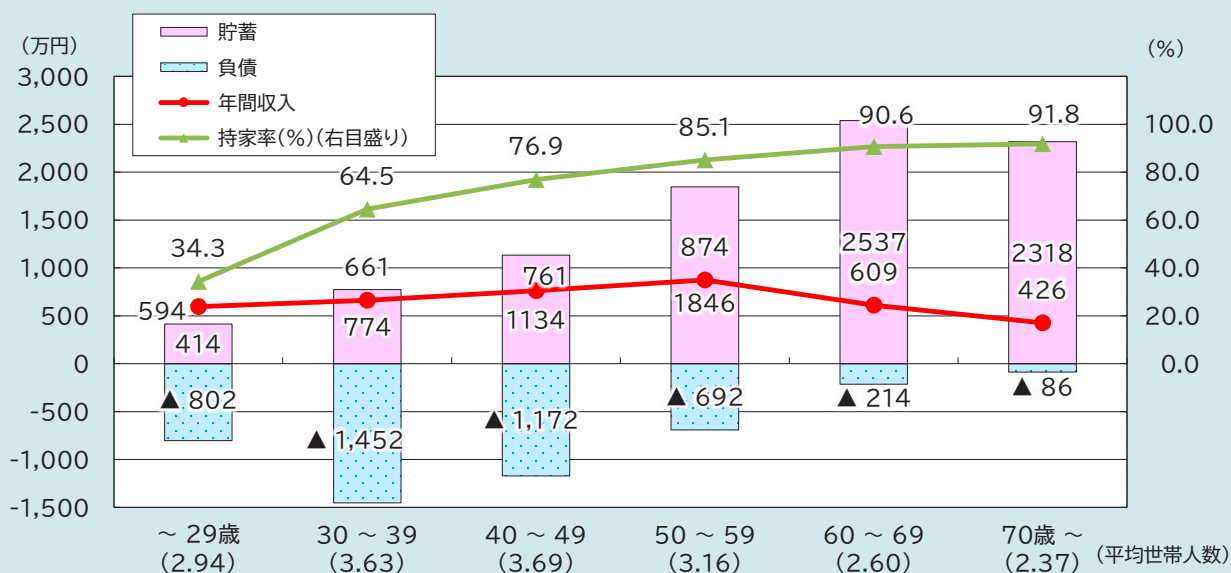
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和3年)
(同調査における令和2年1年間の所得)
(注1) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。
(注2) 令和2年の数値は、「特別定額給付金」の影響がある。

また、二人以上の世帯の貯蓄現在高について、世帯主の年齢が65歳以上の世帯と全世帯の中央値を比較すると、前者は1,588万円と、後者の1,104万円の約1.4倍となっている。二人以上の世帯の貯蓄現在高階級別の世帯分布を見ると、世帯主の年齢が65歳以上の世帯では、4,000万円以上の貯蓄を有する世帯が17.7%であり、全世帯(12.8%)と比べて高い水準となっている(図1-2-1-6)。

さらに、金融資産の分布状況を世帯主の世代別に見ると、世帯主の年齢が60歳以上の世帯が占める割合が令和元年には63.5%となっている(図1-2-1-7)。

図1-2-1-5

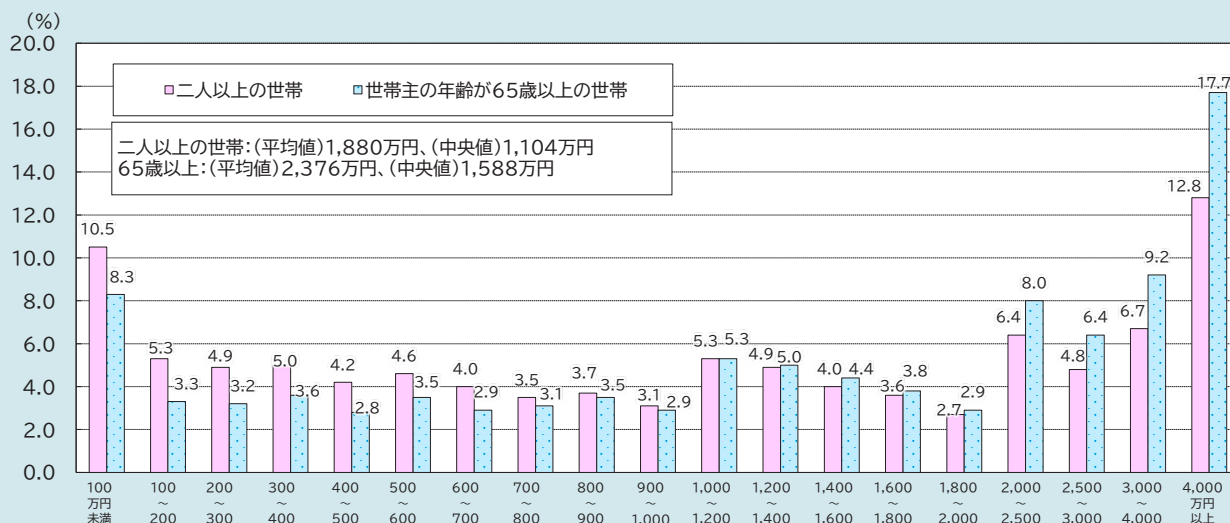
世帯主の年齢階級別1世帯当たりの貯蓄・負債現在高、年間収入、持家率



資料：総務省「家計調査(二人以上の世帯)」(令和3年)

図 1-2-1-6

貯蓄現在高階級別世帯分布



資料：総務省「家計調査（二人以上の世帯）」（令和3年）

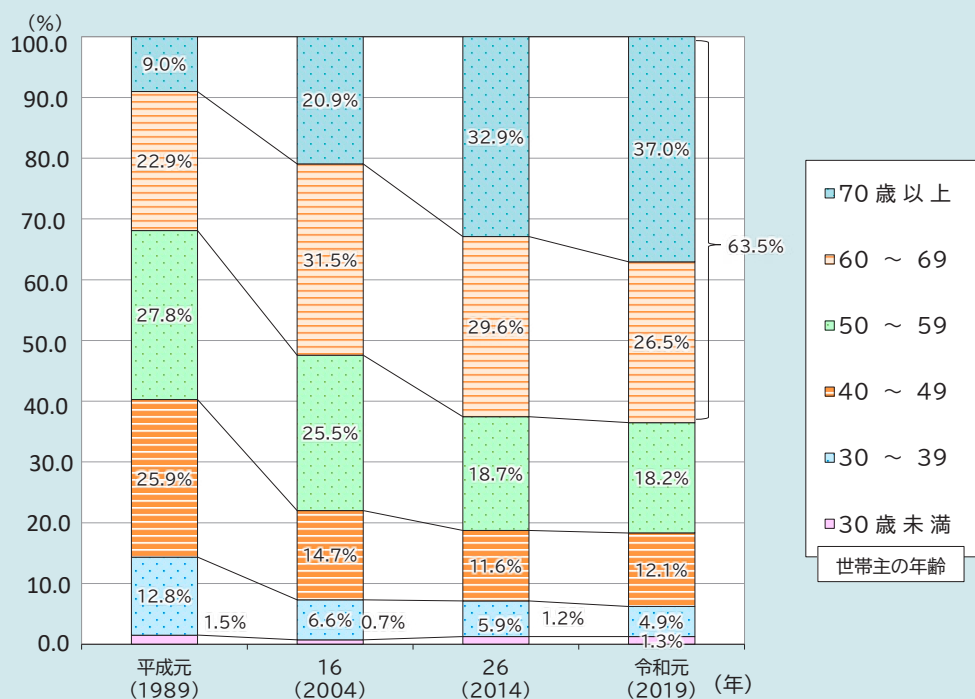
（注1）単身世帯は対象外

（注2）ゆうちょ銀行、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、銀行及びその他の金融機関（普通銀行等）への預貯金、生命保険及び積立型損害保険の掛金（加入してからの掛金の払込総額）並びに株式、債券、投資信託、金銭信託などの有価証券（株式及び投資信託については調査時点の時価、債券及び貸付信託・金銭信託については額面）といった金融機関への貯蓄と、社内預金、勤め先の共済組合などの金融機関外への貯蓄の合計

（注3）中央値とは、貯蓄現在高が「0」の世帯を除いた世帯を貯蓄現在高の低い方から順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する世帯の貯蓄現在高をいう。

図 1-2-1-7

世代別金融資産分布状況



資料：総務省「全国家計構造調査」より内閣府作成

（注1）このグラフでいう金融資産とは、貯蓄現在高のことを指す。

（注2）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

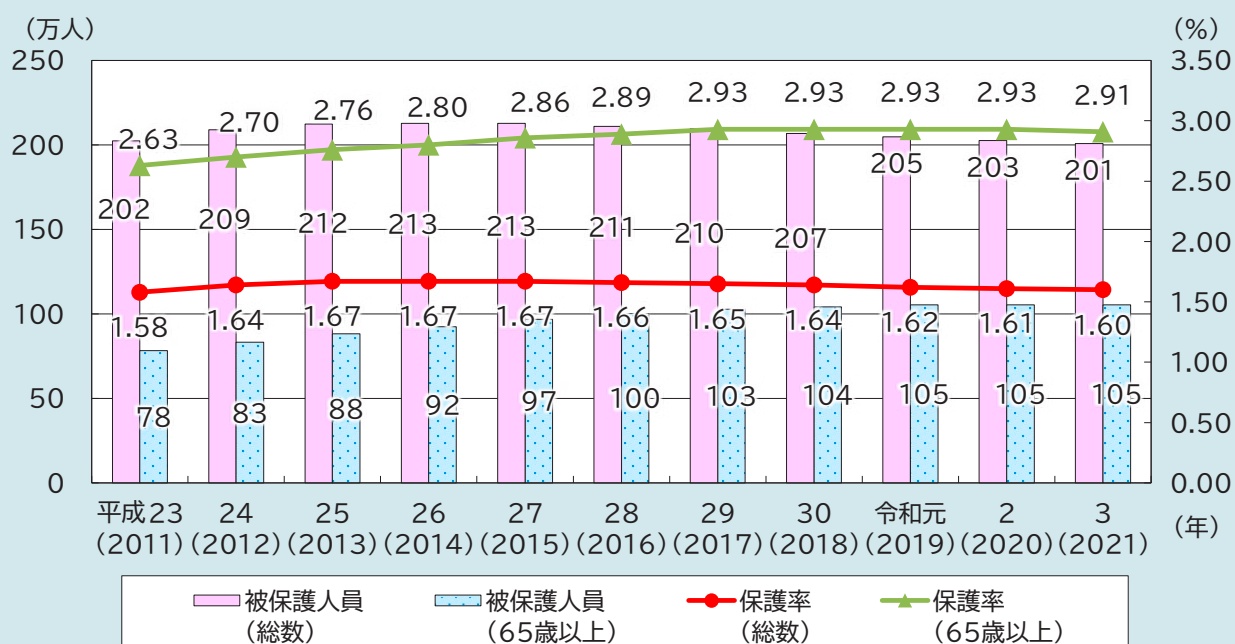
（注3）平成26年以前は「全国消費実態調査」として実施しており、集計方法等が異なる。平成26年については令和元年と同様の集計方法による選及集計を施しているが、それ以前の結果についてはこの限りではないので、比較する際には注意が必要である。

(4) 65歳以上の生活保護受給者の人数（被保護人員）はほぼ横ばい

生活保護受給者の人数の推移を見ると、令和3年における被保護人員数の総数は前年から減少した一方、65歳以上の生活保護受給者は105

万人で、前年と比べて横ばいになっている。また、65歳以上人口に占める生活保護受給者の割合は2.91%で、前年と比べてほぼ横ばいとなっている（図1-2-1-8）。

図1-2-1-8 被保護人員の推移



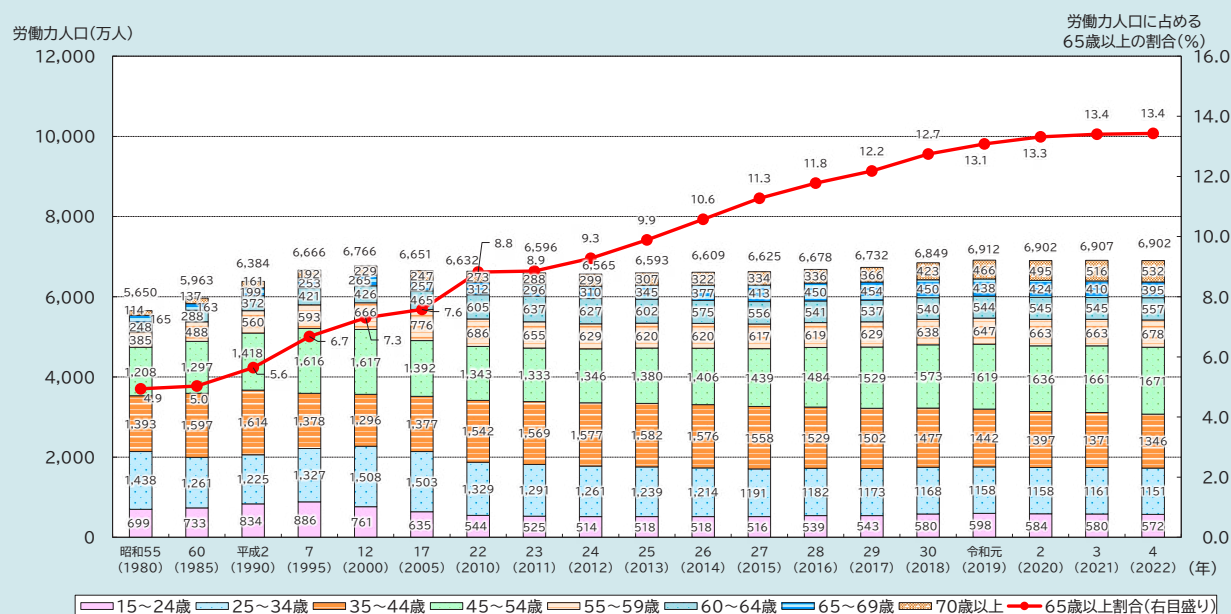
資料：厚生労働省「被保護者調査 年次調査」

(5) 労働力人口に占める65歳以上の者の比率は上昇

令和4年の労働力人口は、6,902万人であった。労働力人口のうち65～69歳の者は395万

人、70歳以上の者は532万人であり、労働力人口総数に占める65歳以上の者の割合は13.4%と長期的には上昇傾向にある（図1-2-1-9）。

図1-2-1-9 労働力人口の推移



資料：総務省「労働力調査」

(注1) 年平均の値

(注2) 「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。

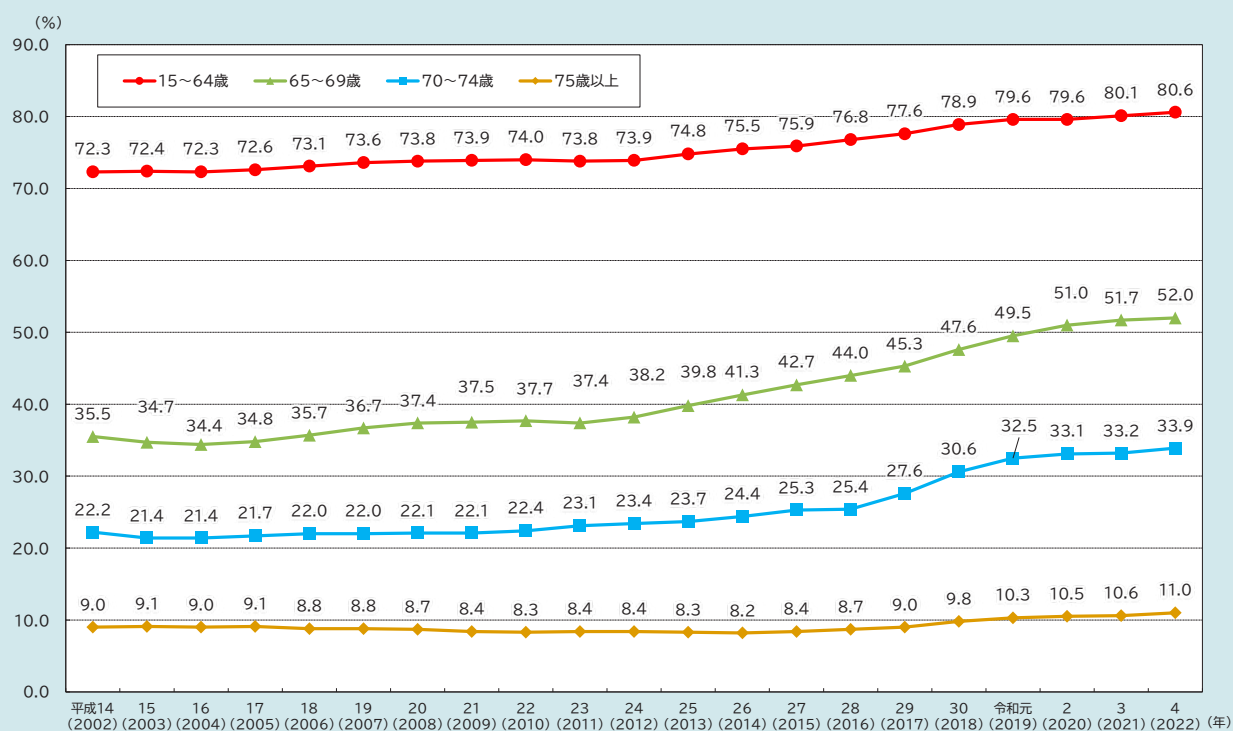
(注3) 平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

また、令和4年の労働力人口比率（人口に占める労働力人口の割合）を見ると、65～69歳では52.0%、70～74歳では33.9%となっており、いずれも長期的に見れば上昇傾向である。75歳以上は11.0%となり、平成27年以降上昇傾向となっている（図1-2-1-10）。

雇用情勢について、完全失業率を見ると、60

～64歳では、平成23年以降低下傾向にあったが、令和3年は、前年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、3.1%に上昇し、令和4年は2.7%と低下した。また、65歳以上では、令和3年の1.8%から令和4年は1.6%と低下した（図1-2-1-11）。

図1-2-1-10 労働力人口比率の推移



資料：総務省「労働力調査」

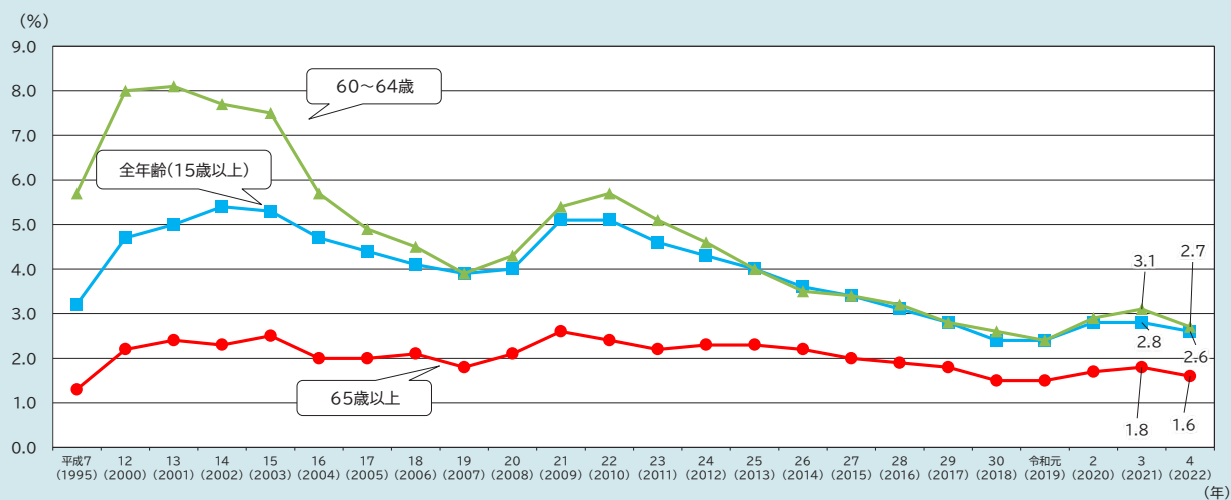
(注1) 年平均の値

(注2) 「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。

「労働力人口比率」とは、15歳以上人口に占める「労働力人口」の割合

(注3) 平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、15～64歳及び65～69歳については補完的に推計した値を、70～74歳及び75歳以上については、3県を除いた値を用いている。

図 1-2-1-11 完全失業率の推移



資料：総務省「労働力調査」

(注1) 年平均の値

(注2) 平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

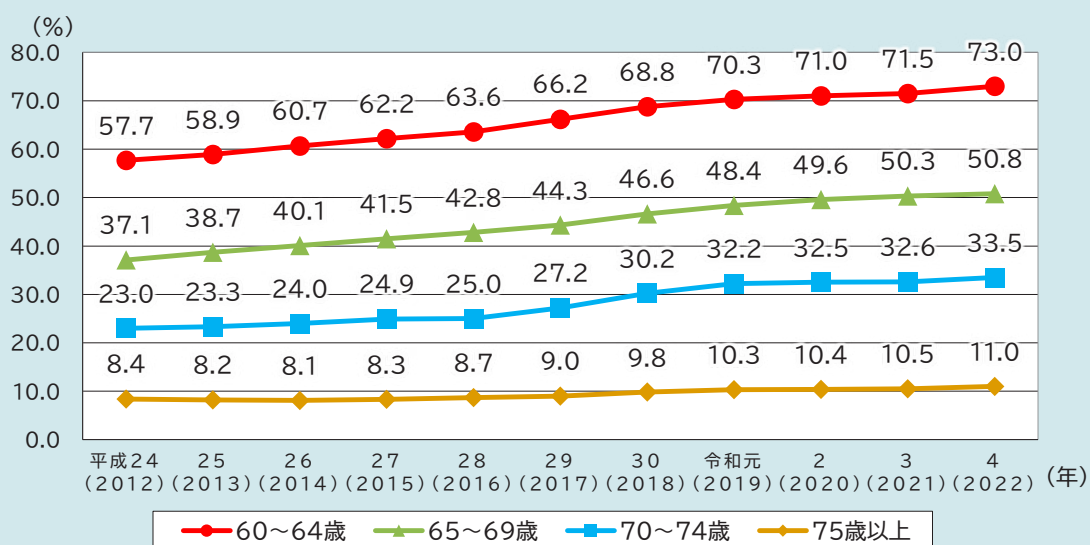
(6) 就業状況

ア 就業率の推移

就業率の推移を見ると、60～64歳、65～69歳、70～74歳、75歳以上では、10年前の平成

24年の就業率と比較して、令和4年の就業率はそれぞれ15.3ポイント、13.7ポイント、10.5ポイント、2.6ポイント伸びている（図1-2-1-12）。

図 1-2-1-12 年齢階級別就業率の推移



資料：総務省「労働力調査」

(注1) 年平均の値

(注2) 「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合をいう。

イ 男性は60代後半でも全体の半数以上が働いている

男女別に就業状況を見ると、男性の場合、就業者の割合は、60～64歳で83.9%、65～69歳で61.0%となっており、65歳を過ぎても、多くの人が就業している。また、女性の就業者の割合は、60～64歳で62.7%、65～69歳で41.3%となっている。さらに、70～74歳では、男性の就業者の割合は41.8%、女性の就業者の割合は26.1%となっている（図1-2-1-13）。

ウ 60歳以降に非正規の職員・従業員の比率は上昇

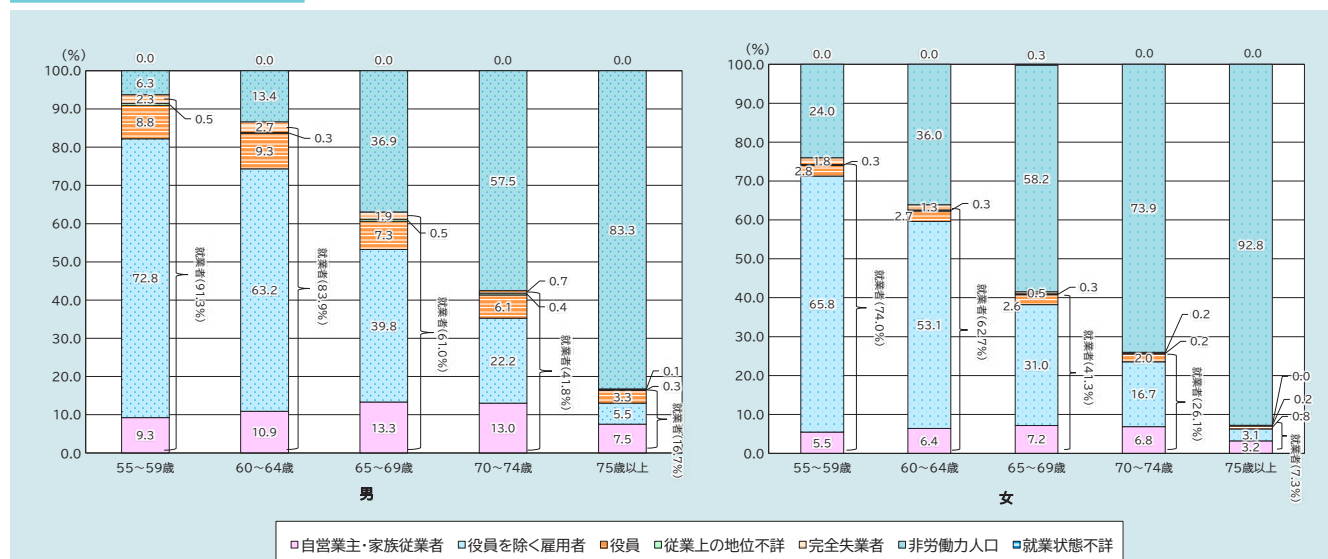
役員を除く雇用者のうち非正規の職員・従業員の比率を男女別に見ると、男性の場合、55～59歳で11.0%であるが、60～64歳で45.3%、65

～69歳で67.3%と、60歳を境に大幅に上昇している。また、女性の場合も、55～59歳で58.9%、60～64歳で74.4%、65～69歳で84.3%となっており、男性と比較して上昇幅は小さいものの、60歳以降、特に非正規の職員・従業員の比率は上昇している（図1-2-1-14）。

エ 「働けるうちはいつまでも」働きたい60歳以上の者が約4割

現在収入のある仕事をしている60歳以上の者については約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答しており、70歳くらいまで又はそれ以上との回答と合計すれば、約9割が高齢期にも高い就業意欲を持っている様子がうかがえる（図1-2-1-15）。

図1-2-1-13 55歳以上の者の就業状況

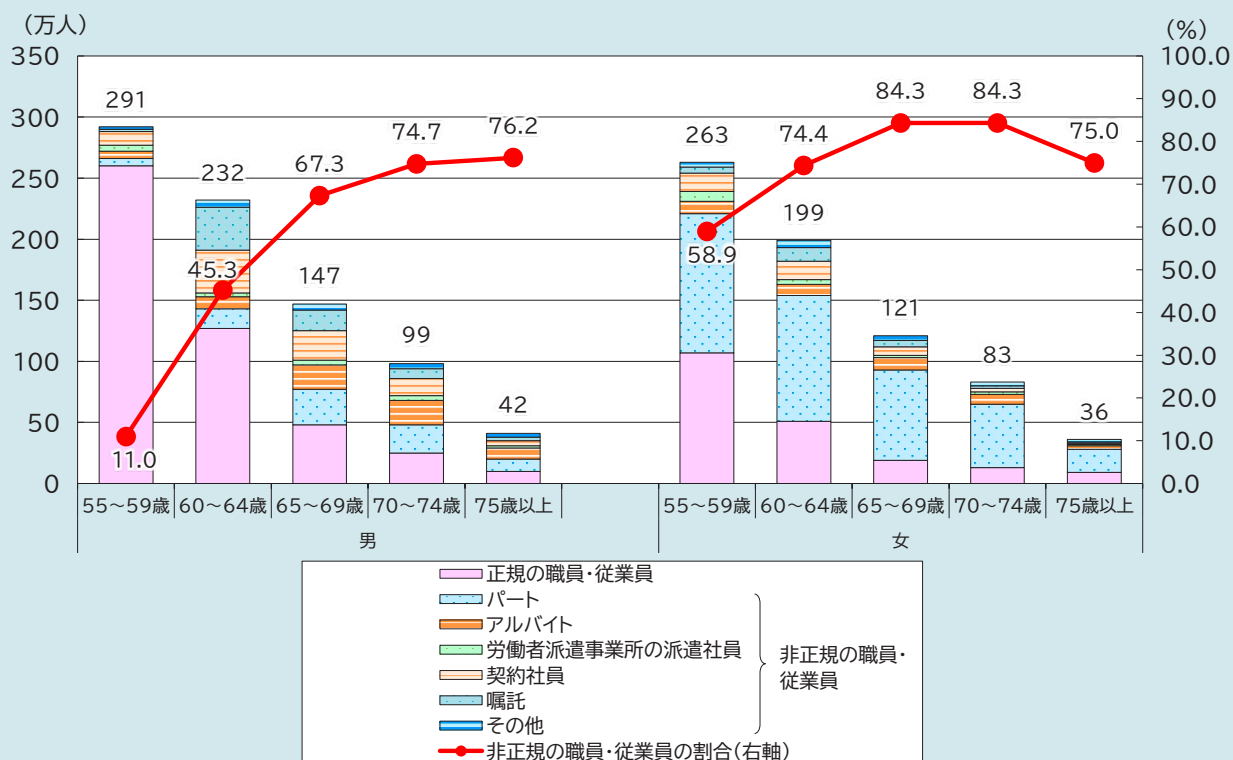


資料：総務省「労働力調査」（令和4年）

（注1）年平均の値

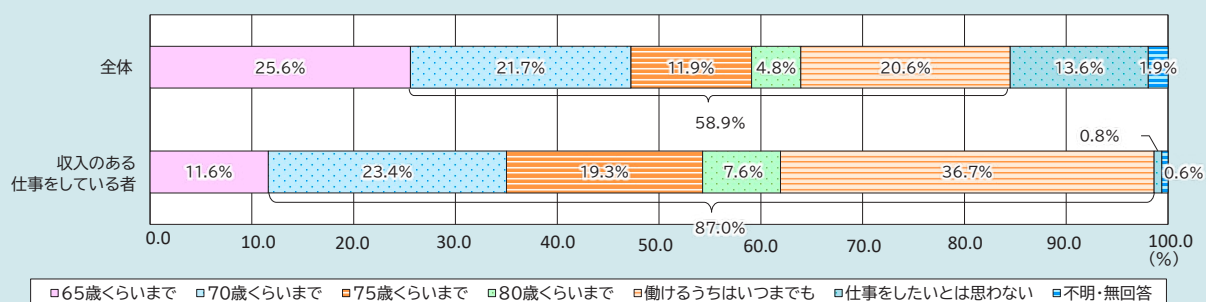
（注2）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

図 1-2-1-14 雇用形態別雇用者及び非正規雇用者率（役員を除く。）



資料：総務省「労働力調査」（令和4年）
（注）年平均の値

図 1-2-1-15 あなたは、何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいですか（択一回答）



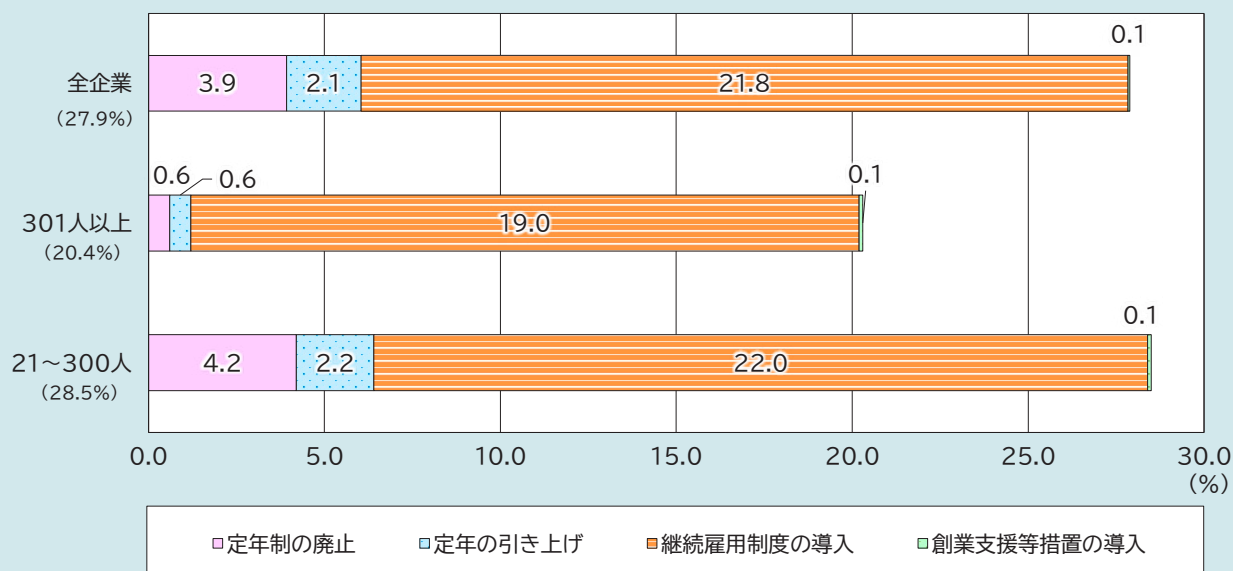
資料：内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」（令和元年度）
（注1）調査対象は、全国の60歳以上の男女
（注2）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

オ 70歳までの高齢者就業確保措置を実施している企業は3割弱

従業員21人以上の企業23万5,875社のうち、高齢者雇用確保措置³を実施済みの企業の割合は99.9%（23万5,620社）となっている。また、70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業は27.9%（6万5,782社）となっている（図1-2-1-16）。

（注3）「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年法律第68号）では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」、「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講ずるよう義務付けている（高齢者雇用確保措置）。また、令和3年4月1日からは70歳までを対象として、従来の雇用による措置や、「継続的に業務委託を締結する制度」、「継続的に社会貢献事業に従事できる制度」という雇用によらない措置のいずれかの措置を講ずるよう努めることを義務付けている（高齢者就業確保措置）。

図1-2-1-16 70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業の内訳



資料：厚生労働省「令和4年『高齢者雇用状況等報告』の集計結果」より内閣府作成

（注1）「創業支援等措置の導入」とは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条の2に基づく、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度及び70歳まで継続的に社会貢献事業（事業主が自ら実施する事業又は事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う事業）に従事できる制度の導入を指す。

（注2）本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、「創業支援等措置の導入」については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

2 健康・福祉

(1) 健康

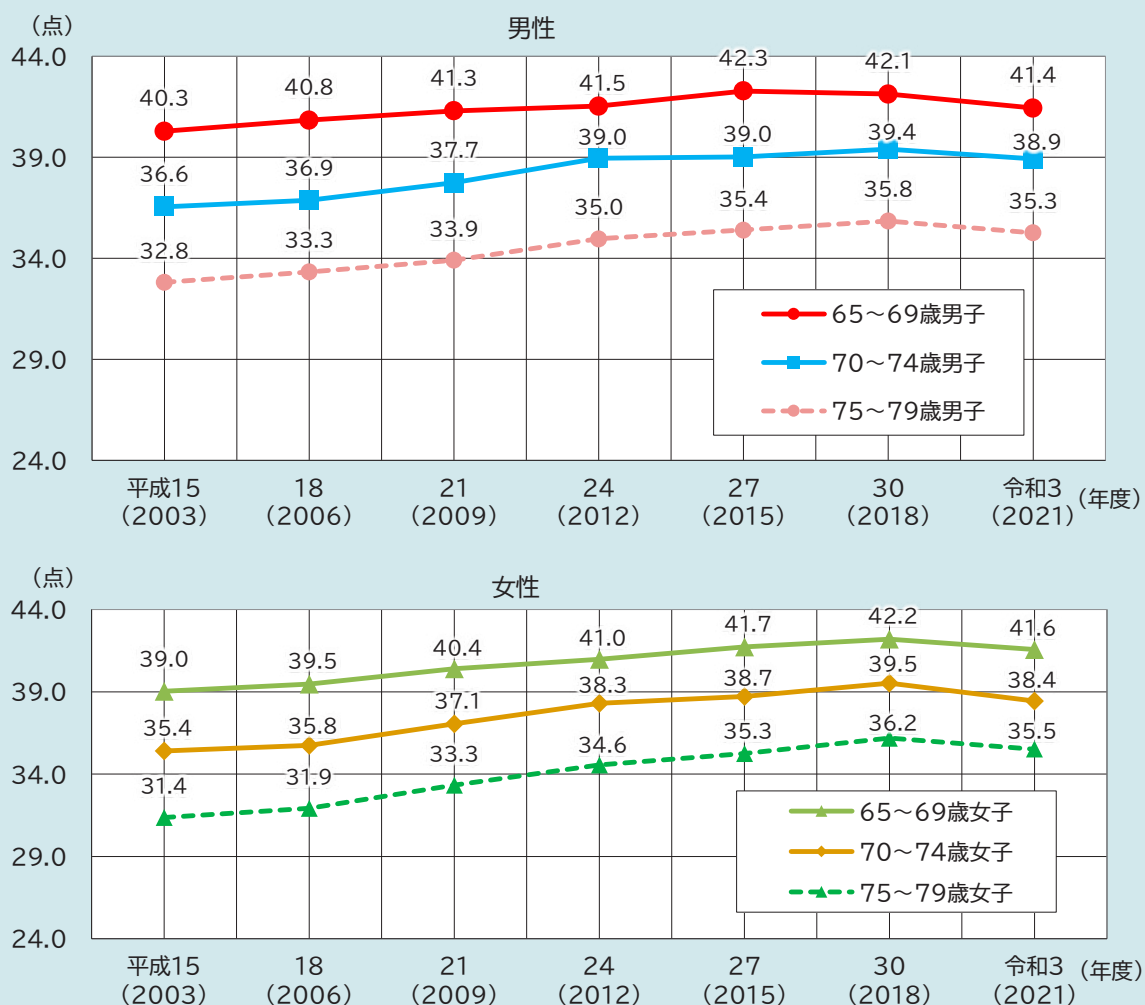
ア 65歳以上の者の新体力テストの合計点は向上傾向

令和3年度の65～69歳、70～74歳及び75～79歳の男女の新体力テスト（握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行）の合計点は、それぞれ平成15年以降横ばいまたは向上傾向を示している（図1-2-2-1）。

イ 健康寿命は延伸し、平均寿命と比較しても伸びが大きい

健康上の問題で日常生活に制限のない期間（健康寿命）は、令和元年時点で男性が72.68年、女性が75.38年となっており、それぞれ平成22年と比べて延びている（平成22年→令和元年：男性2.26年、女性1.76年）。さらに、同期間における健康寿命の伸びは、平均寿命の伸び（平成22年→令和元年：男性1.86年、女性1.15年）を上回っている（図1-2-2-2）。

図1-2-2-1 新体力テストの合計点



資料：スポーツ庁「体力・運動能力調査」

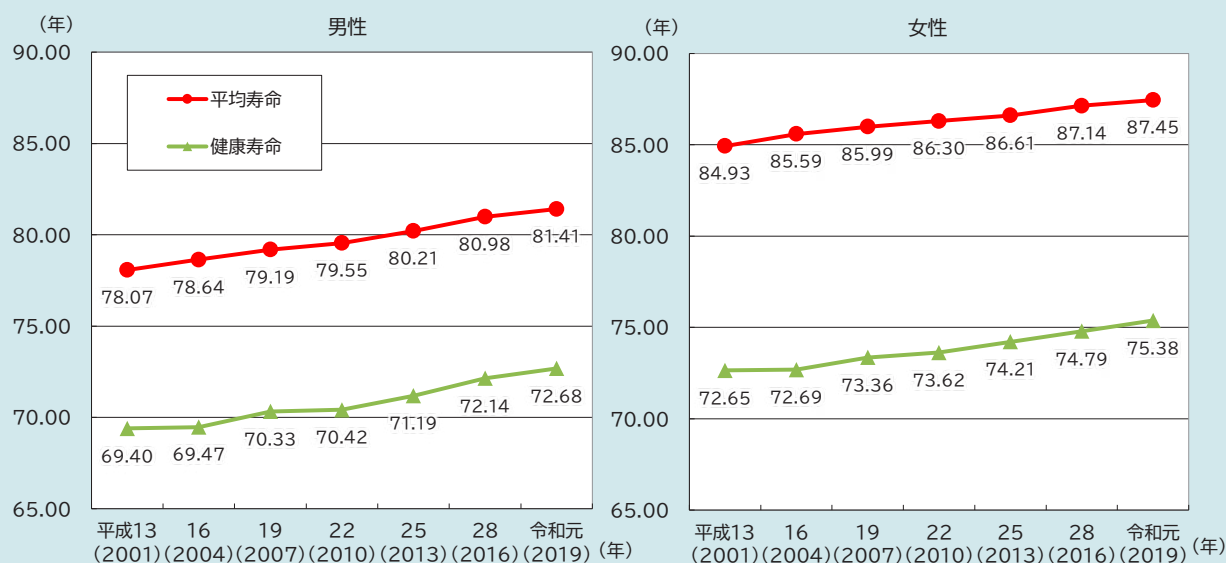
(注1) 図は、3点移動平均法を用いて平滑化してある。

(注2) 合計点は、新体力テスト実施要項の「項目別得点表」による。得点基準は、男女により異なる。

(注3) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため実施時期や標本数等が異なる。

図1-2-2-2

健康寿命と平均寿命の推移



資料：平均寿命：平成13・16・19・25・28年・令和元年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は「完全生命表」
健康寿命：厚生労働省「第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会資料」

コラム 「健康寿命」とは

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活に制限のない期間の平均であり、国民生活基礎調査（大規模調査）の健康票における「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」という質問に「ない」という回答であれば「健康」とし、「ある」という回答を「不健康」として、サリバン法^(※)により算出している。

※毎年必ず10万人が誕生する状況を仮定し、そこに年齢別の死亡率と年齢別の「健康・不健康」の割合を与えることで、「健康状態にある生存期間の合計値」（「健康な人の定常人口」）を求め、これを10万で除して健康寿命を求めている。

ウ 75歳以上の運動習慣のある者の割合は、
男性46.9%、女性37.8%で、男性の割合が高い

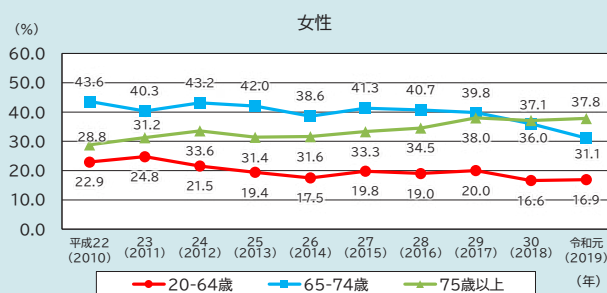
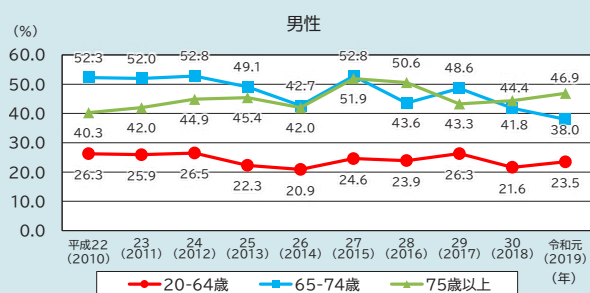
運動習慣のある者の割合（令和元年）を見ると、65～74歳で男性38.0%、女性31.1%、75歳以上で男性46.9%、女性37.8%と、75歳以上において特に運動習慣のある者の割合が高く、性別で見ると男性の割合が女性よりも高くなっている。また、男性、女性いずれも、それぞれの20～64歳の23.5%、16.9%と比べ高い水準と

なっている（図1-2-2-3）。

エ 65歳以上の者の死因は「悪性新生物（がん）」が最も多い

65歳以上の者の死因別の死亡率（令和3年の65歳以上人口10万人当たりの死亡数）を見ると、「悪性新生物（がん）」が934.2と最も高く、次いで、「心疾患（高血圧性を除く）」が554.8、「老衰」が422.0の順になっている（図1-2-2-4）。

図1-2-2-3 65歳以上の運動習慣者の割合



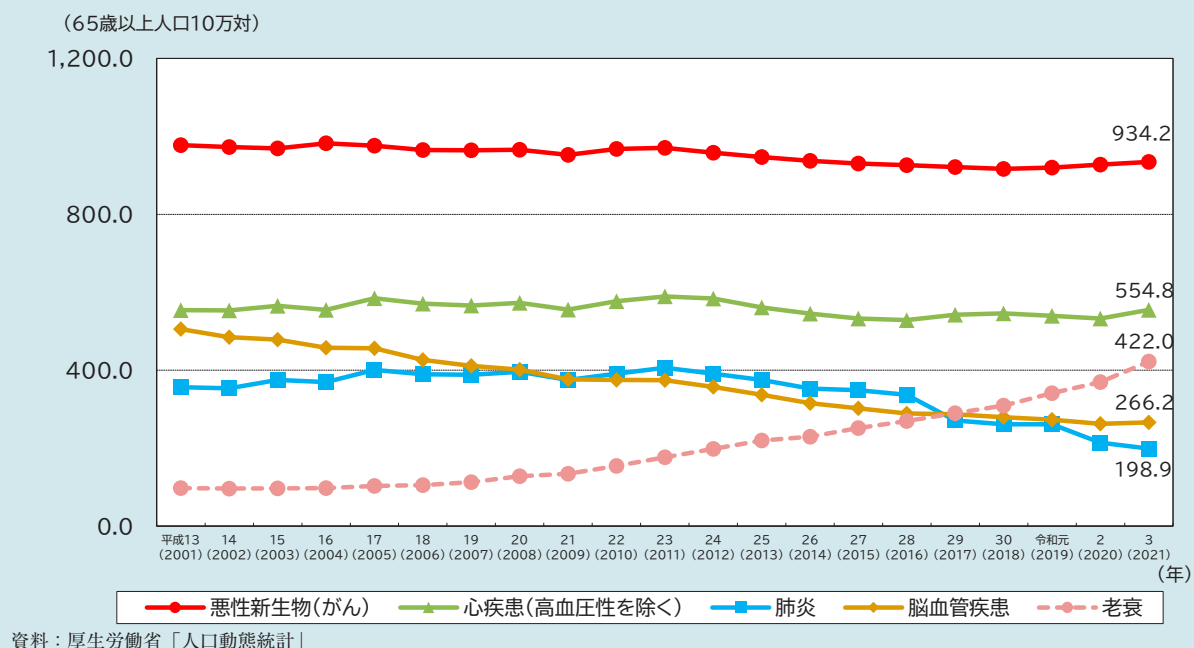
資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」

(注1) 調査対象は、全国の20歳以上の男女。

(注2) 身体状況調査の問診において「医師等からの運動禁止の有無」に「無」と回答し、「運動習慣」の全ての質問に回答した者を集計対象とした。

(注3) 「運動習慣者」とは、1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続していると回答した者

図1-2-2-4 主な死因別死亡率の推移（65歳以上の者）



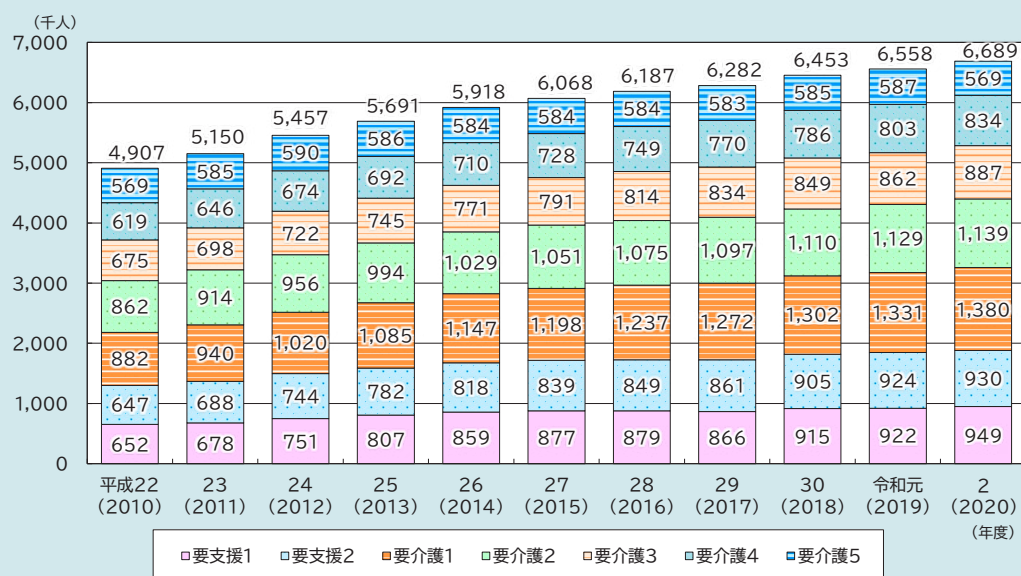
(2) 65歳以上の者の介護

ア 65歳以上の者の要介護者等数は増加しており、特に75歳以上で割合が高い

介護保険制度における要介護又は要支援の認定を受けた人（以下「要介護者等」という。）

は、令和2年度で668.9万人となっており、平成22年度（490.7万人）から178.1万人増加している（図1-2-2-5）。また、要介護者等は、第1号被保険者の18.7%を占めている。

図1-2-2-5 第1号被保険者（65歳以上）の要介護度別認定者数の推移



また、65～74歳と75歳以上の被保険者について、それぞれ要支援、要介護の認定を受けた人の割合を見ると、65～74歳では1.4%、3.0%であるのに対して、75歳以上では8.9%、23.4%となっており、75歳以上になると要介護の認定を受ける人の割合が大きく上昇する（表1-2-2-6）。

表1-2-2-6 要介護等認定の状況

単位：千人、（ ）内は%

65～74歳		75歳以上	
要支援	要介護	要支援	要介護
241 (1.4)	517 (3.0)	1,638 (8.9)	4,293 (23.4)

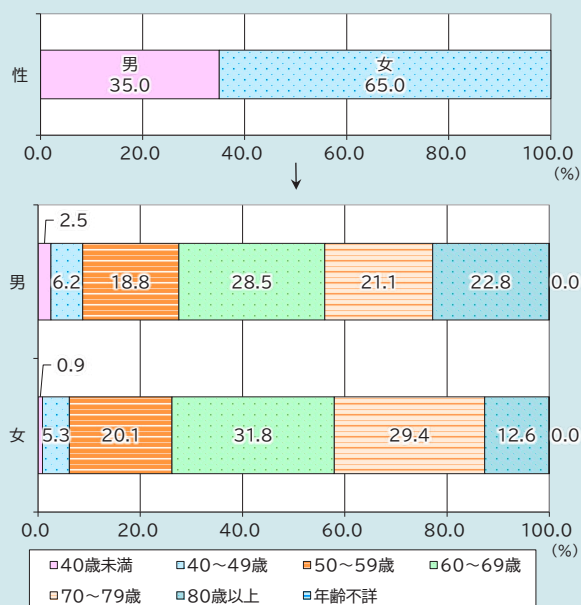
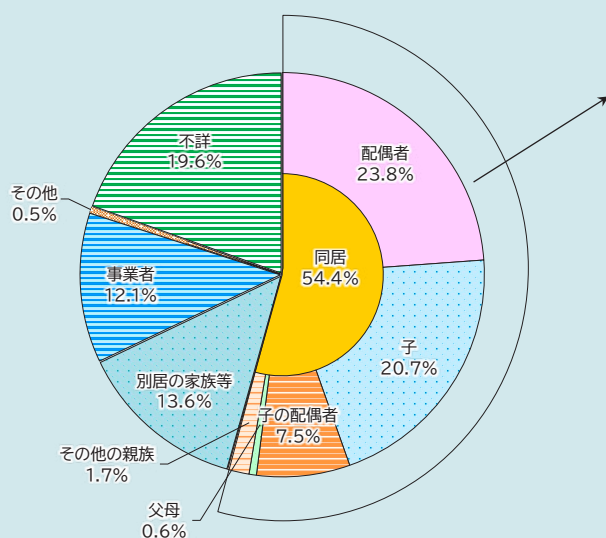
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（令和2年度）より算出
 (注1) 経過的要介護の者を除く。
 (注2) () 内は、65～74歳、75歳以上それぞれの被保険者に占める割合

イ 主に家族（とりわけ女性）が介護者となっており、「老老介護」も相当数存在

要介護者等から見た主な介護者の続柄を見ると、同居している人が54.4%となっている。その主な内訳を見ると、配偶者が23.8%、子が20.7%、子の配偶者が7.5%となっている。また、性別については、男性が35.0%、女性が65.0%と女性が多くなっている。

要介護者等と同居している主な介護者の年齢について見ると、男性では72.4%、女性では73.8%が60歳以上であり、いわゆる「老老介護」のケースも相当数存在していることが分かる（図1-2-2-7）。

図1-2-2-7 要介護者等からみた主な介護者の続柄



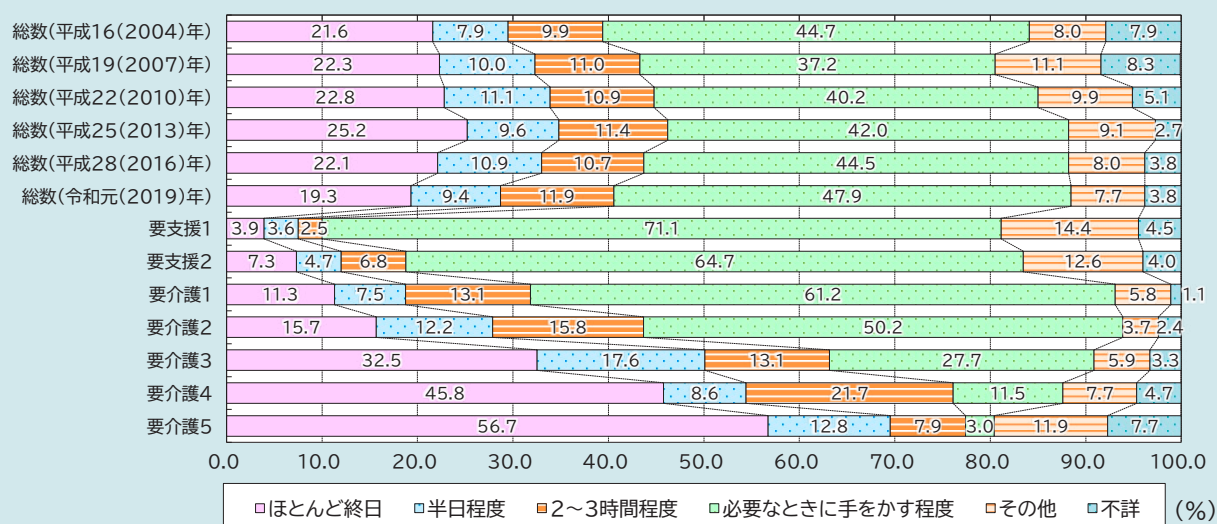
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和元年)
 (注) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

ウ 要介護4では45.8%、要介護5では56.7%がほとんど終日介護を行っている

令和元年の同居している主な介護者が1日のうち介護に要している時間を見ると、「必要なときに手をかす程度」が47.9%と最も多い一方で、「ほとんど終日」も19.3%となっている。要介護度別に見ると、要支援1から要介護2ま

では「必要なときに手をかす程度」が最も多くなっているが、要介護3以上では「ほとんど終日」が最も多くなり、要介護4では45.8%、要介護5では56.7%となっている。平成28年と比較すると、令和元年には「ほとんど終日」が2.8ポイント低下し、時間の上では負担の改善が見られる（図1-2-2-8）。

図1-2-2-8 同居している主な介護者の介護時間（要介護者の要介護度別）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和元年)

(注1)「総数」には要介護度不詳を含む。

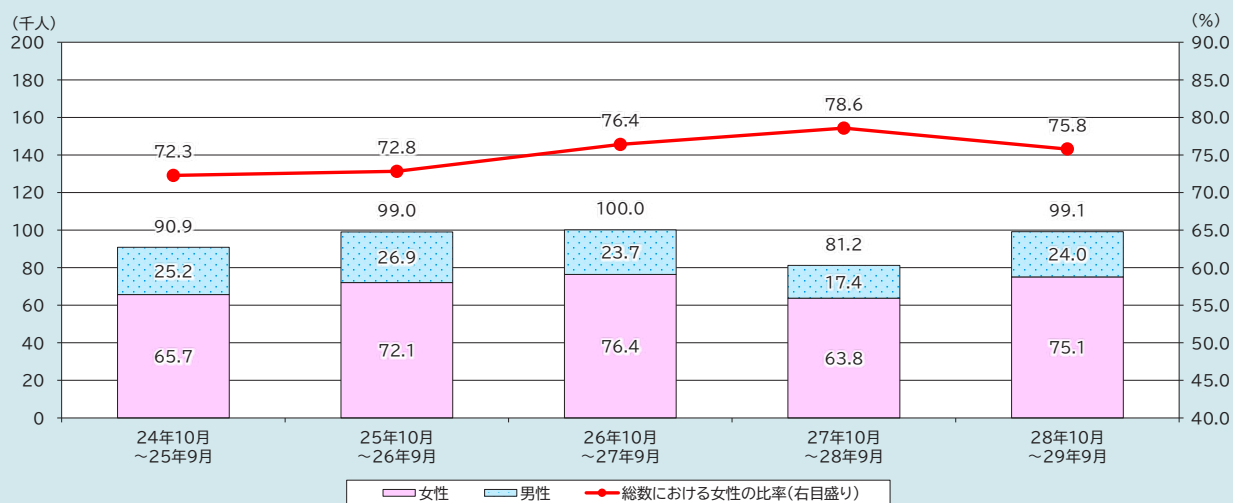
(注2)平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。

(注3)四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

エ 介護や看護の理由により離職する人は女性が多い

家族の介護や看護を理由とした離職者数は平成28年10月から平成29年9月までの1年間で約9.9万人であった。とりわけ、女性の離職者数は約7.5万人で、全体の75.8%を占めている(図1-2-2-9)。

図1-2-2-9 介護・看護により離職した人数



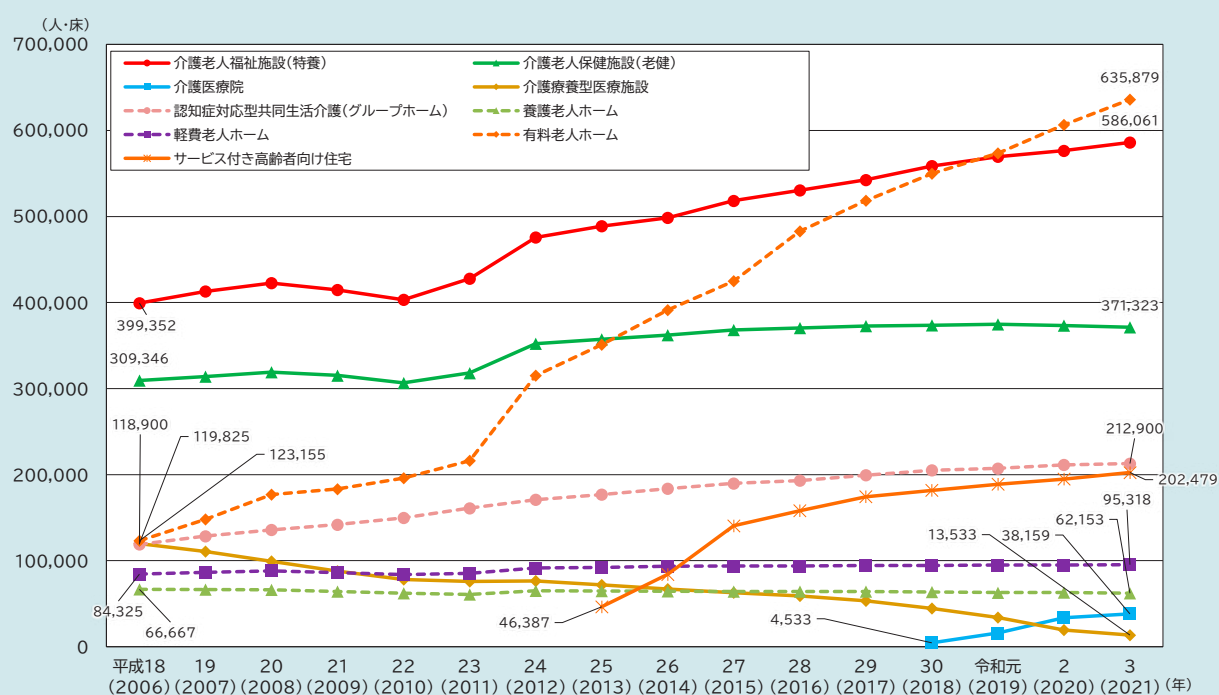
資料：総務省「就業構造基本調査」

オ 介護施設等の定員数は増加傾向で、特に有料老人ホームの定員が増加

介護施設等の定員数は、増加傾向にある。施設別に見ると、令和3年では、有料老人ホーム（63万5,879人）、介護老人福祉施設（特養）（58

万6,061人）、介護老人保健施設（老健）（37万1,323人）等の定員数が多い。また、近年は有料老人ホームの定員数が特に増えている（図1-2-2-10）。

図1-2-2-10 介護施設等の定員数（病床数）の推移



資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、「社会福祉施設等調査」、「介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）」（各年10月審査分）

（注1）「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」については受給者数である。

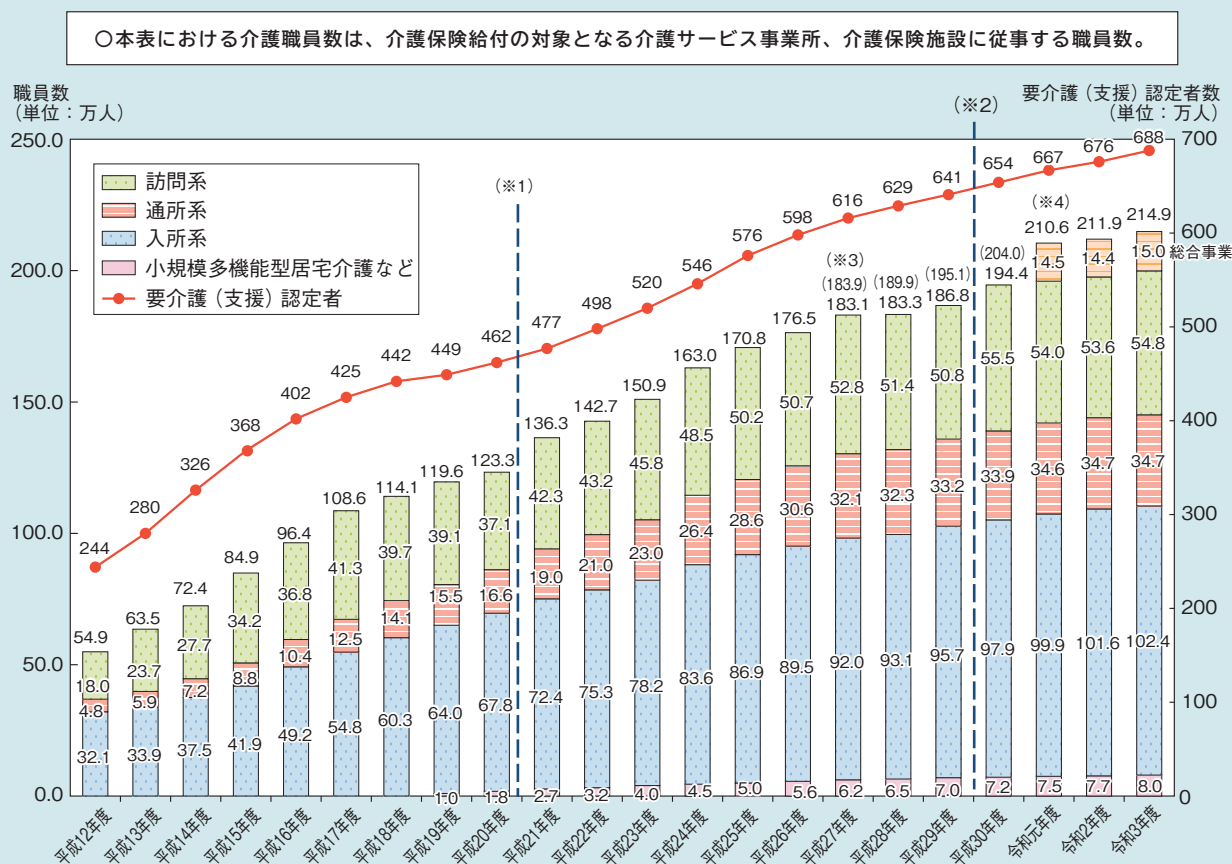
なお、平成18年以降は短期利用以外である。

（注2）「サービス付き高齢者向け住宅」は、有料老人ホームに該当するもののみである。

カ 介護に従事する職員数は増加

要介護（要支援）認定者数の増加に伴い、介護に従事する職員数は増加しており、令和3年度は、214.9万人となっている（図1-2-2-2-11）。

図1-2-2-11 介護職員数の推移



出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（介護職員数）、「介護保険事業状況報告」（要介護（要支援）認定者数）

（注1）介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数（各年度の10月1日現在）

（注2）調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。

平成12～20年度	「介護サービス施設・事業所調査」（以下「介サ調査」という。）は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。
平成21～29年度	介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。（※1）
平成30年度～	介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。（※2）

（注3）介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の取扱い

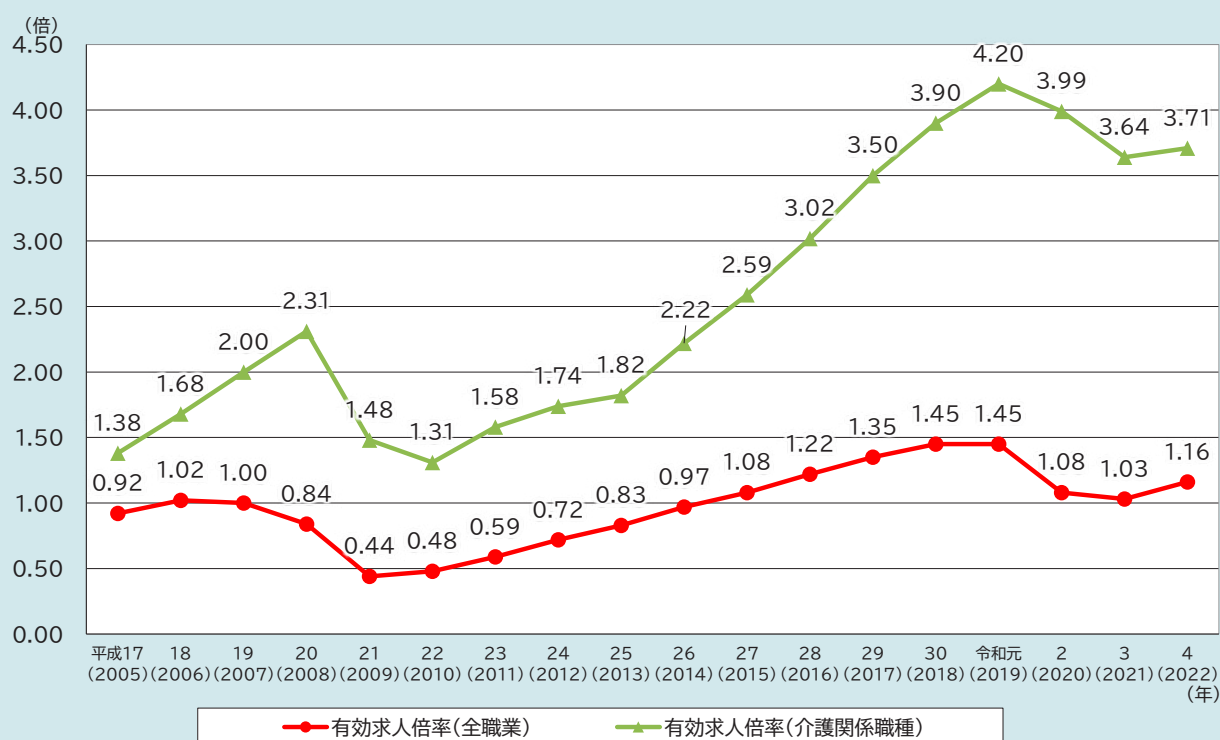
平成27～30年度	総合事業（従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス）に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかったため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の（ ）内に示している。（※3）
令和元年度～	総合事業も介サ調査の調査対象となったため、総合事業に従事する介護職員（従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る。）が含まれている。（※4）

キ 依然として介護関係の職種の有効求人倍率は全職業に比べ高い水準にある

介護関係の職種の有効求人倍率を見ると、全職業の有効求人倍率に比べ、高い水準が続いている。平成18年から平成20年までは全職業の有効求人倍率が低下した一方で、介護関係の職種の有効求人倍率は1.68倍から2.31倍まで上昇した。リーマンショック後は、介護関係の職種

の有効求人倍率も低下したが、平成23年から再び上昇し、特に平成26年からは介護関係の職種の有効求人倍率の伸びは全職業の有効求人倍率に比べ、高くなっている。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年から令和3年までは介護関係職種の有効求人倍率は低下したが、令和4年には3.71倍と前年に比べ上昇した（図1-2-2-12）。

図1-2-2-12 有効求人倍率（介護関係職種）の推移



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

(注1) 有効求人倍率は年平均である。

(注2) パートタイムを含み、新規学卒者及び新規学卒者求人を除く常用に係る数字

(注3) 介護関係職種は、平成24年2月以前は、平成11年改定「労働省編職業分類」における「福祉施設指導専門員」「福祉施設寮母・寮父」「その他の社会福祉専門の職業」「家政婦（夫）」「ホームヘルパー」の合計、平成24年3月以降は、平成23年改定「厚生労働省編職業分類」における「福祉施設指導専門員」「その他の社会福祉の専門的職業」「家政婦（夫）、家事手伝」「介護サービスの職業」の合計による。

3 学習・社会参加

(1) 学習活動

65歳以上の者の参加している学習活動

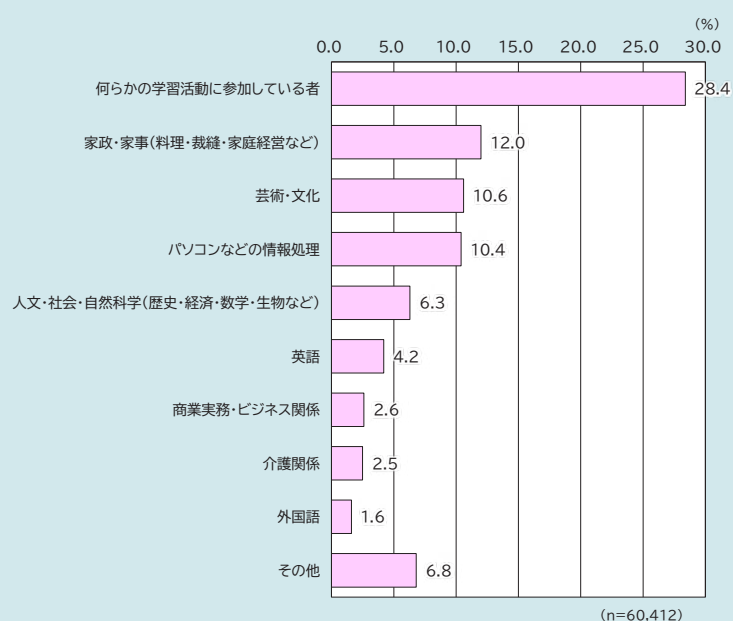
65歳以上の者の参加している学習活動を見ると、何らかの学習活動に参加している者が28.4%となっている。また、学習した内容については、「家政・家事（料理・裁縫・家庭経営など）」（12.0%）、「芸術・文化」（10.6%）、「パソコンなどの情報処理」（10.4%）などとなっている（図1-2-3-1）。

(2) 社会参加

65歳以上の者の社会活動への参加状況

65歳以上の者の社会活動への参加状況を見ると、「健康・スポーツ（体操、歩こう会、ゲートボール等）」が25.8%、「趣味（俳句、詩吟、陶芸等）」が14.9%などとなっている（図1-2-3-2）。

図1-2-3-1 65歳以上の者の参加している学習活動（複数回答）



資料：総務省「令和3年社会生活基本調査」

図1-2-3-2

性・年齢別に見た社会活動への参加（複数回答）

	健康・スポーツ（体操、歩こう会、ゲートボール等）	趣味（俳句、詩吟、陶芸等）	地域行事（祭りなどの地域の催しもの世話等）	生活環境改善（環境美化、緑化推進、まちづくり等）	生産・就業（生きがいのための園芸・飼育、シルパースター等）	安全管理（交通安全、防犯・防災等）	教育関連・文化啓発活動（学習会、子ども会の育成、郷土芸能の伝承等）	高齢者の支援（家事援助、移送等）	子育て支援（保育への手伝い等）	その他	1年間に活動または参加した（再掲）	活動または参加したものは参加したものはない	不明・無回答
全体 n=2,414	25.8	14.9	12.8	9.0	6.6	4.7	4.6	2.8	2.7	6.3	51.6	43.2	5.3
男性													
65～69歳 n=268	20.9	9.3	19.8	15.7	4.9	6.0	6.3	3.0	2.2	3.4	50.0	47.8	2.2
70～74歳 n=338	28.4	13.9	17.5	11.5	11.2	7.4	7.1	2.7	3.6	6.5	58.9	38.5	2.7
75～79歳 n=241	29.0	11.6	18.7	11.2	10.0	8.7	4.1	2.1	1.2	8.7	56.4	37.3	6.2
80歳以上 n=292	24.3	12.0	13.7	6.5	6.5	6.2	3.1	1.7	0.7	6.2	47.3	44.9	7.9
女性													
65～69歳 n=247	29.1	23.5	11.7	11.3	7.7	3.6	5.3	6.1	6.9	7.3	61.9	37.2	0.8
70～74歳 n=380	25.3	21.3	10.3	7.9	4.2	3.4	5.0	4.5	4.2	6.3	54.2	42.4	3.4
75～79歳 n=251	31.9	17.1	11.6	8.4	7.2	2.0	3.6	2.0	2.0	8.4	55.4	37.1	7.6
80歳以上 n=397	20.7	10.8	3.8	2.8	3.3	1.5	2.8	1.0	0.8	5.0	35.3	54.7	10.1

資料：内閣府「高齢者の健康に関する調査」（令和4年度）

4 生活環境

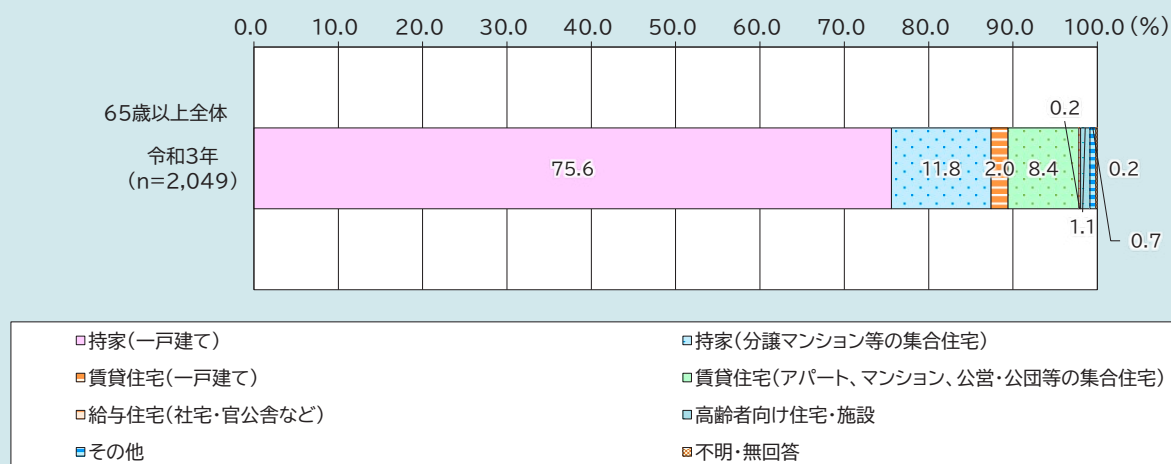
（1）65歳以上の者の住まい

65歳以上の者の8割以上が持家に居住している

65歳以上の者について、住宅所有の状況を見ると、「持家（一戸建て）」が75.6%、「持家（分譲マンション等の集合住宅）」が11.8%となっており、持家が合わせて8割以上となっている（図1-2-4-1）。

図1-2-4-1

65歳以上の者の住居形態（択一回答）



資料：内閣府「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」（令和3年度）

図1-2-3-2

性・年齢別に見た社会活動への参加（複数回答）

	健康・スポーツ（体操、歩こう会、ゲートボール等）	趣味（俳句、詩吟、陶芸等）	地域行事（祭りなどの地域の催しもの世話等）	生活環境改善（環境美化、緑化推進、まちづくり等）	生産・就業（生きがいのための園芸・飼育、シルパースター等）	安全管理（交通安全、防犯・防災等）	教育関連・文化啓発活動（学習会、子ども会の育成、郷土芸能の伝承等）	高齢者の支援（家事援助、移送等）	子育て支援（保育への手伝い等）	その他	1年間に活動または参加した（再掲）	活動または参加したものは参加したものはない	不明・無回答
全体 n=2,414	25.8	14.9	12.8	9.0	6.6	4.7	4.6	2.8	2.7	6.3	51.6	43.2	5.3
男性													
65～69歳 n=268	20.9	9.3	19.8	15.7	4.9	6.0	6.3	3.0	2.2	3.4	50.0	47.8	2.2
70～74歳 n=338	28.4	13.9	17.5	11.5	11.2	7.4	7.1	2.7	3.6	6.5	58.9	38.5	2.7
75～79歳 n=241	29.0	11.6	18.7	11.2	10.0	8.7	4.1	2.1	1.2	8.7	56.4	37.3	6.2
80歳以上 n=292	24.3	12.0	13.7	6.5	6.5	6.2	3.1	1.7	0.7	6.2	47.3	44.9	7.9
女性													
65～69歳 n=247	29.1	23.5	11.7	11.3	7.7	3.6	5.3	6.1	6.9	7.3	61.9	37.2	0.8
70～74歳 n=380	25.3	21.3	10.3	7.9	4.2	3.4	5.0	4.5	4.2	6.3	54.2	42.4	3.4
75～79歳 n=251	31.9	17.1	11.6	8.4	7.2	2.0	3.6	2.0	2.0	8.4	55.4	37.1	7.6
80歳以上 n=397	20.7	10.8	3.8	2.8	3.3	1.5	2.8	1.0	0.8	5.0	35.3	54.7	10.1

資料：内閣府「高齢者の健康に関する調査」（令和4年度）

4 生活環境

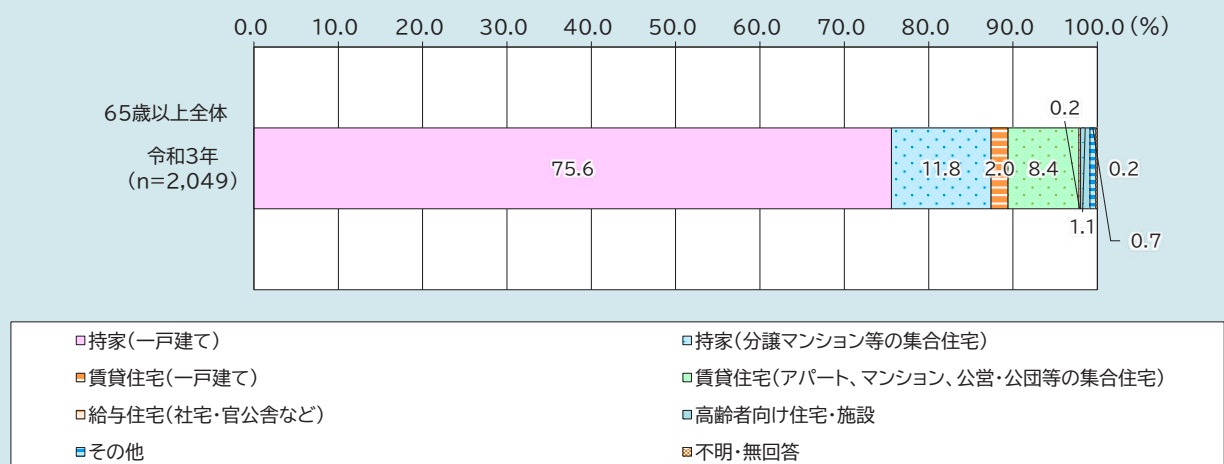
（1）65歳以上の者の住まい

65歳以上の者の8割以上が持家に居住している

65歳以上の者について、住宅所有の状況を見ると、「持家（一戸建て）」が75.6%、「持家（分譲マンション等の集合住宅）」が11.8%となっており、持家が合わせて8割以上となっている（図1-2-4-1）。

図1-2-4-1

65歳以上の者の住居形態（択一回答）



資料：内閣府「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」（令和3年度）

(2) 安全・安心

ア 65歳以上の交通事故死者数は減少

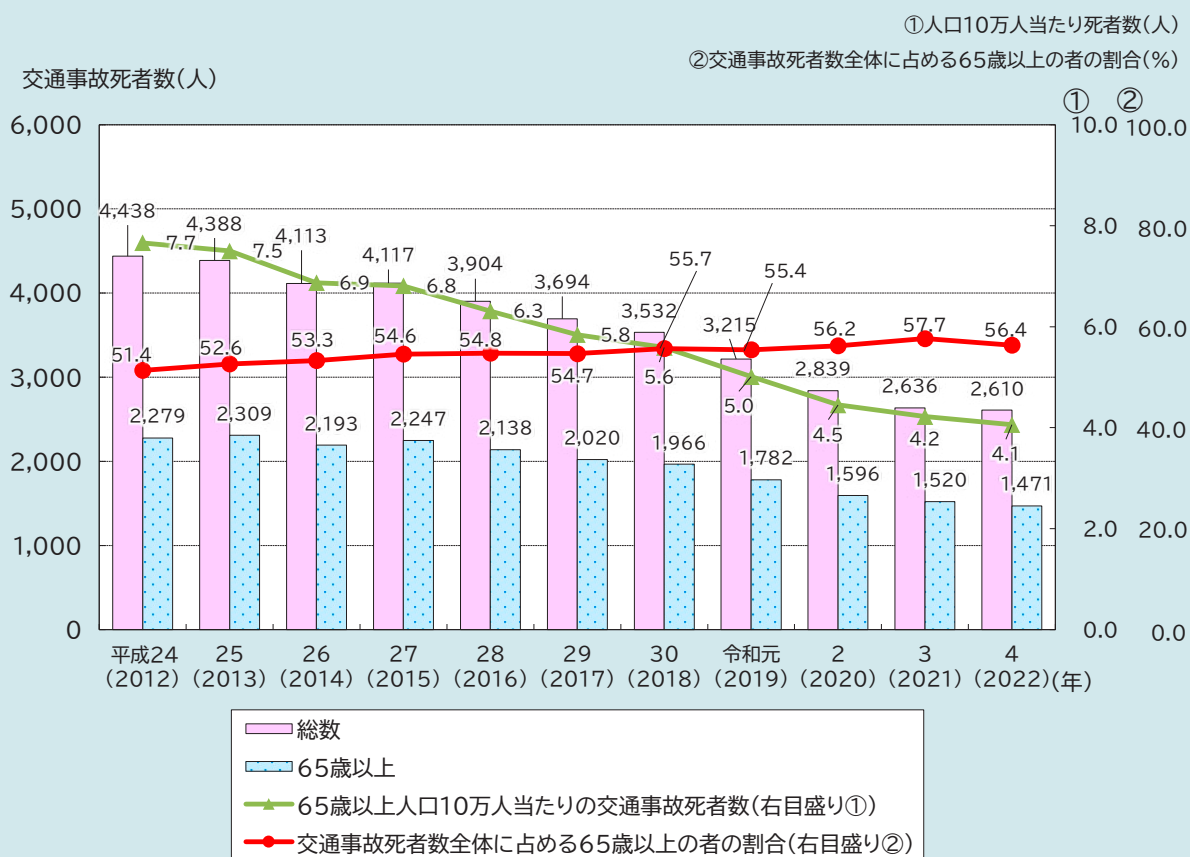
令和4年中における65歳以上の者の交通事故死者数は、1,471人で減少傾向が続いている。65歳以上人口10万人当たりの交通事故死者数も、平成24年の7.7人から令和4年には4.1人へと大きく減少した。なお、交通事故死者数全体に占める65歳以上の者の割合は、令和4年

は56.4%となっている（図1-2-4-2）。

また、75歳以上の運転免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は減少傾向にある。ただし、令和4年における運転免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は、75歳以上で5.7件、80歳以上で7.9件であり、前年と比較すると75歳以上は横ばい、80歳以上は若干減少している（図1-2-4-3）。

図1-2-4-2

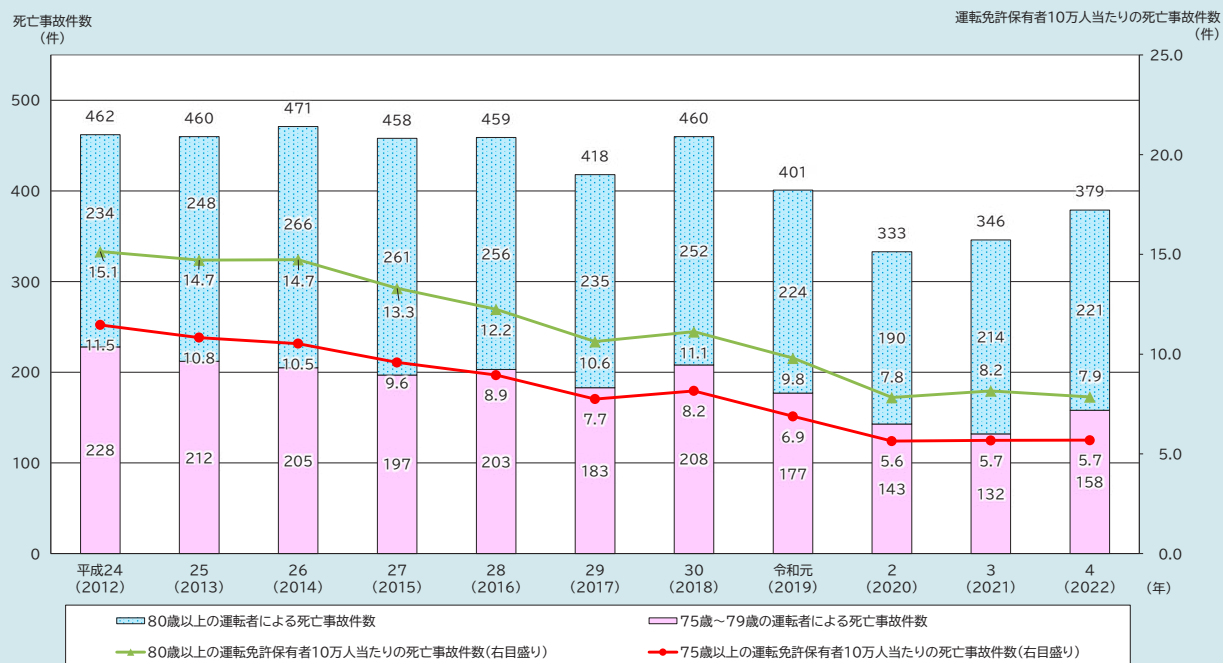
交通事故死者数、65歳以上人口10万人当たりの交通事故死者数及び交通事故死者数全体に占める65歳以上の割合の推移



資料：警察庁「令和4年中の交通事故死者数について」

図 1-2-4-3

75歳以上の運転者による死亡事故件数及び75歳以上の運転免許保有者10万人当たりの死亡事故件数



75歳以上の運転免許保有者数(万人)

平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
403	425	447	478	513	540	564	583	590	610	667
うち80歳以上										
155	169	180	196	209	221	227	229	243	262	281

資料：警察庁統計による。

(注1) 各年は12月末の運転免許保有者数である。

(注2) 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

イ 65歳以上の者の刑法犯被害認知件数は減少傾向

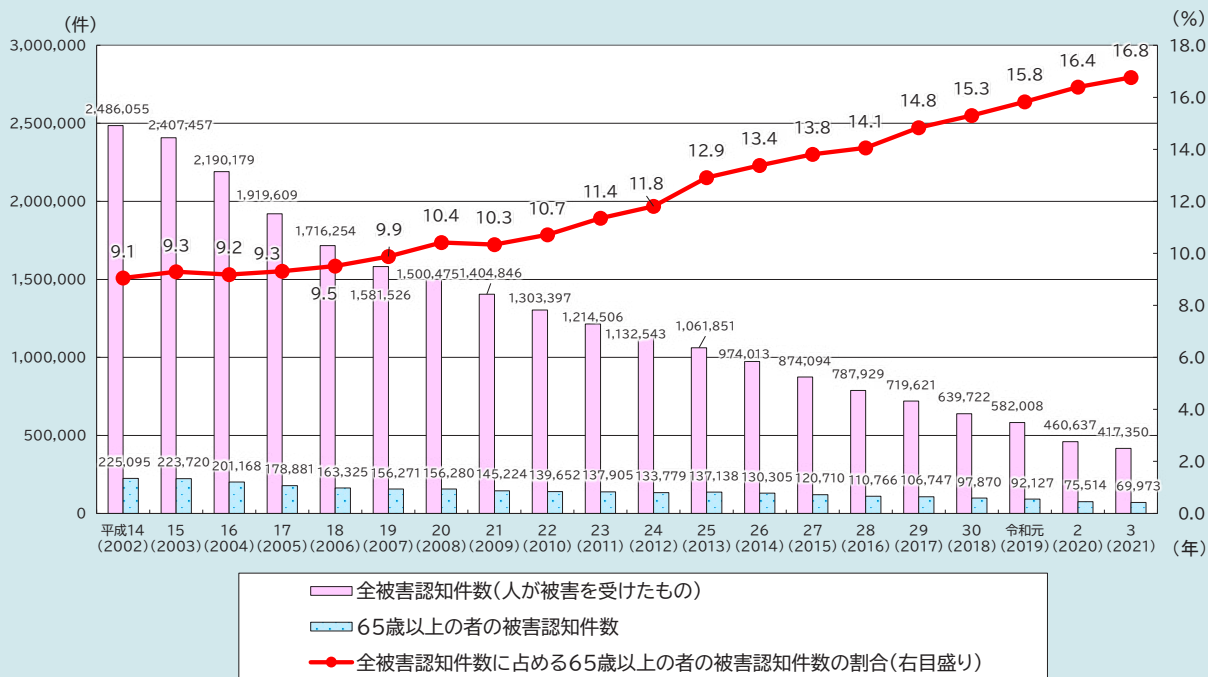
犯罪による65歳以上の者の被害の状況について、65歳以上の者の刑法犯被害認知件数を見ると、全刑法犯被害認知件数が戦後最多を記録した平成14年に22万5,095件となり、ピークを迎えて以降、減少傾向にある。なお、全認知件数に対して、65歳以上の者が占める割合は、令和3年は16.8%と増加傾向にある（図1-2-4-4）。

ウ 特殊詐欺の被害者の9割弱が65歳以上

令和4年中の被害者全体の特殊詐欺の認知件数は1万7,520件で、手口別で見ると、オレオレ詐欺に預貯金詐欺（令和元年まではオレオレ詐欺に包含）を合わせた認知件数は6,640件と前年比で20.4%増加、キャッシュカード詐欺盗は3,051件と前年比で17.3%増加した（表1-2-4-5）。

そのうち、高齢者（65歳以上）被害の特殊詐欺の認知件数は1万5,065件で、法人・団体

図1-2-4-4 65歳以上の者の刑法犯被害認知件数



資料：警察庁統計より内閣府作成

表1-2-4-5 特殊詐欺の認知件数・被害総額の推移（平成25～令和4年）

区分	年次	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
認知件数(件)		11,998	13,392	13,824	14,154	18,212	17,844	16,851	13,550	14,498	17,520
オレオレ詐欺		5,396	5,557	5,828	5,753	8,496	9,145	6,725	2,272	3,085	4,278
預貯金詐欺									4,135	2,431	2,362
キャッシュカード詐欺盗							1,348	3,777	2,850	2,602	3,051
被害総額(億円)		489.5	565.5	482.0	407.7	394.7	382.9	315.8	285.2	282.0	361.4

資料：警察庁統計による。令和4年の数値は暫定値である。

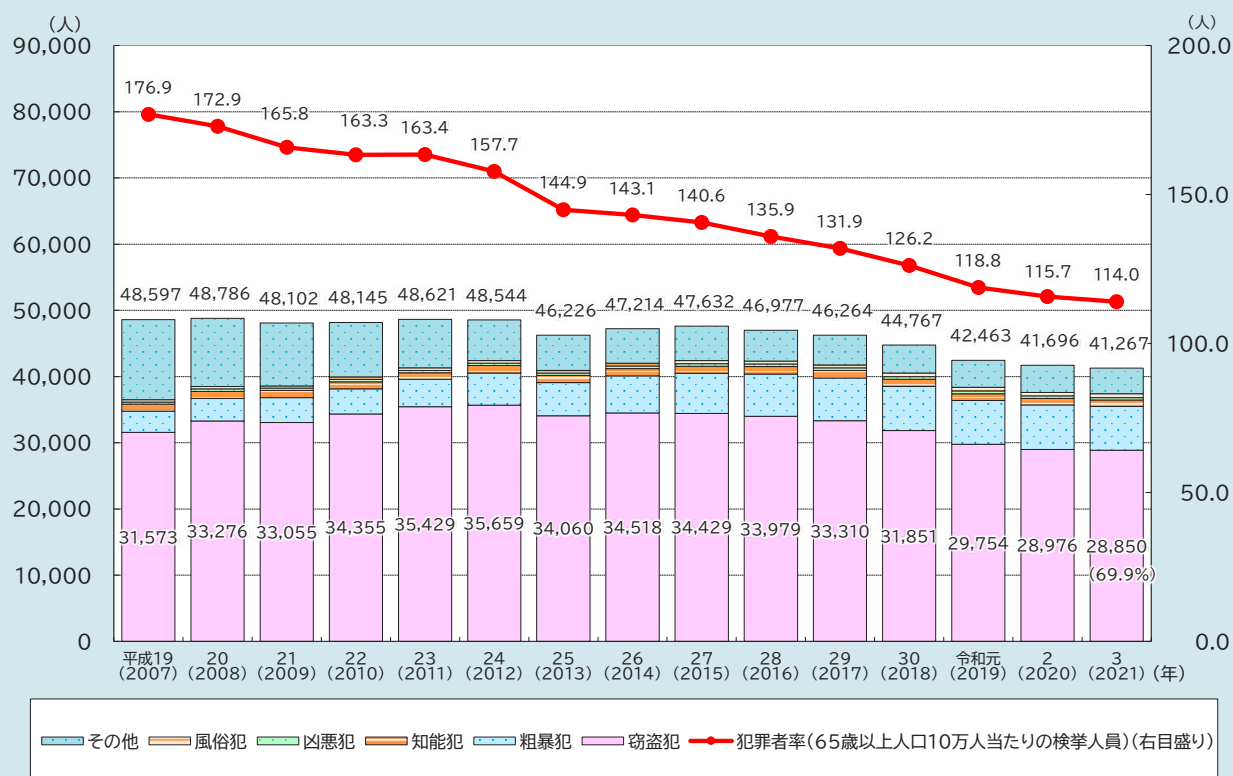
(注) 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称。キャッシュカード詐欺盗は平成30年から統計を開始。預貯金詐欺は従来オレオレ詐欺に包含されていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類した。

等の被害者を除いた認知件数に占める割合は86.6%に上った。手口別の65歳以上の被害者の割合は、オレオレ詐欺98.2%、預貯金詐欺98.7%、キャッシュカード詐欺盗98.9%となっている。

エ 65歳以上の者の犯罪者率は低下傾向

65歳以上の者の刑法犯の検挙人員は、令和3年は4万1,267人と前年に引き続きやや減少した。犯罪者率は、平成19年以降は低下傾向となっている。また、令和3年における65歳以上の者の刑法犯検挙人員の包括罪種別構成比を見ると、窃盗犯が69.9%と約7割を占めている（図1-2-4-6）。

図1-2-4-6 65歳以上の者による犯罪（65歳以上の者の包括罪種別検挙人員と犯罪者率）



資料：警察庁統計より内閣府作成

オ 契約当事者が65歳以上の消費生活相談件数は約26万件

全国の消費生活センター等に寄せられた契約当事者が65歳以上の消費生活相談件数を見ると、平成25年に26万件を超えた後、平成28年までは減少傾向にあったが、平成29年から増加に転じ、平成30年は約36万件となった。その後は減少傾向にあり、令和4年は約26万件となっている（図1-2-4-7）。

カ 養護者による虐待を受けている高齢者の約7割が要介護認定

令和3年度に全国の1,741市町村（特別区を含む。）で受け付けた高齢者虐待に関する相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが2,390件で前年度（2,097件）と比べて14.0%増加し、養護者によるものが3万6,378件で前年度（3万5,774件）と比べて1.7%増加した。また、令和3年度の虐待判断件数は、養介護施設従事者等によるものが739件、養護者

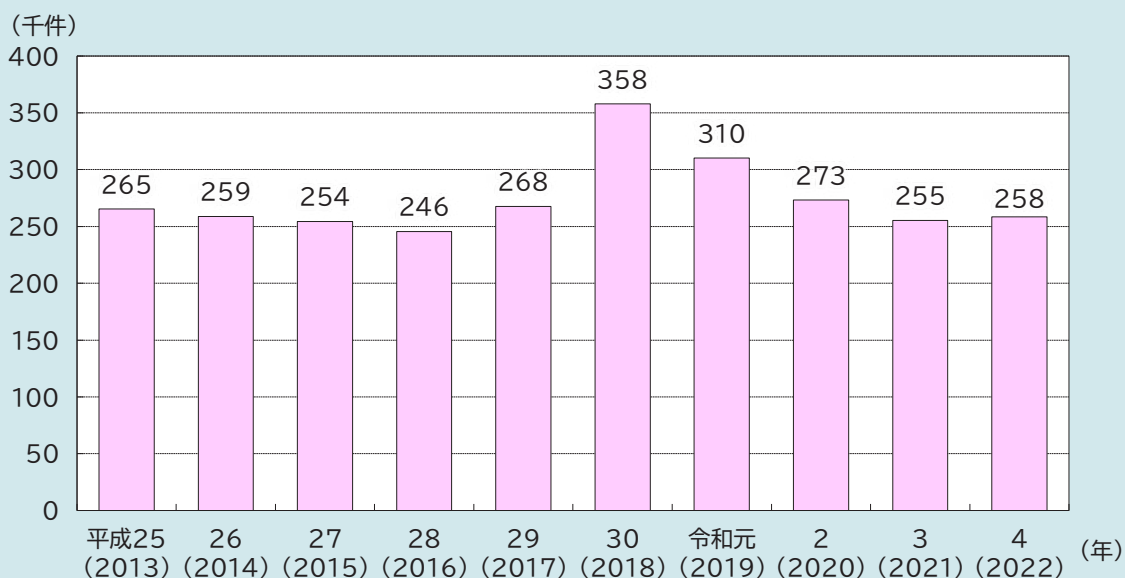
によるものが1万6,426件となっている。養護者による虐待の種別（複数回答）は、身体的虐待が67.3%で最も多く、次いで、心理的虐待が39.5%、介護等放棄が19.2%、経済的虐待が14.3%となっている。

養護者による虐待を受けている高齢者の属性を見ると、女性が75.6%を占めており、年齢階級別では「80～84歳」が24.6%と最も多い。また、虐待を受けている高齢者のうち、68.0%が要介護認定を受けており、虐待の加害者は、「息子」が38.9%と最も多く、次いで、「夫」が22.8%、「娘」が19.0%となっている（図1-2-4-8）。

キ 成年後見制度の利用者数は増加している

令和4年12月末時点における成年後見制度の利用者数は24万5,087人で、各類型（成年後見、保佐、補助、任意後見）で増加している（図1-2-4-9）。

図1-2-4-7 契約当事者が65歳以上の消費生活相談件数

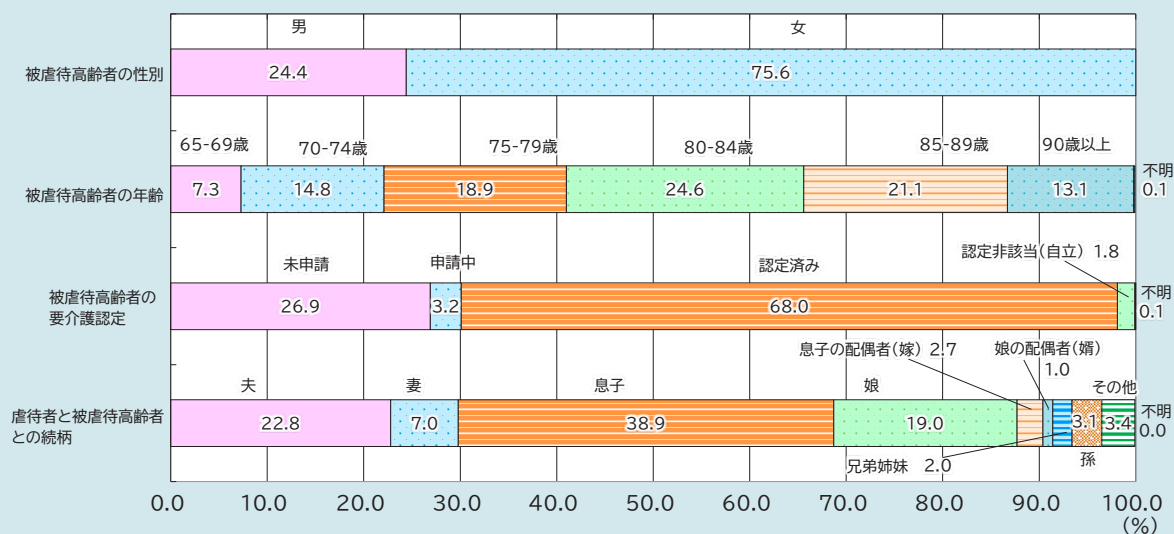


資料：消費者庁提供データより内閣府作成

(注) PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）による平成25（2013）年～令和4（2022）年受付分、令和5（2023）年3月31日までの登録分

図1-2-4-8

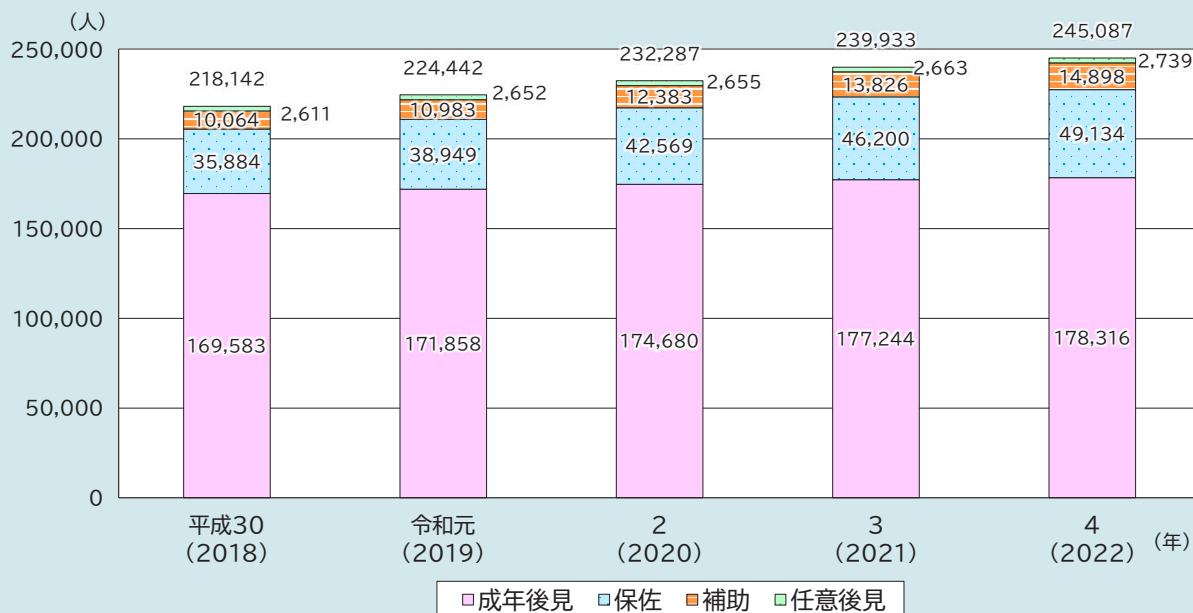
養護者による虐待を受けている高齢者の属性



資料：厚生労働省「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」（令和3年度）
 （注）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

図1-2-4-9

成年後見制度の利用者数の推移



資料：最高裁判所事務総局家庭局
 （注）調査時点は、いずれも各年の12月末時点

ク 近所の人との付き合い方について、65歳以上の人の82.8%が「会えば挨拶をする」、57.3%が「外でちょっと立ち話をする」と回答している

近所の人との付き合い方を見ると、「会えば挨拶をする」(82.8%)と回答した人の割合が最も高い。次いで、「外でちょっと立ち話をする」(57.3%)、「物をあげたりもらったりする」(50.8%)となっている。また、男性よりも女性の方が、

「外でちょっと立ち話をする」「物をあげたりもらったりする」などと回答した人の割合が高い(図1-2-4-10)。

ケ 65歳以上の者の1割弱が常に人との付き合いがないと感じている

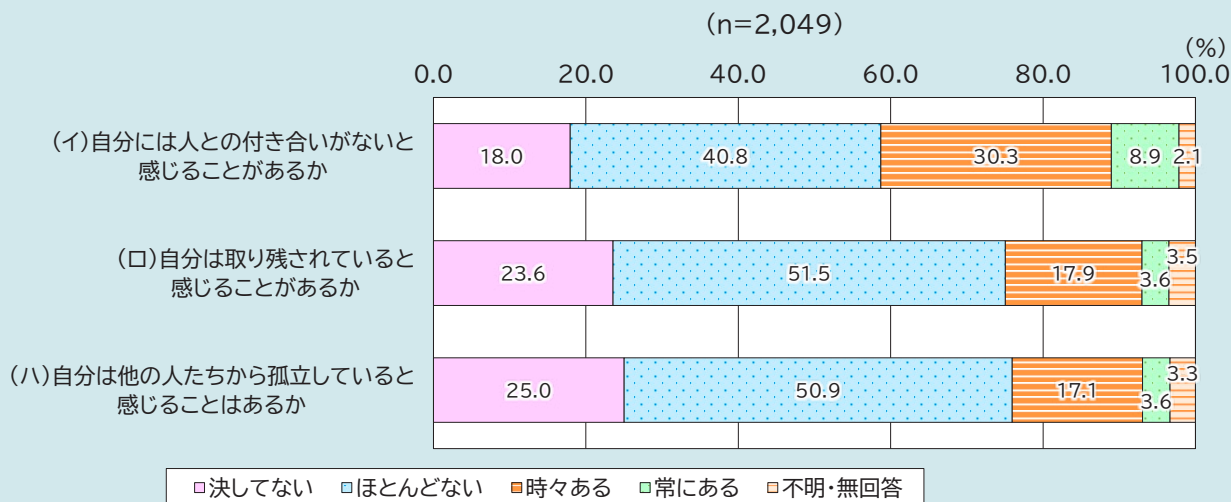
65歳以上の者の孤独感について見ると、8.9%が人との付き合いがないと感じることが「常にある」と回答している(図1-2-4-11)。

図1-2-4-10 近所の人との付き合い方について(複数回答)(年齢・性別)

		会えば挨拶をする	外でちょっと立ち話をする	物をあげたりもらったりする	相談ごとがあった時、相談したり、相談されたりする	お茶や食事を一緒にする	趣味をともにする	病気の時に助け合う	家事やちょっとした用事をしたり、してもらったりする	その他	不明・無回答
		(%)									
65歳以上	全体 (n=2,049)	82.8	57.3	50.8	20.3	16.8	15.1	7.5	7.3	2.9	0.7
	男性 (n=984)	83.9	50.9	46.2	17.2	10.1	14.5	6.0	7.3	2.0	0.4
	女性 (n=1,065)	81.7	63.2	54.9	23.2	23.1	15.7	8.9	7.2	3.8	1.0
65～74歳	男性 (n=565)	86.0	49.0	43.4	12.6	6.2	10.6	3.4	5.5	1.8	0.2
	女性 (n=545)	84.2	68.4	54.7	21.3	22.6	12.3	6.6	3.5	1.8	0.2
75歳以上	男性 (n=419)	81.1	53.5	50.1	23.4	15.3	19.8	9.5	9.8	2.4	0.7
	女性 (n=520)	79.0	57.7	55.2	25.2	23.7	19.2	11.3	11.2	5.8	1.9

資料：内閣府「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」(令和3年度)

図1-2-4-11 65歳以上の者の孤独感(択一回答)



資料：内閣府「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」(令和3年度)
(注) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

コ 孤立死と考えられる事例が多数発生している

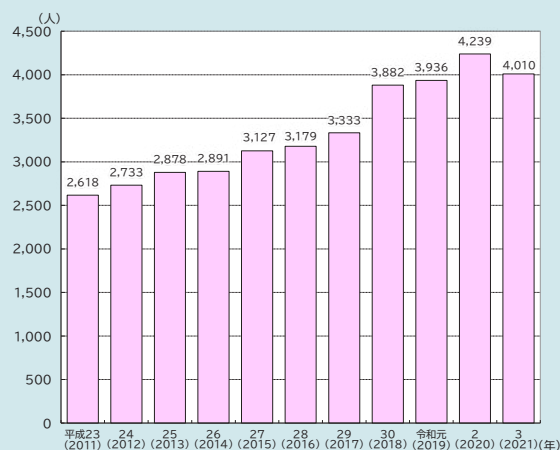
死因不明の急性死や事故で亡くなった人の検案、解剖を行っている東京都監察医務院が公表しているデータによると、東京23区内における一人暮らしで65歳以上の人の自宅での死亡者数は、令和3年に4,010人となっている（図1-2-4-12）。

（3）60歳以上の者の自殺者数は増加

60歳以上の自殺者数を見ると、令和4年は8,249人と前年（7,860人）に比べ増加している。年齢階級別に見ると、60～69歳（2,765人）、70～79歳（2,994人）、80歳以上（2,490人）となり、70～79歳を除き前年に比べ増加している（図1-2-4-13）。

図1-2-4-12

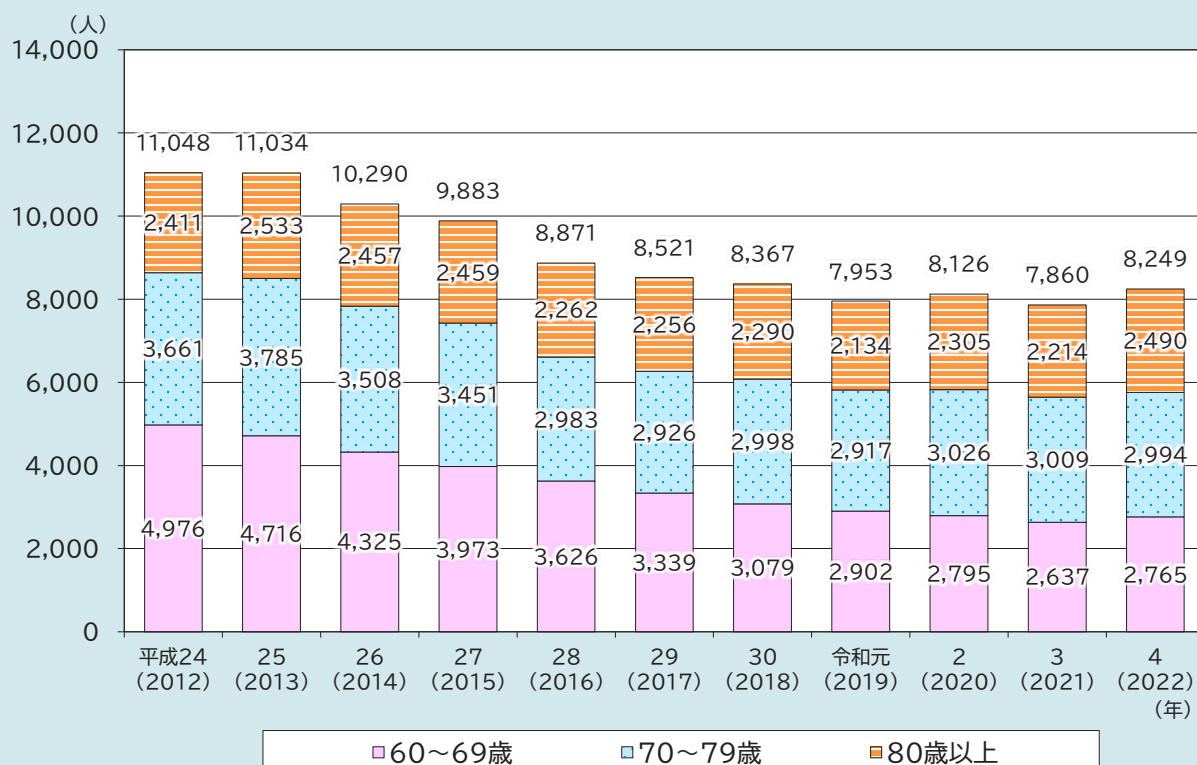
東京23区内における一人暮らしで65歳以上の人の自宅での死亡者数



資料：東京都福祉保健局東京都監察医務院の統計より内閣府作成

図1-2-4-13

60歳以上の自殺者数の推移



資料：厚生労働省・警察庁「令和4年中における自殺の状況」による。

5 研究開発等

(1) 医療機器の市場規模等

健康立国の実現のためには、科学技術を活用して高齢期の様々な課題の解決を図るとともに、高齢者向け市場の活性化を図ることが重要である。ここでは、医療機器の市場規模を例として見ることにする。

ア 医療機器の国内市場規模は拡大傾向

医療機器の国内市場規模の推移を見ると、拡大傾向にある。令和3年は前年に引き続き4兆円を超えている（図1-2-5-1）。

イ 医療機器の輸出金額は増加傾向

医療機器の輸出金額の推移を見ると、平成23年以降増加傾向にある。令和3年は1兆円を超えている（図1-2-5-2）。

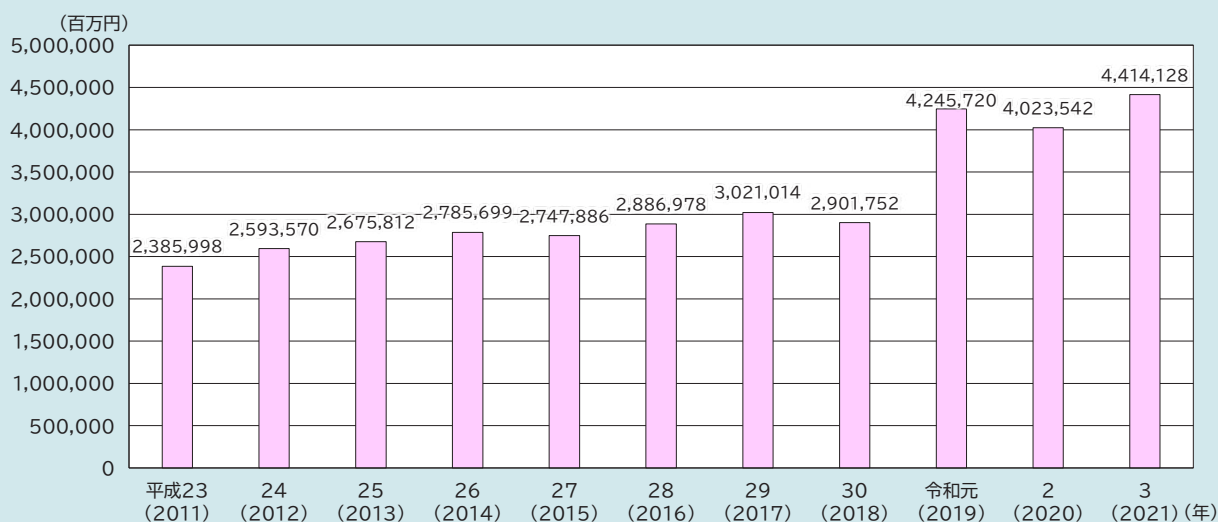
(2) 科学技術の活用

ア 介護福祉機器の導入状況

全国の介護保険サービス事業を実施する事業所における介護福祉機器の導入状況は、「ベッド（傾斜角度、高さが調整できるもの、マットレスは除く）」が41.7%で最も高く、次いで「シャワーキャリー」が30.1%、「車いす体重計」が27.8%、「自動車用車いすりフト」が25.7%となっている。

介護保険サービス系型別でみると、施設系（入所型）は介護福祉機器が他の区分に比べて導入割合が高く、特に「車いす体重計」は80.0%となっている。一方、訪問系と居宅介護支援は全ての介護福祉機器の導入割合が低く「いずれも導入していない」が5割台半ばを超えている（表1-2-5-3）。

図1-2-5-1 医療機器の国内市場規模の推移



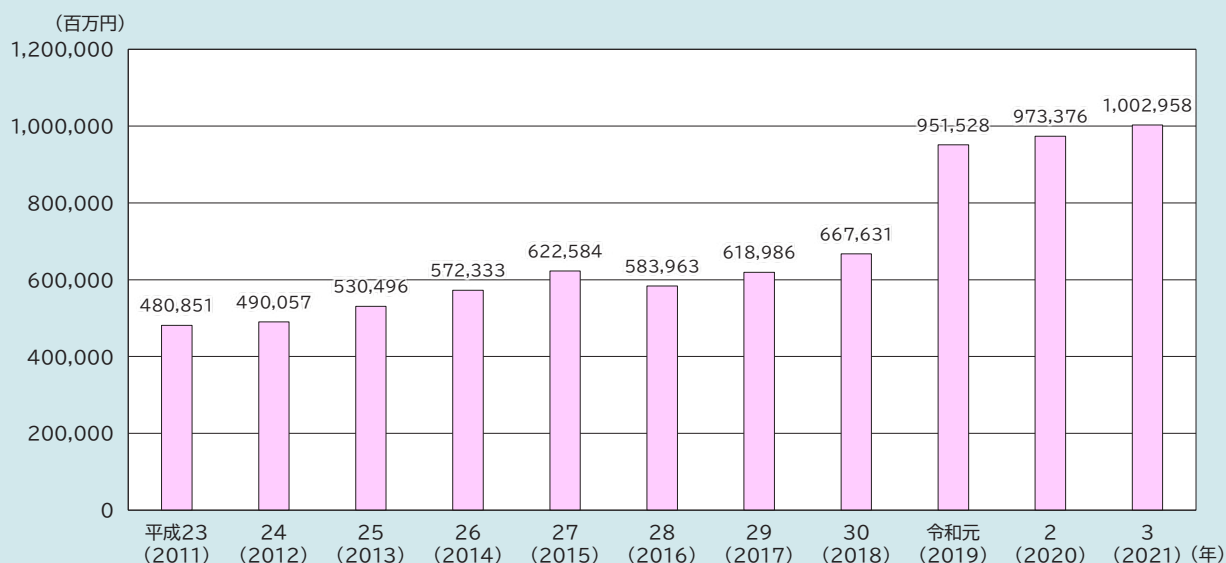
資料：厚生労働省「薬事工業生産動態統計年報」

(注1) 国内市場規模＝生産金額＋輸入品金額－輸出金額

(注2) 薬事工業生産動態統計の調査方法が令和元年から変更となったため、令和元年以降と平成30年以前の数値は単純に比較できない。

図 1-2-5-2

医療機器輸出金額の推移



資料：厚生労働省「薬事工業生産動態統計年報」

(注) 薬事工業生産動態統計の調査方法が令和元年から変更となったため、令和元年以降と平成30年以前の数値は単純に比較できない。

表 1-2-5-3

介護福祉機器の導入の有無（複数回答）（介護保険サービス系別）

	回答事業所数	ベッド（傾斜角度、高さ調整できるもの、マットレスは除く）	シャワーキャリー	車いす体重計	自動車用車いすリフト	特殊浴槽（移動用リフトと共に稼働するもの、側面が開閉可能なもの）	ストレッチャー（入浴用に使用するものを含む）	エアマット（体位変換機能を有するもの）	ベッド（体位変換機能を有するもの）	昇降装置（人の移動に使用するものに限る）	移動用リフト（立位補助機（スタンディングマシン）を含む）	座面昇降機能付車いす	その他介護福祉機器	いずれも導入していない	無回答
全体	8,742	41.7	30.1	27.8	25.7	22.7	19.8	17.8	6.8	4.9	4.3	1.8	3.8	36.0	9.9
訪問系	2,841	17.3	13.0	8.6	9.0	7.4	7.3	10.7	6.4	2.7	2.3	1.4	1.6	56.5	15.7
施設系（入所型）	1,190	78.7	56.0	80.0	54.0	66.8	72.2	49.7	10.9	11.8	13.7	5.0	9.2	7.3	2.9
施設系（通所型）	2,733	50.8	39.3	27.5	36.5	24.4	14.5	11.2	6.2	4.3	3.2	1.3	4.1	24.3	6.4
居住系	886	78.7	48.9	46.5	30.5	28.3	23.8	33.0	8.6	8.4	4.9	2.4	6.4	6.1	4.7
居宅介護支援	768	3.3	2.1	1.8	2.2	1.2	1.7	1.7	1.6	0.4	0.7	0.3	0.1	79.9	14.8

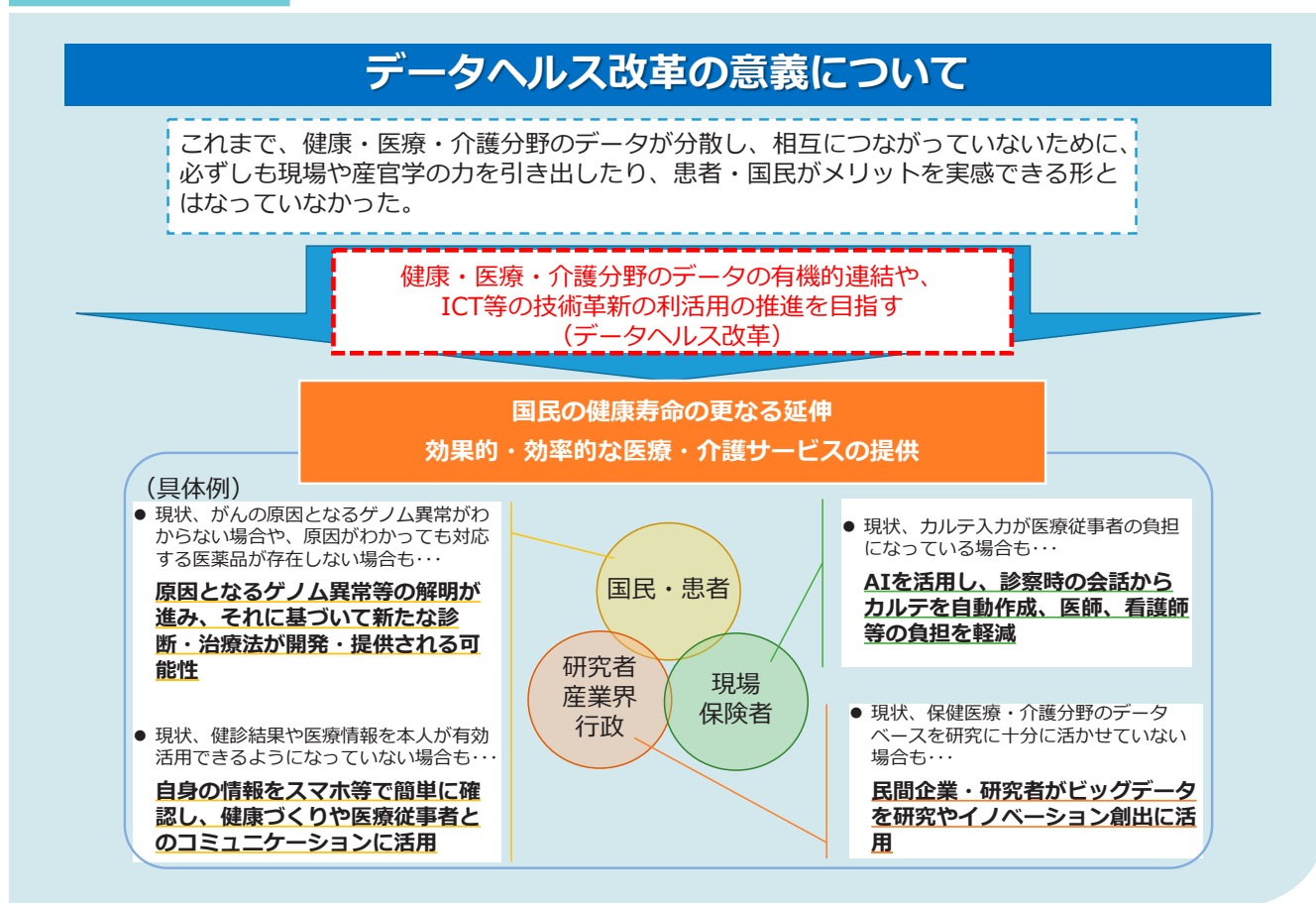
資料：公益財団法人介護労働安定センター「令和3年度 介護労働実態調査」

イ 令和7（2025）年度を目途にデータヘルス改革を実施する

令和3年6月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」において決定された、「データヘルス改革に関する工程表」においては、令和7（2025）年度を目途に、国民が生涯にわたり自

身の保健医療情報を把握できるようになるとともに、医療機関や介護事業所においても、患者・利用者ニーズを踏まえた最適な医療・介護サービスを提供することが可能になるよう、所要の施策を実施することとされている（図1－2－5－4）。

図1－2－5－4 データヘルス改革の意義について



第3節 〈特集〉高齢者の健康をめぐる動向について

内閣府では、「高齢社会対策大綱」（平成30年2月閣議決定）に基づく、「就業・所得」「健康・福祉」「学習・社会参加」「生活環境」「研究開発・国際社会への貢献等」の分野を踏まえて、高齢社会対策に関する調査を実施している。令和4年度については「高齢者の健康に関する調査」を実施し、高齢者の健康状態、インターネットでの情報収集状況、生きがいなどの意識や実態を把握することとした。

具体的には、主な調査項目として、「現在の健康状態」「健康についての心がけ」「社会活動への参加」「インターネットによる情報収集」等について調査を行った。

この白書では、調査結果の一部を紹介するとともに、他の調査のデータも活用し、これらを分析したものを特集としてまとめた（資料出所は特に断りのない限り、「令和4年度高齢者の健康に関する調査」（5年ごとに「高齢者の健康に関する調査」（以下「健康調査」という。）

を実施）である。）。

「令和4年度高齢者の健康に関する調査」

- 調査地域：全国
- 調査対象者：65歳以上（令和4年10月1日現在の男女
- 調査方法：郵送調査法（オンライン調査併用）
- 調査時期：令和4年10月28日～令和4年11月24日
- 有効回答数：2,414人（標本数男女合わせて4,000人）
- 有効回収率：60.4%

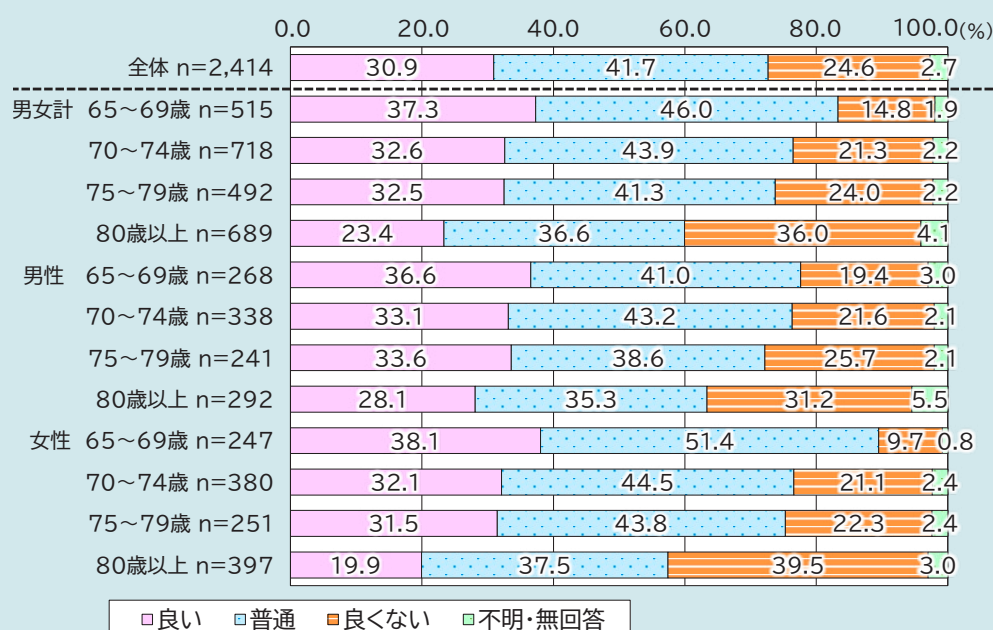
1 高齢者の健康について

（1）現在の健康状態について（年齢・性別）

○ 年齢が高くなるほど健康状態は良くない

年齢・性別に現在の健康状態について見ると、年齢が高くなるほど、健康状態は「良くない」と回答した人の割合が高くなっており、80歳以上では男性で3割を超え、女性で約4割となっている（図1-3-1-1）。

図1-3-1-1 年齢・性別健康状態（択一回答）



（注1）「良い」は「良い」と「まあ良い」の合計、「良くない」は「あまり良くない」と「良くない」の合計
（注2）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

(2) 健康についての心がけについて

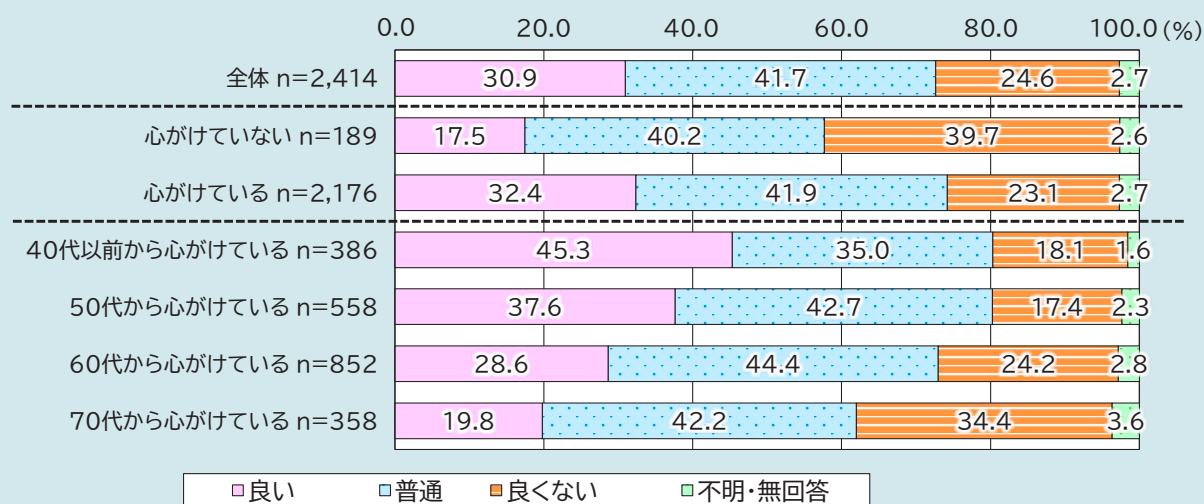
○ 若いときから健康に心がけている人は健康状態が良い

健康についての心がけ（休養・散歩など）と現在の健康状態について見ると、健康に「心がけている」と回答した人は、健康状態は「良い」と回答した割合が高くなっている。また、健康に心がけ始めた年齢別に健康状態について見ると、40代以前から健康に心がけ始めた人は約半数が健康状態が「良い」と回答しているなど、若いときから健康に心がけ始めたと回答した人は、健康状態が「良い」と回答した割合が高くなっている（図1-3-1-2）。

また、厚生労働省が実施した、過去約20年にわたるパネル調査ではスポーツ・健康活動（ウォーキングなど）を50代から行っている人は、「健康状態は良い」と回答した人の割合が高くなっている（図1-3-1-3）。

なお、日頃心がけていることと健康状態について見ると、「地域の活動に参加する」「散歩やスポーツをする」「趣味をもつ」ことにより健康に心がけている人は、健康状態が「良い」と回答した割合が高くなっている（図1-3-1-4）。

図1-3-1-2 健康についての心がけ・心がけ始めた年齢と健康状態（択一回答）

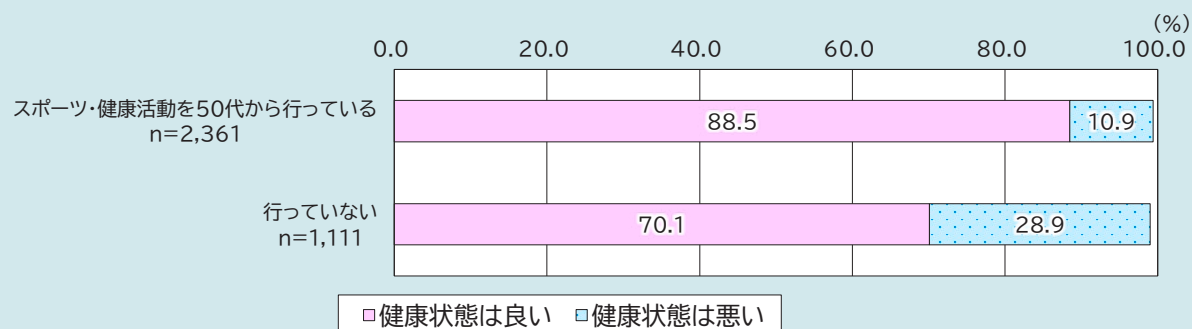


(注1) 「良い」は「良い」と「まあ良い」の合計、「良くない」は「あまり良くない」と「良くない」の合計

(注2) 「70代から心がけている」の対象は全て70歳以上である。

(注3) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

図1-3-1-3 スポーツ・健康活動と健康状態



資料：厚生労働省「第17回中高年者縦断調査（中高年者の生活に関する継続調査）」（令和3年11月調査）

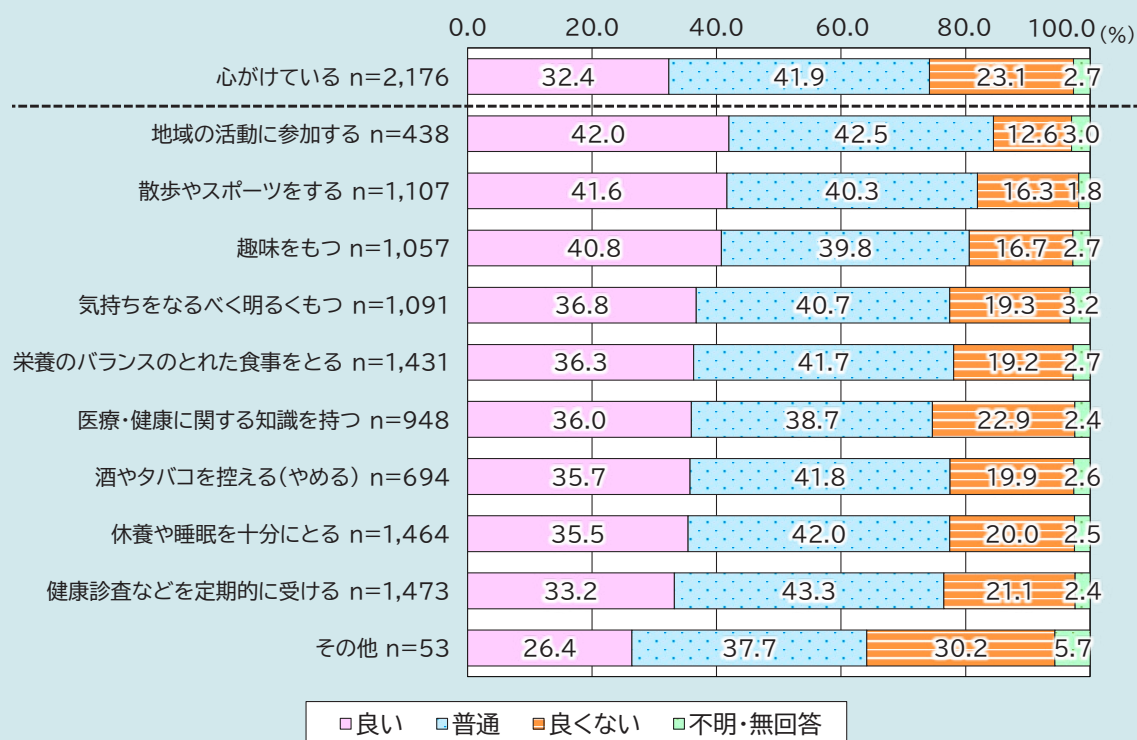
（注1）第1回から第17回まで集計可能な継続サンプル数は16,579人

（注2）第17回の対象者の年齢は66～75歳（2005年の第1回調査時点では50～59歳）

（注3）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

（注4）「スポーツ・健康活動を50代から行っている」は第1回から第17回まで継続して行っている人、「行っていない」は第1回から第17回まで全て行っていない人をいう。

図1-3-1-4 日頃心がけていることと健康状態（複数回答）



（注1）「良い」は「良い」と「まあ良い」の合計、「良くない」は「あまり良くない」と「良くない」の合計

（注2）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

(3) 健康と社会活動への参加について

○ 社会活動に参加した人は健康状態が良い

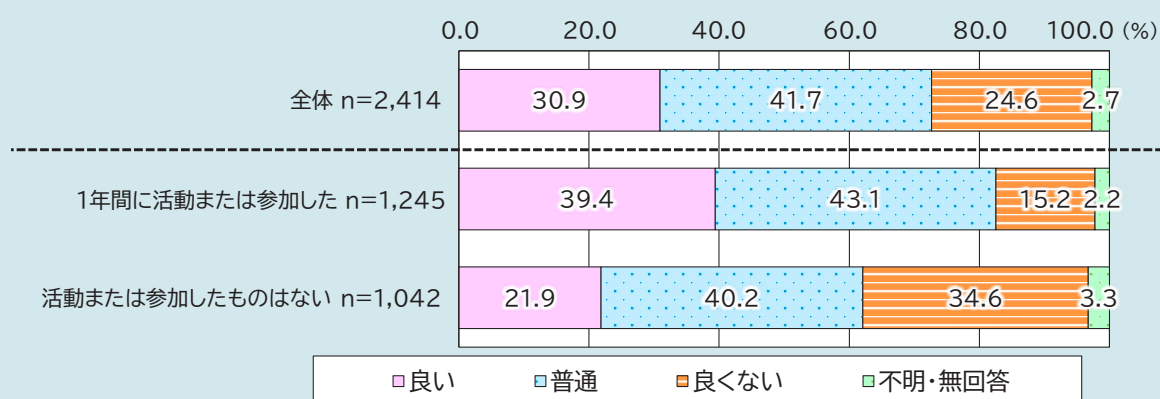
社会活動（健康・スポーツ・地域行事など）への参加の有無別に現在の健康状態について見ると、この1年間に社会活動に参加した人は、健康状態が「良い」と回答した割合が高くなっている（図1-3-1-5）。

また、別の内閣府の調査において、社会活動に参加したいと思わない理由について見ると、

「健康・体力に自信がないから」と回答した人の割合が最も高くなっている（図1-3-1-6）。

なお、社会活動に参加して良かったと思うことについて見ると、「生活に充実感ができた」「新しい友人を得ることができた」「健康や体力に自信がついた」と回答した割合が高くなっている（図1-3-1-7）。

図1-3-1-5 社会活動への参加の有無と健康状態（複数回答）

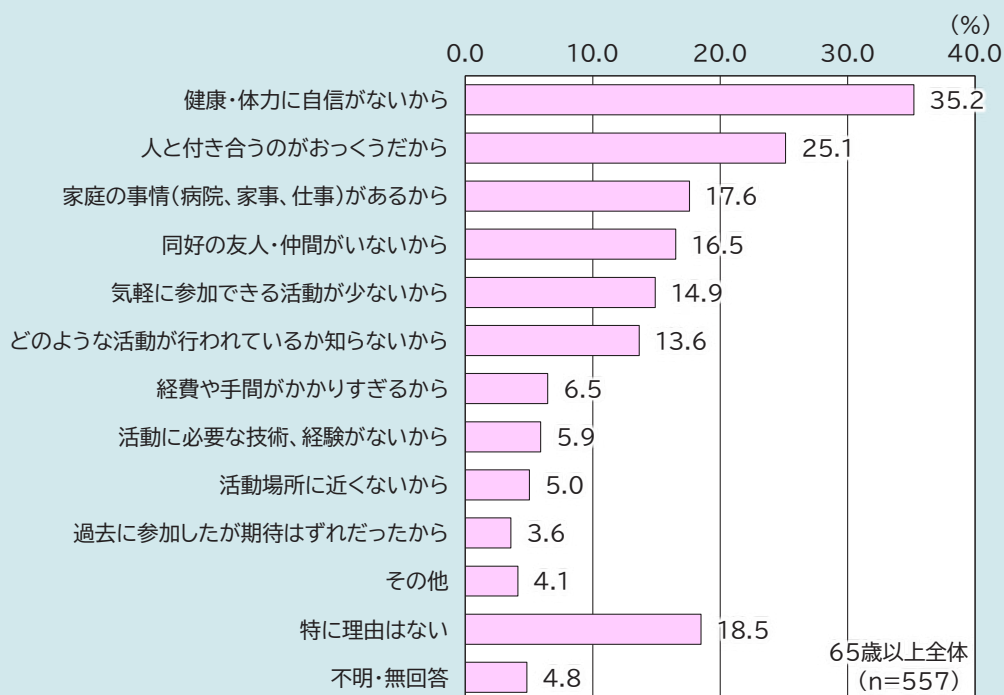


(注1) 「良い」は「良い」と「まあ良い」の合計、「良くない」は「あまり良くない」と「良くない」の合計。

(注2) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

図 1-3-1-6

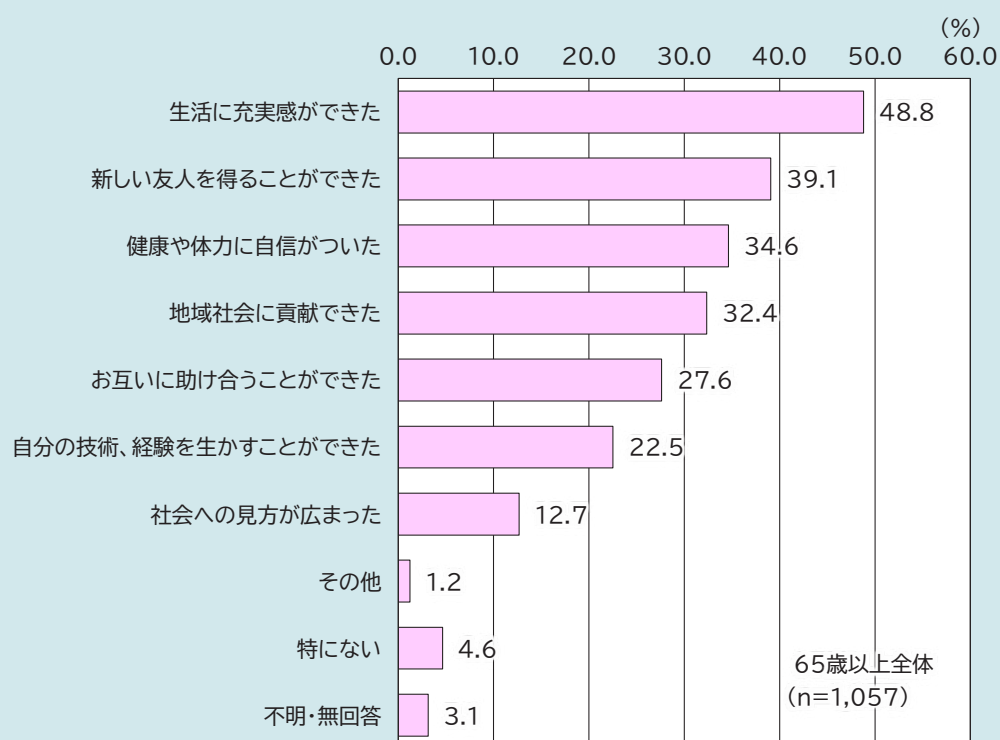
社会活動に参加したいと思わない理由（複数回答）



資料：内閣府「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」(令和3年度)

図 1-3-1-7

社会活動に参加して良かったと思うこと（複数回答）



資料：内閣府「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」(令和3年度)

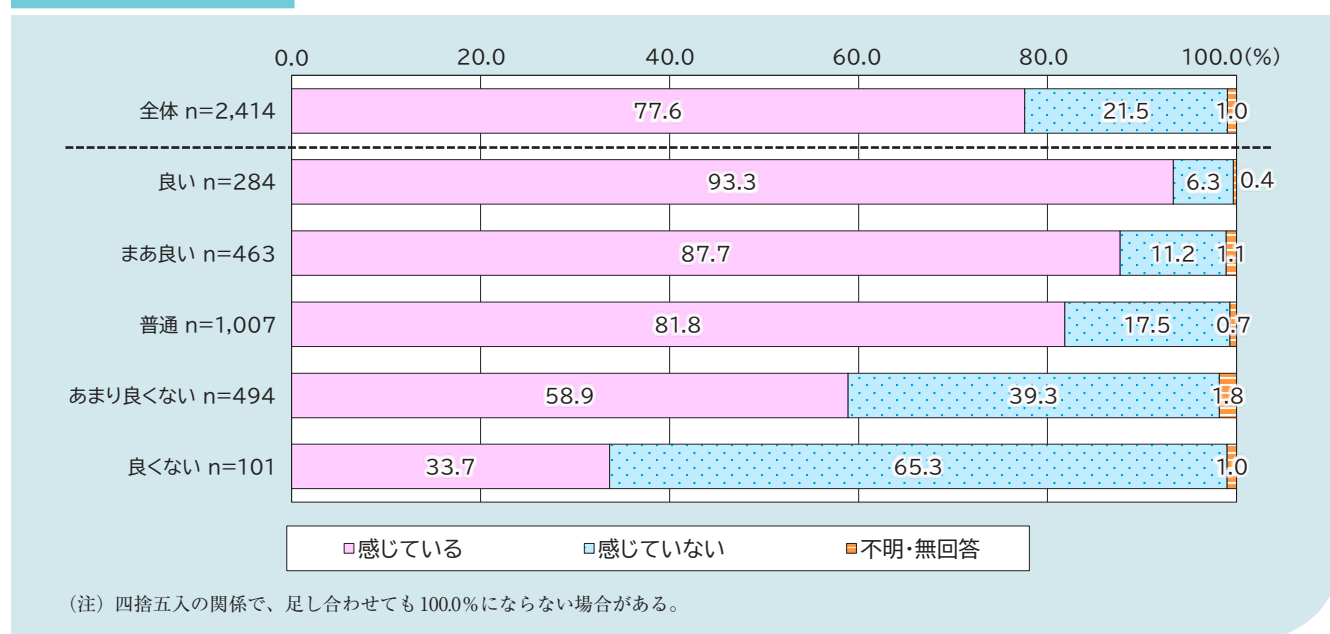
(4) 健康と生きがいについて

○ 健康状態が良い人ほど生きがいを感じている

現在の健康状態別に生きがいを感じる程度を見ると、健康状態が「良い」と回答した人ほど生きがいを感じる程度は高くなっており、健康

状態と生きがいは非常に強い相関関係が見られる（図1-3-1-8）。

図1-3-1-8 健康状態別生きがい（喜びや楽しみ）を感じているか（択一回答）



コラム 社会参加活動と健康について

令和4年10月31日愛知県名古屋市にて、「高齢期のフレイル予防」をテーマに「令和4年度高齢社会フォーラム（内閣府・愛知県・名古屋市共催）」を開催した。

パネルディスカッションでは、複数の専門家から「高齢者が就労、スポーツ、地域行事など社会参加活動を行うことが長生きにつながる」「人とのつながりがあり、かつ活気あるまちづくりによって一人一人の健康が生まれる」などといった意見が示された。



【パネルディスカッションの様子】

2 新型コロナウイルス感染症の拡大による高齢者のコミュニケーション等への影響について

○ コロナ禍により人とのコミュニケーションに変化が生じている

内閣官房が令和3年度に実施した「人々のつながりに関する基礎調査」の調査結果を見ると、コロナ禍により、人と直接会ってコミュニケーションをとることが「減った」と回答した割合が6割を超えている。なお、そのうち、約3割が直接会わずにコミュニケーションをとることが「増えた」と回答している（図1-3-2-1、図1-3-2-2）。

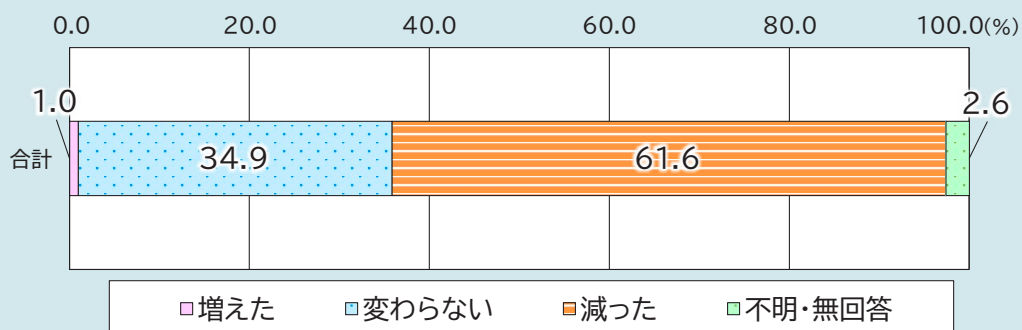
また、健康調査の結果では、コロナ禍前のイ

ンターネットでの医療機関や病気等の情報収集状況を前回（平成29年度）と比較して見ると、インターネットで調べることがある高齢者の割合が大きく増加している（図1-3-2-3）。

さらに、別の内閣府の調査によると「携帯電話・スマホで家族・友人などと連絡をとる」「インターネットで情報を集めたり、ショッピングをする」と回答した割合が次第に高くなっている（図1-3-2-4）。

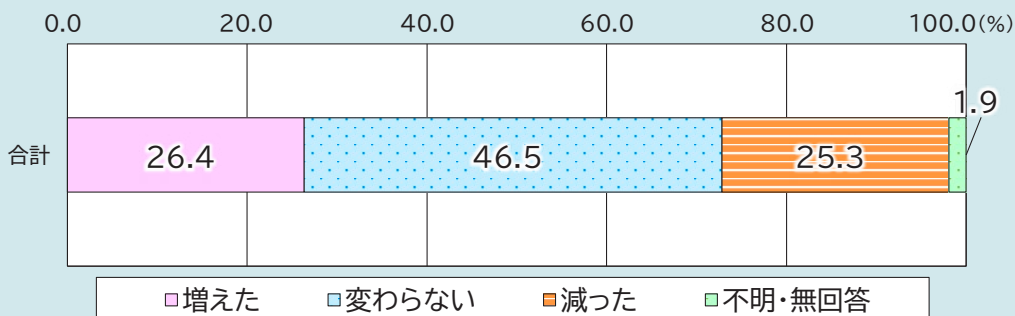
情報機器を利用しない理由について見ると、平成27年度までは「必要性を感じないから」と回答する割合が最も高かったが、令和2年度では「必要性を感じないから」と回答する割合が大きく減少し、「使い方がわからないので、面倒だから」が大きく増加している（図1-3-2-5）。

図1-3-2-1 コロナ禍により人と直接会ってコミュニケーションをとること



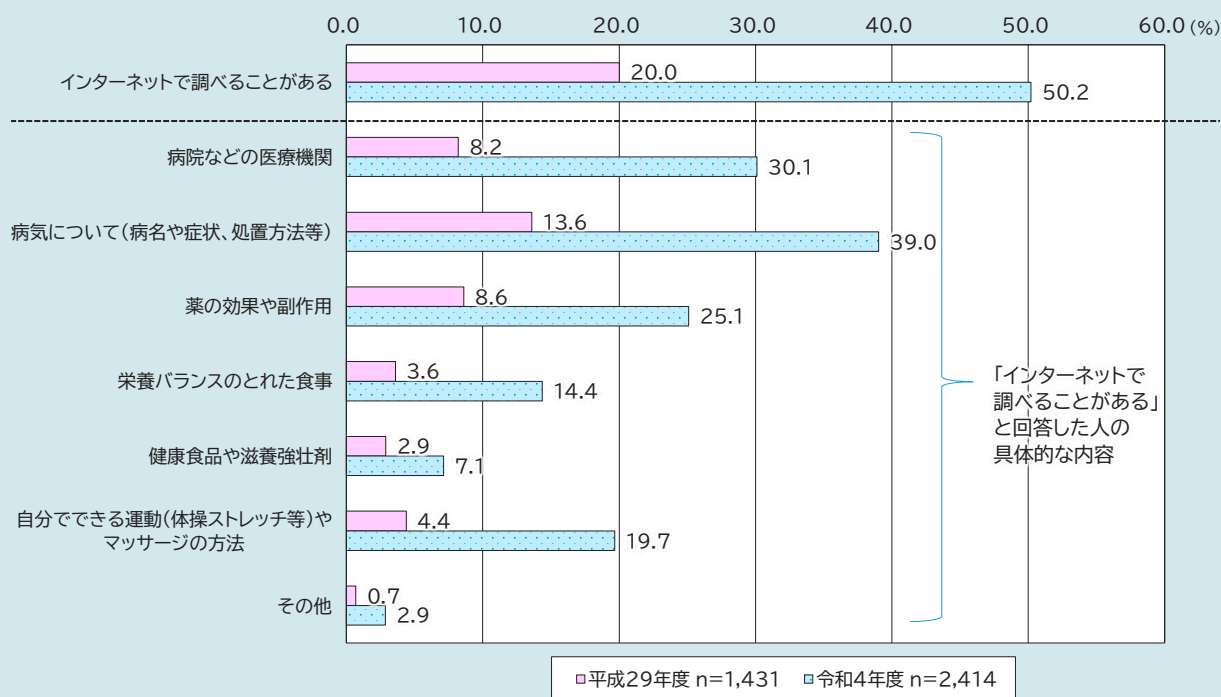
資料：内閣官房「人々のつながりに関する基礎調査」（令和3年）を加工して作成
（注）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない。

図1-3-2-2 コロナ禍により直接会ってコミュニケーションをとることが減った人のうち直接会わずにコミュニケーションをとること



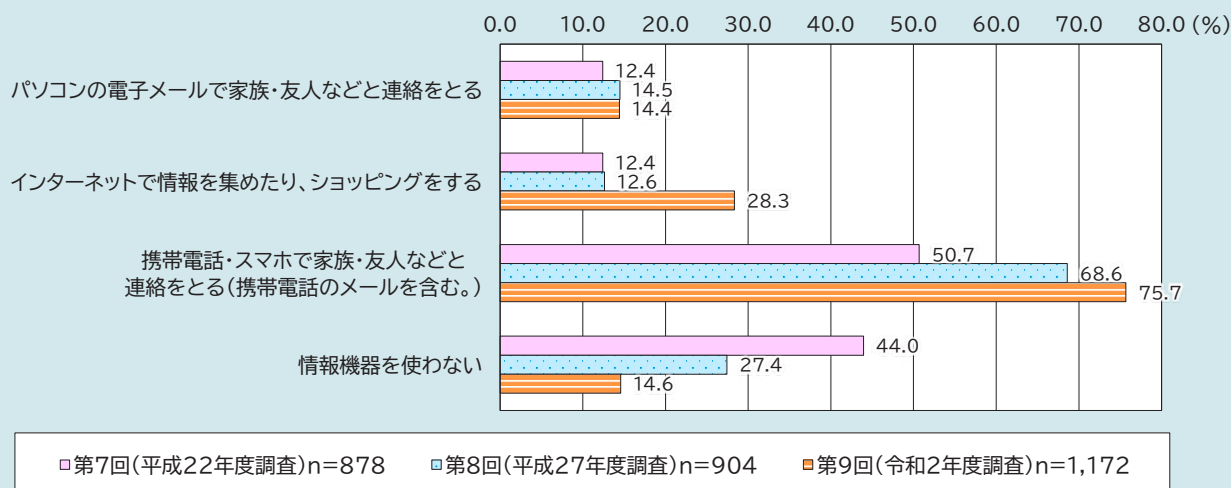
資料：内閣官房「人々のつながりに関する基礎調査」（令和3年）を加工して作成
（注）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない。

図 1-3-2-3 インターネットの情報収集状況（複数回答）



(注) 平成29年度調査と令和4年度調査では調査方法が異なるため留意が必要である。

図 1-3-2-4 情報機器の利用状況（複数回答）

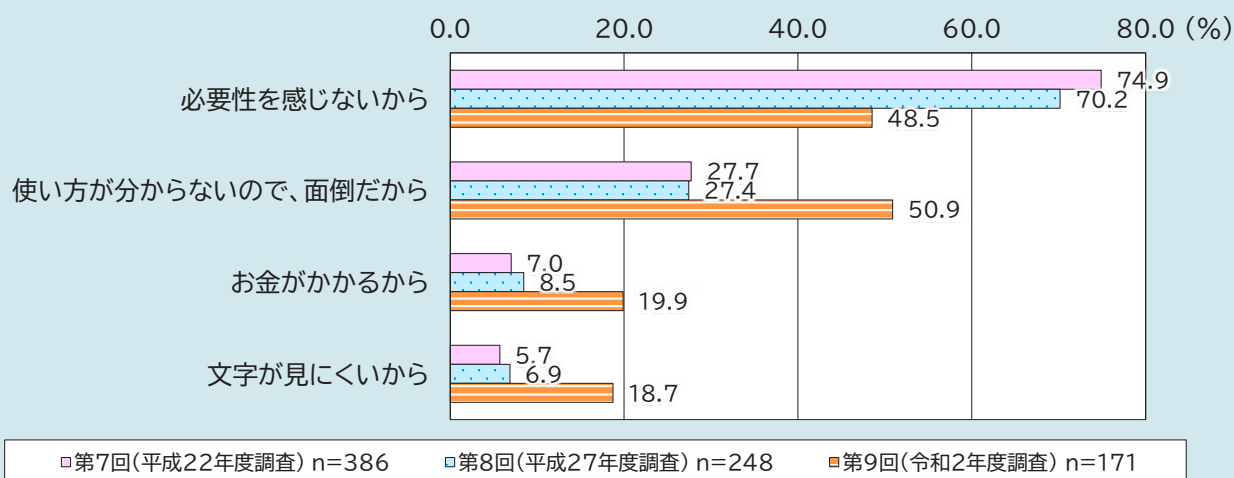


資料：内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」（5年ごとに実施）

(注1) 「情報機器の利用内容」の回答項目は、「ファックスで家族・友人などと連絡をとる」「パソコンの電子メールで家族・友人などと連絡をとる」「携帯電話・スマホで家族・友人などと連絡をとる（携帯電話のメールを含む。）」「インターネットで情報を集めたり、ショッピングをする」「SNS（Facebook, Twitter, Line, Instagramなど）を利用する」「ホームページやブログへの書き込みまたは開設・更新をする」「ネットバンキングや金融取引（証券・保険取引など）をする」「国や行政の手続きをインターネットで行う（電子政府・電子自治体）」であり、「情報機器を使わない」とは、これらのいずれにも該当しない人をいう。

(注2) 第7回（平成22年度調査）及び第8回（平成27年度調査）と第9回（令和2年度調査）では調査方法が異なるため留意が必要である。

図1-3-2-5 情報機器を利用しない理由（複数回答）



資料：内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」（5年ごとに実施）

（注）第7回（平成22年度調査）及び第8回（平成27年度調査）と第9回（令和2年度調査）では調査方法が異なるため留意が必要である。

3 考察

今回の特集では、高齢者の健康状態、健康についての心がけ、社会活動への参加、生きがいなどに着目し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による高齢者へのコミュニケーションへの影響やインターネットの活用などについて、他の調査のデータも活用しつつ分析を行った。

（1）高齢者の健康について

この1年間に社会活動へ参加した人は、健康状態が「良い」と回答した割合が高くなっている一方で、社会活動に参加したいと思わない理由で最も多いのが「健康・体力に自信がないから」であり、社会活動に参加してよかったこととして「健康や体力に自信がついた」の割合が高くなっていることと併せると、健康状態が良いことが社会活動への参加につながる可能性があり、また、社会活動に参加することで、健康・体力に自信がつき、更なる参加につながるという好循環を生み出すことも可能であると考

えられる。

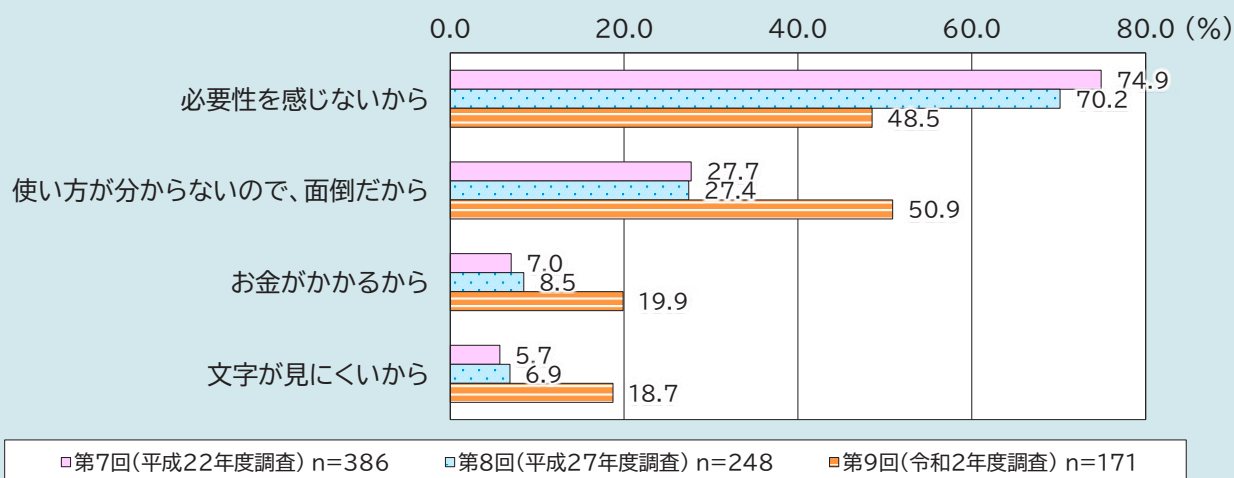
他方、若いときから健康を心がけている人は、健康状態が「良い」と回答した割合が高くなっていることから、高齢者になる前から自らの健康に関心を持つことも健康につながる可能性がある。

さらに、健康状態と生きがいは非常に強い相関関係があることから、社会参加活動により、健康や体力に自信がつき、それが生きがいにつながることも考えられる。

（2）コロナ禍の影響による高齢者のコミュニケーションの変化について

コロナ禍で外出が制限される中、コロナ禍により、人と直接会ってコミュニケーションをとることが「減った」と回答した割合が6割を超えている。一方、直接会ってコミュニケーションをとることが減った人のうち、約3割が直接会わずにコミュニケーションをとることが「増えた」と回答しており、コロナ禍が高齢者による非対面のコミュニケーションのきっかけと

図1-3-2-5 情報機器を利用しない理由（複数回答）



資料：内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」（5年ごとに実施）

（注）第7回（平成22年度調査）及び第8回（平成27年度調査）と第9回（令和2年度調査）では調査方法が異なるため留意が必要である。

3 考察

今回の特集では、高齢者の健康状態、健康についての心がけ、社会活動への参加、生きがいなどに着目し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による高齢者へのコミュニケーションへの影響やインターネットの活用などについて、他の調査のデータも活用しつつ分析を行った。

（1）高齢者の健康について

この1年間に社会活動へ参加した人は、健康状態が「良い」と回答した割合が高くなっている一方で、社会活動に参加したいと思わない理由で最も多いのが「健康・体力に自信がないから」であり、社会活動に参加してよかったこととして「健康や体力に自信がついた」の割合が高くなっていることと併せると、健康状態が良いことが社会活動への参加につながる可能性があり、また、社会活動に参加することで、健康・体力に自信がつき、更なる参加につながるという好循環を生み出すことも可能であると考

えられる。

他方、若いときから健康を心がけている人は、健康状態が「良い」と回答した割合が高くなっていることから、高齢者になる前から自らの健康に関心を持つことも健康につながる可能性がある。

さらに、健康状態と生きがいは非常に強い相関関係があることから、社会参加活動により、健康や体力に自信がつき、それが生きがいにつながることも考えられる。

（2）コロナ禍の影響による高齢者のコミュニケーションの変化について

コロナ禍で外出が制限される中、コロナ禍により、人と直接会ってコミュニケーションをとることが「減った」と回答した割合が6割を超えている。一方、直接会ってコミュニケーションをとることが減った人のうち、約3割が直接会わずにコミュニケーションをとることが「増えた」と回答しており、コロナ禍が高齢者による非対面のコミュニケーションのきっかけと

なっていると考えられる。

また、コロナ禍前の平成29年度と比較して、医療機関や病気等の情報をインターネットで調べる高齢者が大きく増加し、平成22年度以降「携帯電話・スマホで家族・友人などと連絡をとる」「インターネットで情報を集めたり、ショッピングをする」と回答した割合が、次第に高くなっているなど、高齢者のインターネットによる情報収集や、情報機器を利用し友人と連絡をとることなどに対する意識の変化も見られ、コロナ禍が契機となり、高齢者のインターネットを活用した社会活動につながる可能性も考えられる。

(3) まとめ

今後、加齢に伴う心身機能や認知機能の低下を予防し、健康寿命の延伸を実現するため、高齢者の社会参加活動を促進する取組や、その一環として、情報機器の使い方が分からずに使いこなせていない高齢者や必要性を感じられない高齢者を対象としたデジタルデバインドを解消する取組をより一層推進していく必要がある（支援等の例：参考1は総務省の事例、参考2はデジタル庁の事例）。

例えば、トピックスの事例のように、高齢者の社会参加活動が健康や生きがいを生み出し、それが更なる活動につながり、コミュニティづくりにも貢献するという健康の好循環の実現が図られるよう、各地域の実情に応じて取り組むことが期待される。

参考1 デジタル活用支援推進事業

デジタル活用支援推進事業

- デジタル社会の形成に当たり、民間企業や地方公共団体などと連携し、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」を全国において実施する。

<実施イメージ>

携帯キャリア等（都市部等）

令和3年度～
講習会(全国展開型)



講習会等を行う拠点を全国に有しており、当該拠点で支援を実施する主体（携帯ショップを想定）

地域に根差した支援（地方）

令和3年度～
講習会(地域連携型)



地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で支援を実施する主体（地元ICT企業、社会福祉協議会等）

令和4年度～
デジタル活用支援推進事業講師の派遣



デジタル活用支援推進事業の講師を、携帯ショップがない市町村などに派遣して支援を実施

（事業主体）	民間企業（携帯キャリア、地元ICT企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター等）等
（事業スキーム）	補助事業（間接補助）
（補助対象）	講習会等の実施に係る人件費、委託費、その他諸経費（機器・機材等借料、会場借料、通信費、旅費、消耗品費、印刷製本費等）等
（補助率）	定額補助

参考2 デジタル推進委員等の取組について（概要）

デジタル推進委員等の取組について（概要）

目 的

- 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、**デジタル機器やサービスに不慣れな方にきめ細かなサポートなどを行うこと**で、**社会全体として**、デジタル社会の利便性を誰一人取り残されず享受できる環境を作っていくための取組に対する**国民の理解を深め、幅広い国民運動として展開**

デジタル推進委員等の募集対象

デジタル推進委員

- ① **関係省庁（総務省、厚労省、文科省等）が実施する事業**において、デジタル機器・サービスの基本的な利用方法を教える・サポートする者
- ② **地方自治体、経済関連団体、ボランティア団体等の取組**において、高齢者・障害者等の方々に対し、「マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法」「各地で実装されているデジタルサービスの利用方法」「デジタル機器・サービスの利用方法」に関する内容について教える※・サポートする者。

※ 教える際に活用する動画教材等を提供

デジタル推進よびかけ員

- ③ デジタルと聞いただけで躊躇する高齢者等が取り残されないよう、**地域で身近に声がけ（参加の呼びかけ等）を行う者**（自治会・町内会、ボランティア団体等）

※ 段階的に対象を広げていくことを想定

デジタル大臣による任命

● 応募手続等

- － 原則オンラインで応募受付
- － オンラインで動画視聴
- － 毎年度更新

● 活動を後押しする取組

- － オープンバッジ※の付与
- － デジタル推進委員同士の意見交換や情報共有・提供等



※ SNSや名刺等に活用できる電子的な画像

<トピックス>

高齢者の健康づくりのための活動が、生きがいや更なる社会参加につながり、コミュニティの活性化にも貢献し得る事例がある（事例1）。

一方、高齢者のインターネットを活用した社会参加活動としては、SNSを活用してコロナ禍においても高齢者の「通いの場」の活動を継続しているものがある（事例2）。

また、高齢者になる前から自らの健康に関心を持ってもらうため、ビッグデータを活用して個々人の将来の生活習慣病・認知症の発症を予

測し、生活習慣の改善につなげてもらおうとする取組もある（事例3）。

さらに、インターネットを活用して、高齢者の生活全般の利便性を高め、健康の好循環を生み出そうとするまちづくりが行われてきている（事例4、5）。

政府としては、各地域の取組を後押しし、生涯にわたって生きがいを感じて健康に暮らせるよう取り組んでいくことが重要であると考えている。

事例 1

新潟県佐渡市

～和太鼓を活用した高齢者の健康づくりと社会参加～

事業の目的・概要

新潟県佐渡市（人口4万9,947人、高齢化率42.7%）は、毎年約1,000人が減るという大幅な人口減と高齢化により、コミュニティの維持も困難になりつつある、まさに日本の課題の縮図ともいえるような状況である。

そのような中、市の介護予防教室の1つとして、平成26年より和太鼓を活用したエクササイズ（運動）が実施され、高齢者の健康増進や認知症予防のみならず、社会参加の促進やコミュニティの再活性化といった地域の課題の解決にまちぐるみで取り組んでいる。

具体的な取組内容

市民の健康寿命が新潟県の平均を下回っていたことに加えて、老人クラブの登録者数が大きく減少するなど、高齢者の社会参加やコミュニティの維持に課題があった中、佐渡の伝統芸能である和太鼓の活用に関心を持った地元の医師の提案をきっかけに開始された。

訓練を受けたファシリテーター（進行役）の下、「楽しんでやること」をモットーに、和太鼓やバチを活用して体と頭を使うエクササイズを行っている。

市域が広大である一方、公共交通機関が少ないため、参加者の移動手段の確保が課題となっており、市内の各地域において教室を開催するとともに、出前教室も実施している。

事業効果

参加者からは、曲がった腰が伸び姿勢が良くなった、2階まで階段で上がれるようになったなど、基礎的な体力の向上が報告されている。また、参加していくにつれて、表情が明るくなった、内向的だった性格が社交的になったといった、心理的な効果も表れている。

さらに、教室後に参加者同士でお茶や食事に行くなど、社会参加のきっかけとなり、修了者同士で自主的な活動グループを立ち上げ、市の文化祭で演奏を披露したほか、メンバーによる旅行も企画するなど、コミュニティの形成にもつながっている。

今後の展開

60代の方はまだ就労率が高く、参加者は70代以降の方が多いため、早期から参加してもらえるよう活動の周知を図るとともに、週末の開催も検討している。

今後は、より多くの市民に参加してもらい、最終的には、健康寿命の日本一を目指している。



〔介護予防教室の様子〕



〔自主的な活動グループの様子〕

※トピックスの事例においては、人口及び高齢化率は特に断りのない限り令和5年3月31日現在

事例2

愛知県一宮市
～次世代へつなぐ「通いの場」への挑戦～

事業の目的・概要

愛知県一宮市（人口37万9,538人、高齢化率27.2%（令和5年4月1日現在））では、一般社団法人地域社会福祉サービス支援機構が、高齢期になってもいきいきと元気に過ごすための健康づくり・健康維持をテーマに、地域の公民館を拠点とした「通いの場（オフライン）」の活動と、コロナ禍をきっかけとした「在宅（オンライン）」の活動を組み合わせて、高齢者の社会参加を図り、次世代型のコミュニティづくりに取り組んでいる。

具体的な取組内容

地域の高齢者を始めとする幅広い世代を対象に、参加者が歩いて移動できる距離にある公民館での健康体操やスポーツスタッキング^{※1}、公園でのモルック^{※2}など、通いの場を開催している。

また、コロナ禍以前から、今後のさらなるデジタル化の進展を見据えて、スマートフォン教室も開催しており、高齢者のデジタルデバイドの解消に取り組んでいた。

その結果、コロナ禍により高齢者の外出が制限される状況にあっても、SNSによる茶和会の開催や健康づくりに関する動画の配信等の活動を継続し、高齢者の社会参加の機会を確保することができた。

事業効果

スポーツスタッキングの自主的なクラブが発足し、大会が開催されるのみならず、ドローン体験会や衣類のリサイクル活動など、幅広い活動が高齢者により主体的に実施されるようになった。

さらに、小学生によるスポーツスタッキング大会が開催されるなど、高齢者の健康づくりに留まらず、多世代交流のきっかけとなっている。

また、コロナ禍がオンラインによる社会参加のきっかけとなり、高齢者のICTリテラシーのさらなる向上が図られ、オフラインとオンラインを組み合わせた新たな形のコミュニティが構築されている。



〔スポーツスタッキングの様子〕



〔健康づくりに関する動画〕

今後の展開

これまでの「講師の下で学ぶ」形式から、「皆で学び合い、教え合う」形式へ誘導することで、高齢者が主体的に運営できるようにし、持続可能な活動を目指している。

また、コロナ禍が収束した後も、オフラインとオンラインを組み合わせた活動を継続し、オンラインによる社会参加を浸透させていく予定である。

※1 複数のプラスチック製カップを決められた型に積み上げたり、崩したりしてスピードを競うスポーツ

※2 木の棒（モルック）を下から投げて、3～4 m先に並べられた木製のピンを倒すスポーツ

事例3

青森県弘前市 ～岩木健康増進プロジェクト～

事業の目的・概要

青森県は、生活習慣病や健康意識の低さなどから平均寿命が全国最下位の常連である。この現状から脱却すべく、青森県弘前市（人口16万2,666人、高齢化率33.4%）では、弘前大学が平成17年以降同市岩木地区の住民約1000人を対象に毎年実施している大規模健康診断において蓄積された約3,000項目のビッグデータを活用し、生活習慣病・認知症をターゲットとした疾患予防法の研究開発を行っており、自治体、教育機関、企業、金融機関などと連携した健康増進プロジェクトを推進している。

具体的な取組内容

自治体による健康宣言や健康リーダーの育成、小中学校での健康授業、企業経営者による健康宣言など「人のプラットホーム」と弘前大学を中心とした「データのプラットホーム（ビッグデータ解析、データ活用、健診開発など）」を活かした市民を巻き込んだ健康づくりの仕組みを構築。

健診項目はゲノム解析、メタボローム解析、腸内細菌、口腔内環境など多岐にわたっている。平成28年からは認知症をターゲットにした健診も別途実施しており、65歳以上の対象者に脳MRI検査を行った上で、追跡調査している。

こうしたデータを最先端の統計学的手法やAIで解析し、将来の認知症の疾患の発症を予測するデータを絞り込み、予防にまでつなげる仕組みを作っている。

事業効果

同時に行った認知機能テストを見ると、60歳頃からスコアが低下している人の数が一気に増えることがわかった。さらに、ビッグデータと照らし合わせてみると、睡眠が不十分な人、歩行速度が遅い人、幸福度・満足度というQOL（生活の質）が低い人が、スコアが低下している人の中に多いことがわかった。

新たな健診項目の開発、AIを用いた20種類の疾患発症予測モデルの開発につながるとともに、地域住民の野菜摂取量増加など食習慣・運動習慣の改善、各種がん検診受診率の向上などの行動変容も見られ、ヘルスリテラシーの向上、健康寿命の延びに結びついている。

今後の展開

病気にならないためには、住民の健康リテラシーを高める必要があるため、健康に関心の薄い人に向けて、関心を高めるための健康教育を中心とした「セルフモニタリングQOL健診（2～3時間で測定・結果通知・健康教育を一気通貫で実施）」を開発し、最先端のデバイスを導入してDX化を推進している。

健康への投資促進で地域の経済発展や健康な住民が活力ある地域を支える「健康資本の好循環」による経済発展モデルの実現を目指すとともに、若者を含む「全世代アプローチ」により、新Well-being地域社会システムの構築を目指している。



〔岩木健康増進プロジェクト健診の様子〕

※本プロジェクトは、文部科学省・JSTのCOI（革新的イノベーション創出プログラム）のプロジェクトとして、弘前大学が展開したものである。

事例4

大阪府
～スマートシニアライフ事業～

事業の目的・概要

大阪府では、コロナ禍を踏まえ、あらゆる分野でデジタル化の加速が求められる中、高齢者の抱える課題をICTの活用により解決することを目的として、スマートシニアライフ事業の実証事業を開始した。

自治体の提供する行政サービスと、金融・保険、IT、医療・薬品、エンターテインメントなど様々な分野の民間企業による高齢者向けサービスとを、タブレット端末やLINEアプリなどのデジタル機器を通してワンストップで提供することで、持続的な公民連携サービスを創出することを目標としている。そして、ひいては健康寿命の延伸、高齢者向けビジネスのマーケットの活性化など、高齢者、行政、民間企業それぞれにメリットがあるようなモデルを目指している。

具体的な取組内容

令和4年2月から同年9月まで、泉北ニュータウンなど、府内でも高齢化と、それに伴う高齢者の自立度の低下などの問題が進行していた地域の50歳以上約850名の住民を対象に、タブレット端末を貸与し、福祉・保健施策や地域イベントの案内といった行政サービスのほか、買い物代行や健康支援などの参画企業が提供するサービスを簡単に利用できるようにする第1期実証事業を行った。

行政サービスにおいては、網羅的な情報ではなく、高齢者に必要な情報にポイントを絞って提供するように設計しており、若者であれば自分で検索して調べるような情報を「ボンと一押しで」知ることができるようなサービスが、利用者の支持を集めている。

また、生活習慣や運動習慣などの支援アプリや電子版お薬手帳などが順次実装を開始している。

事業効果

第1期実証事業のフォローアップの結果によれば、6割程度の利用者はタブレットを使えるようになったと回答し、3割強の利用者もサポートがあれば使えると回答しており、高齢者のICTリテラシーの向上に役立っている。

今後の展開

令和4年12月からは、第2期実証として、大阪市内でのタブレットの貸与を開始したほか、LINEを活用して府域全体でもサービスを提供できる、「おおさか楽なび」というサービスを開始しており、利用者のニーズの把握やコンテンツの拡充を行っている。

また、将来的には、これらのサービスから得たデータを地域包括ケアシステムの形成やパーソナル保健指導の実施に活用していくことで、健康寿命の延伸につながることを期待される。



〔おおさか楽なび〕

〔大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会
キャラクター大ちゃん〕

事例5

北海道更別村 ～更別村 SUPER VILLAGE 構想～

事業の目的・概要

北海道更別（さらべつ）村（人口3,155人、高齢化率31.3%）では、高齢者が100歳世代まで生きがいを持って楽しく過ごせるために必要な基本サービスを目指し、令和4年6月より、「更別村 SUPER VILLAGE 構想」を立ち上げた。デジタル技術を活用して少子高齢化により薄れた人々のつながりの回復と、村民の健康の向上を図るとともに、高齢者でも楽しく元気に続けられるスマート農業を実現し、暮らしと仕事の両面から高齢者が最も輝く街の実現を目指している。

具体的な取組内容

地域のIT企業と連携し、デジタル技術を活用して、カラオケ、料理教室など趣味の時間を過ごす「趣味系サービス（高齢者向け）」、健康アプリの活用など「健康系サービス（シニア・現役向け）」、いつでもどこでも医療サービスが受けられる「医療系サービス」の3つの基本サービスとそれを支えるコミュニティナースのサービスを提供している。

また、みんながつながる交流の場や、オンラインによる行政サービスの利用、村内の移動サービスや無料スマホ貸出サービスなどを備えた「デジタル公民館」を整備するとともに、デジタル基盤を農業にも活用し、スマート農業の実現を同時に図っている。

事業効果

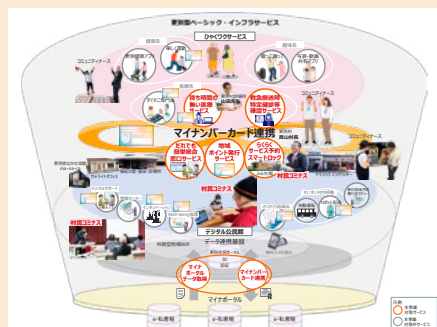
ウェアラブル端末の利用を希望する高齢者が多く、既に100台利用されており、また、健康活動に関心が高い高齢者も多いことから、フィットネス系のサービスが活用されるなど利用が順調に進んでいる。

今後、コミュニティナースの活動によって健康データが蓄積され、医療機関や行政機関が住民の健康データを閲覧することが可能となっており、将来的に健康・介護度といった変化を分析することが可能となる。

今後の展開

各サービスのデータをつなぎ合わせることで、ビッグデータ化を進め、個人の健康状態の変化などを総合的にみることができるようになり、フレイル予防につなげていく。

また、医療機関と連携して成人病予備軍の利用拡大を進めてきたい。



第2章

令和4年度高齢社会対策の実施の状況

第1節 高齢社会対策の基本的枠組み

1 高齢社会対策基本法

我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、「高齢社会対策基本法」(平成7年法律第129号)に基づいている。同法は、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とし、高齢社会対策の基本理念として、公正で活力ある、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される、豊かな社会の構築を掲げている。また、国及び地方公共団体は、それぞれ基本理念にのっとり高齢社会対策を策定し、実施する責務があるとするとともに、国民の努力についても規定している。

さらに、就業及び所得、健康及び福祉、学習及び社会参加、生活環境等について国が講ずべき施策を規定している。

あわせて、政府が基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めること、政府が国会に高齢社会対策に関する年次報告書を提出すること、内閣府に特別の機関として「高齢社会対策会議」を設置することを定めている。

2 高齢社会対策会議

高齢社会対策会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員には関係閣僚が任命されており、高齢社会対策の大綱の案の作成、高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整並びに高齢社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実

施の推進が行われている。

3 高齢社会対策大綱

(1) 高齢社会対策大綱の策定

「高齢社会対策大綱」(以下「大綱」という。)は、「高齢社会対策基本法」によって政府に作成が義務付けられているものであり、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針となるものである。

平成8年7月に最初の大綱が策定されて以降、経済社会情勢の変化を踏まえた見直しが行われており、平成13年12月に2度目、平成24年9月に3度目、平成30年2月に4度目の大綱が閣議決定された。

(2) 基本的考え方

平成30年2月に閣議決定された大綱では、「高齢者の体力的年齢は若くなっている。また、就業・地域活動など何らかの形で社会との関わりを持つことについての意欲も高い」、「65歳以上を一律に『高齢者』と見る一般的な傾向は、現状に照らせばもはや、現実的なものではなくなりつつある」と示し、「意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えること」とともに、全ての人が安心して高齢期を迎えられるような社会を作る観点から「十全な支援やセーフティネットの整備を図る必要がある」としている。「また、人口の高齢化に伴って生ずる様々な社会的課題に対応することは、

第2章

令和4年度高齢社会対策の実施の状況

第1節 高齢社会対策の基本的枠組み

1 高齢社会対策基本法

我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、「高齢社会対策基本法」(平成7年法律第129号)に基づいている。同法は、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とし、高齢社会対策の基本理念として、公正で活力ある、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される、豊かな社会の構築を掲げている。また、国及び地方公共団体は、それぞれ基本理念にのっとり高齢社会対策を策定し、実施する責務があるとするとともに、国民の努力についても規定している。

さらに、就業及び所得、健康及び福祉、学習及び社会参加、生活環境等について国が講ずべき施策を規定している。

あわせて、政府が基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めること、政府が国会に高齢社会対策に関する年次報告書を提出すること、内閣府に特別の機関として「高齢社会対策会議」を設置することを定めている。

2 高齢社会対策会議

高齢社会対策会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員には関係閣僚が任命されており、高齢社会対策の大綱の案の作成、高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整並びに高齢社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実

施の推進が行われている。

3 高齢社会対策大綱

(1) 高齢社会対策大綱の策定

「高齢社会対策大綱」(以下「大綱」という。)は、「高齢社会対策基本法」によって政府に作成が義務付けられているものであり、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針となるものである。

平成8年7月に最初の大綱が策定されて以降、経済社会情勢の変化を踏まえた見直しが行われており、平成13年12月に2度目、平成24年9月に3度目、平成30年2月に4度目の大綱が閣議決定された。

(2) 基本的考え方

平成30年2月に閣議決定された大綱では、「高齢者の体力的年齢は若くなっている。また、就業・地域活動など何らかの形で社会との関わりを持つことについての意欲も高い」、「65歳以上を一律に『高齢者』と見る一般的な傾向は、現状に照らせばもはや、現実的なものではなくなりつつある」と示し、「意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えること」とともに、全ての人が安心して高齢期を迎えられるような社会を作る観点から「十全な支援やセーフティネットの整備を図る必要がある」としている。「また、人口の高齢化に伴って生ずる様々な社会的課題に対応することは、

第2章

令和4年度高齢社会対策の実施の状況

第1節 高齢社会対策の基本的枠組み

1 高齢社会対策基本法

我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、「高齢社会対策基本法」(平成7年法律第129号)に基づいている。同法は、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とし、高齢社会対策の基本理念として、公正で活力ある、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される、豊かな社会の構築を掲げている。また、国及び地方公共団体は、それぞれ基本理念にのっとり高齢社会対策を策定し、実施する責務があるとするとともに、国民の努力についても規定している。

さらに、就業及び所得、健康及び福祉、学習及び社会参加、生活環境等について国が講ずべき施策を規定している。

あわせて、政府が基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めること、政府が国会に高齢社会対策に関する年次報告書を提出すること、内閣府に特別の機関として「高齢社会対策会議」を設置することを定めている。

2 高齢社会対策会議

高齢社会対策会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員には関係閣僚が任命されており、高齢社会対策の大綱の案の作成、高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整並びに高齢社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実

施の推進が行われている。

3 高齢社会対策大綱

(1) 高齢社会対策大綱の策定

「高齢社会対策大綱」(以下「大綱」という。)は、「高齢社会対策基本法」によって政府に作成が義務付けられているものであり、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針となるものである。

平成8年7月に最初の大綱が策定されて以降、経済社会情勢の変化を踏まえた見直しが行われており、平成13年12月に2度目、平成24年9月に3度目、平成30年2月に4度目の大綱が閣議決定された。

(2) 基本的考え方

平成30年2月に閣議決定された大綱では、「高齢者の体力的年齢は若くなっている。また、就業・地域活動など何らかの形で社会との関わりを持つことについての意欲も高い」、「65歳以上を一律に『高齢者』と見る一般的な傾向は、現状に照らせばもはや、現実的なものではなくなりつつある」と示し、「意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えること」とともに、全ての人が安心して高齢期を迎えられるような社会を作る観点から「十全な支援やセーフティネットの整備を図る必要がある」としている。「また、人口の高齢化に伴って生ずる様々な社会的課題に対応することは、

高齢層のみならず、若年層も含めた全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ることができる」としている。

さらに、大綱では、「高齢社会対策基本法」第2条に掲げる社会が構築されることを基本理念とし、以下の3つの基本的考え方にのっとり、高齢社会対策を推進することとしている。

- ① 年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す。
 - ・年齢区分でライフステージを画一化することの見直し
 - ・誰もが安心できる「全世代型の社会保障」も見据える
- ② 地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る。
 - ・多世代間の協力拡大や社会的孤立の防止
 - ・高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくり
- ③ 技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する。
 - ・高齢期の能力発揮に向けて、新技術が新たな視点で、支障となる問題（身体・認知能力等）への解決策をもたらす可能性に留意

（3）分野別の基本的施策

高齢社会対策の推進の基本的考え方を踏まえ、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、研究開発・国際社会への貢献等、全ての世代の活躍推進の6つの分野で、基本的施策に関する中期にわたる指針を次のとおり定めている。

① 「就業・所得」

エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備、公的年金制度の安定的運営、資産形成等

の支援等を図ることとしている。

② 「健康・福祉」

健康づくりの総合的推進、持続可能な介護保険制度の運営、介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現）、持続可能な高齢者医療制度の運営、認知症高齢者支援施策の推進、人生の最終段階における医療の在り方、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進等を図ることとしている。

③ 「学習・社会参加」

学習活動の促進、社会参加活動の促進等を図ることとしている。

④ 「生活環境」

豊かで安定した住生活の確保、高齢社会に適したまちづくりの総合的推進、交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護、成年後見制度の利用促進等を図ることとしている。

⑤ 「研究開発・国際社会への貢献等」

先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化、研究開発等の推進と基盤整備、諸外国との知見や課題の共有等を図ることとしている。

⑥ 「全ての世代の活躍推進」

全ての世代の人々が高齢社会での役割を担いながら、積極的に参画する社会を構築するための施策の推進を図ることとしており、各分野で「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）、「働き方改革実行計画」（平成29年3月働き方改革実現会議決定）、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月閣議決定）等との連携も進めていく。

（4）推進体制等

高齢社会対策を総合的に推進するため、高齢社会対策会議において、本大綱のフォローアップ等重要事項の審議等を行うこととしている。

また、高齢社会対策の推進に当たっては、65

歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向が現実的なものでなくなりつつあることを踏まえ、70歳やそれ以降でも個々人の意欲・能力に応じた力を発揮できる社会環境づくりを推進するとの基本方針に立って、以下の点に留意することとしている。

- ① 内閣府、厚生労働省その他の地方公共団体を含む関係行政機関の間に緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図ること。
- ② 本大綱を実効性のあるものとするため、各分野において「数値目標」及び「参照指標」を示すこと。また、政策評価、情報公開等の推進により、効率的かつ国民に信頼される施策を推進すること。
- ③ 「数値目標」とは、高齢社会対策として分野別の各施策を計画的かつ効果的に進めていくに当たっての目標として示すものであること。短期的な中間目標として示すものについては、その時点の達成状況を踏まえ、一層の進捗を図ること。「参照指標」とは、我が国の高齢社会の状況や政策の進捗を把握し、課題の抽出、政策への反映により、状況の改善、展開を図るためのものであること。
- ④ エビデンスに基づく政策形成の推進を図ること。このため、高齢化の状況及び高齢社会対策に係る情報の収集・分析・評価を行

うとともに、これらの情報を国民に提供するために必要な体制の整備を図ること。

- ⑤ 高齢社会対策の推進について広く国民の意見の反映に努めるとともに、国民の理解と協力を得るため、効果的な広報、啓発及び教育を実施すること。

なお、本大綱については、政府の高齢社会対策の中長期的な指針としての性格に鑑み、経済社会情勢の変化等を踏まえておおむね5年を目途に必要があると認めるときに、見直しを行うこととしている。

4 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策は、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、研究開発・国際社会への貢献等、全ての世代の活躍推進という広範な施策にわたり、着実な進展を見せている。一般会計予算における関係予算を見ると、令和4年度においては22兆9,749億円となっている。これを各分野別に見ると、就業・所得分野13兆2,242億円、健康・福祉分野9兆7,053億円、学習・社会参加分野200億円、生活環境分野33億円、研究開発・国際社会への貢献等分野71億円、全ての世代の活躍推進分野150億円となっている（表2-1-1及び巻末「高齢社会対策関係予算分野別総括表」参照）。

歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向が現実的なものでなくなりつつあることを踏まえ、70歳やそれ以降でも個々人の意欲・能力に応じた力を発揮できる社会環境づくりを推進するとの基本方針に立って、以下の点に留意することとしている。

- ① 内閣府、厚生労働省その他の地方公共団体を含む関係行政機関の間に緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図ること。
- ② 本大綱を実効性のあるものとするため、各分野において「数値目標」及び「参照指標」を示すこと。また、政策評価、情報公開等の推進により、効率的かつ国民に信頼される施策を推進すること。
- ③ 「数値目標」とは、高齢社会対策として分野別の各施策を計画的かつ効果的に進めていくに当たっての目標として示すものであること。短期的な中間目標として示すものについては、その時点の達成状況を踏まえ、一層の進捗を図ること。「参照指標」とは、我が国の高齢社会の状況や政策の進捗を把握し、課題の抽出、政策への反映により、状況の改善、展開を図るためのものであること。
- ④ エビデンスに基づく政策形成の推進を図ること。このため、高齢化の状況及び高齢社会対策に係る情報の収集・分析・評価を行

うとともに、これらの情報を国民に提供するために必要な体制の整備を図ること。

- ⑤ 高齢社会対策の推進について広く国民の意見の反映に努めるとともに、国民の理解と協力を得るため、効果的な広報、啓発及び教育を実施すること。

なお、本大綱については、政府の高齢社会対策の中長期的な指針としての性格に鑑み、経済社会情勢の変化等を踏まえておおむね5年を目途に必要があると認めるときに、見直しを行うこととしている。

4 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策は、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、研究開発・国際社会への貢献等、全ての世代の活躍推進という広範な施策にわたり、着実な進展を見せている。一般会計予算における関係予算を見ると、令和4年度においては22兆9,749億円となっている。これを各分野別に見ると、就業・所得分野13兆2,242億円、健康・福祉分野9兆7,053億円、学習・社会参加分野200億円、生活環境分野33億円、研究開発・国際社会への貢献等分野71億円、全ての世代の活躍推進分野150億円となっている（表2-1-1及び巻末「高齢社会対策関係予算分野別総括表」参照）。

表2-1-1

高齢社会対策関係予算（一般会計）

（単位：億円）

	就業・所得	健康・福祉	学習・社会参加	生活環境	研究開発・国際社会への貢献等	全ての世代の活躍推進	計
平成30年度	121,372	88,954	175	49	30	114	210,693
令和元年度	125,187	91,626	173	213	16	115	217,328
2	129,916	94,454	176	37	22	110	224,715
3	131,746	94,722	180	34	79	150	226,912
4	132,242	97,053	200	33	71	150	229,749

資料：内閣府

（注1）高齢社会対策関係予算には、本表に掲げる一般会計のほか、特別会計等がある。

（注2）本表の予算額は、高齢社会対策関係予算として特掲できるもののみを合計した額である。

（注3）本表の予算額は、当初予算の数字である。

5 総合的な推進のための取組

（1）一億総活躍社会の実現に向けて

平成27年10月7日に発足した第3次安倍改造内閣は、少子高齢化という構造的な課題に取り組む、女性も男性も、若者もお年寄りも、障害や難病のある方も、更には一度失敗した方も、皆が包摂され活躍できる社会「一億総活躍社会」の実現に向けて取り組むこととし、「新・三本の矢」として、第一の矢「希望を生み出す強い経済」を「戦後最大の名目GDP600兆円」の実現という的に、第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」を「希望出生率1.8」の実現という的に、第三の矢「安心につながる社会保障」を「介護離職ゼロ」の実現という的に放つこととした。

この「一億総活躍社会」を実現するため「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、介護離職ゼロの実現に向けた介護職員の処遇改善等を進めている。

（2）働き方改革の実現に向けて

働き方改革は、若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方も、一度失敗を経験した方も、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」

の実現に向けた最大のチャレンジであり、働く人の視点に立ち、働く方一人一人の意思や能力、置かれた事情に応じた多様な働き方の選択を可能とするための改革である。

平成29年3月、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が取りまとめられた。本実行計画には、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現等による非正規雇用の処遇改善のほか、65歳以上の年齢までの定年延長や66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入を行う企業への助成措置、継続雇用延長や定年延長の手法を紹介するマニュアルや好事例集を通じた企業への働きかけ、相談・援助を行うことにより、取組を推進した。また、事業主に対する70歳までの就業機会確保の努力義務化等について定めた「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年法律第68号、以下「高年齢者雇用安定法」という。）の改正を令和3年4月に施行した。

引き続き、「働き方改革実行計画」における高齢者の就業促進についても、10年先を見据えたロードマップに沿って、着実に施策を進めていく。

表2-1-1

高齢社会対策関係予算（一般会計）

（単位：億円）

	就業・所得	健康・福祉	学習・社会参加	生活環境	研究開発・国際社会への貢献等	全ての世代の活躍推進	計
平成30年度	121,372	88,954	175	49	30	114	210,693
令和元年度	125,187	91,626	173	213	16	115	217,328
2	129,916	94,454	176	37	22	110	224,715
3	131,746	94,722	180	34	79	150	226,912
4	132,242	97,053	200	33	71	150	229,749

資料：内閣府

（注1）高齢社会対策関係予算には、本表に掲げる一般会計のほか、特別会計等がある。

（注2）本表の予算額は、高齢社会対策関係予算として特掲できるもののみを合計した額である。

（注3）本表の予算額は、当初予算の数字である。

5 総合的な推進のための取組

（1）一億総活躍社会の実現に向けて

平成27年10月7日に発足した第3次安倍改造内閣は、少子高齢化という構造的な課題に取り組む、女性も男性も、若者もお年寄りも、障害や難病のある方も、更には一度失敗した方も、皆が包摂され活躍できる社会「一億総活躍社会」の実現に向けて取り組むこととし、「新・三本の矢」として、第一の矢「希望を生み出す強い経済」を「戦後最大の名目GDP600兆円」の実現という的に、第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」を「希望出生率1.8」の実現という的に、第三の矢「安心につながる社会保障」を「介護離職ゼロ」の実現という的に放つこととした。

この「一億総活躍社会」を実現するため「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、介護離職ゼロの実現に向けた介護職員の処遇改善等を進めている。

（2）働き方改革の実現に向けて

働き方改革は、若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方も、一度失敗を経験した方も、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」

の実現に向けた最大のチャレンジであり、働く人の視点に立ち、働く方一人一人の意思や能力、置かれた事情に応じた多様な働き方の選択を可能とするための改革である。

平成29年3月、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が取りまとめられた。本実行計画には、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現等による非正規雇用の処遇改善のほか、65歳以上の年齢までの定年延長や66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入を行う企業への助成措置、継続雇用延長や定年延長の手法を紹介するマニュアルや好事例集を通じた企業への働きかけ、相談・援助を行うことにより、取組を推進した。また、事業主に対する70歳までの就業機会確保の努力義務化等について定めた「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年法律第68号、以下「高年齢者雇用安定法」という。）の改正を令和3年4月に施行した。

引き続き、「働き方改革実行計画」における高齢者の就業促進についても、10年先を見据えたロードマップに沿って、着実に施策を進めていく。

(3) 全世代型社会保障制度の構築に向けて

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行うため、全世代型社会保障構築本部及び全世代型社会保障構築会議を設置し、「全世代型社会保障構築会議 報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～」(令和4年12月)を取りまとめた。

(4) ユニバーサル社会の実現に向けて

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」(平成30年法律第100号)に基づき、令和4年10月、令和3年度に政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表した。

第2節 分野別の施策の実施の状況

1 就業・所得

「就業・所得」については、大綱において、次の方針を示している。

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中、経済社会の活力を維持するため、全ての年代の人々がその特性・強みをいかし、経済社会の担い手として活躍できるよう環境整備を図る。

現在の年金制度に基づく公的年金の支給開始年齢の引上げ等を踏まえ、希望者全員がその意欲と能力に応じて65歳まで働けるよう安定的な雇用の確保を図る。また、65歳を超えても、70代を通じ、またそもそも年齢を判断基準とせず、多くの者に高い就業継続意欲が見られる現況を踏まえ、年齢にかかわらず希望に応じて働き続けることができるよう雇用・就業環境の整備を図るとともに、社会保障制度についても、こうした意欲の高まりを踏まえた柔軟な制度となるよう必要に応じて見直しを図る。

勤労者が、高齢期にわたり職業生活と家庭や地域での生活とを両立させつつ、職業生活の全期間を通じて能力を有効に発揮することができるよう、職業能力の開発や多様な働き方を可能にする施策を推進する。

職業生活からの引退後の所得については、国民の社会的連帯を基盤とする公的年金を中心とし、これに企業による従業員の高齢期の所得確保の支援や個人の自助努力にも留意し、企業年金、退職金、個人年金等の個人資産を適切に組み合わせた資産形

成を促進する。さらに資産の運用等を含めた資産の有効活用が計画的に行われるよう環境整備を図る。

(1) エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備

ア 多様な形態による就業機会・勤務形態の確保

(ア) 多様な働き方を選択できる環境の整備

従来の事業主に対する65歳までの雇用確保の義務化に加えて、70歳までの就業確保を事業主の努力義務とする改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月に施行され、①70歳までの定年引上げ、②70歳までの継続雇用制度の導入（他社との契約に基づく継続雇用も含む。）、③定年の定め廃止、④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、⑤70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入（a.事業主が自ら実施する社会貢献事業、b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講ずることが事業主の努力義務となった。

地域における高年齢者の多様な雇用・就業機会の創出を図るため、地方公共団体を中心とした協議会等が行う高年齢者の就労支援の取組と地域福祉・地方創生等の取組を一体的に実施する生涯現役地域づくり環境整備事業等を実施し、先駆的なモデル地域の取組の普及を図った。

定年退職後等の高年齢者の多様な就業ニーズに応じ、就業機会を確保提供し、高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進等を図るシルバー人材センター事業について、各シルバー人

材センターにおける就業機会及び会員拡大等の取組への支援を行うとともに、少子高齢化が急速に進展する中で、人手不足の悩みを抱える企業を一層強力に支えるため、サービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での高年齢者の就業を促進する高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を実施した。また、多様化する高年齢者のニーズに対応するため、令和4年4月末までに717地域において都道府県知事が業種・職種及び地域を指定し、派遣及び職業紹介の働き方において就業時間の要件緩和がなされた。

また、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向け、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消するための規定等が整備された「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号）が令和3年4月1日に全面施行され、同法に基づく是正指導等を実施することにより、着実な履行確保を図った。

加えて、企業における非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するため、平成30年度より47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」において、労務管理の専門家による個別相談支援やセミナー等を引き続き実施するとともに、パートタイム・有期雇用労働者の均等・均衡待遇の確保に向けた職務分析・職務評価の取組支援と周知を行った。

さらに、職務、勤務地、労働時間を限定した「多様な正社員」制度の導入・定着を図るため、オンラインセミナーや「多様な働き方の実現応援サイト」での好事例の周知、「多様な正社員」制度を導入・整備しようとする企業への社会保険労務士等による導入支援等を行った。

高齢者を含め多様な人材の能力を活かして、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を

上げている企業を「新・ダイバーシティ経営企業100選／100選プライム」として表彰し、「ダイバーシティ経営」の裾野の拡大を図ってきた（表彰は令和2年度で終了）。令和3年度以降は、表彰企業の取組事例の普及とともに、実践に必要な取組が見える化し、企業の取組を推進するために策定した「ダイバーシティ経営診断シート」と「手引き」の普及セミナーを開催した。

加えて、副業・兼業については、令和4年7月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定し、労働者の多様なキャリア形成を促進する観点から、職業選択に資するよう、副業・兼業を許容しているか否か、また条件付許容の場合はその条件について公表することを企業に推奨したほか、副業・兼業に取り組む企業の事例を収集し、令和5年3月に事例集として公開した。

（イ）情報通信を活用した遠隔型勤務形態の普及

テレワークは、高齢者の就業機会の拡大及び高齢者の積極的な社会への参画を促進する有効な働き方と期待されている。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）においては、「働く時間や場所を柔軟に活用できる働き方であるテレワークは、働き方を変えるだけでなく、人々の日常生活における時間の使い方に大きな変化をもたらすものであり、その更なる導入・定着は不可欠である」とされている。そのため、関係府省庁では、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を連携して推進している。具体的には、適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着支援を図るため、テレワークに関する労務管理とICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談

できる窓口の設置や、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（令和3年3月改定）の周知、中小企業事業主に対するテレワーク導入経費の助成等を行った。また、事業主を対象としたセミナー等の開催、中小企業を支援する団体と連携した全国的なテレワーク導入支援体制の構築、テレワークに先進的に取り組む企業等に対する表彰の実施、中小企業等担当者向けテレワークセキュリティの手引き（チェックリスト）の作成等により、良質なテレワークの定着・促進を図った。

さらに、テレワークによる働き方の実態やテレワーク人口の定量的な把握を行った。

イ 高齢者等の再就職の支援・促進

「事業主都合の解雇」又は「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しなかったこと」により離職する高年齢離職予定者の希望に応じて、その職務の経歴、職業能力等の再就職に資する事項や再就職援助措置を記載した求職活動支援書を作成・交付することが事業主に義務付けられており、交付を希望する高年齢離職予定者に求職活動支援書を交付しない事業主に対しては公共職業安定所が必要に応じて指導・助言を行った。求職活動支援書の作成に当たってジョブ・カードを活用することが可能と

なっていることから、その積極的な活用を促した。

主要な公共職業安定所において高年齢求職者を対象に職業生活の再設計に係る支援や、特に就職が困難な者に対する就労支援チームによる支援及び職場見学、職場体験等を行った。

また、常用雇用への移行を目的として、職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を公共職業安定所等の紹介により、一定期間試行雇用した事業主に対する助成措置（トライアル雇用助成金）や、高年齢者等の就職困難者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成措置（特定求職者雇用開発助成金）を実施した（表2-2-1）。

さらに、再就職が困難である高年齢者等の円滑な労働移動を強化するため、労働移動支援助成金により、離職を余儀なくされる高年齢者等の再就職を民間の職業紹介事業者に委託した事業主や、高年齢者等を早期に雇い入れた事業主、受け入れて訓練（OJTを含む。）を行った事業主に対して、助成措置を実施し、生産指標等により一定の成長性が認められる企業が、事業再生等を行う企業等から離職した者を雇い入れた場合の助成において、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した45歳以上の者を

表2-2-1 高年齢者雇用関係助成金制度の概要

トライアル雇用助成金	・ 常用雇用への移行を目的として、職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を公共職業安定所等の紹介により、一定期間試行雇用した事業主に対して助成
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	・ 高年齢者（60歳以上65歳未満）等の就職困難者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部を助成
特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）	・ 65歳以上の離職者を公共職業安定所等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部を助成
65歳超雇用推進助成金	・ 65歳以降の定年延長や継続雇用制度の導入を行う事業主、高年齢者の雇用管理制度の導入又は見直し等や高年齢の有期雇用労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対して助成

資料：厚生労働省

離職前と異なる業種の事業主が雇い入れた場合の助成額の上乗せを行い、能力開発支援を含めた労働移動の一層の促進を図った。また、高年齢者等を前職よりも賃金を5%以上上昇させた再就職に対して上乗せ助成を実施し、賃金上昇を伴う労働移動の支援を行った。あわせて、中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）により中途採用者の能力評価、賃金、処遇の制度を整備した上で、45歳以上の中高年齢者の中途採用率等を拡大させるとともに、当該45歳以上の中高年齢者の賃金を前職よりも5%以上上昇させた事業主に対して、助成額を増額し、中高年齢者の賃金上昇を伴う労働移動の促進を行った。

また、高年齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介する「高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業」を公益財団法人産業雇用安定センターにおいて実施し、高年齢者の就業促進を図った。

ウ 高年齢期の起業の支援

日本政策金融公庫において、高齢者等を対象に優遇金利を適用する融資制度により開業・創業の支援を行った。

日本政策金融公庫（国民生活事業・中小企業事業）の融資制度（地域活性化・雇用促進資金）において、エイジフリーな勤労環境の整備を促進するため、高齢者（60歳以上）等の雇用等を行う事業者に対しては当該制度の利用に必要な雇用創出効果の要件を緩和（2名以上の雇用創出から1名以上の雇用創出に緩和）する措置を継続した。

エ 知識、経験を活用した高年齢期の雇用の確保

高年齢者雇用安定法は、事業主に対して、65

歳までの雇用を確保するために継続雇用制度の導入等の措置（以下「高年齢者雇用確保措置」という。）を講じるよう義務付けており、高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対しては、公共職業安定所による指導等を実施するとともに、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザー等による技術的事項についての相談・援助を行った。

さらに、令和3年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法において、事業主に対する70歳までの就業機会確保が努力義務化されたことを踏まえ、適切な措置の実施に向けた事業主への周知啓発を行った。

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号）第9条に基づき、労働者の一人一人により均等な働く機会が与えられるよう、引き続き、労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化の徹底を図るべく、指導等を行った。

また、企業における高年齢者の雇用を推進するため、65歳以上の年齢までの定年延長や66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入又は他社による継続雇用制度の導入を行う事業主、高年齢者の雇用管理制度の見直し又は導入等や高年齢の有期雇用労働者を無期雇用労働者に転換する事業主に対する支援を実施した。さらに、継続雇用延長・定年引上げに係る具体的な制度改善提案を実施し、企業への働きかけを行った。

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場づくりや労働災害の防止のため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）」の周知及び労働災害防止団体による個別事業場支援の利用勧奨を行った。また、高年齢労働者

の安全・健康確保の取組を行う中小企業等に対し、エイジフレンドリー補助金による支援を行い、高齢労働者の安全衛生対策を推進した。

公務部門における高齢者雇用において、国家公務員については、現行の「国家公務員法」(昭和22年法律第120号)に基づく再任用制度を活用し、65歳までの雇用確保に努めるとともに、特に雇用と年金の接続を図る観点から、「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月閣議決定)に基づき、令和3年度の定年退職者等のうち希望者を対象として、公的年金の支給開始年齢まで原則再任用する等の措置を講じた。

地方公務員については、雇用と年金を確実に接続するため、同閣議決定の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるよう各地方公共団体に対して必要な助言等を行った。

また、国家公務員の定年の引上げについては、「国家公務員法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第61号)が令和3年6月に成立したことを受け、「国家公務員の定年引上げに向けた取組指針」(令和4年3月人事管理運営協議会決定)を策定し、令和5年4月からの65歳までの段階的な引上げを見据えた計画的な取組を推進した。

地方公務員の定年の引上げについては、「地方公務員法の一部を改正する法律」(令和3年法律第63号)が令和3年6月に成立したことを受け、各地方公共団体において令和5年4月からの段階的な引上げ等が円滑に実施できるよう、運用に当たっての留意事項に関する通知の発出等、必要な助言等を行った。

オ 勤労者の職業生活の全期間を通じた能力の開発

職業訓練の実施や職業能力の「見える化」の

みならず、個々人にあった職業生涯を通じたキャリア形成支援を推進した。

また、高齢期を見据えたキャリア形成支援を推進するため、労働者のキャリアプラン再設計や企業内の取組を支援するキャリア形成サポートセンターを整備し、労働者等及び企業に対しキャリアコンサルティングを中心とした総合的な支援を実施した。

また、中高年齢者の中長期的なキャリア形成を支援するため、キャリアコンサルタント向けに必要な知識・技能等を付与する研修教材をオンラインで提供した。

さらに、教育訓練休暇制度の普及促進を図るとともに、教育訓練給付制度の活用により、労働者個人の自発的な能力開発・キャリア形成を支援した。

令和4年3月に改正された「職業能力開発促進法」(昭和44年法律第64号)により、地域の関係者等を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定や実施、職業訓練効果の把握、検証等を行う都道府県単位の協議会が法定化され、令和4年10月に施行されたところであり、全都道府県において前年度に実施した離職者向け職業訓練の分析結果を踏まえ、今後の課題を協議した。

カ ゆとりある職業生活の実現等

我が国の労働時間の現状を見ると、週労働時間60時間以上の雇用者の割合が1割弱となっており、また、年次有給休暇の取得率は近年5割程度の水準で推移している。

この状況を踏まえ、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」(平成4年法律第90号、以下「労働時間等設定改善法」という。)及び「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等

設定改善指針（平成20年厚生労働省告示第108号）に基づき、時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進を始めとして労使の自主的な取組を促進する施策を推進した。

具体的には、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に加え、連続休暇を取得しやすい時季（夏季、年末年始及びゴールデンウィーク）における集中的な広報などによる年次有給休暇の取得促進や、勤務間インターバル制度を導入する際に参考となる業種別マニュアルの作成・周知やセミナーの開催などを通じた制度の導入促進等を行った。

（2）誰もが安心できる公的年金制度の構築

ア 働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に対応した年金制度の構築

今後、より多くの人々がこれまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれる。こうした社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、被用者保険の適用拡大、在職定時改定の導入、在職老齢年金制度の見直し、年金の受給開始時期の選択肢の拡大等を盛り込んだ「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号、以下「国民年金法等の一部を改正する法律」という。）が令和2年5月に成立した。

令和4年度においては、4月に在職定時改定の導入や在職老齢年金制度の見直し、年金の受給開始時期の選択肢の拡大等の主要な改正事項を施行するとともに、10月には被用者保険の適用拡大の一部⁴を施行した。

（注4）短時間労働者は、①週所定労働時間20時間以上、
②月額賃金8.8万円以上、③勤務期間1年以上見

込、④500人超企業勤務等の要件を満たす場合に被用者保険に加入することとなっていた。このうち、令和4年10月から、③勤務期間要件が撤廃され、④100人超企業勤務に適用範囲を拡大した。令和6年10月から、④50人超企業勤務となる予定。また、令和4年10月から、常時5人以上を使用する個人事業所の適用業種に、「法律又は会計に係る業務を行う事業」を追加している。

イ 年金制度等の分かりやすい情報提供

短時間労働者等への被用者保険の適用拡大の円滑な施行に向けて、制度改正の内容や適用拡大による被保険者のメリット等について、周知・広報に努めた。また、若い人たちが年金について考えるきっかけにするため「学生との年金対話集会」や、「令和の年金広報コンテスト」の開催、若い世代向けの年金学習教材の作成等を行った。さらに、個々人の就労履歴と将来の年金受取額の見通しを「見える化」する公的年金シミュレーターについて、令和4年4月に試験運用を開始した。「ねんきん定期便」については、老後の生活設計を支援するため、国民年金法等の一部を改正する法律による年金の繰下げ受給の上限年齢の引上げを踏まえた年金額増額のイメージ等について、分かりやすい情報提供を推進した。

（3）資産形成等の支援

ア 資産形成等の促進のための環境整備

勤労者財産形成貯蓄制度の普及等を図ることにより、高齢期に備えた勤労者の自助努力による計画的な財産形成を促進した。

企業年金・個人年金に関して、国民年金法等の一部を改正する法律において、確定拠出年金（以下「DC」という。）の加入可能年齢の引上げと受給開始時期等の選択肢の拡大、企業型DC加入者の個人型DC（以下「iDeCo」という。）への加入の要件緩和等の改正を行い、令

和4年度に制度施行が完了した。また、「令和3年度税制改正の大綱」（令和2年12月閣議決定）において決定されたDCの拠出限度額の引上げや算定方法の見直しの円滑な施行に向けて、改正内容の周知・啓発を行った。さらに、「資産所得倍増プラン」（令和4年11月新しい資本主義実現会議決定）において、①高齢者の就業確保措置の企業の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げること、②iDeCoの拠出限度額の引上げ等について、令和6年の公的年金の財政検証に併せて結論を得ること、③iDeCo各種手続きの簡素化等を行うこととされた。さらにiDeCoについて、更なる普及を図るため、各種広報媒体を活用した周知・広報を行った（加入者数は、令和5年3月末時点で290.0万人）。退職金制度については、中小企業における退職金制度の導入を支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進のための周知等を実施した。

さらに、「令和5年度税制改正の大綱」（令和4年12月閣議決定）において、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、少額投資非課税制度（以下「NISA」という。）の抜本的拡充・恒久化を行うことが決定され、関係法令の整備等を行った。また、NISAの普及の観点から、個人投資家を対象とするオンラインイベントの開催、金融庁ウェブサイトやSNSを通じた情報発信を行った。

イ 資産の有効活用のための環境整備

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）において、高齢者が住み替え等のための住生活関連資金を確保するために、リバースモーゲージの普及を促進した。

また、低所得の高齢者世帯が安定した生活を

送れるようにするため、各都道府県社会福祉協議会において、一定の居住用不動産を担保として、世帯の自立に向けた相談支援に併せて必要な資金の貸付けを行う不動産担保型生活資金の貸与制度を実施した。

2 健康・福祉

「健康・福祉」については、大綱において、次の方針を示している。

高齢期に健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、長寿を全うできるよう、個人の健康格差をもたらず地域・社会的要因にも留意しつつ、生涯にわたる健康づくりを総合的に推進する。

今後の高齢化の進展等を踏まえ、地域包括ケアシステムの一層の推進を図るとともに、認知症を有する人が地域において自立した生活を継続できるよう支援体制の整備を更に推進する。また、家族の介護を行う現役世代にとっても働きやすい社会づくりのため、介護の受け皿整備や介護人材の処遇改善等の「介護離職ゼロ」に向けた取組を推進する。

高齢化の進展に伴い医療費・介護費の増加が見込まれる中、国民のニーズに適合した効果的なサービスを効率的に提供し、人口構造の変化に対応できる持続可能な医療・介護保険制度を構築する。また、人生の最終段階における医療について国民全体で議論を深める。

（1）健康づくりの総合的推進

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

健康寿命の延伸や生活の質の向上を実現し、

和4年度に制度施行が完了した。また、「令和3年度税制改正の大綱」（令和2年12月閣議決定）において決定されたDCの拠出限度額の引上げや算定方法の見直しの円滑な施行に向けて、改正内容の周知・啓発を行った。さらに、「資産所得倍増プラン」（令和4年11月新しい資本主義実現会議決定）において、①高齢者の就業確保措置の企業の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げること、②iDeCoの拠出限度額の引上げ等について、令和6年の公的年金の財政検証に併せて結論を得ること、③iDeCo各種手続きの簡素化等を行うこととされた。さらにiDeCoについて、更なる普及を図るため、各種広報媒体を活用した周知・広報を行った（加入者数は、令和5年3月末時点で290.0万人）。退職金制度については、中小企業における退職金制度の導入を支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進のための周知等を実施した。

さらに、「令和5年度税制改正の大綱」（令和4年12月閣議決定）において、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、少額投資非課税制度（以下「NISA」という。）の抜本的拡充・恒久化を行うことが決定され、関係法令の整備等を行った。また、NISAの普及の観点から、個人投資家を対象とするオンラインイベントの開催、金融庁ウェブサイトやSNSを通じた情報発信を行った。

イ 資産の有効活用のための環境整備

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）において、高齢者が住み替え等のための住生活関連資金を確保するために、リバースモーゲージの普及を促進した。

また、低所得の高齢者世帯が安定した生活を

送れるようにするため、各都道府県社会福祉協議会において、一定の居住用不動産を担保として、世帯の自立に向けた相談支援に併せて必要な資金の貸付けを行う不動産担保型生活資金の貸与制度を実施した。

2 健康・福祉

「健康・福祉」については、大綱において、次の方針を示している。

高齢期に健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、長寿を全うできるよう、個人の健康格差をもたらず地域・社会的要因にも留意しつつ、生涯にわたる健康づくりを総合的に推進する。

今後の高齢化の進展等を踏まえ、地域包括ケアシステムの一層の推進を図るとともに、認知症を有する人が地域において自立した生活を継続できるよう支援体制の整備を更に推進する。また、家族の介護を行う現役世代にとっても働きやすい社会づくりのため、介護の受け皿整備や介護人材の処遇改善等の「介護離職ゼロ」に向けた取組を推進する。

高齢化の進展に伴い医療費・介護費の増加が見込まれる中、国民のニーズに適合した効果的なサービスを効率的に提供し、人口構造の変化に対応できる持続可能な医療・介護保険制度を構築する。また、人生の最終段階における医療について国民全体で議論を深める。

（1）健康づくりの総合的推進

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

健康寿命の延伸や生活の質の向上を実現し、

健やかで活力ある社会を築くため、平成12年度から、生活習慣病の一次予防に重点を置いた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を開始した。その後平成25年度からは、国民健康づくり運動を推進するため、健康を支え、守るための社会環境の整備に関する具体的な目標も明記した「健康日本21（第二次）」を開始した。令和4年9月からは、健康日本21（第二次）の最終評価の結果等も踏まえ、令和6年度から開始する次期国民健康づくり運動プラン策定に向けた検討を開始した。

平成25年4月に開始した健康日本21（第二次）に基づき、企業、団体、地方公共団体等と連携し、健康づくりについて取組の普及啓発を推進する「スマート・ライフ・プロジェクト」を引き続き実施していく。

さらに、健康な高齢期を送るためには、壮年期からの総合的な健康づくりが重要であるため、市町村が「健康増進法」（平成14年法律第103号）に基づき実施している健康教育、健康診査、機能訓練、訪問指導等の健康増進事業について一層の推進を図った。

このほか、国民が生涯にわたり健全な食生活を営むことができるよう、国民の健康の維持・増進、生活習慣病の発症及び重症化予防の観点から、「日本人の食事摂取基準」を策定し、5年ごとに改定している。「日本人の食事摂取基準（2020年版）」では、我が国における更なる高齢化の進展を踏まえ、新たに高齢者の低栄養予防やフレイル予防も視野に入れて策定を行った。この改定と併せて、高齢者やその家族、行政関係者等が、フレイル予防に役立てることができる普及啓発ツール（パンフレットや動画）を作成、公表し、普及啓発ツールを用いた地方公共団体の取組事例を収集した。

また、「地域高齢者等の健康支援を推進する

配食事業の栄養管理に関するガイドライン」(平成29年3月策定)を踏まえた配食サービスの普及と利活用の推進に向けて、適切な配食の提供及び栄養管理を行う事業をモデル的に実施した。

さらに、医療保険者による特定健康診査・特定保健指導の着実な実施や、データヘルス計画に沿った取組等、加入者の予防・健康づくりの取組を推進していくとともに、糖尿病を始めとする生活習慣病の重症化予防の先進的な事例の横展開等を実施した。

いつまでも健康で活力に満ちた長寿社会の実現に向けて、地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするため、域内の体制整備及び運動・スポーツに興味・関心を持ち、習慣化につながる取組を推進した。

「第4次食育推進基本計画」（令和3年3月食育推進会議決定）に基づき、家庭、学校・保育所、地域等における食育の推進、食育推進運動の全国展開、生産者と消費者の交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化、食文化の継承のための活動への支援、食品の安全性の情報提供等を実施した。

加えて、高齢受刑者で日常生活に支障がある者の円滑な社会復帰を実現するため、リハビリテーション専門スタッフを配置した。

そのほか、散歩や散策による健康づくりにも資する取組として、河川空間とまち空間が融合した良好な空間の形成を目指す「かわまちづくり」の推進を図った。

国立公園等においては、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等についてユニバーサルデザイン化、情報発信の充実等により、高齢者にも配慮した環境の整備を実施した。

イ 介護予防の推進

介護予防は、高齢者が要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものである。平成27年度以降、通いの場の取組を中心とした一般介護予防事業等を推進しており、一部の地方公共団体では、その取組の成果が現れてきているとともに、介護予防に加え、地域づくりの推進という観点からも保険者等の期待の声も大きく、また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の動向も踏まえ、その期待は更に大きくなっている。

令和元年12月に取りまとめられた「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」の報告書を踏まえ、令和3年度から開始した第8期介護保険事業（支援）計画が円滑に実施されるよう、地方公共団体職員等に対する担当者会議や研修会等を実施するとともに、多様な通いの場の展開を図るため、令和3年8月に、通いの場の取組について先進的な事例等を参考に類型化して示した事例集「通いの場の類型化について（Ver.1.0）」を公表・周知し、市町村におけ

る地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進した。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、高齢者の外出自粛による閉じこもりや健康への影響が懸念されたことから、高齢者が自宅で健康に過ごすための情報や感染防止に配慮して通いの場の取組を実施するための留意事項等を紹介する特設ウェブサイトを活用した広報や、地方公共団体等の好事例の横展開、国立長寿医療研究センターで開発しているスマートフォン等用アプリを活用した居宅における健康づくりの支援等を実施した。

（2）持続可能な介護保険制度の運営

介護保険制度については、平成12年4月に施行されてから20年以上を経過したところであるが、介護サービスの利用者数は制度創設時の3倍を超える等、高齢期の暮らしを支える社会保障制度の中核として確実に機能しており、少子高齢社会の日本において必要不可欠な制度となっているといえる（表2-2-2）。

令和22年に向けて、高齢化が一層進展し、

表2-2-2 介護サービス利用者と介護給付費の推移

利用者数													
	平成12年 4月	平成15年 4月	平成18年 4月	平成21年 4月	平成24年 4月	平成27年 4月	平成28年 4月	平成29年 4月	平成30年 4月	平成31年 4月	令和2年 4月	令和3年 4月	令和4年 4月
居宅（介護予防）サービス	97万人	201万人	255万人	278万人	328万人	382万人	390万人	381万人	366万人	378万人	384万人	399万人	408万人
地域密着型（介護予防）サービス	—	—	14万人	23万人	31万人	39万人	72万人	81万人	84万人	87万人	84万人	87万人	89万人
施設サービス	52万人	72万人	79万人	83万人	86万人	90万人	92万人	93万人	93万人	95万人	95万人	95万人	96万人
合計	149万人	274万人	348万人	384万人	445万人	512万人	523万人	554万人	543万人	559万人	564万人	581万人	593万人

介護給付費													
	平成12年 4月	平成15年 4月	平成18年 4月	平成21年 4月	平成24年 4月	平成27年 4月	平成28年 4月	平成29年 4月	平成30年 4月	平成31年 4月	令和2年 4月	令和3年 4月	令和4年 4月
居宅（介護予防）サービス	618億円	1,825億円	2,144億円	2,655億円	3,240億円	3,795億円	3,626億円	3,670億円	3,651億円	3,811億円	3,817億円	4,040億円	4,155億円
地域密着型（介護予防）サービス	—	—	283億円	445億円	625億円	801億円	1,120億円	1,181億円	1,245億円	1,299億円	1,325億円	1,369億円	1,410億円
施設サービス	1,571億円	2,140億円	1,985億円	2,141億円	2,242億円	2,325億円	2,336億円	2,379億円	2,436億円	2,484億円	2,598億円	2,598億円	2,624億円
合計	2,190億円	3,965億円	4,411億円	5,241億円	6,107億円	6,921億円	7,082億円	7,230億円	7,332億円	7,594億円	7,741億円	8,007億円	8,189億円

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（月報）

（注）端数処理の関係で、合計の数字と内訳数が一致しない場合がある。

地域密着型（介護予防）サービスは、平成17年の介護保険制度改正に伴って創設された。

85歳以上人口の急増や生産年齢人口の急減等が見込まれている中、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」を深化・推進すること、介護人材の確保や介護現場の生産性が向上するよう取組を推進することが重要であることから、これらの内容を含む「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」を第211回通常国会に提出した。

(3) 介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現）

ア 必要な介護サービスの確保

地域住民が可能な限り、住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制（地域包括ケアシステム）の実現を目指すため、令和4年度においても地域医療介護総合確保基金等を活用し、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行った。

また、地域で暮らす高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、全国の地方公共団体に「地域ケア会議」の普及・定着を図るため、市町村に対し、「地域ケア会議」の開催に係る費用に対して、財政支援を行った。

あわせて、介護人材の確保のため、介護助手等の普及を通じた介護現場での多様な就労の促進等を地域医療介護総合確保基金に新たに位置付け、令和3年度に引き続き、当該基金の活用により、「参入促進」「労働環境の改善」「資質の向上」に向けた都道府県の実取組を支援した。さらに、介護福祉士修学資金等貸付事業の更なる活用促進等に取り組んだ。加えて、介護職の魅

力及び社会的評価の向上や、他業種で働いていた方等が介護・障害福祉分野における介護職に就職する際の支援を行い、更なる介護分野への参入促進に向けた取組を行った。介護職員の処遇改善については、これまでに実施してきた処遇改善に加えて、令和元年10月から、経験・技能のある職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施している。また、令和3年度補正予算において、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、介護職員について、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を令和4年2月から実施しており、令和4年10月に臨時の報酬改定を行い、同様の措置を継続している。なお、介護福祉士修学資金等貸付事業については、令和4年度補正予算において、貸付原資の積み増しを行った。

また、介護労働者の雇用管理改善を促進する「介護雇用管理改善等計画」（令和3年厚生労働省告示第117号）に基づき、介護福祉機器の導入等を通じて労働者の離職率の低下に取り組んだ事業主への助成措置や介護労働者の雇用管理全般に関する雇用管理責任者への講習に加え、事業所の雇用管理改善に係る好事例把握やコンサルティングを実施した。人材の参入促進を図る観点からは、介護に関する専門的な技能を身につけられるようにするための公的職業訓練について、民間教育訓練実施機関等を活用した職業訓練枠の拡充のため、職場見学・職場体験を組み込むことを要件とした訓練委託費等の上乗せを実施するとともに、全国の主要な公共職業安定所に設置する「人材確保対策コーナー」において、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人充足に向けた助言・指導等を実施することに加え、「人材確保対策コーナー」を設置していない公共職業安定所においても、医療・福祉分野の職業相談・職業紹介、求人情報の提供及び

「人材確保対策コーナー」の利用勧奨等の支援を実施した。さらに、各都道府県に設置されている福祉人材センターにおいて、離職した介護福祉士等からの届出情報を基に、求職者になる前の段階からニーズに沿った求人情報の提供等の支援を推進するとともに、当該センターに配置された専門員が求人事業所と求職者双方のニーズを的確に把握した上で、マッチングによる円滑な人材参入・定着支援、職業相談、職業紹介等を推進した。

また、在宅・施設を問わず必要となる基本的な介護の知識・技術を修得する「介護職員初任者研修」を各都道府県において実施した。

「11月11日」の「介護の日」に合わせ、都道府県・市町村、介護事業者、関係機関・団体等の協力を得つつ、国民への啓発のための取組を重点的に実施した。

また、地域包括ケアの推進等により住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような体制整備を目指して、引き続き在宅医療・介護の連携推進等、制度、報酬及び予算面から包括的に取組を行っている。

イ 介護サービスの質の向上

介護保険制度の運営の要である介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）の資質の向上を図るため、引き続き、実務研修及び現任者に対する研修を体系的に実施した。また、地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャーに対する助言・支援や関係機関との連絡調整等を行い、地域のケアマネジメント機能の向上を図った。

また、高齢者の尊厳の保持を図る観点から、地方公共団体と連携し、地域住民への普及啓発や関係者への研修等を進め、高齢者虐待の未然

防止や早期発見に向けた取組を推進した。

平成24年4月より、一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に喀痰吸引等の行為を実施できることとなった。令和4年度においては、引き続き各都道府県と連携の下、研修等の実施を推進し、サービスの確保、向上を図った。

高齢化が進展し要介護・要支援認定者が増加する中、介護者（家族）の不安の軽減やケアマネジャー等介護従事者の負担軽減を図る必要があることから、平成31年1月より、マイナポータルを活用し介護保険手続の検索やオンライン申請を可能とする「介護ワンストップサービス」を開始した。

令和2年度に、マイナポータルぴったりサービスにオンライン申請における標準様式を登録しており、令和4年度においても引き続き地方公共団体への導入促進を図った。

ウ 地域における包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供

持続可能な社会保障制度を確立するためには、高度急性期医療から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制を一体的に確保できるよう、質が高く効率的な医療提供体制を整備するとともに、国民が可能な限り住み慣れた地域で療養することができるよう、医療・介護が連携して地域包括ケアシステムの実現を目指すことが必要である。

このため、平成26年6月に施行された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号、以下「医療介護総合確保推進法」という。）に基づき各都道府県に創設された消費税増収分を財源とする地域医療介護総合確保基金を活用し、在宅医療・介護サービ

スの提供体制の整備等のための地域の取組に対して支援を行った。また、医療介護総合確保推進法の下で、在宅医療・介護の連携推進に係る事業は、平成27年度以降、「介護保険法」(平成9年法律第123号)の地域支援事業に位置付け、市町村が主体となって地域の医師会等と連携しながら取り組むこととされた。平成30年度からは、全ての市町村で、地域の実情を踏まえつつ、医療・介護関係者の研修や地域住民への普及啓発等の取組が実施されている。また、令和2年10月には在宅医療・介護が円滑に切れ目なく提供される仕組みを構築できるよう、「介護保険法施行規則」(平成11年厚生省令第36号)の一部改正(令和3年4月施行)を行うとともに「在宅医療・介護連携推進事業の手引き(ver.3)」(令和2年9月策定)を公開した。

また、第8次医療計画等に関する検討会における議論を踏まえて、令和6年度からの第8次医療計画においては、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置づけ、適切な在宅医療の圏域を設定する等、今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進めることとした。

エ 介護と仕事の両立支援

(ア) 育児・介護休業法の円滑な施行

介護休業や介護休暇等の仕事と介護の両立支援制度等を定めた「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)について、都道府県労働局において制度の内容を周知するとともに、企業において制度内容が定着し、法の履行確保が図られるよう事業主に対して指導を行った。

また、有期雇用労働者の介護休業取得要件の緩和等に関する法令の改正内容(令和3年6月公布、令和4年4月施行)について周知を図った。

(イ) 仕事と介護を両立しやすい職場環境整備

中高年齢者を中心として、家族の介護のために離職する労働者の数が高止まりしていることから、全国各地での企業向けセミナーの開催や仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援を通じて、事業主が従業員の仕事と介護の両立を支援する際の具体的取組方法・支援メニューである「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」の普及促進を図るとともに、介護に直面した労働者の介護休業の取得及び職場復帰等を円滑に行うためのツールである「介護支援プラン」の普及促進に取り組んだ。加えて、ケアマネジャーなど家族介護者を支援する者が仕事と介護の両立について学習できる「仕事と介護の両立支援カリキュラム」を用いた研修の実施等により、当該カリキュラムの普及促進を図った。

また、「介護支援プラン」を策定し、介護に直面する労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主や、その他の仕事と介護の両立に資する制度(介護両立支援制度)を労働者が利用した中小企業事業主、新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するための有給の休暇制度を設け、労働者が利用した中小企業事業主に対し助成金により支援することを通じて、企業の積極的な取組の促進を図った。

(4) 持続可能な高齢者医療制度の運営

全世代型社会保障制度の構築のため、第204回通常国会において、後期高齢者(3割負担で

ある現役並み所得者を除く。)のうち、課税所得28万円以上かつ年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は、年収合計が320万円以上)の方について窓口負担割合を2割とする改正法が成立し、令和4年10月から施行された。また、2割負担への変更による影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1月分の負担増が、最大でも3,000円に収まるような配慮措置を実施している。

さらに、令和7年までに全ての団塊の世代が後期高齢者となる中、現役世代の負担上昇の抑制を図り、負担能力に応じて、増加する医療費を全ての世代で公平に支え合う観点から、後期高齢者1人当たり保険料と現役世代1人当たり後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるよう後期高齢者の保険料負担割合を見直すこと、その際、低所得の方々の負担増が生じないようにする等の激変緩和措置を講じること等を内容とする法案を第211回通常国会に提出した。

後期高齢者の保健事業について、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者医療広域連合のみならず、市民に身近な市町村が中心となって、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に後期高齢者の保健事業を実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の法的な枠組みが、令和2年度から開始されている。

この取組を推進するため、後期高齢者医療広域連合から市町村へ高齢者保健事業を委託し、①事業全体のコーディネートや企画調整・分析等を行う医療専門職、②高齢者に対する個別的支援や通いの場等への関与等を行う医療専門職について配置する費用等を、国が後期高齢者医療調整交付金のうち特別調整交付金により支援した。加えて、後期高齢者医療広域連合や市町

村の職員を対象とする保健事業実施に関する研修や市町村の取組状況の把握等を行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業」等を通じて、取組の推進を支援した。

(5) 認知症高齢者支援施策の推進

(ア) 認知症施策推進大綱の基本的な考え方

「認知症施策推進大綱」(令和元年6月認知症施策推進関係閣僚会議決定)では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進していくことを基本的な考え方としている。なお、ここでいう「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を穏やかにする」という意味である。

(イ)「認知症施策推進大綱」の5つの柱

こうした基本的な考え方の下、「認知症施策推進大綱」は5つの柱に沿って施策を推進することとされており、令和4年度もこれらの施策等について取組を推進した。

① 普及啓発・本人発信支援

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域などで認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人である「認知症サポーター」の養成や、認知症の人ご本人が務める「希望大使」による普及啓発活動等。

② 予防

高齢者等が身近に通うことができる「通いの場」の拡充等。

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントした上で家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の整備や、家族等の負担軽減を図るため、認知症の人とその家族などが集まる「認知症カフェ」の設置促進等。

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

認知症サポーターなどが認知症の人の支援チームを作り、見守りや外出支援などを行う仕組みである「チームオレンジ」の取組推進や、行政のみならず経済団体や医療・福祉団体等により設置された「日本認知症官民協議会」による、買い物、金融手続きなどの局面での認知症の人への接遇方法に関する「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」の作成・普及等。

⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

認知症の予防、診断、治療、ケア等を進めるためにも、認知症の危険因子と認知症発症の関連解明など、様々な病態やステージを対象にした研究開発の推進等。

(ウ)「認知症施策推進大綱」の中間評価

「認知症施策推進大綱」の対象期間は令和7年までとされており、令和4年は、策定後3年の中間年に当たることから、各種施策の進捗状況について確認を行い、一部KPI／目標の見直しを行うとともに、進捗状況が低調な項目について理由の分析や対応策を検討し、その結果を首相官邸ホームページに掲載した（令和4年12月認知症施策推進関係閣僚会議）。

(6) 人生の最終段階における医療の在り方

人生の最終段階における医療・ケアについて

は、医療従事者から本人・家族等に適切な情報の提供がなされた上で、本人・家族等及び医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を基本として行われることが重要であり、国民全体への一層の普及・啓発が必要である。

そのため、人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業として、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月改訂）に基づき、医療従事者等に向けて、研修を行った。

また、本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組（人生会議）の普及・啓発を図るため、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の国民向け普及啓発事業として、国民向けに映像配信を行った。

(7) 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進

ア 地域の支え合いによる生活支援の推進

年齢や性別、その置かれている生活環境等にかかわらず、身近な地域において誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組を通じて、高齢者を含め、支援が必要な人を地域全体で支える基盤を構築するため、地方公共団体が行う地域のニーズ把握、住民参加による地域サービスの創出、地域のインフォーマル活動の活性化等の取組を支援する「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」等を通じて、地域福祉の推進を図った。

また、「寄り添い型相談支援事業」として、24時間365日ワンストップで電話相談を受け、必要に応じて、具体的な解決につなげるための面接相談、同行支援を行う事業を実施した。

市町村において、地域住民の複雑化・複合化

した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の推進を図った。

イ 地域福祉計画の策定の支援

福祉サービスを必要とする高齢者を含めた地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう地域福祉の推進に努めている。このため、福祉サービスの適切な利用の推進や福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進等を盛り込んだ地域福祉計画の策定の支援を引き続き行った。

ウ 地域における高齢者の安心な暮らしの実現

令和4年度においても、地域主導による地域医療の再生や在宅介護の充実を引き続き図った。医療、介護の専門家を始め、地域の多様な関係者を含めた多職種が協働して個別事例の支援方針の検討等を行う「地域ケア会議」の取組の推進や、ICTの活用による在宅での生活支援ツールの整備等を進め、地域に暮らす高齢者が自らの希望するサービスを受けることができる社会の構築を進めた。

また、高齢者が地域での生活を継続していくためには、多様な生活支援や社会参加の場の提供が求められている。そのため、市町村が実施する地域支援事業を推進するとともに、各市町村が効果的かつ計画的に生活支援・介護予防サービスの基盤整備を行うことができるよう、市町村に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置するとともに、就労的活動をコーディネートする人材の配置を可能とする

など、その取組を推進した。

高齢者が安心して健康な生活が送れるようになることで、生涯学習や、教養・知識を吸収するための旅行等、新たなシニア向けサービスの需要も創造される。また、高齢者の起業や雇用にもつながるほか、高齢者が有する技術・知識等が次世代へも継承される。こうした好循環を可能とする環境の整備を行った。

(8) 新型コロナウイルス感染症への対応

政府においては、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（令和3年11月新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、医療体制の強化と稼働を進めるとともに、学校や保育所、高齢者施設等における感染対策を強化してきた。また、若者等の重症化リスクが低い一方で高齢者のリスクは引き続き高い等のオミクロン株の特徴を踏まえ、新たな行動制限を行わず重症化リスクのある高齢者等を守ることに重点を置き、感染拡大防止と社会経済活動との両立を図ってきた。

感染が急速に拡大した令和4年7月には、「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」（同年7月新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を決定し、都道府県が「BA. 5対策強化宣言」を行い、国と緊密に連携しながら住民や事業者に対する協力要請又は呼びかけを実施する枠組みを設けた。

令和4年9月には、「Withコロナに向けた政策の考え方」（同年9月新型コロナウイルス感染症対策本部決定、以下「Withコロナ決定」という。）を決定し、Withコロナに向けた新たな段階への移行の全体像を示した。

さらに、令和5年1月に決定した「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変

更等に関する対応方針について」(令和5年1月新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を踏まえ、同年2月には、「マスク着用の考え方見直し等について」(同年2月新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を決定した。この中で、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とするとともに、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示した。

個別の施策としては、新型コロナウイルス感染症の検査については、無料検査事業により、無症状者が社会経済活動を行うに当たっての検査や、感染拡大傾向時に都道府県知事の要請に基づいて感染不安を抱える無症状の住民が受ける検査を無料化するとともに、大型連休等においては、特に帰省する場合、地元で高齢の親族などとの接触があることから、帰省前等に検査を受けていただくよう呼びかけ、当該呼びかけに伴う検査需要の増加に対応するため、臨時の検査拠点を整備するなどの都道府県における取組を支援した。

高齢者施設等での医療提供体制に関しては、高齢者施設等での療養者に必要な医療支援が提供されるよう、感染発生から24時間以内に感染制御・業務継続支援チームを派遣できる体制の整備や、医師や看護師による往診・派遣が可能な医療機関の事前確保を進めてきた。加えて、令和4年9月のWithコロナ決定を受け、オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で感染症法に基づく医師の届出(発生届)の対象を65歳以上の方等に限定し、保健医療体制の強化、重点化を進めるとともに、療養期間の短縮を行い、社会経済活動との両立を強化した。

また、令和4年も新型コロナウイルス感染症対応医療機関に対する必要な支援を継続するとともに、介護サービス事業所・施設等に対して

は、感染者等が生じた場合において、必要なサービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、職員の確保に関する費用や消毒費用などのかかり増し経費等に対して支援を行うとともに、緊急時の応援派遣に係る体制整備を構築する取組について補助を行った。さらに、令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者に対し、一定の経過措置期間を設け、BCP(業務継続計画)の策定やシミュレーションの実施を運営基準で義務付けた。

このように、新型コロナウイルス感染症への対応を進めた一方で、中長期的な観点からの課題の整理等を行うため立ち上げた「新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議」での取りまとめを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」(令和4年9月新型コロナウイルス感染症対策本部決定、以下「感染症危機対応具体策」という。)を決定し、政府の司令塔機能を強化するため「内閣感染症危機管理統括庁」を令和5年度中に内閣官房に設置する方針が決定され、必要となる法律案を第211回通常国会に提出した。

なお、令和5年3月政府対策本部決定において、新型コロナの感染症法上の位置付け変更後(令和5年5月8日以降)については、高齢者施設には重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、入院が必要な高齢者は、適切かつ確実に施設から入院できる体制を確保しつつ、施設における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等の各種の政策・措置は、当面継続することとしている。

3 学習・社会参加

「学習・社会参加」については、大綱において、次の方針を示している。

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習活動や社会参加活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、就業を継続したり日常生活を送ったりする上でも社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要とされる。また、一人暮らし高齢者の増加も背景に、地域社会において多世代が交流することの意義が再認識されている。

このため、高齢者が就業の場や地域社会において活躍できるよう高齢期の学びを支援する。さらに、高齢者を含めた全ての人々が、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、学校や社会における多様な学習機会の提供を図り、その成果の適切な評価の促進や地域活動の場での活用を図る。

また、高齢化する我が国社会の持続可能性を高めるには全ての世代による支え合いが必要であることから、義務教育を含め、生涯を通じて社会保障に関する教育等を進め、若い世代を含む全世代が高齢社会を理解する力を養う。

さらに、ボランティア活動やNPO活動等を通じた社会参加の機会は、生きがい、健康維持、孤立防止等につながるとともに、福祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間交流や相互扶助の意識を醸成するものであることから、こうした活動の推進や参画支援を図る。

(1) 学習活動の促進

ア 学校における多様な学習機会の提供

(ア) 初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、学習指導要領に基づき、小・中・高等学校において、ボランティア等社会奉仕に関わる活動や高齢者との交流等を含む体験活動の充実を図った。

(イ) 高等教育機関における社会人の学習機会の提供

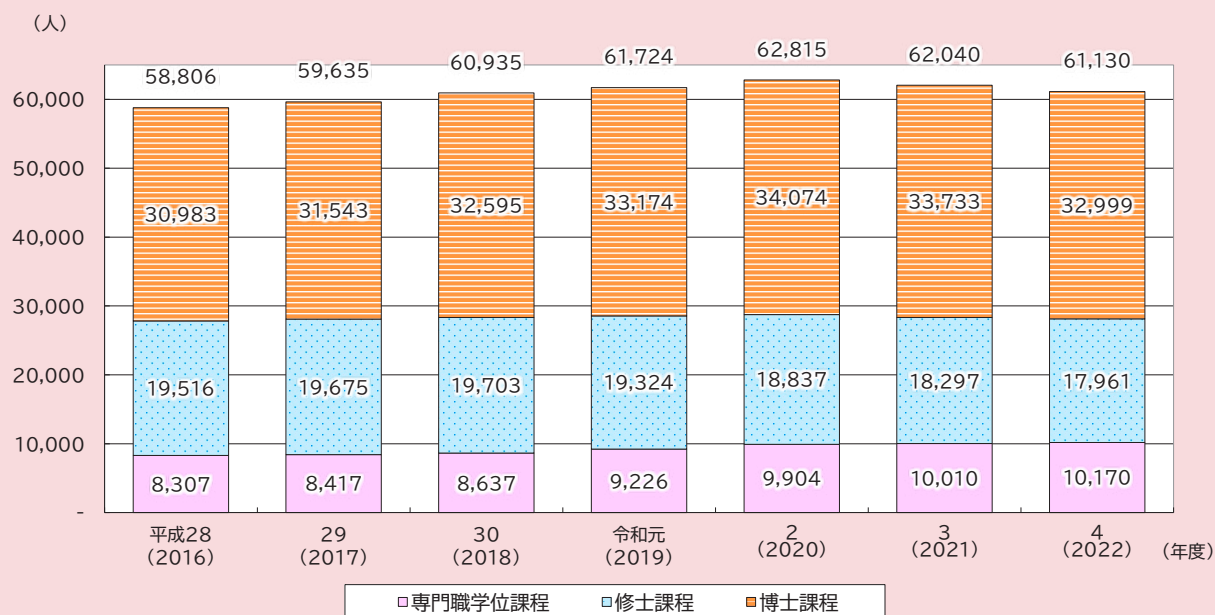
生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人選抜の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施等を引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進した（図2-2-3）。

また、大学等が、その学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、履修証明プログラムや公開講座を実施する等高度な学習機会を提供することを促進した。

さらに、高等教育段階の学習機会の多様な発展に寄与するため、短期大学卒業者、高等専門学校卒業者、専門学校等修了者で、大学における科目等履修生制度等を利用し一定の学習を修めた者については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構において審査の上、「学士」の学位授与を行っている。

放送大学においては、テレビ・ラジオ放送やインターネット等の身近なメディアを効果的に活用して、幅広く大学教育の機会を国民に提供した（図2-2-4）。

図2-2-3 大学院の社会人学生数の推移

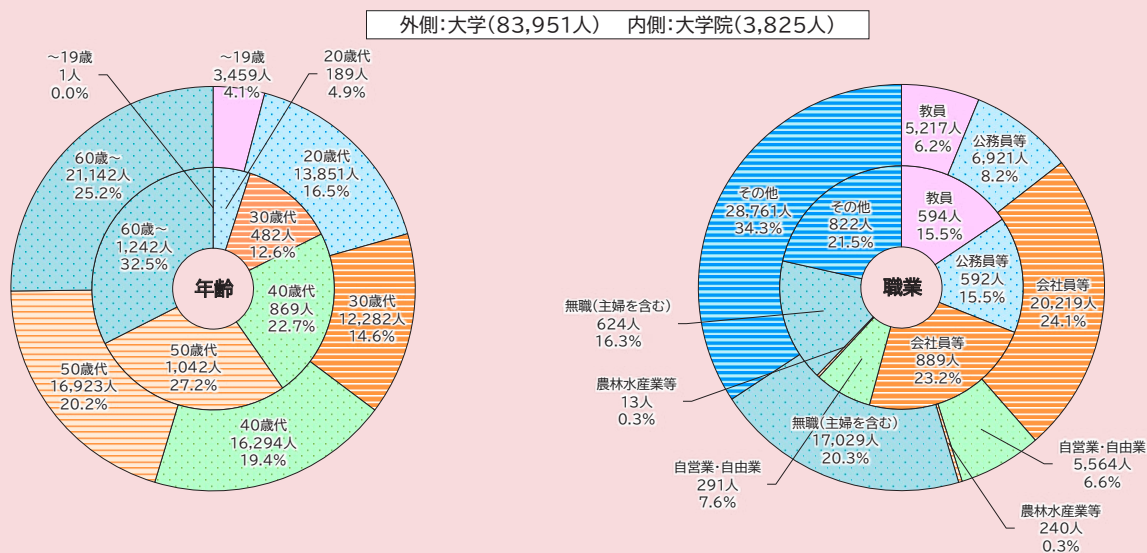


資料：文部科学省 学校基本調査（各年度5月1日現在）

※修士課程 修士課程及び博士前期課程（5年一貫制博士課程の1、2年次を含む。）

博士課程 博士後期課程（医・歯・薬学（4年制）、獣医学の博士課程及び5年一貫制の博士課程の3～5年次を含む。）

図2-2-4 放送大学在学者の年齢・職業



資料：文部科学省・放送大学（令和4年度第2学期）

(ウ) 学校機能・施設の地域への開放

令和4年3月に取りまとめた「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）」を通じて、学校は地域コミュニティ

の核となることから、ともに創造的な活動を企画・立案したり交流したりするための「共創空間」を生み出す必要があることや、他の公共施設との複合化等を推進する必要があることを周

知した。

また、地域コミュニティの核となる公立学校施設の整備に対して国庫補助を行うとともに、令和4年度から、学校以外の公共施設との複合化・集約化を伴う改築及び長寿命化改修について、一定の条件の下、補助率を引き上げる（1／3から1／2）制度改正を実施した。

イ 社会における多様な学習機会の提供

生涯学習の振興に向けて、平成2年に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（平成2年法律第71号）が制定され、推進体制の整備が図られた。その後、平成18年に改正された「教育基本法」（平成18年法律第120号）で生涯学習の理念（第3条）が、さらにこの理念の実現のために、平成20年に改正された「社会教育法」（昭和24年法律第207号）でも「生涯学習の振興への寄与」が明示された（第3条第2項）。これらの法律や中央教育審議会の答申等に基づき、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組み作り等、「生涯学習社会」の実現のための取組を進めた。

（ア）社会教育の振興

地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設等において、幅広い年齢層を対象とした多様な学習機会の充実を促進した。

また、高齢者等の社会的に孤立しがちな住民の社会参画促進を図るため、行政や各種団体等で社会教育に携わる者を対象に、学びを通じた社会参画の実践による社会的孤立の予防・解消を図る方策を共有した。

（イ）文化活動の振興

国民文化祭の開催等による幅広い年齢層を対象とした文化活動への参加機会の提供、国立の博物館等における高齢者に対する優遇措置やバリアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実を通じて多様な文化活動の振興を図った。

（ウ）スポーツ活動の振興

いつまでも健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、「スポーツによる地域活性化推進事業」を活用し、スポーツを通じた地域の活性化を推進するとともに、スポーツ行事の実施等の各種機会を通じて多様なスポーツ活動の振興を図った。

（エ）自然とのふれあい

国立公園等の利用者を始め、国民の誰もが自然とふれあう活動が行えるよう、自然ふれあい施設や自然体験活動等の情報をインターネット等を通じて提供した。

ウ 社会保障等の理解促進

平成29年3月に改訂した中学校学習指導要領の社会科や技術・家庭科、平成30年3月に改訂した高等学校学習指導要領の公民科や家庭科において、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化や介護に関する内容等が明記されたことを踏まえ、その趣旨の徹底を図るとともに、厚生労働省が作成・提供している各種教材に対する教職員等の意見を踏まえ、新たな教材等を開発し、学校現場へ提供した。

また、教職員向けの研修会の実施等を通じて、教育現場における社会保障に関する教育の普及促進を図った。

より公平・公正な社会保障制度の基盤となるマイナンバー制度については、平成29年11月

から、情報連携の本格運用が開始され、各種年金関係手続のほか、介護保険を始め高齢者福祉に関する手続において、従来必要とされていた住民票の写しや課税証明書、年金証書等の書類が不要となっている。本格運用の対象事務は、平成29年11月の約900から、令和4年11月には約2,400と、順次拡大している。こうしたマイナンバー制度の取組状況について、地方公共団体等とも連携し、国民への周知・広報を行った。

また、金融庁・財務局職員による出張授業（オンライン授業を含む。）の実施や教員向け研修会への講師派遣を行うほか、高校生及び教員向けの授業動画や若年層向けの金融経済に関する解説動画のオンライン配信など、ICTの活用により幅広い層に対して金融経済教育を推進した。

エ 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進

高齢者等が、デジタル技術の利活用により、豊かな生活を送ることができるようにするため、住居から地理的に近い場所で、身近な人からデジタル活用を学べる環境が必要である。このため、総務大臣政務官及び厚生労働大臣政務官の共宰により開催された「デジタル活用共生社会実現会議」において、高齢者等のデジタル活用を支援するデジタル活用支援推進事業の講師の仕組みの検討が行われ、平成31年4月に提言が示された。令和元年度には、この提言に基づきデジタル活用支援の全国展開に向けた基礎調査を実施し、令和2年度には全国11か所（12件）で実証事業を実施した。

令和3年度からは本格的に事業を実施することとし、民間企業や地方公共団体等と連携し、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行うデジタル活用支

援の講習会を、全国の携帯ショップ等において実施している。令和4年度は、全国4,804箇所において実施した。

また、関係省庁、地方公共団体・関連団体・ボランティア団体等と連携し、高齢者等のデジタルに不慣れな方をサポートするため、国民運動として、「デジタル推進委員」の取組を令和4年度に2万人以上でスタートした。

オ ライフステージに応じた消費者教育の取組の促進

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育、すなわち消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行わなければならない。こうした消費者教育を総合的かつ一体的に推進するため、平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号）が施行され、令和5年3月には、同法に基づく「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の2回目の変更の閣議決定を行った。令和4年度には、令和3年度地方消費者行政に関する先進的モデル事業において作成した高齢者向け消費者教育教材の活用事例集を取りまとめた。

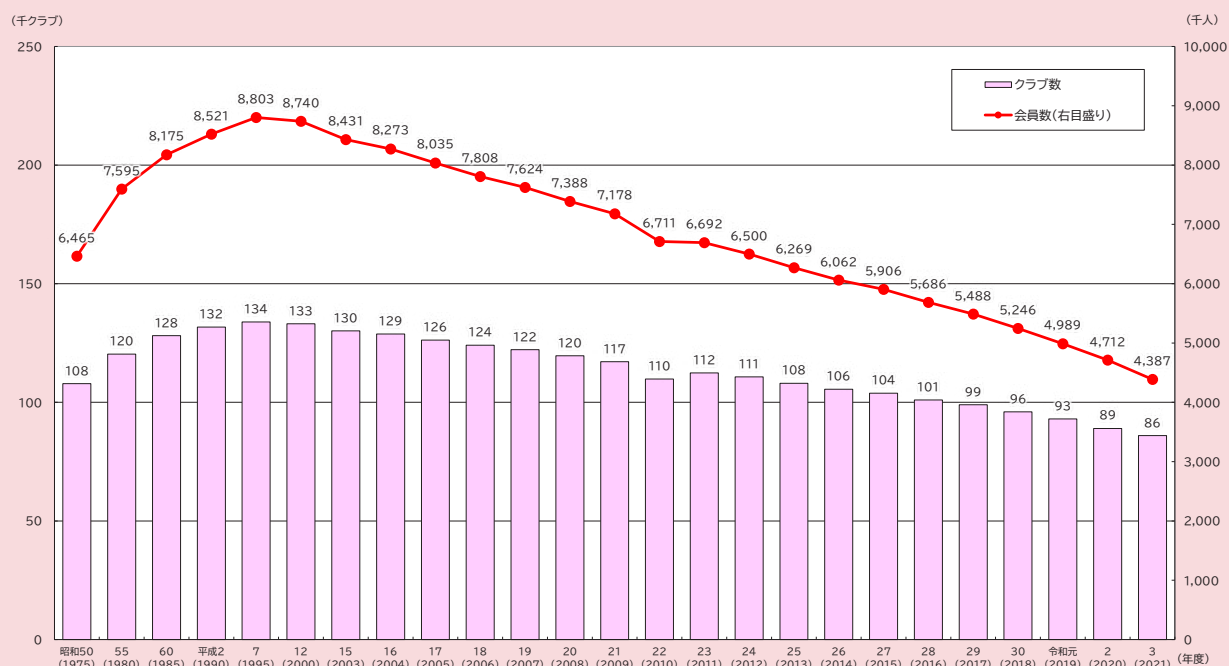
（2）社会参加活動の促進

ア 多世代による社会参加活動の促進

（ア）高齢者の社会参加と生きがいつくり

高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブ等や都道府県及び市町村が行う地域の高齢者の社会参加活動を支援した（図2-2-5）。国民一人一人が積極的に参加し、その意義について広く理解を深めることを目的

図2-2-5 老人クラブ数と会員数の推移



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」（厚生省報告例、平成12年度から福祉行政報告例）（各年度3月末現在）

注：平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）、宮城県（仙台市以外）、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。

とした「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」について、令和4年11月に「第34回全国健康福祉祭 神奈川・横浜・川崎・相模原大会」を開催した。

また、地域の社会教育を推進するため、社会教育を行う者に対する専門的・技術的な指導助言を行う社会教育主事等の専門的職員の養成等を図った。

さらに、退職教員や企業退職高齢者等を含む幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域と学校が連携・協働して、学びによるまちづくり、地域人材育成、郷土学習、放課後等における学習・体験活動等、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進した。

加えて、地域で子供たちがプログラミング等ICT活用スキルを学ぶ機会を提供し、高齢者を含む地域住民との交流や地域人材の育成に資す

るものである「地域ICTクラブ」の普及促進に取り組んだ。

また、企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割を持って生き生きと生活できるよう、有償ボランティア活動による一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービスの基盤整備を促進する「高齢者生きがい活動促進事業」を実施した。

加えて、高齢者を含む誰もが旅行を楽しむことができる環境を整備するため、令和2年12月に創設した「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の普及促進に取り組んでいる。さらに、旅館・ホテル等におけるバリアフリー化への改修の支援を実施した。

また、高齢者の社会参加や世代間交流の促進、社会活動を推進するリーダーの育成・支援、さらには関係者間のネットワーキングに資

することを目的に、地域参加に関心を持つ者が情報交換や多様な課題についての議論を行う「高齢社会フォーラム」を毎年行っており、令和4年度においては、令和4年10月に愛知県名古屋市で開催した。

また、年齢にとらわれず自由に生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、令和4年度においては、個人55名及び40団体を選考し、社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施した。

（イ）高齢者の余暇時間等の充実

高齢者等がテレビジョン放送を通じて情報アクセスの機会を確保できるよう、字幕放送、解説放送及び手話放送の充実を図るため、平成30年2月にテレビジョン放送事業者の字幕放送等の令和9年度までの普及目標値を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定した。本指針に基づき、各放送事業者は字幕放送等の普及に取り組んでおり、本指針対象番組に対する字幕放送の令和3年度実績において、NHK総合及び在京キー5局では約100%を引き続き達成した。本指針は策定から5年後を目途に見直しを行うとされていたことから、本指針の見直しを始め、視聴覚障害者等向け放送の充実に関する施策の企画・立案に資することを主たる目的として、令和4年11月から「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」を開催している。

イ 市民やNPO等の担い手の活動環境の整備

市民やNPO等の活動環境を整備するため、認定NPO法人等の寄附税制の活用促進に取り組むとともに、特定非営利活動促進法（平成

10年法律第7号、以下「NPO法」という。）の円滑な運用に取り組んだ。また、NPO法に基づく各種事務のオンライン化のためのシステムを構築し、稼働を開始した。

また、開発途上国からの要請（ニーズ）に見合った技術・知識・経験を持ち、かつ開発途上国の社会や経済の発展への貢献を希望する国民が、JICA海外協力隊員（対象：20歳から69歳まで）として途上国の現場で活躍する、独立行政法人国際協力機構を通じた事業（JICAボランティア事業）を引き続き推進した。なお、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、感染状況や医療面での受け入れ体制が整った国から派遣を行い、派遣前訓練も限定的なものとした。

4 生活環境

「生活環境」については、大綱において、次の方針を示している。

高齢者の居住の安定確保に向け、高齢者向け住宅の供給を促進し、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指すとともに、住み慣れた地域の中で住み替えの見通しを得やすいような環境整備を進める。また、高齢者のニーズを踏まえ将来にわたり活用される良質な住宅の供給を促進し、併せて、戸建てや共同住宅の特性の違いにも留意しつつ、それらが適切に評価、循環利用される環境を整備することを通じ、生涯にわたって豊かで安定した住生活の確保を図るとともに、高齢者が保有する住宅の資産価値を高め、高齢期の経済的自立に資するとともに、その資産の次世代への適切な継承を図る。

することを目的に、地域参加に関心を持つ者が情報交換や多様な課題についての議論を行う「高齢社会フォーラム」を毎年行っており、令和4年度においては、令和4年10月に愛知県名古屋市で開催した。

また、年齢にとらわれず自由に生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、令和4年度においては、個人55名及び40団体を選考し、社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施した。

（イ）高齢者の余暇時間等の充実

高齢者等がテレビジョン放送を通じて情報アクセスの機会を確保できるよう、字幕放送、解説放送及び手話放送の充実を図るため、平成30年2月にテレビジョン放送事業者の字幕放送等の令和9年度までの普及目標値を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定した。本指針に基づき、各放送事業者は字幕放送等の普及に取り組んでおり、本指針対象番組に対する字幕放送の令和3年度実績において、NHK総合及び在京キー5局では約100%を引き続き達成した。本指針は策定から5年後を目途に見直しを行うとされていたことから、本指針の見直しを始め、視聴覚障害者等向け放送の充実に関する施策の企画・立案に資することを主たる目的として、令和4年11月から「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」を開催している。

イ 市民やNPO等の担い手の活動環境の整備

市民やNPO等の活動環境を整備するため、認定NPO法人等の寄附税制の活用促進に取り組むとともに、特定非営利活動促進法（平成

10年法律第7号、以下「NPO法」という。）の円滑な運用に取り組んだ。また、NPO法に基づく各種事務のオンライン化のためのシステムを構築し、稼働を開始した。

また、開発途上国からの要請（ニーズ）に見合った技術・知識・経験を持ち、かつ開発途上国の社会や経済の発展への貢献を希望する国民が、JICA海外協力隊員（対象：20歳から69歳まで）として途上国の現場で活躍する、独立行政法人国際協力機構を通じた事業（JICAボランティア事業）を引き続き推進した。なお、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、感染状況や医療面での受け入れ体制が整った国から派遣を行い、派遣前訓練も限定的なものとした。

4 生活環境

「生活環境」については、大綱において、次の方針を示している。

高齢者の居住の安定確保に向け、高齢者向け住宅の供給を促進し、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指すとともに、住み慣れた地域の中で住み替えの見通しを得やすいような環境整備を進める。また、高齢者のニーズを踏まえ将来にわたり活用される良質な住宅の供給を促進し、併せて、戸建てや共同住宅の特性の違いにも留意しつつ、それらが適切に評価、循環利用される環境を整備することを通じ、生涯にわたって豊かで安定した住生活の確保を図るとともに、高齢者が保有する住宅の資産価値を高め、高齢期の経済的自立に資するとともに、その資産の次世代への適切な継承を図る。

地域における多世代間の理解や助け合いを行える地域コミュニティづくりを推進する。地域公共交通ネットワークを再構築するとともに、福祉・医療等の生活機能や人々の居住をまちなかや公共交通沿線に立地誘導し、徒歩や公共交通で移動しやすい環境を実現するため、コンパクト・プラス・ネットワークを推進する。また、快適な都市環境の形成のために水と緑の創出等を図るとともに、活力ある農山漁村の再生のため、高齢化の状況や社会的・経済的特性に配慮しつつ、生活環境の整備等を推進する。

高齢者を含む全ての世代の人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、住宅等から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進する。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も視野に取組を進める。

関係機関の効果的な連携の下に、地域住民の協力を得て、災害から高齢者を守るとともに、高齢者が交通事故や犯罪の当事者となることを防止し、高齢者が安全に生活できる環境の形成を図る。また、成年後見制度が一層利用されるように環境整備を図る。

(1) 豊かで安定した住生活の確保

「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月閣議決定）に掲げた目標（〔1〕「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現、〔2〕頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保、〔3〕子どもを産み育てやすい住まいの実現、〔4〕多様な世代が支え合い、高

齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり、〔5〕住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備、〔6〕脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成、〔7〕空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進、〔8〕居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展）を達成するため、必要な施策を着実に推進した。

ア 次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進

（ア）持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄の普及促進等を図るとともに、住宅金融支援機構の証券化支援事業及び独立行政法人勤労者退職金共済機構等の勤労者財産形成持家融資を行っている。

また、住宅ローン減税等の税制上の措置を活用し、引き続き良質な住宅の取得を促進した。

（イ）高齢者の持家ニーズへの対応

住宅金融支援機構において、親族居住用住宅を証券化支援事業の対象とするとともに、親子が債務を継承して返済する親子リレー返済（承継償還制度）を実施している。

（ウ）将来にわたり活用される良質なストックの形成

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成20年法律第87号）に基づき、住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため、その構造や設備について、一定以上の耐久性、維持管理容易性等の性能を備え、適切な維持保全が確保される「認定長期優良住宅」の普及促進を図った。

イ 循環型の住宅市場の実現

(ア) 既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備

消費者ニーズに対応した既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備を図るため、登録講習機関が実施する既存住宅状況調査技術者講習による技術者の育成を通じ、建物状況調査（インスペクション）の普及促進を図るとともに、既存住宅売買等に活用可能な瑕疵保険の普及を図っている。

また、既存住宅売買やリフォームに関する瑕疵保険に加入した住宅に係る紛争を住宅紛争処理の対象に追加すること等を内容とした、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部改正を含む改正法案」を国会に提出し（令和3年5月成立）、同法の施行に向けた環境整備を行った。

さらに、住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るため、住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営の確保及び消費者への情報提供等を行う等、一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者の団体を国が登録する「住宅リフォーム事業者団体登録制度」を実施している。

加えて、住宅ストック維持・向上促進事業により、良質な住宅ストックが適正に評価される市場の形成を促進する先導的な取組に対し支援した。そのほか、長期優良住宅化リフォーム推進事業により、既存住宅の長寿命化に資するリフォームの取組を支援するとともに、住宅・建築物省エネ改修推進事業及び住宅エコリフォーム推進事業の創設により、既存住宅の省エネルギーを支援した。

消費者に対し既存住宅の基礎的な情報を提供する「安心R住宅」制度を実施している。

(イ) 高齢者に適した住宅への住み替え支援

高齢者等の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者に適した住宅への住み替えを促進した。

また、同制度を活用して住み替える先の住宅を取得する費用について、住宅金融支援機構の証券化支援事業における民間住宅ローンの買取要件の緩和を行っている。

さらに、高齢者が住み替える先のサービス付き高齢者向け住宅に係る入居一時金及び住み替える先の住宅の建設・購入資金について、住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関のリバースモーゲージの普及を支援している。

ウ 高齢者の居住の安定確保

(ア) 良質な高齢者向け住まいの供給

「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」（平成23年法律第32号）により創設された「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例措置、住宅金融支援機構の融資による支援を行った。また、新たな日常に対応するため、非接触でのサービス提供等を可能とするIoT技術の導入支援を行った。

さらに、高齢者世帯等の住宅確保要配慮者の増加に対応するため、民間賃貸住宅を活用したセーフティネット登録住宅を推進するとともに、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援を行った。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、利用者を保護する観点から、前払金の返還方法や権利金の受領禁止の規定の適切な運用の徹底を引き続き求めた。

(イ) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

健康で快適な暮らしを送るために必要な既存住宅の改修における配慮事項を平成31年3月にまとめた「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」を普及推進することで、バリアフリー化等の改修を促進した。

住宅金融支援機構においては、高齢者自らが行う住宅のバリアフリー改修について高齢者向け返済特例制度を適用した融資を実施している。また、証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、バリアフリー性能等に優れた住宅に係る金利引下げを行っている。さらに、住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関が提供する住宅の建設、購入、改良等の資金に係るリバースモーゲージの普及を支援している。

バリアフリー構造等を有する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例措置、住宅金融支援機構の融資による支援を行った。

(ウ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給する公営住宅、改良住宅及び都市再生機構賃貸住宅について、段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様を原則としている。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中高層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行った。都市再生機構賃貸住宅においても、中高層住宅の供給においてはエレベーター設置を標準としている。

また、老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建替え・改善を推進した。

(エ) 住宅と福祉の施策の連携強化

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号）に基づき、都道府県及び市町村において高齢者の居住の安定確保のための計画を定めることを推進した。また、生活支援・介護サービスが提供される高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進し、医療・介護と連携した安心できる住まいの提供を実施した。

また、市町村の総合的な高齢者住宅施策の下、シルバーハウジング・プロジェクト事業を実施するとともに、公営住宅等においてライフサポートアドバイザー等のサービス提供の拠点となる高齢者生活相談所の整備を促進した。

さらに、既存の公営住宅や改良住宅の大規模な改修と併せて、高齢者福祉施設等の生活支援施設の導入を図る取組に対しても支援を行っている。

(オ) 高齢者向けの先導的な住まいづくり等への支援

スマートウェルネス住宅等推進事業により、高齢者等の居住の安定確保・健康維持増進に係る先導的な住まいづくりの取組等に対して補助を行った。

(カ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公営住宅については、高齢者世帯向け公営住宅の供給を行った。また、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、高齢者世帯の入居収入基準を一定額まで引き上げるとともに、入居者選考において優先的に取り扱うことを可能としている。

都市再生機構賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優遇措置を行っている（表2-2-6）。

表2-2-6

公営住宅等の高齢者向け住宅供給戸数

年度	高齢者対策向 公営住宅建設戸数	サービス付き 高齢者向け 住宅登録戸数	都市再生機構賃貸住宅の優遇措置戸数			住宅金融支援機構の 割増貸付け戸数
			賃貸	分譲	計	
平成10年度	2,057	—	3,143	571	3,714	34,832
15	627	—	7,574 (3,524)	45	7,619	558
20	303	—	1,221 (684)	0	1,221	0
25	430	146,544	471 (368)	0	471	0
26	260	177,722	372 (305)	0	372	0
27	328	199,056	486 (303)	0	486	0
28	319	215,955	329 (293)	0	329	0
29	287	229,947	255 (223)	0	255	0
30	430	244,054	470 (226)	0	470	0
令和元年度	368	254,747	299 (256)	0	299	0
令和2年度	756	267,069	318 (91)	0	318	0
令和3年度	412	274,911	87 (60)	0	87	0

資料：国土交通省

(注1) サービス付き高齢者向け住宅登録戸数は、各年度末時点における総登録戸数である。

(注2) 都市再生機構賃貸住宅の優遇措置戸数には、障害者及び障害者を含む世帯に対する優遇措置戸数を含む（空家募集分を含む）。

(注3) 優遇措置の内容としては、当選率を一般の20倍としている。（平成20年8月までは10倍）

(注4) () 内は高齢者向け優良賃貸住宅戸数であり内数である。

(注5) 住宅金融支援機構の割増（平成10年に制度改正）貸付け戸数は、マイホーム新築における高齢者同居世帯に対する割増貸付け戸数である。
（この制度は平成17年度をもって廃止。）

（キ）高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会や平成29年度に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）に基づいた居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を行った。

（2）高齢社会に適したまちづくりの総合的推進

ア 共生社会の実現に向けた取組の推進

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、「共生社会ホストタウン」に登録されてい

る地方公共団体を中心にユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーに関する取組が進められているところであり、令和4年9月に「共生社会バリアフリーシンポジウムin伊勢」を開催し、各地の取組について共有・発信を行った。

イ 多世代に配慮したまちづくり・地域づくりの総合的推進

高齢者等全ての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号、以下「バリアフリー法」という。）に基づく移動等円滑化促進方針及び

基本構想の作成を市町村に働きかけるとともに、地域公共交通バリアフリー化調査事業及びバリアフリー環境整備促進事業を実施した。

高齢化の進行や人口減少等を含めた社会構造変化や環境等に配慮したまちづくりを進めることが不可欠であるとの観点から、環境価値、社会的価値、経済的価値を新たに創造し、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指す「環境未来都市」構想を推進するため、引き続き、選定された環境未来都市及び環境モデル都市の取組に関する普及展開等を実施した。

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組は、地方創生の実現にも資するものである。

令和4年1月から2月にかけて、地方公共団体（都道府県及び市町村）によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、令和4年5月に、優れた取組を提案する都市を「SDGs未来都市」として30都市選定し、その中でも特に先導的な取組を「自治体SDGsモデル事業」として10事業選定した。また、地方公共団体が広域で連携し、SDGsの理念に沿って地域のデジタル化や脱炭素化等を行う地域活性化に向けた取組である「広域連携SDGsモデル事業」を4事業選定した。

また、多様なステークホルダー間のパートナーシップを深め、官民連携の取組を促進することを目的として令和4年9月には「2022年度地方創生SDGs官民連携プラットフォーム総会」及び関連イベントを、令和4年7月と12月にはマッチングイベントをそれぞれ開催した。

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月閣議決定）において、「地方創生に取り組むに当たって、SDGsの理念に沿った経

済・社会・環境の三側面を統合した取組を進めることで、政策の全体最適化や地域の社会課題解決の加速化を図ることが重要である。」としており、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組み、SDGsを原動力とした地方創生を推進する旨が盛り込まれた。

さらに、金融面においても地方公共団体と地域金融機関等が連携して、地域課題の解決やSDGsの達成に取り組む地域事業者を支援し、地域における資金の還流と再投資を生み出す「地方創生SDGs金融」を通じた自律的好循環の形成を推進した。令和2年10月には、SDGs達成への取組を積極的に進める事業者等を「見える化」するために「地方公共団体のための地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」を公表するとともに、令和3年11月には、SDGsの達成に取り組む地域事業者等に対する優れた支援を連携して行う地方公共団体と地域金融機関等を表彰する「地方創生SDGs金融表彰」を創設し、令和5年2月に表彰を実施した。

加えて、次世代の成長の原動力となる「カーボンニュートラル」や「デジタル」等のイノベーションによる「持続可能なまちづくり」の実現をテーマとし、国内外の都市における先進的な取組の共有を行い、地方創生SDGsを推進するため、令和5年2月に「地方創生SDGs国際フォーラム2023」を開催した。

地方創生の観点からは、女性、若者、高齢者、障害者など、誰もが居場所と役割を持つコミュニティをつくり、活気あふれる温もりのある地域をつくるため、「交流・居場所」、「活躍・しごと」、「住まい」、「健康」、「人の流れ」といった観点で分野横断的かつ一体的な地域の取組を支援する全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」を推進している。これまで「施策立案」及び「官民連携」が困難であるという声が

地方公共団体から寄せられており、令和3年度までに、「生涯活躍のまち」づくりに関するガイドライン、導入事例集、など施策立案手法の指針となる資料を作成し情報提供を行ってきたほか、令和4年度に官民のマッチングイベントを開催し官民連携手法について調査研究しており、その成果について情報発信を行っている。これらの取組により、高齢者を含む全ての人に居場所と役割がある地域づくりを推進している。

また、誰もが身近に自然とふれあえる快適な環境の形成を図るため、歩いていける範囲の身近な公園を始めとした都市公園等の計画的な整備を行っている。

河川等は、高齢者にとって憩いと交流の場を提供する役割を果たしている。

中山間地域等において、各種生活サービス機能が一定のエリアに集約され、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワークが確保された拠点である「小さな拠点」の形成拡大と質的向上を目指し、全国フォーラムやオンラインセミナーの開催等により、地域の自立共助の運営組織や全国の多様な関係者間の連携を図る等、総合的に支援した。

ウ 公共交通機関等の移動空間のバリアフリー化

(ア) バリアフリー法に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、バリアフリー法に基づき、旅客施設・車両等の新設等の際の「公共交通移動等円滑化基準」への適合義務、既設の旅客施設・車両等に対する適合努力義務を定めている。

また、バリアフリー法に基づく「移動等円滑

化の促進に関する基本方針」(令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第1号)に係るバリアフリー整備目標について、障害当事者団体や有識者の参画する検討会において議論を重ねた上で、令和3年度からの5年間を目標期間として策定し、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進する観点から、各施設等について地方部を含めたバリアフリー化の一層の促進、聴覚障害及び知的障害・精神障害・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化、「心のバリアフリー」の推進等を図っている。

加えて、「交通政策基本法」(平成25年法律第92号)に基づく「第2次交通政策基本計画」(令和3年5月閣議決定)においても、バリアフリー化等の推進を目標の一つとして掲げており、これらを踏まえながらバリアフリー化の更なる推進を図っている。

(イ) ガイドライン等に基づくバリアフリー化の推進

公共交通機関の旅客施設・車両等について、ガイドライン等でバリアフリー化整備の望ましいあり方を示し、公共交通事業者等がこれを目安として整備することにより、利用者にとってより望ましい公共交通機関のバリアフリー化が進むことが期待される。このため、ハード対策としては「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(令和4年3月)」及び「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン(令和4年3月)」に基づき、ソフト対策としては「公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン(令和4年3月)」に基づき、バリアフリー化を進めている。

なお、旅客船については「旅客船バリアフ

リーガイドライン（令和3年11月）」、ユニバーサルデザインタクシーについては「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（令和2年3月）」、ノンステップバスについては「標準仕様ノンステップバス認定要領（平成27年7月）」、航空旅客ターミナルについては「空港旅客ターミナルビル等のバリアフリーに関するガイドライン（平成30年10月）」によって更なるバリアフリー化の推進を図っている。

（ウ）公共交通機関のバリアフリー化に対する支援

高齢者の移動等円滑化を図るため、駅・空港等の旅客施設におけるエレベーター設置等の高齢者の利用に配慮した施設の整備、ノンステップバス等の車両の導入等を推進している（表2-2-7）。

このための推進方策として、鉄道駅等の旅客施設のバリアフリー化、ノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシーを含む福祉タクシーの導入等に対する支援措置を実施している。

表2-2-7 高齢者等のための公共交通機関施設整備等の状況

（1）旅客施設におけるバリアフリー化の状況

	総施設数	令和3年度末			トイレの 総施設数	令和3年度末 障害者用トイレ
		段差の解消	視覚障害者 誘導用ブロック	案内設備		
鉄軌道駅	3,348	3,135 (93.6%)	1,393 (41.6%)	2,569 (76.7%)	3,161	2,906 (91.9%)
バスターミナル	42	39 (92.9%)	38 (90.5%)	32 (76.2%)	33	23 (69.7%)
旅客船ターミナル	9	9(100.0%)	9(100.0%)	8 (88.9%)	9	8 (88.9%)
航空旅客ターミナル	27	27(100.0%)	27(100.0%)	27(100.0%)	27	27(100.0%)

	総番線数	令和3年度末 設置番線数
全鉄軌道駅におけるホームドア又は可動式ホーム柵の設置	19,841	2,337
平均利用者数10万人/日以上の鉄軌道駅におけるホームドア又は可動式ホーム柵の設置	911	406

（注1）バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づく公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。

（注2）「総施設数」は、「鉄軌道駅」及び「バスターミナル」は平均利用者数が3,000人/日以上及び基本構想における重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2,000人/日以上3,000人/日未満の施設を計上。「旅客船ターミナル」及び「航空旅客ターミナル」は平均利用者数が2,000人/日以上以上の施設を計上。

（注3）「トイレの総施設数」は、「鉄軌道駅」及び「バスターミナル」は平均利用者数が3,000人/日以上及び基本構想における重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2,000人/日以上3,000人/日未満の施設のうち便所を設置している施設を計上。「旅客船ターミナル」及び「航空旅客ターミナル」は平均利用者数が2,000人/日以上以上の施設のうち便所を設置している施設を計上。

（2）車両等におけるバリアフリー化の状況

	車両等の総数	令和3年度末移動等円滑化 基準に適合している車両等
鉄軌道車両	52,535	27,545 (52.4%)
ノンステップバス (適用除外認定車両を除く)	45,496	29,779 (65.5%)
リフト付きバス等 (適用除外認定車両)	10,961	661 (6.0%)
空港アクセスバス	165	62 (37.6%)
貸切バス	—	1,157
福祉タクシー	—	42,622
UDタクシー	175,425	29,657 (16.9%)
旅客船	666	366 (55.0%)
航空機	620	620(100.0%)

（注4）「移動等円滑化基準に適合している車両等」は、各車両等に関する公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。

（注5）「空港アクセスバス」は、1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設（指定空港（27空港））へのバス路線運行系統の総数における、バリアフリー化した車両を含む運行系統数の割合。

（注6）「UDタクシー」は、各都道府県のタクシー総車両数における、UDタクシー車両数の割合。

資料：国土交通省「移動等円滑化取組報告書」又は「移動等円滑化実績等報告書」（令和4年）

(エ) 歩行空間の形成

移動は就労、余暇等のあらゆる生活活動を支える要素であり、その障壁を取り除き、全ての人が安全に安心して暮らせるよう、信号機、歩道等の交通安全施設等の整備を推進した。

高齢歩行者等の安全な通行を確保するため、①幅の広い歩道等の整備、②歩道の段差・傾斜・勾配の改善、③無電柱化推進計画に基づく道路の無電柱化、④歩行者用案内標識の設置、⑤歩行者等を優先する道路構造の整備、⑥自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、⑦生活道路における速度の抑制及び通過交通の抑制・排除並びに幹線道路における道路構造の工夫や、交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識等の重点的整備、⑧バリアフリー対応型信号機（Bluetoothを活用し、スマートフォン等に対して歩行者用信号情報を送信するとともに、スマートフォン等の操作により青信号の延長を可能とする高度化PICSを含む。）の整備、⑨歩車分離式信号の運用、⑩見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備、⑪信号灯器のLED化等の対策を実施した。

(オ) 道路交通環境の整備

高齢者等が安心して自動車を運転し外出できるよう、生活道路における交通規制の見直し、付加車線の整備、道路照明の増設、道路標識・道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」における優先駐車スペース、高齢運転者等専用駐車区間の整備等の対策を実施した。

(カ) バリアフリーのためのソフト面の取組

国民一人一人がバリアフリーについての理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、自然に快くサポートできるよう、高齢者、障害者等の介助体験・擬

似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催や、目の不自由な方への声かけや列車内での利用者のマナー向上を図る「声かけ・サポート運動」といった啓発活動等、ソフト面での取組を推進している。また、高齢者や障害者等に対する交通事業者による統一された一定水準の接遇を確保するため、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」（平成30年5月）及び「接遇研修モデルプログラム」を活用した研修実施の推進を図った。

高齢者や障害者等も含め、誰もが屋内外をストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化を推進している。バリアフリー情報等の新たな需要が見込まれる自動配送ロボット等の普及など社会環境が変化しているため、「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」において新たに提言を取りまとめた。また、ロボット実証を通して、バリアフリー情報等と自動配送ロボットとの親和性を確認した。

(キ) 訪日外国人旅行者の受入環境整備

訪日外国人旅行者の移動円滑化を図るため、スロープの設置等を補助制度により支援した。

エ 建築物・公共施設等のバリアフリー化

バリアフリー法に基づく認定を受けた優良な建築物（認定特定建築物）等のうち一定のものの整備及び不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する既存建築物のバリアフリー改修工事に対して支援措置を講ずることにより、高齢者・障害者等が円滑に移動等できる建築物の整備を促進している。

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、バリアフリー法に基づく建築物移動等円

滑化誘導基準に規定された整備水準の確保等により、高齢者を始め全ての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進している。

社会資本整備総合交付金等の活用によって、誰もが安心して利用できる都市公園の整備を推進するとともに、バリアフリー法に基づく基準等により、公園施設のバリアフリー化を推進している。

また、訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みのあるものとして観光庁が指定する市町村に係る観光地において代表的な観光スポット等における段差の解消を支援している。

オ 活力ある農山漁村の再生

農福連携の取組として、高齢者の生きがい及びりハビリを目的とした農林水産物生産施設及び付帯施設の整備等を支援した。

さらに、都市にも開かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を図った。

また、高齢者等による農作業中の事故が多い実態を踏まえ、全国の農業者が農作業安全研修を受講するよう推進するとともに、農作業安全の全国運動を実施した。

加えて、「漁港漁場整備法」(昭和25年法律第137号)に基づき策定された「漁港漁場整備長期計画」(令和4年3月閣議決定)を踏まえ、浮体式係船岸や岸壁、用地等への防暑・防雪施設等の軽労化施設等の整備を実施した。

(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護 ア 交通安全の確保

近年、交通事故における致死率の高い高齢者の人口の増加が、交通事故死者数を減りにくく

させる要因の一つとなっており、今後、高齢化が更に進むことを踏まえると、高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題である。

高齢者にとって、安全で安心な交通社会の形成を図るため、令和3年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第11次交通安全基本計画」(計画期間：令和3～7年度)等に基づき、①生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備、②参加・体験・実践型の交通安全教育、③交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を対象とした個別指導、④シルバーリーダー(高齢者交通安全指導員)を対象とした参加・体験・実践型の講習会の実施による高齢者交通安全教育の推進、⑤高齢運転者対策等の交通安全対策を実施した。

また、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図る区域を「ゾーン30プラス」として設定し、警察と道路管理者が緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図った。

さらに、歩行中及び自転車乗用中の交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いことを踏まえ、歩行者及び自転車利用者の交通事故が多発する交差点等における交通ルール遵守の呼び掛けや、「第2次自転車活用推進計画」(令和3年5月閣議決定)に基づき、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進するなど、安全で快適な自転車利用環境の創出を推進した。

加えて、踏切道の歩行者対策として、「移動等円滑化要対策踏切」が追加された「踏切道安全通行カルテ」や地方踏切道改良協議会を通じてプロセスの「見える化」を行い、道路管理者と鉄道事業者が、地域の実情に応じた対策を検

討し、高齢者等の通行の安全対策を推進した。

このほか、高齢運転者対策については、令和2年6月、第201回通常国会において、高齢運転者対策の充実・強化を図るための規定の整備等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」（令和2年法律第42号）が成立し、75歳以上の者で一定の違反歴のある者に対し、運転免許証更新時に運転技能検査の受検を義務付けることや、運転免許に、運転できる自動車等の種類を安全運転サポート車に限定する条件の付与を申請することができること等が規定され、令和4年5月13日に施行された。

また、安全運転相談については、これまでも運転に不安を持つ運転者及びその家族等からの相談に対応してきたところであるが、近年は特に高齢運転者及びその家族等から積極的に相談を受け付け、安全運転の継続に必要な助言・指導や、自主返納制度及び自主返納者等に対する各種支援施策の教示を行う等、運転適性に関する相談対応以外の役割も求められるようになっており、全国統一の専用相談ダイヤル「#8080」を始めとする、安全運転相談の認知度及び利便性の向上を図った。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

（ア）犯罪からの保護

高齢者が犯罪や事故に遭わないよう、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、高齢者が被害に遭いやすい犯罪の手口の周知及び被害防止対策についての啓発を行うとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行ったほか、認知症等によって行方不明になる高齢者を発見、保護するための仕組み作りを関係機関等と協力して推進した。

高齢者を中心に大きな被害が生じている特殊詐欺については、令和元年6月、犯罪対策閣僚

会議において策定した「オレオレ詐欺等対策プラン」に基づき、全府省庁において、幅広い世代に対して高い発信力を有する著名な方々と連携し、公的機関、各種団体、民間事業者等の協力を得ながら、家族の絆の重要性等を訴える広報啓発活動を多種多様な媒体を活用して展開するなど被害防止対策を推進するとともに、電話転送サービスを介した固定電話番号等の悪用への対策を始めとする犯行ツール対策、効果的な取締り等を推進した。

また、悪質商法の中には高齢者を狙った事件も発生したことから、悪質商法の取締りを推進するとともに、犯罪に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供等の被害拡大防止対策、悪質商法等からの被害防止に関する広報啓発活動及び悪質商法等に関する相談窓口の周知を行った。

さらに、特殊詐欺や利殖勧誘事犯の犯行グループは、被害者や被害者になり得る者等が登載された名簿を利用しており、当該名簿登載者の多くは高齢者であって、今後更なる被害に遭う可能性が高いと考えられるため、捜査の過程で警察が押収したこれらの名簿をデータ化し、都道府県警察が委託したコールセンターの職員がこれを基に電話による注意喚起を行う等の被害防止対策を実施した。

加えて、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえ、市民を含めた後見人等の確保や市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築・強化を図る必要があることから、令和3年度に引き続き、地域住民で成年後見に携わろうとする者に対する養成研修や後見人の適正な活動が行われるよう支援した。

(イ) 人権侵害からの保護

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）に基づき、前年度の養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待の状況について、必要な調査等を実施し、各都道府県・市町村における虐待の実態・対応状況の把握に努めるとともに、市町村等に高齢者虐待に関する通報や届出があった場合には、関係機関と連携して速やかに高齢者の安全確認や虐待防止、保護を行う等、高齢者虐待への早期対応が推進されるよう必要な支援を行った。

法務局において、高齢者の人権問題に関する相談に応じるとともに、法務局に来庁することができない高齢者等についても、電話、手紙、インターネット等を通じて引き続き相談を受け付けた。人権相談等を通じて、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、その結果を踏まえ、事案に応じた適切な措置を講じる等して、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努めた。

(ウ) 悪質商法からの保護

消費者庁では、認知症高齢者等の「配慮を要する消費者」を見守るため、地方公共団体において消費生活センター等のほか、福祉関係者や消費者団体等の多様な関係者が連携して消費者被害の未然防止・拡大防止に取り組む消費者安全確保地域協議会の設置を促進した。具体的には、地方消費者行政強化交付金等を通じた地方公共団体への支援と共に、消費者庁新未来創造戦略本部において徳島県を実証フィールドとし、全国展開を見据えた先駆的な取組の試行を行うなど、消費者安全確保地域協議会の更なる

設置や活動に向けた取組を行った。また、令和4年度地方消費者行政に関する先進的モデル事業として「高齢者、障害者等を見守るネットワークの構築及び地域活性化の実証」を実施し、消費者被害の未然防止や被害救済に資する見守りネットワークの構築・活性化を図るとともに、関係団体間の連携や必要な資材の開発等を行い、取組の検証を行った。

消費者がトラブルに見舞われたとしても、相談窓口の存在に気付かないことや、相談窓口があることは知っていたとしても、その連絡先が分からないことがあるため、全国どこからでも身近な消費生活相談窓口につながる共通の電話番号である「消費者ホットライン」の事業を平成22年1月から実施（平成27年7月から「188」番へ3桁化）している。また、イメージキャラクター「イヤヤン」も活用しながら、消費者庁ウェブサイトへの掲載、マスメディアを活用した広報活動、SNSへの動画広告の配信、啓発チラシ・ポスターの掲示・配布等、様々な広報活動を通じて同ホットラインの周知に取り組んでいる。「令和4年版消費者白書」において、高齢者の消費生活相談の状況等を取り上げ、広く国民や関係団体等に情報提供を行った。

「消費者契約法」（平成12年法律第61号）の平成30年改正における附帯決議を踏まえて、「消費者契約に関する検討会」を開催し、令和3年9月に報告書が取りまとめられた。同報告書では、情報提供の努力義務における考慮要素として「年齢」を追加すること等が提案されている。同報告書の内容を受け止めつつ、意見募集の結果や消費者団体及び事業者団体との意見交換も踏まえて法制的な検討を行い、令和4年3月に事業者の情報提供の努力義務における考慮要素として「年齢」及び「心身の状態」を追加すること等を内容とする「消費者契約法及び

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を第208回通常国会に提出し、同国会において可決・成立した。

一方、独立行政法人国民生活センターでは、全国の消費生活センター等が行う高齢者の消費者被害防止に向けた取組を支援すること等を目的に、高齢者への注意喚起として報道発表資料「高齢者とそのまわりの方に気を付けてほしい消費者トラブル 最新10選」を令和4年9月に公表した。加えて、消費者側の視点から注意点を簡潔にまとめたメールマガジン「見守り新鮮情報」を月2回程度、行政機関のほか、高齢者や高齢者を支援する民生委員や福祉関係者等に向けて配信した。

(エ) 司法ソーシャルワークの実施

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）では、法的問題を抱えていることに気付いていない、意思の疎通が困難であるなどの理由で自ら法的支援を求めることが難しい高齢者・障害者等に対して、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等と連携を図りつつ、当該高齢者・障害者等に積極的に働きかける（アウトリーチ）などして、法的問題を含めた諸問題を総合的に解決することを目指す「司法ソーシャルワーク」を推進している。

そこで、弁護士会・司法書士会と協議をして出張法律相談等のアウトリーチ活動を担う弁護士・司法書士を確保するなど、「司法ソーシャルワーク」の実施に必要な体制の整備を進めるとともに、地域包括支援センターや福祉事務所等の福祉機関職員を対象に業務説明会や意見交換会を実施するなどして、福祉機関との連携強化を図った。

ウ 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設を保全するため、土砂災害防止施設の整備を推進し、激甚な水害・土砂災害を受けた場合の再度災害防止対策を引き続き実施した。

病院等の医療施設における防災対策を推進するため、医療施設が水害に備えて実施する医療用設備の高層階移設や止水板の設置等の浸水対策に要する経費の補助を行った。また、震災に備えて建物の耐震整備に要する経費の補助や、非常用自家発電装置、給水設備の整備に要する経費の補助を行った。また、水害や震災により被災した医療施設の復旧事業に要する経費の補助を行った。

さらに、災害時等においても、在宅療養患者に対し、在宅医療の診療体制を維持し継続的な医療提供することが求められるため、在宅医療提供機関におけるBCP策定支援研修を実施した。

水害や土砂災害に対して、高齢者等要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「水防法」（昭和24年法律第193号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。）において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を義務付けており、避難確保計画が早期に作成されるよう促進を図った。

また、令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、市町村から要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して助言・勧告を行うことができる制度が創設されたことを受け、市町村が施設の所有者又は管理者に適切に助言・

勧告を行うことができるよう全国の市町村職員等を対象とした研修を実施するとともに、施設職員向けの動画やリーフレットを作成して制度の周知を行った。

さらに、土砂災害特別警戒区域における要配慮者利用施設の開発の許可制等を通じて高齢者等の安全が確保されるよう、土砂災害防止法に基づき基礎調査や区域指定の促進を図った。

住宅火災で亡くなる高齢者等の低減を図るため、春・秋の全国火災予防運動において、高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策を推進項目とするとともに、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器の普及促進等総合的な住宅防火対策を推進した。また、「老人の日・敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズとする「住宅防火・防災キャンペーン」を実施し、高齢者等に対して住宅用火災警報器等の普及促進を図った。

災害情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）との連携を含め、防災行政無線による放送（音声）や緊急速報メールによる文字情報等の種々の方法を組み合わせ、災害情報伝達手段の多重化を推進した。

山地災害からの生命の安全を確保するため、要配慮者利用施設に隣接している山地災害危険地区等について、治山施設の設置や荒廃した森林の整備等を計画的に実施した。

令和4年度において、各市町村における避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成状況等を把握するための調査を行った。

災害時に自ら避難することが困難な高齢者などの避難行動要支援者への避難支援等については、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）を踏まえ、

市町村の取組が促進されるよう、適切に助言を行った。

エ 東日本大震災への対応

東日本大震災に対応して、復興の加速化を図るため、被災した高齢者施設等の復旧に係る施設整備について、関係地方公共団体との調整を行った。

また、地域医療介護総合確保基金等を活用し、日常生活圏域で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、都道府県計画等に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行った。

あわせて、介護保険制度において、被災者を経済的に支援する観点から、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域等（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。）、上位所得層を除く旧避難指示区域等（平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）、平成28年度に解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部及び浪江町の一部）、平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等（富岡町の一部）及び令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（大熊町の一部、双葉町の一部及び富岡町の一部））の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の減免を行った保険者に対する財政支援を1年間継続した。

なお、当該財政支援については、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う」こととされたことを踏まえ、関係自治体の意見を踏まえ、令和5年度以降に順次見直しを行っていくことを決定した。

また、避難指示区域等の解除に伴い、福祉・介護サービスの提供体制を整えるため、介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付け、相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者への支援、全国の介護施設等からの応援職員の確保に対する支援や、介護施設等の運営に対する支援等を行った。

法テラスでは、震災により、経済的・精神的に不安定な状況に陥っている被災者を支援するため、「法テラス災害ダイヤル」（フリーダイヤル）や被災地出張所（令和3年度以降も存置となった岩手県・福島県の各1か所）等において、生活再建に役立つ法制度等の情報提供業務及び民事法律扶助業務を通じ、被災地や近隣住

民への法的サービスの提供を実施した。

また、出張所に来所することが困難な被災者のために、車内で相談対応可能な自動車を利用した巡回相談等も実施した。

（4）成年後見制度の利用促進

認知症高齢者等の財産管理や契約に関し本人を支援する成年後見制度について周知を図った（表2-2-8）。

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える重要な手段であり、その利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年4月に成立した「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定した。第一期計画（令和3年度までの5か年計画）に基づき、利用者がメリットを実感できる制度、運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和等に取り組んだ。

表2-2-8 成年後見制度の概要

- 制度の趣旨
本人の意思や自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の理念と本人の保護の理念との調和を図りつつ、認知症等の精神上の障害により判断能力が不十分な方々の権利を擁護する。
- 概要
法定後見制度と任意後見制度の2つがある。法定後見制度については、各人の多様な判断能力の程度に応じた制度とするため、補助・保佐・後見の三類型に分かれている。
- (1) 法定後見制度（民法）

3類型	補助	保佐	後見
対象者	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
- (2) 任意後見制度（任意後見契約に関する法律）
本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う。
- (3) 成年後見登記制度（後見登記等に関する法律）
本人のプライバシー保護と取引の安全との調和を図る観点から、戸籍への記載に代わる公示方法として成年後見登記制度を設けている。

資料：法務省

また、令和4年3月には第二期成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定し、第二期計画（令和8年度までの5か年計画）に基づき、成年後見制度等の見直しに向けた検討、総合的な権利擁護支援策の充実、成年後見制度の運用改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組んだ。

5 研究開発・国際社会への貢献等

「研究開発・国際社会への貢献等」については、大綱において、次の方針を示している。

先進技術を生活の質の向上に活用することは、高齢者の豊かな生活につながるとともに、新たな技術に対する需要・消費を生み出し、技術活用の好循環を生み出す。高齢社会と技術革新がお互いに好影響を与える関係づくりを推進する。

科学技術の研究開発は、高齢化に伴う課題の解決に大きく寄与するものであることから、高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究、高齢者の利用に配慮した福祉用具、生活用品、情報通信機器等の研究開発等を推進するとともに、そのために必要な基盤の整備を図る。また、高齢社会の現状やニーズを適切に把握して施策の検討に反映できるよう、ビッグデータ分析など、データ等の活用についても環境整備を図る。

世界でも急速な高齢化に直面している国が増加していることから、我が国の高齢社会対策の知見や研究開発成果を国際社会に発信し、各国がより良い高齢社会を作ることにより政府のみならず、学術面や産業面からも貢献できるよう環境整備を行う。あわせ

て、高齢社会の課題を諸外国と共有し、連携して取組を進める。

（1）先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化

公的保険外の予防・健康管理サービス等の振興及び社会実装に向け、需要・供給の両面から検討し、取組を進めた。具体的には、企業・健康保険組合等による健康経営の推進やPFS／SIBの活用促進等の需要面の支援を行った。供給面では、個人の健康・医療データ等（パーソナル・ヘルス・レコード（以下「PHR」という。))を活用したサービスの普及・促進に向けた環境整備を行った。並びに、ヘルスケアサービスの信頼性確保に向けて、業界自主ガイドラインの策定や、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）による支援を通じた認知症等の疾患領域の学会を中心とした指針の整備などを推進した。また、ヘルスケア分野のベンチャー企業等のためのワンストップ相談窓口である「Healthcare Innovation Hub」を通じて、イノベーション創出に向けた事業化支援やネットワーキング支援等を行った。このような取組に加えて、健康立国に向けて、高齢者等の健康状態や生活環境等に起因・関連する課題の解決のために、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月閣議決定）で提唱したSociety 5.0の構築を目指した、最先端科学技術の活用、実装に取り組んだ。

高齢者事故対策や移動支援等の諸課題の解決に大きな期待がされている自動車の自動運転に関しては、高齢者事故対策を目的とした安全運転支援機能の普及啓発及び導入促進を実施したほか、自動運転による地域公共交通実証事業を全国9つの地方自治体で実施するとともに、新たに全国10箇所において自動運転サービスの

また、令和4年3月には第二期成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定し、第二期計画（令和8年度までの5か年計画）に基づき、成年後見制度等の見直しに向けた検討、総合的な権利擁護支援策の充実、成年後見制度の運用改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組んだ。

5 研究開発・国際社会への貢献等

「研究開発・国際社会への貢献等」については、大綱において、次の方針を示している。

先進技術を生活の質の向上に活用することは、高齢者の豊かな生活につながるとともに、新たな技術に対する需要・消費を生み出し、技術活用の好循環を生み出す。高齢社会と技術革新がお互いに好影響を与える関係づくりを推進する。

科学技術の研究開発は、高齢化に伴う課題の解決に大きく寄与するものであることから、高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究、高齢者の利用に配慮した福祉用具、生活用品、情報通信機器等の研究開発等を推進するとともに、そのために必要な基盤の整備を図る。また、高齢社会の現状やニーズを適切に把握して施策の検討に反映できるよう、ビッグデータ分析など、データ等の活用についても環境整備を図る。

世界でも急速な高齢化に直面している国が増加していることから、我が国の高齢社会対策の知見や研究開発成果を国際社会に発信し、各国がより良い高齢社会を作ることにより政府のみならず、学術面や産業面からも貢献できるよう環境整備を行う。あわせ

て、高齢社会の課題を諸外国と共有し、連携して取組を進める。

（1）先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化

公的保険外の予防・健康管理サービス等の振興及び社会実装に向け、需要・供給の両面から検討し、取組を進めた。具体的には、企業・健康保険組合等による健康経営の推進やPFS／SIBの活用促進等の需要面の支援を行った。供給面では、個人の健康・医療データ等（パーソナル・ヘルス・レコード（以下「PHR」という。))を活用したサービスの普及・促進に向けた環境整備を行った。並びに、ヘルスケアサービスの信頼性確保に向けて、業界自主ガイドラインの策定や、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）による支援を通じた認知症等の疾患領域の学会を中心とした指針の整備などを推進した。また、ヘルスケア分野のベンチャー企業等のためのワンストップ相談窓口である「Healthcare Innovation Hub」を通じて、イノベーション創出に向けた事業化支援やネットワーキング支援等を行った。このような取組に加えて、健康立国に向けて、高齢者等の健康状態や生活環境等に起因・関連する課題の解決のために、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月閣議決定）で提唱したSociety 5.0の構築を目指した、最先端科学技術の活用、実装に取り組んだ。

高齢者事故対策や移動支援等の諸課題の解決に大きな期待がされている自動車の自動運転に関しては、高齢者事故対策を目的とした安全運転支援機能の普及啓発及び導入促進を実施したほか、自動運転による地域公共交通実証事業を全国9つの地方自治体で実施するとともに、新たに全国10箇所において自動運転サービスの

実証実験における技術的支援を行い、和歌山県太地町においては本格導入に移行した。

また、介護ロボットについては、開発・普及の加速化を図るため、①ニーズ側・シーズ側の一元的な相談窓口の設置、②開発実証のアドバイス等を行うリビングラボのネットワークの構築、③介護現場における大規模実証フィールドの整備により、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築した。

(2) 研究開発等の推進と基盤整備

ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

高齢者の健康保持等に向けた取組を一層推進するため、ロコモティブ・シンドローム（運動器症候群）、要介護状態になる要因である認知症等に着目し、それらの予防、早期診断及び治療技術等の確立に向けた研究を推進している。

高齢期の主要な死因であるがんの対策については、「がん対策基本法」（平成18年法律第98号）に基づく「がん対策推進基本計画」により推進してきた。平成30年3月に策定された第3期がん対策推進基本計画は、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」の3つを柱とし、がんゲノム医療の実現や希少がん、難治性がん対策の充実、がん患者の就労支援の推進等、各分野の対策を進めるとともに、これらを支える基盤として、「がん研究」、「人材育成」及び「がん教育・がんに関する知識の普及啓発」を位置付け、総合的ながん対策を進めてきた。また、がん対策の進捗状況と評価を踏まえ、第4期がん対策推進基本計画を策定した（令和5年3月閣議決定）。がん研究については、「がん対策推進基本計画」に基づき策定された「がん研究10か年戦略」（平成26年3月策定）を踏まえ、「がん対策推進基本計画」に明

記されている政策課題の解決に向けた政策提言に資することを目的とした調査研究等に加えて、革新的な診断法や治療法を創出するため、低侵襲性診断技術や早期診断技術の開発、新たな免疫療法に係る研究等について、戦略的に研究開発を推進している。また、小児がんや高齢者のがん、難治性がん、希少がん等、ライフステージや個々の特性に着目したがん研究を強力に推進することによりライフステージ別のニーズに応じたがん医療の提供を目指し、研究を進めている。

平成31年4月に「今後のがん研究のあり方に関する有識者会議」が取りまとめた「「がん研究10か年戦略」の推進に関する報告書（中間評価）」を踏まえ、科学技術の進展や臨床ニーズに見合った研究を推進している。

イ 医療・リハビリ・介護関連機器等に関する研究開発

高齢者等の自立や社会参加の促進及び介護者の負担の軽減を図るためには、高齢者等の特性を踏まえた福祉用具や医療機器等の研究開発を行う必要がある。

そのため、福祉用具及び医療機器については、福祉や医療に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、福祉用具・医療機器の民間やアカデミアによる開発の支援等を行っている。

ロボット技術や診断技術等を活用して、低侵襲の治療装置や早期に疾患を発見する診断装置等、日本発の、国際競争力の高い革新的医療機器・システムの開発・実用化を図った。また、関係各省や関連機関、企業、地域支援機関が連携し、開発初期段階から事業化に至るまで、切れ目なく支援する「医療機器開発支援ネットワーク」を通じて、異業種参入も念頭に、もの

づくり中小企業と医療機関等との医工連携により、医療現場が抱える課題を解決する医療機器の開発・実用化を支援した。さらに、介護現場の課題を解決するロボット介護機器の開発を支援した。こうした事業を国立研究開発法人日本医療研究開発機構を通じて実施した。

ウ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者等向けの通信・放送サービスの充実に向けた、新たなICT機器・サービスの研究開発を行う者に対する助成を行った。

エ 医療・介護・健康分野におけるICT利活用の推進

認知症の行動・心理症状（BPSD：Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）の発症について、IoT機器を活用し、AIで事前に予測し介護者に通知するシステムの開発といった医療等分野における先導的なICT利活用の研究開発を実施した。

オ 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析

高齢社会対策総合調査として、高齢社会対策の施策分野別にテーマを設定し、高齢者の意識やその変化を把握している。令和4年度は、高齢者の健康について調査を実施した。

また、国立研究開発法人科学技術振興機構が実施する社会技術研究開発事業において、高齢者の個別化したデータに基づく健康寿命延伸を実現するモデルを構築する等、技術シーズも活用しつつ高齢化社会の課題を解決するための研究者と関与者との協働による社会実験を含む研究開発を推進したほか、高齢者の社会的孤立・

孤独の予防に向けて、高齢男性向けの居場所構築や都市集合住宅高齢者のリアルとバーチャルの融合によるコミュニティ創出、介護等の支援を受け入れ易くするボランティアシステムの構築等の可能性検証を行う研究開発を開始した。

カ データ等利活用のための環境整備

急速な人口構造の変化等に伴う諸課題に対応するため、令和3年12月に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等に基づき、官民データの利活用を推進した。

「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」（平成30年4月EBPM推進委員会決定）に基づき、各府省庁による統計等データの提供等が円滑に行われるようEBPM推進委員会において必要な調整を行うとともに、統計等データの提供等に関するユーザーからの要望・提案募集及び受領した要望・提案への対応を引き続き実施する等、ユーザー視点に立った統計システムの再構築と利活用の促進を図った。

（3）諸外国との知見や課題の共有

ア 日本の知見の国際社会への展開

「アジア健康構想に向けた基本方針」（平成30年7月改定）により、アジアの高齢化社会に必要な介護産業の振興、人材の育成等、アジア諸国の互惠的な協力による医療・介護を中心とした疾病の予防、健康な食事等のヘルスケアサービス、健康な生活のための街づくり等、アジアにおける裾野の広い「富士山型のヘルスケア」の実現に向け取り組んだ。令和4年3月には、国際・アジア健康構想協議会シンポジウムを開催し、アジア展開を進める介護事業者の進捗・課題等の経験・知見や、政府での介護事業者の海外進出における支援事例を共有することで、介護事業者等の連携の推進に取り組んだ。

さらに、今後、人口が増加するとともに、アジアとの関係がより強化されることが期待されるアフリカに関し、「アフリカ健康構想に向けた基本方針」（令和元年6月健康・医療戦略推進本部決定）により、裾野の広い「富士山型のヘルスケア」の実現を理念として掲げ、アフリカ固有の課題を念頭に置いた持続可能なヘルスケアの構築を目指してきた。

また、我が国は、G7、G20、TICAD、WHO総会、WHO西太平洋地域委員会、国連総会等の国際的な議論の場において、全ての人が生涯を通じて必要な時に基礎的な保健サービスを負担可能な費用で受けられることを指すユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（以下「UHC」という。）の推進を積極的に主張してきた。UHCにおける基礎的な保健サービスには、母子保健、感染症対策、高齢者の地域包括ケアや介護等全てのサービスが含まれている。これまで開発途上国において高齢化対策や社会保障制度整備の支援、専門家の派遣、研修等の取組を通じ、日本の高齢化対策等に関する経験・知見の共有を図ってきた。

イ 国際社会での課題の共有及び連携強化

令和3年8月にはタイ王国保健省他関係府省庁と、同年12月にはケニア保健省との間でヘルスケア分野における協力覚書を交換し、我が国のアジア健康構想・アフリカ健康構想を通じ、各国との当該覚書に基づくヘルスケア分野における協力の深化を図り、民間事業の振興を図ることを確認した。

令和4年9月に開催された「健康な高齢化の10年」に関する国連総会サイドイベントでは、WHOと先進的な取り組みを行っている加盟国の代表者、市民団体・民間セクター等の有識者が講演を行った。我が国は健康寿命延伸プラン

や、生涯現役社会の実現に向けた高齢者の就業支援、「活力ある高齢化及びイノベーションのためのASEANセンター（ACAI）」と日本の研究者の連携などについて講演した。また、このイベントでは、健康な高齢化に資する先進的な取り組みを行っている世界のリーダー50名が発表された。令和4年12月には日中韓保健大臣会合が開催され、高齢化施策に関し情報交換を行った。

国連人口基金（UNFPA）アジア太平洋地域事務所は、令和4年10月、「#ForEveryAge of HER LIFE（すべての世代の彼女のために）」キャンペーンを開始した。外務省が後援した本事業は、10月のグローバルフェスタJAPAN 2022において写真展とオンラインイベントを実施し、世界で最も少子高齢化が進むアジア太平洋地域の女性に焦点を当てた写真を展示するなど、出生前から高齢期までの各ライフステージで人権とジェンダー平等に根差した支援を行うライフサイクルアプローチの重要性を啓発した。同写真展はまた、令和4年10月から令和5年1月にかけて、「旅する写真展」として東京大学及びJICA地球ひろばでも展示が行われ、持続可能な少子高齢化社会の在り方について考える機会を提供した。

また、令和4年11月に「高齢者向けケアサービスへのスマート・デジタル技術の活用」などをテーマとする日中韓少子高齢化セミナーを開催した。

6 全ての世代の活躍推進

「全ての世代の活躍推進」については、大綱において、次の方針を示している。

高齢社会に暮らす全ての世代の人々が安

さらに、今後、人口が増加するとともに、アジアとの関係がより強化されることが期待されるアフリカに関し、「アフリカ健康構想に向けた基本方針」（令和元年6月健康・医療戦略推進本部決定）により、裾野の広い「富士山型のヘルスケア」の実現を理念として掲げ、アフリカ固有の課題を念頭に置いた持続可能なヘルスケアの構築を目指してきた。

また、我が国は、G7、G20、TICAD、WHO総会、WHO西太平洋地域委員会、国連総会等の国際的な議論の場において、全ての人が生涯を通じて必要な時に基礎的な保健サービスを負担可能な費用で受けられることを指すユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（以下「UHC」という。）の推進を積極的に主張してきた。UHCにおける基礎的な保健サービスには、母子保健、感染症対策、高齢者の地域包括ケアや介護等全てのサービスが含まれている。これまで開発途上国において高齢化対策や社会保障制度整備の支援、専門家の派遣、研修等の取組を通じ、日本の高齢化対策等に関する経験・知見の共有を図ってきた。

イ 国際社会での課題の共有及び連携強化

令和3年8月にはタイ王国保健省他関係府省庁と、同年12月にはケニア保健省との間でヘルスケア分野における協力覚書を交換し、我が国のアジア健康構想・アフリカ健康構想を通じ、各国との当該覚書に基づくヘルスケア分野における協力の深化を図り、民間事業の振興を図ることを確認した。

令和4年9月に開催された「健康な高齢化の10年」に関する国連総会サイドイベントでは、WHOと先進的な取り組みを行っている加盟国の代表者、市民団体・民間セクター等の有識者が講演を行った。我が国は健康寿命延伸プラン

や、生涯現役社会の実現に向けた高齢者の就業支援、「活力ある高齢化及びイノベーションのためのASEANセンター（ACAI）」と日本の研究者の連携などについて講演した。また、このイベントでは、健康な高齢化に資する先進的な取り組みを行っている世界のリーダー50名が発表された。令和4年12月には日中韓保健大臣会合が開催され、高齢化施策に関し情報交換を行った。

国連人口基金（UNFPA）アジア太平洋地域事務所は、令和4年10月、「#ForEveryAge of HER LIFE（すべての世代の彼女のために）」キャンペーンを開始した。外務省が後援した本事業は、10月のグローバルフェスタJAPAN 2022において写真展とオンラインイベントを実施し、世界で最も少子高齢化が進むアジア太平洋地域の女性に焦点を当てた写真を展示するなど、出生前から高齢期までの各ライフステージで人権とジェンダー平等に根差した支援を行うライフサイクルアプローチの重要性を啓発した。同写真展はまた、令和4年10月から令和5年1月にかけて、「旅する写真展」として東京大学及びJICA地球ひろばでも展示が行われ、持続可能な少子高齢化社会の在り方について考える機会を提供した。

また、令和4年11月に「高齢者向けケアサービスへのスマート・デジタル技術の活用」などをテーマとする日中韓少子高齢化セミナーを開催した。

6 全ての世代の活躍推進

「全ての世代の活躍推進」については、大綱において、次の方針を示している。

高齢社会に暮らす全ての世代の人々が安

心して幸せに暮らせるよう、人々が若年期から計画的に高齢期に向けた備えを進めるとともに、各世代が特有の強みをいかしながら多世代のつながりを醸成し、全ての世代の人々が高齢社会での役割を担いながら、積極的に参画する社会を構築するための施策を推進する。

少子高齢化の流れに歯止めをかけ、女性も男性も、若者もお年寄りも、障害や難病のある方も、さらには一度失敗した方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく取組を推進した。特に、働き方については、一人一人の意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるよう、「働き方改革実行計画」を推進した。

また、人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるため、「人づくり革命基本構想」（平成30年6月人生100年時代構想会議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月閣議決定）に基づいて、教育の無償化等「人づくり革命の実現と拡大」に取り組んだ。

さらに、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月閣議決定）、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月閣議決定）に基づく取組を推進した。

少子化対策については、「少子化社会対策基本法」（平成15年法律第133号）第7条に基づく「少子化社会対策大綱」等に基づき、結婚支援、妊娠・出産への支援、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会によ

る子育て支援、経済的な支援等、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を推進した。

女性も男性も全ての個人が、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点から極めて重要である。

「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）第13条に基づく「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、あらゆる分野における女性の参画拡大、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備等に取り組むとともに、同計画に定めた具体策や成果目標の実現に向けて、重点的に取り組むべき事項について取りまとめた「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）」（令和4年6月すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）に基づき、取組を強力に進めた。

また、令和4年4月に改正後の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が全面施行され、自社の女性活躍の状況把握、課題分析、行動計画策定等の義務対象が常時雇用労働者数101人以上企業に拡大された。さらに、令和4年7月8日には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画策定等に関する省令」（平成27年厚生労働省令第162号。以下「女活省令」という。）が改正され、同日施行されたことにより、常用労働者数301人以上企業に、男女の賃金の差異の情報公表が義務付けられた。これらを踏まえ、行動計画の届出勧奨等により女性活躍推進法の履行確保を図るとともに、男女の賃金の差異の情報公表が義務化されたこと

や、男女間の賃金の差異の要因分析・雇用管理改善の重要性について周知・啓発を進めた。

これに加えて、個々の企業の課題を踏まえて支援を行う「民間企業における女性活躍促進事業」の実施や、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業に対する「えるぼし」認定、「プラチナえるぼし」認定取得の勸奨等により、企業における女性活躍推進法に基づく取組を促進した。また、企業の女性の活躍状況に関する情報や行動計画を公表できる場として提供している「女性の活躍推進企業データベース」について、企業の登録や求職者の利用を促すため、データベース登録のメリットを周知し、求職者向けのイベント開催を行った。

さらに、女性デジタル人材の育成や役員・管

理職への女性登用の取組、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添いながら就労等につなげる取組、NPO等の知見を活用した孤独・孤立で困難や不安を抱える女性への相談支援やその一環として行う生理用品の提供等、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援を行った。

「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月閣議決定）等を踏まえ、農山漁村に関する方針決定の検討の場への女性の参画の促進、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性グループの活動推進、女性が働きやすい環境づくり、女性農業者の活躍事例の普及等の取組への支援等により、農山漁村における女性の活躍を推進する施策を実施した。

第3章

令和5年度高齢社会対策

第1節 令和5年度の高齢社会対策の基本的な取組

1 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策を、就業・所得分野、健康・福祉分野、学習・社会参加分野、生活環境分野、研究開発・国際社会への貢献等分野、全ての世代の活躍推進分野にわたり着実に実施する。

一般会計予算における令和5年度の高齢社会対策の関係予算は、23兆6,455億円であり、各分野別では、就業・所得分野13兆5,285億円、健康・福祉分野10兆757億円、学習・社会参加分野184億円、生活環境分野38億円、研究開発・国際社会への貢献等分野72億円、全ての世代の活躍推進分野119億円となっている（巻末「高齢社会対策関係予算分野別総括表」参照）。

計画」では「高齢者の就業促進」がテーマの一つとされ、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業への支援を充実し、将来的に継続雇用年齢等の引上げを進めていくための環境整備や、多様な技術・経験を有するシニア層が、一つの企業にとどまらず、幅広く社会に貢献できる仕組みを構築するための施策等が盛り込まれている。引き続きこれらの施策について、10年先を見据えたロードマップに沿って着実に取組を進めていくとともに、令和3年4月から施行された70歳までの就業確保を事業主の努力義務とする改正高年齢者雇用安定法を踏まえ、円滑な実施に向けた取組を推進していく。

2 一億総活躍社会の実現に向けて

我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の取組を通じて「一億総活躍社会」の実現を目指す。

そのため、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」のロードマップの進捗状況を把握しつつ、着実に取組を進めていく。

3 働き方改革の実現に向けて

平成29年3月に策定された「働き方改革実行

4 全世代型社会保障制度の構築に向けて

全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向け、全世代型社会保障構築会議の報告書に基づき、今後、政府として着実に進めていく。

5 ユニバーサル社会の実現に向けて

「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」に基づき、令和4年度に政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表する。

第2節 分野別の高齢社会対策

1 就業・所得

(1) エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備

ア 多様な形態による就業機会・勤務形態の確保

(ア) 多様な働き方を選択できる環境の整備

働く意欲がある高年齢者へ多様な働き方を提供するために、70歳までの就業確保を事業主の努力義務とする改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月に施行された。従来の定年引上げや継続雇用制度の導入等に加えて、雇用以外で働く機会を提供する創業支援等措施を導入することで働き方の選択肢を増やし、今後も高齢者の就業促進をより一層図っていく。

地域における高年齢者の多様な雇用・就業機会の創出を図るため、地方公共団体を中心とした協議会が行う高年齢者の就労支援の取組と地域福祉・地方創生等の取組を一体的に実施する生涯現役地域づくり環境整備事業を実施し、先駆的なモデル地域の取組の普及を図る。

シルバー人材センター事業について、人手不足の悩みを抱える企業を一層強力に支えるため、シルバー人材センターによるサービス業等の人手不足分野や現役世代を支える分野での就業機会の開拓・マッチング等を推進するとともに、特に、介護分野の人材確保支援及び高年齢者の一層の活躍を促進し高年齢者の生きがいの充実、社会参加への促進等を図る。

また、高齢者を含め多様な人材の能力を最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーション創出等の成果につなげる「ダイバーシティ経営」の推進に向けた普及啓発の取組を行う。

さらに、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて、引き続き「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づく是正指導等により同法の着実な履行確保を図り、同一労働同一賃金の遵守を徹底する。

加えて、企業における非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するため、平成30年度より47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」において、労務管理等の専門家による個別相談支援やセミナー等を引き続き実施するとともに、パートタイム・有期雇用労働者の均等・均衡待遇の確保に向けた職務分析・職務評価の取組支援や周知を行う。

あわせて、職務、勤務地、労働時間を限定した「多様な正社員」制度の導入・定着を図るため、引き続き、オンラインセミナーや「多様な働き方の実現応援サイト」での好事例の周知、企業への社会保険労務士などによる導入支援を実施する。

そのほか、副業・兼業については、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等の周知を引き続き実施するとともに、公益財団法人産業雇用安定センターにおいて、副業・兼業を希望する中高年齢者のキャリア等の情報及びその能力の活用を希望する企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に対して企業情報を提供するモデル事業を実施することにより、副業・兼業への取組の拡大を図る。

(イ) 情報通信を活用した遠隔型勤務形態の普及

テレワークが高齢者等の遠隔型勤務形態に資するものであることから、テレワークの一層の

普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を関係府省庁が連携して推進する。

具体的には、適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着促進を図るため、引き続き、テレワークに関する労務管理とICTの双方についてワンストップで相談できる窓口での相談対応や、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（令和3年3月改定）の周知、中小企業事業主に対するテレワーク導入経費の助成等、情報セキュリティに関するガイドラインの周知を行うとともに、事業主等を対象としたセミナー等の開催、中小企業を支援する団体と連携した全国的なテレワーク導入支援制度の構築、テレワークに先進的に取り組む企業等に対する表彰の実施、「テレワーク月間」等の広報を実施する。

また、テレワークによる働き方の実態やテレワーク人口の定量的な把握を行う。

イ 高齢者等の再就職の支援・促進

「事業主都合の解雇」又は「継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準に該当しなかったこと」により離職する高齢離職予定者の希望に応じて、その職務の経歴、職業能力等の再就職に資する事項や再就職援助措置を記載した求職活動支援書を作成・交付することが事業主に義務付けられており、交付を希望する高齢離職予定者に求職活動支援書を交付しない事業主に対しては、公共職業安定所が必要に応じて指導・助言を行う。求職活動支援書の作成に当たって、ジョブ・カードを活用することが可能となっていることから、その積極的な活用を促す。

公共職業安定所において、特に65歳以上の高齢求職者を対象に、本人の状況に即した職業相談や職業紹介、求人開拓等の支援を行う生

涯現役支援窓口を設置するとともに、当窓口において、高齢求職者を対象とした職場見学、職場体験等を実施する。

また、常用雇用への移行を目的として、職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を公共職業安定所等の紹介により一定期間試行雇用した事業主に対する助成措置（トライアル雇用助成金）や、高齢者等の就職困難者を公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成措置（特定求職者雇用開発助成金）を実施する。

さらに、再就職が困難である高齢者等の円滑な労働移動を実現するため、労働移動支援助成金により、離職を余儀なくされる高齢者等の再就職を民間の職業紹介事業者に委託した事業主や、高齢者等を早期に雇い入れた事業主、受け入れて訓練（OJTを含む。）を行った事業主に対して、助成措置を実施し、生産指標等により一定の成長が認められる企業が、事業再生等を行う企業等から離職した者を雇い入れた場合において、助成額の上乗せを行い、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した45歳以上の者を離職前と異なる業種の事業主が雇い入れた場合の助成額の上乗せを引き続き行う。あわせて、中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）により中途採用者の能力評価、賃金、処遇の制度を整備した上で、45歳以上の中高年齢者の中途採用率等を拡大させるとともに、当該45歳以上の中高年齢者の賃金を前職よりも5%以上上昇させた事業主に対して助成額を増額し、中高年齢者の賃金上昇を伴う労働移動の促進を図る。

また、高齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介する高齢退職予定者キャリア

人材バンク事業を公益財団法人産業雇用安定センターにおいて実施し、高年齢者の就業促進を図る。

ウ 高齢期の起業の支援

日本政策金融公庫において、高齢者等を対象に優遇金利を適用する融資制度により開業・創業の支援を行う。

日本政策金融公庫（国民生活事業・中小企業事業）の融資制度（地域活性化・雇用促進資金）において、エイジフリーな勤労環境の整備を促進するため、高齢者（60歳以上）等の雇用等を行う事業者に対しては、当該制度の利用に必要な雇用創出効果の要件を緩和（2名以上の雇用創出から1名以上の雇用創出に緩和）する措置を継続する。

エ 知識、経験を活用した高齢期の雇用の確保

高年齢者雇用安定法は、事業主に対して、高年齢者雇用確保措置を講ずる義務及び高年齢者就業確保措置を講ずる努力義務を定めており、高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対しては、公共職業安定所による指導等を実施するほか、高年齢者就業確保措置については、適切な措置の実施に向けた事業主への周知啓発を実施する。

また、令和3年4月から高年齢者就業確保措置が努力義務とされたことを踏まえ、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザー等により、高年齢者就業確保措置に関する技術的事項についての相談・援助を行う。

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第9条に基づき、労働者の一人一人により均等な働く機会が与えられるよう、引き続き、労働

者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化の徹底を図るべく、指導等を行う。

また、企業における高年齢者の雇用を推進するため、65歳以上の年齢までの定年延長や66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入又は他社による継続雇用制度の導入を行う事業主、高年齢者の雇用管理制度の見直し又は導入等や高年齢の有期雇用労働者を無期雇用労働者に転換する事業主に対する支援を実施する。また、継続雇用延長・定年引上げに係る具体的な制度改善提案を実施し、企業への働きかけを行う。

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場づくりや労働災害の防止のため、エイジフレンドリーガイドラインの周知及び労働災害防止団体による個別事業場支援の利用勧奨を行う。また、高年齢労働者の安全・健康確保の取組を行う中小企業等に対し、エイジフレンドリー補助金による支援を行うことで、高年齢労働者の安全衛生対策を推進する。

公務部門における高齢者雇用において、国家公務員については、60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とすることを規定した「国家公務員法等の一部を改正する法律」が令和5年4月に施行された。あわせて、定年引上げに伴う経過措置として再任用制度を適切に運用することにより、65歳までの雇用確保に引き続き努める。

地方公務員についても、65歳までの段階的な定年の引上げに当たって、国と同様の措置を講ずるため、「地方公務員法の一部を改正する法律」が令和5年4月に施行された。あわせて、定年引上げに伴う経過措置として再任用制度が適切に運用されるよう、引き続き、各地方公共団体に対して必要な助言等を行う。

オ 勤労者の職業生活の全期間を通じた能力の開発

DXやGXの加速化など、企業・労働者を取り巻く環境が急速かつ広範に変化するとともに、労働者の職業人生の長期化も同時に進行する中で、労働者の学び・学び直し（リスキリング・リカレント教育）の必要性が高まっている。労働者がこうした変化に対応して、自らのスキルを向上させるためには、企業主導型の職業訓練の強化を図るとともに、労働者がその意義を認識しつつ、自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しを行うことが必要であり、こうした取組に対する広く継続的な支援が重要となる。このため、職業訓練の実施や職業能力の「見える化」を推進するとともに、職業生涯を通じたキャリア形成・学び直しの支援に向けて、労働者のキャリアプラン再設計や企業内の取組を支援するキャリア形成・学び直し支援センターを整備し、労働者等及び企業に対しキャリアコンサルティングを中心とした総合的な支援を引き続き実施する。

また、在職中も含めた学びの促進のため、教育訓練休暇制度の普及促進を図るとともに、教育訓練給付制度の活用により、労働者個人の自発的な能力開発・キャリア形成を引き続き支援する。

令和4年10月から施行された改正職業能力開発促進法により法定化された都道府県単位の協議会において、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定や実施、職業訓練効果の把握、検証等を引き続き実施する。

カ ゆとりある職業生活の実現等

労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、引き続き、労働時間等設定改善指針の周知・啓発や、企業における働き方・休み方の

改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」による情報発信などを通じ、年次有給休暇の取得促進や、勤務間インターバル制度の導入促進等労使の自主的な取組の支援を行う。

（２）誰もが安心できる公的年金制度の構築

ア 働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に対応した年金制度の構築

今後、より多くの人がこれまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれる。こうした社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、国民年金法等の一部を改正する法律が順次施行されているところであり、その円滑な施行に向けた取組を引き続き進めていく。

また、国民年金法等の一部を改正する法律の検討規定等には、被用者保険の更なる適用拡大や公的年金制度の所得再分配機能の強化等が盛り込まれており、次期制度改正に向け検討を進めていく。

イ 年金制度等の分かりやすい情報提供

短時間労働者等への被用者保険の適用拡大の円滑な施行のために、制度改正の内容や適用拡大による被保険者のメリット等について、より積極的な周知・広報に努める。また、若い人たちが年金について考えるきっかけにするため「学生との年金対話集会」や、「年金動画・ポスターコンテスト」を開催する。さらに、個々人の就労履歴と将来の年金受取額の見通しを「見える化」する公的年金シミュレーターを運用する。

また、「ねんきん定期便」については、老後の生活設計を支援するため、国民年金法等の一

部を改正する法律による年金の繰下げ受給の上限年齢の引上げを踏まえた年金額増額のイメージ等について、引き続き分かりやすい情報提供を行う。

(3) 資産形成等の支援

ア 資産形成等の促進のための環境整備

勤労者財産形成貯蓄制度の普及等を図ることにより、高齢期に備えた勤労者の自助努力による計画的な財産形成を促進する。

企業年金・個人年金制度に関して、「令和3年度税制改正の大綱」において決定されたDCの拠出限度額の引上げや算定方法の見直しの着実な施行に努める。また、「資産所得倍増プラン」を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢の70歳への引上げや拠出限度額の引上げ、各種手続の簡素化等について議論を進める。退職金制度については、中小企業における退職金制度の導入を支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進のための施策を実施する。

NISA制度に関して、「令和5年度税制改正の大綱」において決定された抜本的拡充・恒久化の着実な施行に努めるとともに、普及促進のための施策を実施する。

イ 資産の有効活用のための環境整備

住宅金融支援機構において、高齢者が住み替え等のための住生活関連資金を確保するために、リバースモーゲージの普及を促進する。

低所得の高齢者世帯が安定した生活を送れるようにするため、各都道府県社会福祉協議会において、一定の居住用不動産を担保として、世帯の自立に向けた相談支援に併せて必要な資金の貸付けを行う不動産担保型生活資金の貸与制度を実施する。

2 健康・福祉

(1) 健康づくりの総合的推進

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

現在検討中の次期国民健康づくり運動プランを公表し、自治体の円滑な計画策定に向けた支援を推進する。

健康日本21（第二次）に基づき、企業、団体、地方公共団体等と連携し、健康づくりについて取組の普及啓発を推進する「スマート・ライフ・プロジェクト」を引き続き実施していく。

さらに、健康な高齢期を送るためには、壮年期からの総合的な健康づくりが重要であるため、市町村が「健康増進法」に基づき実施している健康教育、健康診査、訪問指導等の健康増進事業について一層の推進を図る。

また、医療保険者による特定健康診査・特定保健指導の着実な実施や、データヘルス計画に沿った取組等、加入者の予防・健康づくりの取組を推進していくとともに、糖尿病を始めとする生活習慣病の重症化予防の先進的な事例の横展開等、中長期的な各般の取組を引き続き進めていく。

いつまでも健康で活力に満ちた長寿社会の実現に向けて、地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするため、域内の体制整備及び運動・スポーツに興味・関心を持ち、習慣化につながる取組を推進する。

「第4次食育推進基本計画」に基づき、生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進し、健康寿命の延伸に向け、個々の高齢者の特性に応じて生活の質の向上が図られるような食育を推進していく。

高齢者の低栄養予防については、地域の共食

部を改正する法律による年金の繰下げ受給の上限年齢の引上げを踏まえた年金額増額のイメージ等について、引き続き分かりやすい情報提供を行う。

(3) 資産形成等の支援

ア 資産形成等の促進のための環境整備

勤労者財産形成貯蓄制度の普及等を図ることにより、高齢期に備えた勤労者の自助努力による計画的な財産形成を促進する。

企業年金・個人年金制度に関して、「令和3年度税制改正の大綱」において決定されたDCの拠出限度額の引上げや算定方法の見直しの着実な施行に努める。また、「資産所得倍増プラン」を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢の70歳への引上げや拠出限度額の引上げ、各種手続の簡素化等について議論を進める。退職金制度については、中小企業における退職金制度の導入を支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進のための施策を実施する。

NISA制度に関して、「令和5年度税制改正の大綱」において決定された抜本的拡充・恒久化の着実な施行に努めるとともに、普及促進のための施策を実施する。

イ 資産の有効活用のための環境整備

住宅金融支援機構において、高齢者が住み替え等のための住生活関連資金を確保するために、リバースモーゲージの普及を促進する。

低所得の高齢者世帯が安定した生活を送れるようにするため、各都道府県社会福祉協議会において、一定の居住用不動産を担保として、世帯の自立に向けた相談支援に併せて必要な資金の貸付けを行う不動産担保型生活資金の貸与制度を実施する。

2 健康・福祉

(1) 健康づくりの総合的推進

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

現在検討中の次期国民健康づくり運動プランを公表し、自治体の円滑な計画策定に向けた支援を推進する。

健康日本21（第二次）に基づき、企業、団体、地方公共団体等と連携し、健康づくりについて取組の普及啓発を推進する「スマート・ライフ・プロジェクト」を引き続き実施していく。

さらに、健康な高齢期を送るためには、壮年期からの総合的な健康づくりが重要であるため、市町村が「健康増進法」に基づき実施している健康教育、健康診査、訪問指導等の健康増進事業について一層の推進を図る。

また、医療保険者による特定健康診査・特定保健指導の着実な実施や、データヘルス計画に沿った取組等、加入者の予防・健康づくりの取組を推進していくとともに、糖尿病を始めとする生活習慣病の重症化予防の先進的な事例の横展開等、中長期的な各般の取組を引き続き進めていく。

いつまでも健康で活力に満ちた長寿社会の実現に向けて、地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするため、域内の体制整備及び運動・スポーツに興味・関心を持ち、習慣化につながる取組を推進する。

「第4次食育推進基本計画」に基づき、生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進し、健康寿命の延伸に向け、個々の高齢者の特性に応じて生活の質の向上が図られるような食育を推進していく。

高齢者の低栄養予防については、地域の共食

の場等を活用した、適切な栄養管理に基づく健康支援型配食サービスを推進し、地域高齢者の低栄養・フレイル予防にも資する効果的・効率的な健康支援につなげるため、「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を踏まえた適切な配食の提供及び栄養管理を行う配食事業者に対して、管理栄養士等の専門職が継続的に参画できる体制を構築する事業を引き続き実施する。

また、フレイル対策にも資する「日本人の食事摂取基準（2020年版）」の活用に当たっては、フレイル予防の普及啓発ツールの啓発を引き続き進めていく。

高齢受刑者で日常生活に支障がある者の円滑な社会復帰を実現するため、引き続きリハビリテーション専門スタッフを配置する。

また、散歩や散策による健康づくりにも資する取組として、河川空間とまち空間が融合した良好な空間の形成を目指す「かわまちづくり」を推進する。

イ 介護予防の推進

要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう市町村における地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する。

平成27年度から開始された「介護予防・日常生活支援総合事業」は、多様な生活支援の充実、高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり、介護予防の推進等を図るものであり、令和3年度から開始した第8期介護保険事業（支援）計画の実施に当たり、介護予防の取組を更に推進し、より効果的な介護予防の取組の展開に資する事業となるよう、研修会の開催等を行い、引き続き市町村の取組を支援してい

く。

また、新型コロナウイルス感染症流行に伴う高齢者の外出自粛等の長期化による健康への影響を軽減するため、通いの場を始めとする介護予防の取組の再開・推進に向けた広報を引き続き行う。

（2）持続可能な介護保険制度の運営

令和22年に向けて、高齢化が一層進展し、85歳以上人口の急増や生産年齢人口の急減等が見込まれている中、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」を深化・推進すること、介護人材の確保や介護現場の生産性が向上するような取組を令和6年度から始まる第9期介護保険事業計画に盛り込み、これらの取組を推進するとともに、令和5年5月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号）に基づき、医療介護での情報連携基盤の整備などについて、今後円滑な施行に努めていく。

（3）介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現）

ア 必要な介護サービスの確保

地域住民が可能な限り、住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制（地域包括ケアシステム）の実現を目指すため、地域医療介護総合確保基金等を活用し、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

また、地域で暮らす高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現

に向けた手法として、全国の地方公共団体に「地域ケア会議」の普及・定着を図るため、市町村に対し、「地域ケア会議」の開催に係る費用に対して、財政支援を行う。

さらに、「地域づくり加速化事業」として、市町村の地域づくり促進のための支援パッケージを活用し、有識者による研修実施や、総合事業等に課題を抱える市町村等への伴走的支援を行う。

あわせて、介護人材の確保のため、多様な世代を対象とした職場体験事業や介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業等を地域医療介護総合確保基金に位置付け、令和4年度に引き続き、当該基金の活用により、「参入促進」、「労働環境の改善」、「資質の向上」に向けた都道府県の実施を支援する。さらに、介護福祉士修学資金等貸付事業の更なる活用促進等に取り組む。加えて、介護職の魅力及び社会的評価の向上や、他業種で働いていた方等が介護・障害福祉分野における介護職に就職する際の支援を行い、更なる介護分野への参入促進に向けた取組を推進する。介護職員の処遇改善については、これまでに実施してきた処遇改善に加えて、令和元年10月から、経験・技能のある職員に重点化を図りつつ介護職員の更なる処遇改善を実施しており、引き続き更なる処遇改善に向けた加算の取得促進を進めていく。また、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、介護職員について、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を令和4年2月から実施しており、さらに令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、同様の措置を継続している。

また、介護労働者の雇用管理改善を促進する「介護雇用管理改善等計画」に基づき、介護福祉機器の導入等を通じて労働者の離職率の低下

に取り組んだ事業主への助成措置や、介護労働者の雇用管理全般に関する雇用管理責任者への講習に加え、事業所の雇用管理改善に係る好事例把握やコンサルティング等を行う事業を引き続き実施する。人材の参入促進を図る観点からは、介護に関する専門的な技能を身につけられるようにするための公的職業訓練について、民間教育訓練実施機関等を活用した職業訓練枠の拡充のため、職場見学・職場体験を組み込むことを要件とした訓練委託費等の上乗せを引き続き実施するとともに、全国の主要な公共職業安定所に医療・福祉分野等のマッチング支援を行う「人材確保対策コーナー」を設置し、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人充足に向けた助言・指導等の取組の強化を図る。また、「人材確保対策コーナー」を設置していない公共職業安定所においても、医療・福祉分野等の職業相談・職業紹介、求人情報の提供及び「人材確保対策コーナー」への利用勧奨等の支援を実施していく。さらに、令和4年度に引き続き、各都道府県に設置されている福祉人材センターにおいて、離職した介護福祉士等からの届出情報をもとに、求職者になる前の段階からニーズに沿った求人情報の提供等の支援を推進するとともに、当該センターに配置された専門員が求人事業所と求職者間双方のニーズを的確に把握した上で、マッチングによる円滑な人材参入・定着促進、職業相談、職業紹介等を推進する。

また、在宅・施設を問わず必要となる基本的な知識・技術を修得する介護職員初任者研修を引き続き各都道府県において実施する。

令和4年度に引き続き、「11月11日」の「介護の日」に合わせ、都道府県・市町村、介護事業者、関係機関・団体等の協力を得つつ、国民への啓発のための取組を重点的に実施する。

さらに、地域包括ケアの推進等により住み慣

れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような体制整備を目指して、引き続き在宅医療・介護の連携推進等、制度、報酬及び予算面から包括的に取組を行う。

イ 介護サービスの質の向上

介護保険制度の運営の要であるケアマネジャーの資質の向上を図るため、引き続き、実務研修及び現任者に対する研修を体系的に実施する。

また、高齢者の尊厳の保持を図る観点から、地方公共団体と連携し、地域住民への普及啓発や関係者への研修等を進める等、高齢者虐待の防止に向けた取組を推進していく。

平成24年4月より、一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に喀痰吸引等の行為を実施できることとなった。令和5年度においては、引き続き各都道府県と連携の下、研修等の実施を推進し、サービスの確保、向上を図っていく。

引き続き、マイナポータルを活用し介護保険手続の検索やオンライン申請の可能な「介護ワンストップサービス」(平成31年1月より開始)を推進するため、標準様式の周知等により、地方公共団体での導入促進を図っていく。

ウ 地域における包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供

持続可能な社会保障制度を確立するためには、高度急性期医療から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制を一体的に確保できるよう、質が高く効率的な医療提供体制を整備するとともに、国民が可能な限り住み慣れた地域で療養することができるよう、医療・介護が連携して地域包括ケアシステムの実現を目指すことが必要である。このため、平成26年度に創

設した地域医療介護総合確保基金を活用し、引き続き、各都道府県が策定した事業計画に基づき、在宅医療・介護サービスの提供体制の整備等のために必要な取組を実施していく。また、在宅医療・介護の連携推進に係る事業は、介護保険法の地域支援事業に位置付け、市町村が主体となって地域の医師会等と連携しながら取り組むこととしている。令和5年度においては、在宅医療・介護連携に関する取組の推進・充実を図るために、引き続き市町村等職員に対する研修の実施及び市町村支援を行う都道府県への支援の充実等を行う。

在宅医療の体制の整備については、都道府県が在宅医療の体制構築に係る指針を基に令和6年度から始まる第8次医療計画に向けた医療計画を策定し、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進められるよう支援を行う。

エ 介護と仕事の両立支援

(ア) 育児・介護休業法の円滑な施行

介護休業や介護休暇等の仕事と介護の両立支援制度等を定めた「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等について、引き続き都道府県労働局において制度の内容を周知するとともに、企業において法の履行確保が図られるよう事業主に対して指導等を行う。

(イ) 仕事と介護を両立しやすい職場環境整備

中高年齢者を中心として、家族の介護のために離職する労働者の数が高止まりしていることから、介護休業制度について周知を行っていくとともに、全国各地での企業向けセミナーの開催や仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援を通じて、「介護離職を予防するための

両立支援対応モデル」及び「介護支援プラン」の普及促進を図り、労働者の仕事と介護の両立を支援し、継続就業を促進する。

また、「介護支援プラン」を策定し、介護に直面する労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組む中小企業事業主や、その他の仕事と介護との両立に資する制度（介護両立支援制度）を労働者が利用した中小企業事業主、新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するための有給の休暇制度を設け、労働者が利用した中小企業事業主を助成金により支援する。

（４）持続可能な高齢者医療制度の運営

全世代型社会保障制度の構築のため、令和4年10月1日から後期高齢者（現行で3割負担となっている現役並み所得者を除く。）のうち、課税所得28万円以上（所得上位30%）かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上）の方について医療の窓口負担割合を2割とする見直しが施行された。また、施行に当たっては、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1月分の負担増が、最大でも3,000円に収まるような配慮措置を実施している。

後期高齢者の保健事業について、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者医療広域連合のみならず、市民に身近な市町村が中心となって、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に後期高齢者の保健事業を実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の推進を図っている。

このため、後期高齢者医療広域連合から市町村へ高齢者保健事業を委託し、①事業全体の

コーディネートや企画調整・分析等を行う医療専門職、②高齢者に対する個別的支援や通いの場等への関与等を行う医療専門職を配置する費用等を、国が後期高齢者医療調整交付金のうち特別調整交付金により引き続き支援する。

加えて、後期高齢者医療広域連合や市町村の職員を対象とする保健事業実施に関する研修や市町村の取組状況の把握等を行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業」等を通じて、取組の推進を支援する。

（５）認知症高齢者支援施策の推進

認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になること等を含め、多くの人にとって身近なものとなっている。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指すため、令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」には、「共生」と「予防」を車の両輪とし、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に沿った施策が盛り込まれているところである。

「認知症施策推進大綱」の対象期間は令和7年までとされており、策定後3年の中間年の令和4年に、KPI／目標として設定されている項目に対してこれまでの進捗状況を確認し、一部KPI／目標の見直しを行うとともに、進捗状況が低調な項目について対応策の検討を行った。

その結果、進捗状況が低調であった項目については、全都道府県又は全市町村が実施すべきとする目標が多い状況であった。このため、施策の分かりやすいコンセプトの周知依頼、好事例や留意点の情報共有などを通じ、未実施の自

治体への支援を実施することとした。これらの評価の結果を踏まえ、引き続き関係府省との連携のもと、令和7年に向け、総合的な取組を推進する。

(6) 人生の最終段階における医療の在り方

人生の最終段階における医療・ケアについては、医療従事者から本人・家族等に適切な情報の提供がなされた上で、本人・家族等及び医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を基本として行われることが重要である。

そのため、人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業として、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づき、全国の医療従事者等に向けて、研修を行っていく。

また、本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組（人生会議）の普及・啓発を図るため、今後、国民に対し更に普及・啓発していく。

(7) 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進

ア 地域の支え合いによる生活支援の推進

令和4年度に創設した「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」等を通じて、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組み作りなどの取組を進め、身近な地域における共助の取組を活性化させることで、地域福祉の推進を図る。

また、「寄り添い型相談支援事業」として、24時間365日ワンストップで電話相談を受け、

必要に応じて、具体的な解決につなげるための面接相談、同行支援を行う事業を実施する。

令和3年4月に施行された改正社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の推進を図る。

イ 地域福祉計画の策定の支援

福祉サービスを必要とする高齢者を含めた地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう地域福祉の推進に努めている。このため、福祉の各分野における共通して取り組むべき事項や福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進、要援護者に係る情報の把握・共有・安否確認等の方法等を盛り込んだ地域福祉計画の策定の支援を引き続き行う。

ウ 地域における高齢者の安心な暮らしの実現

地域主導による地域医療の再生や在宅介護の充実を引き続き図っていく。そのため、医療、介護の専門家を始め、地域の多様な関係者を含めた多職種が協働して個別事例の支援方針の検討等を行う「地域ケア会議」の取組や、情報通信技術の活用による在宅での生活支援ツールの整備等を進め、地域に暮らす高齢者が自らの希望するサービスを受けることができる社会を構築していく。

また、高齢者が地域での生活を継続していくために、市町村が実施する地域支援事業を推進し、各市町村が効果的かつ計画的に生活支援・

介護予防サービスの基盤整備を行うことができるよう、市町村に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置するなど、その取組を推進する。

新たなシニア向けサービスの需要の創造、高齢者の起業や雇用の促進、高齢者が有する技術・知識等の次世代への継承等の好循環を可能とする環境を整備していく。

（8）新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」に基づき、ワクチン接種、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れを更に強化し、最悪の事態を想定した対応を行ってきた。

オミクロン株の対応に際しては、「全体像」で整備した保健医療体制をしっかりと稼働させることを基本としつつ、令和4年9月のWithコロナ決定を受け、オミクロン株の特性を踏まえて、全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を65歳以上の方等に限定すること等により高齢者等重症化リスクの高い方を守るための保健医療体制の強化、重点化を進めるとともに、療養期間の短縮等を行い、社会経済活動との両立も図ってきた。

今後も令和4年9月のWithコロナ決定に基づき、感染拡大防止と社会経済活動のバランスをとりつつ、できるだけ平時に近い社会経済活動が可能となるよう取り組んでいく。

さらに、令和5年1月に決定した「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」を踏まえ、これまで講じてきた各種の政策・措置について、見直しを行う。

また、感染症危機対応具体策に基づき、行政

各部の感染症危機への対応を統括し、司令塔機能を担う組織として「内閣感染症危機管理統括庁」について、必要となる法律案を第211回通常国会に提出し、令和5年度中に内閣官房に設置することを目指す。

また、地域医療介護総合確保基金等を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した介護サービス事業所・施設等におけるかかり増し経費や、多床室の個室化等の設備整備等の措置については、当面継続する。

③ 学習・社会参加

（1）学習活動の促進

ア 学校における多様な学習機会の提供

（ア）初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、学習指導要領に基づき、引き続き小・中・高等学校におけるボランティア等社会奉仕に関わる活動や高齢者との交流等を含む体験活動の充実を図る。

（イ）高等教育機関における社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人選抜の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施等を引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進する。

また、大学等が、その学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、履修証明プログラムや公開講座を実施する等高度な学習機会を提供することを促進する。

放送大学においては、テレビ・ラジオ放送や

介護予防サービスの基盤整備を行うことができるよう、市町村に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置するなど、その取組を推進する。

新たなシニア向けサービスの需要の創造、高齢者の起業や雇用の促進、高齢者が有する技術・知識等の次世代への継承等の好循環を可能とする環境を整備していく。

（8）新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」に基づき、ワクチン接種、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れを更に強化し、最悪の事態を想定した対応を行ってきた。

オミクロン株の対応に際しては、「全体像」で整備した保健医療体制をしっかりと稼働させることを基本としつつ、令和4年9月のWithコロナ決定を受け、オミクロン株の特性を踏まえて、全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を65歳以上の方等に限定すること等により高齢者等重症化リスクの高い方を守るための保健医療体制の強化、重点化を進めるとともに、療養期間の短縮等を行い、社会経済活動との両立も図ってきた。

今後も令和4年9月のWithコロナ決定に基づき、感染拡大防止と社会経済活動のバランスをとりつつ、できるだけ平時に近い社会経済活動が可能となるよう取り組んでいく。

さらに、令和5年1月に決定した「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」を踏まえ、これまで講じてきた各種の政策・措置について、見直しを行う。

また、感染症危機対応具体策に基づき、行政

各部の感染症危機への対応を統括し、司令塔機能を担う組織として「内閣感染症危機管理統括庁」について、必要となる法律案を第211回通常国会に提出し、令和5年度中に内閣官房に設置することを目指す。

また、地域医療介護総合確保基金等を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した介護サービス事業所・施設等におけるかかり増し経費や、多床室の個室化等の設備整備等の措置については、当面継続する。

③ 学習・社会参加

（1）学習活動の促進

ア 学校における多様な学習機会の提供

（ア）初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、学習指導要領に基づき、引き続き小・中・高等学校におけるボランティア等社会奉仕に関わる活動や高齢者との交流等を含む体験活動の充実を図る。

（イ）高等教育機関における社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人選抜の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施等を引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進する。

また、大学等が、その学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、履修証明プログラムや公開講座を実施する等高度な学習機会を提供することを促進する。

放送大学においては、テレビ・ラジオ放送や

インターネット等の身近なメディアを効果的に活用して、幅広く大学教育の機会を国民に提供する。

また、高等教育段階の学習機会の多様な発展に寄与するため、短期大学卒業者、高等専門学校卒業者、専門学校等修了者で、大学における科目等履修生制度等を利用し一定の学習を修めた者については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構において審査の上、「学士」の学位授与を行う。

(ウ) 学校機能・施設の地域への開放

地域コミュニティの核となったり、複合化等を行う公立学校施設整備に対して国庫補助を行うとともに、好事例を収集・横展開することを通じて、高齢者を含む地域住民の積極的な利用を促進するような施設づくりを進めていく。

イ 社会における多様な学習機会の提供

(ア) 社会教育の振興

地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設等において、高齢者を含む幅広い年齢層を対象とした多様な学習機会の充実を促進するとともに、地域住民が主体となって地域の様々な課題解決を図る取組を通じた安全・安心で活力ある地域形成を促進するため、高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む社会教育を基盤とした取組について全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に情報共有等を図る。

(イ) 文化活動の振興

国民文化祭の開催等による幅広い年齢層を対象とした文化活動への参加機会の提供、国立の博物館等における高齢者に対する優遇措置やバ

リアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実を通じて多様な文化活動の振興を図る。

(ウ) スポーツ活動の振興

いつまでも健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、「スポーツによる地域活性化推進事業」を活用し、スポーツを通じた地域の活性化を推進するとともに、スポーツ行事の実施等の各種機会を通じて多様なスポーツ活動の振興を図る。

(エ) 自然とのふれあい

国立公園等の利用者を始め、国民の誰もが自然とふれあう活動が行えるよう、自然ふれあい施設や自然体験活動等の情報をインターネット等を通じて提供する。

ウ 社会保障等の理解促進

平成29年3月に改訂した中学校学習指導要領の社会科や技術・家庭科、平成30年3月に改訂した高等学校学習指導要領の公民科や家庭科において、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化や介護に関する内容等が明記されたことを踏まえ、その趣旨の徹底を図る。令和3年度に新たに作成した教材等の普及・啓発を引き続き行う等、若い世代が高齢社会を理解する力を養うために、教育現場において社会保障教育が正しく教えられる環境づくりに取り組む。

より公平・公正な社会保障制度の基盤となるマイナンバー制度については、情報連携の本格運用に伴い、各種年金関係手続のほか、介護保険を始めとした高齢者福祉に関する手続を含む事務において、従来必要とされていた住民票の写しや課税証明書、年金証書等の書類が不要となっている。本格運用の対象事務は、順次、拡大しており、こうしたマイナンバー制度の取組

状況について、地方公共団体等とも連携し、国民への周知・広報を行う。

また、国民一人一人が安定的な資産形成を実現するため、若年期から金融リテラシーを習得できるよう、引き続き、金融庁・財務局職員による出張授業（オンライン授業を含む。）の実施や教員向け研修会への講師派遣を行うほか、デジタルコンテンツの提供を始めとするICTを活用した取組を進め、幅広い層に対して金融経済教育を推進する。

エ 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進

民間企業や地方公共団体などと連携し、高齢者等のデジタル活用の不安の解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「デジタル活用支援」を講習会形式で全国において引き続き実施するとともに、携帯電話ショップがない地域などでの講習会の拡充を図る。

また、高齢者等のデジタルに不慣れな方をサポートするデジタル推進委員の取組を、今後、全国津々浦々に展開できるよう、デジタルコンテンツの充実等の工夫もした上で、更なる拡大を図る。

オ ライフステージに応じた消費者教育の取組の促進

「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に基づき、消費者教育を推進する。また、幅広い世代に対応した、消費生活に関する基本的な知識や批判的な思考力等の「消費者力」を強化する教材開発等を通じて、消費者被害未然防止に向けた取組を推進する。

(2) 社会参加活動の促進

ア 多世代による社会参加活動の促進

(ア) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブ等や都道府県及び市町村が行う地域の高齢者の社会参加活動を支援する。また、国民一人一人が積極的に参加し、その意義について広く理解を深めることを目的とした「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」を令和5年10月に愛媛県で開催する。また、退職教員や企業退職高齢者等を含む幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域と学校が連携・協働して、学びによるまちづくり、地域人材育成、郷土学習、放課後等における学習・体験活動等、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進する。

さらに、企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割を持って生き生きと生活できるよう、有償ボランティア活動による一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービスの基盤整備を促進する「高齢者生きがい活動促進事業」を実施する。

また、地域支援事業において、有償ボランティア活動等の就労的活動の場を提供できる団体・組織と就労的活動を実施したい事業者とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする人材の配置を引き続き推進する。

加えて、高齢者を含む誰もが旅行を楽しむことができる環境を整備するため、観光庁が認定する宿泊施設・飲食店等を活用したモニターツアー実証事業等を実施するほか、引き続き、旅館・ホテル等におけるバリアフリー化への改修

の支援を実施する。

また、地域の社会教育を推進するため、社会教育を行う者に対する専門的技術的な指導助言を行う社会教育主事等の専門的職員の養成等を図る。

さらに、地域住民が主体となって地域の様々な課題解決を図る取組を通じた安全・安心で活力ある地域形成を促進するため、高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む社会教育を基盤とした取組について全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に情報共有等を図る。

高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、「高齢社会フォーラム」を開催する。また、年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由に生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や、社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を紹介する。

（イ）国立公園等におけるユニバーサルデザインの推進

国立公園等において、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等についてユニバーサルデザイン化、情報発信の充実等により、高齢者にも配慮した利用環境の整備を推進する。

（ウ）高齢者の余暇時間等の充実

高齢者等がテレビジョン放送を通じて情報アクセスの機会を確保できるよう、字幕放送、解説放送及び手話放送の充実を図るため、平成30年2月に策定した「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」に基づいて、引き続き、放送事業者の自主的な取組を促す。同時に、字幕番組等の制作費や設備整備費等に対する助成を行うこと等により、放送事業者等

の取組を支援していく。

イ 市民やNPO等の担い手の活動環境の整備

市民やNPO等の活動環境を整備するため、認定NPO法人等の寄附税制の活用促進やNPO法の適切な運用を推進する。また、市民活動に関する情報の提供を行うための内閣府NPOホームページや、ポータルサイト等の情報公開システムの機能向上に取り組む。さらに、NPO法に基づく各種事務をオンライン化したシステムの利用を促進する。

また、開発途上国からの要請に見合った技術・知識・経験を有し、かつ開発途上国の社会や経済の発展への貢献を希望する国民が、JICA海外協力隊員（対象：20歳から69歳まで）として途上国の現場で活躍する、独立行政法人国際協力機構を通じた事業（JICAボランティア事業）を新型コロナウイルス感染症の状況等を見つつ推進する。

4 生活環境

（1）豊かで安定した住生活の確保

「住生活基本計画（全国計画）」に掲げた目標（〔1〕「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現、〔2〕頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保、〔3〕子どもを産み育てやすい住まいの実現、〔4〕多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり、〔5〕住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備、〔6〕脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成、〔7〕空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進、〔8〕居住者の利

の支援を実施する。

また、地域の社会教育を推進するため、社会教育を行う者に対する専門的技術的な指導助言を行う社会教育主事等の専門的職員の養成等を図る。

さらに、地域住民が主体となって地域の様々な課題解決を図る取組を通じた安全・安心で活力ある地域形成を促進するため、高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む社会教育を基盤とした取組について全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に情報共有等を図る。

高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、「高齢社会フォーラム」を開催する。また、年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由に生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や、社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を紹介する。

（イ）国立公園等におけるユニバーサルデザインの推進

国立公園等において、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等についてユニバーサルデザイン化、情報発信の充実等により、高齢者にも配慮した利用環境の整備を推進する。

（ウ）高齢者の余暇時間等の充実

高齢者等がテレビジョン放送を通じて情報アクセスの機会を確保できるよう、字幕放送、解説放送及び手話放送の充実を図るため、平成30年2月に策定した「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」に基づいて、引き続き、放送事業者の自主的な取組を促す。同時に、字幕番組等の制作費や設備整備費等に対する助成を行うこと等により、放送事業者等

の取組を支援していく。

イ 市民やNPO等の担い手の活動環境の整備

市民やNPO等の活動環境を整備するため、認定NPO法人等の寄附税制の活用促進やNPO法の適切な運用を推進する。また、市民活動に関する情報の提供を行うための内閣府NPOホームページや、ポータルサイト等の情報公開システムの機能向上に取り組む。さらに、NPO法に基づく各種事務をオンライン化したシステムの利用を促進する。

また、開発途上国からの要請に見合った技術・知識・経験を有し、かつ開発途上国の社会や経済の発展への貢献を希望する国民が、JICA海外協力隊員（対象：20歳から69歳まで）として途上国の現場で活躍する、独立行政法人国際協力機構を通じた事業（JICAボランティア事業）を新型コロナウイルス感染症の状況等を見つつ推進する。

4 生活環境

（1）豊かで安定した住生活の確保

「住生活基本計画（全国計画）」に掲げた目標（〔1〕「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現、〔2〕頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保、〔3〕子どもを産み育てやすい住まいの実現、〔4〕多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり、〔5〕住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備、〔6〕脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成、〔7〕空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進、〔8〕居住者の利

便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展）を達成するため、必要な施策を着実に推進する。

ア 次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進

（ア）持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄の普及促進等を図るとともに、住宅金融支援機構の証券化支援事業及び独立行政法人勤労者退職金共済機構等の勤労者財産形成持家融資を行う。

また、住宅ローン減税等の税制上の措置を活用し、引き続き良質な住宅の取得を促進する。

（イ）高齢者の持家ニーズへの対応

住宅金融支援機構において、親族居住用住宅を証券化支援事業の対象とするとともに、親子が債務を継承して返済する親子リレー返済（承継償還制度）を実施する。

（ウ）将来にわたり活用される良質なストックの形成

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため、その構造や設備について、一定以上の耐久性、維持管理容易性等の性能を備え、適切な維持保全が確保される「認定長期優良住宅」の普及促進を図る。

イ 循環型の住宅市場の実現

（ア）既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備

既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けて、建物状況調査（インスペクション）の円滑な普及、安心して既存住宅を取得したりリフォーム工事を依頼したりすることができる市

場環境の整備、瑕疵保険や住宅紛争処理制度の充実を図るとともに、良質な住宅ストックが適正に評価される市場の形成を促進する先導的な取組や既存住宅の長寿命化に資するリフォームや省エネリフォームの取組を支援する。

（イ）高齢者に適した住宅への住み替え支援

高齢者等の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者に適した住宅への住み替え等を促進するとともに、同制度を活用して住み替える先の住宅を取得する費用について、住宅金融支援機構の証券化支援事業における民間住宅ローンの買取要件の緩和により支援する。

さらに、高齢者が住み替える先のサービス付き高齢者向け住宅に係る入居一時金及び住み替える先の住宅の建設・購入資金の確保に資するよう、住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関のリバースモーゲージの普及を支援する。

ウ 高齢者の居住の安定確保

（ア）良質な高齢者向け住まいの供給

「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」により創設された「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例措置、住宅金融支援機構の融資による支援を行う。また、新たな日常に対応するため、非接触でのサービス提供等を可能とするIoT技術の導入支援を行う。

さらに、高齢者世帯等の住宅確保要配慮者の増加に対応するため、民間賃貸住宅を活用したセーフティネット登録住宅を推進するとともに、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援を行う。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、利用者を保護する観点から、前払金の返還方法や権利金の受領禁止の規定の適切な運用の徹底を引き続き求める。

(イ) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」の普及等によりバリアフリー化等の改修を進める。住宅金融支援機構においては、高齢者自らが行う住宅のバリアフリー改修について高齢者向け返済特例制度を適用した融資を実施する。また、証券化支援事業の枠組みを活用した「フラット35S」により、バリアフリー性能等に優れた住宅に係る金利引下げを行う。さらに、住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関が提供する住宅の建設、購入、改良等の資金に係るリバースモーゲージの普及を支援する。

また、バリアフリー構造等を有する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例措置、住宅金融支援機構の融資による支援を行う。

(ウ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給する公営住宅、改良住宅及び都市再生機構賃貸住宅について、段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様を原則とする。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中高層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行う。都市再生機構賃貸住宅においても、中高層住宅の供給においてはエレベーター設置を標準とする。

また、老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建替え・改善を推進する。

(エ) 住宅と福祉の施策の連携強化

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、都道府県及び市町村において、高齢者の居住の安定確保のための計画を定めることを推進していく。また、生活支援・介護サービスが提供される高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進し、医療・介護と連携した安心できる住まいの提供を実施していく。

また、市町村の総合的な高齢者住宅施策の下、シルバーハウジング・プロジェクト事業を実施するとともに、公営住宅等においてライフサポートアドバイザー等のサービス提供の拠点となる高齢者生活相談所の整備を促進する。

(オ) 高齢者向けの先導的な住まいづくり等への支援

スマートウェルネス住宅等推進事業により、高齢者等の居住の安定確保・健康維持増進に係る先導的な住まいづくりの取組等に対して補助を行う。

(カ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公営住宅については、高齢者世帯向け公営住宅の供給を促進する。また、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、高齢者世帯の入居収入基準を一定額まで引き上げるとともに、入居者選考において優先的に取り扱うことを可能としている。

都市再生機構賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優遇措置を行う。

(キ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会や住宅セーフティネット制度に基づく居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を行う。

(2) 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進

ア 共生社会の実現に向けた取組の推進

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、引き続き、バリアフリー法及び関係施策に基づき、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーなど、ハード・ソフト両面からの取組を推進するとともに、「共生社会ホストタウン」等と連携して、他の地方公共団体や国民等へ取組の周知を行う。

イ 多世代に配慮したまちづくり・地域づくりの総合的推進

高齢者等全ての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成を市町村に働きかけるとともに、地域公共交通バリアフリー化調査事業及びバリアフリー環境整備促進事業を実施する。

高齢化の進行や人口減少等の社会構造変化や環境等に配慮したまちづくりを進めることが不可欠であるとの観点から、環境価値、社会的価値、経済的価値を新たに創造し、「誰もが暮らしたいまち」、「誰もが活力あるまち」の実現を目指す「環境未来都市」構想を推進するため、引き続き、選定された環境未来都市及び環境モデル都市の取組に関する普及展開等を実施す

る。

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための世界共通の目標である持続可能な開発目標（SDGs）を、広く全国の地方公共団体において積極的に推進するため、地方創生に向けたSDGs推進事業を実施する。令和4年度に引き続き令和5年度においても、SDGs達成に向けた優れた取組を提案する都市を「SDGs未来都市」として選定するとともに、その中でも特に先導的な取組を「自治体SDGsモデル事業」として選定する。また、地方公共団体が広域で連携し、SDGsの理念に沿って地域のデジタル化や脱炭素化等を行う地域活性化に向けた取組を「広域連携SDGsモデル事業」として選定し、支援を行う。

また、SDGsの推進に当たっては、多様なステークホルダーとの連携が不可欠であることから、引き続き、官民連携の取組を促進することを目的とした「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を通じて、マッチングイベント等を開催する。

さらに、金融面においても、地方公共団体と地域金融機関等が連携して、地域課題の解決やSDGsの達成に取り組む地域事業者を支援し、地域における資金の還流と再投資を生み出す「地方創生SDGs金融」を通じた自律的好循環の形成を目指す。

加えて、地方創生に向けた日本のSDGsモデルや脱炭素化・デジタル化等を通じた地方創生に資する取組事例を国内外に発信するため、国際的なフォーラムを開催する。

さらに、地方創生の観点からは、女性、若者、高齢者、障害者など、誰もが居場所と役割を持つコミュニティをつくり、活気あふれる温もりのある地域をつくるため、「交流・居場所」、

「活躍・しごと」、「住まい」、「健康」、「人の流れ」といった観点で分野横断的かつ一体的な地域の取組を支援する全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の更なる推進に取り組む。具体的には、地域のコミュニティ形成にデジタル技術を活用して取り組む事例等に着目して、デジタル技術の活用による地域課題の解決に関するプロセスをモデル化し、地域における「生涯活躍のまち」づくりの深化・高度化を図るほか、地方公共団体間の交流機会の活用等を通じて、「生涯活躍のまち」づくりに関する知見・ノウハウの展開を図る。

中山間地域等において、各種生活サービス機能が一定のエリアに集約され、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワークが確保された拠点である「小さな拠点」の形成拡大と質的向上を目指し、地域の自立共助の運営組織や全国の多様な関係者間の連携を図る等、総合的に支援する。

ウ 公共交通機関等の移動空間のバリアフリー化

(ア) バリアフリー法に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進

バリアフリー法に基づき、公共交通事業者等による旅客施設や車両等のバリアフリー化の取組を促進する。このため、「公共交通移動等円滑化基準」、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」及び「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」に基づく整備を進めるとともに、「公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」によるソフト面での取組を推進する。また、鉄道駅等の旅客施設のバリアフリー化、ノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシーを含む福祉タクシーの導入

等に対する支援措置を実施する。加えて、「交通政策基本法」に基づく「第2次交通政策基本計画」においても、バリアフリー化等の推進を目標の一つとして掲げている。

(イ) 歩行空間の形成

移動の障壁を取り除き、全ての人が安全に安心して暮らせるよう、信号機、歩道等の交通安全施設等の整備を推進する。高齢歩行者等の安全な通行を確保するため、①幅の広い歩道等の整備、②歩道の段差・傾斜・勾配の改善、③無電柱化推進計画に基づく道路の無電柱化、④歩行者用案内標識の設置、⑤歩行者等を優先する道路構造の整備、⑥自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、⑦生活道路における速度の抑制及び通過交通の抑制・排除並びに幹線道路における道路構造の工夫や、交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識等の重点的整備、⑧バリアフリー対応型信号機（Bluetoothを活用し、スマートフォン等に対して歩行者用信号情報を送信するとともに、スマートフォン等の操作により青信号の延長を可能とする高度化PICSを含む。）の整備、⑨歩車分離式信号の運用、⑩見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備、⑪信号灯器のLED化等の対策を実施する。

(ウ) 道路交通環境の整備

高齢者等が安心して自動車を運転し外出できるよう、生活道路における交通規制の見直し、付加車線の整備、道路照明の増設、道路標識・道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」における優先駐車スペース、高齢運転者等専用駐車区間の整備等の対策を実施する。

(エ) バリアフリーのためのソフト面の取組

高齢者や障害者等も含め、誰もが屋内外をストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進を図る。自治体や民間事業者等が多様な歩行者移動支援サービスを提供できる環境を整備するため、データプラットフォームを構築し、バリアフリー情報等の整備・更新や利活用の促進を図る。

「心のバリアフリー」社会を実現し、ハード面のみならずソフト面も含む総合的なバリアフリー化を実現するため、高齢者・障害者等の介助・擬似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催等、ソフト面での取組を推進する。

(オ) 訪日外国人旅行者の受入環境整備

訪日外国人旅行者の移動円滑化を図るため、エレベーター・スロープの設置等を補助制度により支援する。

エ 建築物・公共施設等のバリアフリー化

バリアフリー法に基づく認定を受けた優良な建築物（認定特定建築物）等のうち一定のものの整備及び不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する既存建築物のバリアフリー改修工事に対して支援措置を講じることにより、高齢者・障害者等が円滑に移動等できる建築物の整備を促進する。

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保等により、高齢者を始め全ての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進する。

社会資本整備総合交付金等の活用によって、誰もが安心して利用できる都市公園の整備を推

進するとともに、バリアフリー法に基づく基準等により、公園施設のバリアフリー化を推進する。

また、河川等では、高齢者にとって憩いと交流の場となる良好な水辺空間の整備を推進する。

加えて、訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みのあるものとして観光庁が指定する市町村に係る観光地等において、代表的な観光スポット等における段差の解消を支援する。

オ 活力ある農山漁村の再生

農福連携の取組として、高齢者の生きがい及びりハビリを目的とした農林水産物生産施設及び付帯施設の整備等を支援する。

また、農山漁村の健全な発展と活性化を図るため、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を実施する。

さらに、高齢者等による農作業中の事故が多い実態を踏まえ、引き続き、全国の農業者が農作業安全研修を受講するよう推進するとともに、農作業安全の全国運動を実施する。

農業人口の減少と高齢化が進行する中、作業ピーク時における労働力不足や高齢農業者への作業負荷の増大等を解消するため、産地が一体となって、シルバー人材等の活用を含め、労働力の確保・調整等に向けた体制の構築を支援する。

加えて、「漁港漁場整備法」に基づき策定された「漁港漁場整備長期計画」を踏まえ、浮体式係船岸や岸壁、用地等への防暑・防雪施設等の軽労化施設等の整備を実施する。

(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護

ア 交通安全の確保

近年、交通事故における致死率の高い高齢者の人口の増加が、交通事故死者数を減りにくくさせる要因の一つとなっており、今後、高齢化が更に進むことを踏まえると、高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題である。

高齢者にとって、安全で安心な交通社会の形成を図るため、令和3年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第11次交通安全基本計画」（計画期間：令和3～7年度）等に基づき、①生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備、②参加・体験・実践型の交通安全教育、③交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を対象とした個別指導、④シルバーリーダー（高齢者交通安全指導員）等を対象とした参加・体験・実践型の講習会の実施による高齢者交通安全教育の推進、⑤高齢運転者対策等の交通安全対策を実施する。

また、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、警察と道路管理者が緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図る。

さらに、歩行中及び自転車乗用中の交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いことを踏まえ、交通事故が多発する交差点等における交通ルール遵守の呼び掛けや参加・体験・実践型の交通安全教育を実施していくとともに、「自転車活用推進法」（平成28年法律第113号）により定められる「第2次自転車活用推進計画」に基づき、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備を促進するなど、安全で快適な自転車利用環境の創出を推進

する。

加えて、踏切道の歩行者対策として、「踏切道安全通行カルテ」や地方踏切道改良協議会を通じてプロセスの「見える化」を行い、道路管理者と鉄道事業者が、地域の実情に応じた移動等円滑化対策等を検討・実施することにより、高齢者等の通行の安全対策を推進する。

75歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査制度の導入及び申請により対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの限定条件付免許制度の導入等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」、関連する政令及び内閣府令等が令和4年5月に施行されたことを踏まえ、新制度を効果的に運用することにより、高齢運転者による交通事故の防止を図っていく。

車両の安全技術の観点からは、安全運転サポート車の普及促進、新車への衝突被害軽減ブレーキの搭載義務化（令和3年11月以降順次）等の取組により、9割を超える新車乗用車に衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術が搭載されている。更なる高齢ドライバーの事故削減に向けて、ドライバー異常時対応システムなど、より高度な安全技術の開発・普及の促進に取り組んでいく。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

(ア) 犯罪からの保護

高齢者が犯罪や事故に遭わないよう、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、高齢者が被害に遭いやすい犯罪の手口の周知及び被害防止対策についての啓発を行うとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、認知症等によって行方不明になる高齢者を発見、保護するための仕組み作りを関係機関等と協力して推進する。

高齢者を中心に大きな被害が生じている特殊詐欺については、令和元年6月、犯罪対策閣僚会議において策定した「オレオレ詐欺等対策プラン」に基づき、全府省庁において、幅広い世代に対して高い発信力を有する著名な方々と連携し、公的機関、各種団体、民間事業者等の協力を得ながら、家族の絆の重要性等を訴える広報啓発活動を多種多様な媒体を活用して展開するなどの被害防止対策を推進するとともに、電話転送サービスを介した固定電話番号等の悪用への対策を始めとする犯行ツール対策や背後にいると見られる暴力団等の犯罪者グループ等に対する取締り等を推進する。

また、悪質商法の中には高齢者を狙った事件もあることから悪質商法の取締りを推進するとともに、犯罪に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供等の被害拡大防止対策、悪質商法等からの被害防止に関する広報啓発活動及び悪質商法等に関する相談活動を行う。

さらに、特殊詐欺や利殖勧誘事犯の犯行グループは、被害者や被害者になり得る者等が登載された名簿を利用しており、当該名簿登載者の多くは高齢者であって、今後更なる被害に遭う可能性が高いと考えられるため、捜査の過程で警察が押収した際はこれらの名簿をデータ化し、都道府県警察が委託したコールセンターの職員がこれを基に電話による注意喚起を行う等の被害防止対策を実施する。

加えて、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえ、市民を含めた後見人等の確保や市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築・強化を図る必要があることから、令和4年度に引き続き、地域住民で成年後見に携わろうとする者に対する養成研修や後見人の適正な活動が行われるよう支援していく。

(イ) 人権侵害からの保護

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、前年度の養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待の状況について、必要な調査等を実施し、各都道府県・市町村における虐待の実態・対応状況の把握に努めるとともに、市町村等が高齢者虐待に関する通報や届出があった場合には、関係機関と連携して速やかに高齢者の安全確認や虐待防止、保護を行う等、高齢者虐待への早期対応が行われるよう、必要な支援を行っていく。

法務局において、高齢者の人権問題に関する相談に応じるとともに、法務局に来庁することができない高齢者等からの相談について、引き続き電話、手紙、インターネット等を通じて受け付ける。人権相談等を通じて、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、その結果を踏まえ、事案に応じた適切な措置を講じる等して、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努める。

(ウ) 悪質商法からの保護

消費者庁では、引き続き、地域において認知症高齢者等の「配慮を要する消費者」を見守り、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るための消費者安全確保地域協議会について、地方消費者行政強化交付金の活用や幅広い情報提供などにより、地方公共団体における更なる設置や活動を支援する。

高齢者の周りの人々による見守りの強化の一環として、高齢者団体のほか障害者団体・行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催

し、消費者トラブルの情報共有や、悪質商法の新たな手口や対処の方法等の情報提供等を図る。

さらに、全国どこからでも身近な消費生活相談窓口につながる共通の3桁の電話番号である「消費者ホットライン188」を引き続き運用するとともに、同ホットラインについて消費者庁ウェブサイトへの掲載、SNSを活用した広報、啓発チラシやポスターの配布、各種会議等を通じた周知を行い、利用の促進を図る。

また、独立行政法人国民生活センターでは引き続き、消費者側の視点から注意点を簡潔にまとめたメールマガジン「見守り新鮮情報」を月2回程度配信する。

第208回通常国会において可決・成立した、事業者の情報提供の努力義務における考慮要素として「年齢」や「心身の状態」を追加すること等を内容とする「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」の施行に向けた準備及び制度の周知活動を行う。

(エ) 司法ソーシャルワークの実施

法テラスでは、法的問題を抱えていることに気付いていない、意思の疎通が困難であるなどの理由で自ら法的支援を求めることが難しい高齢者・障害者等に対して、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等と連携を図りつつ、当該高齢者・障害者等に積極的に働きかける（アウトリーチ）などして、法的問題を含めた諸問題を総合的に解決することを目指す「司法ソーシャルワーク」を推進する。

そこで、出張法律相談等のアウトリーチ活動を担う弁護士・司法書士を確保するなど、「司法ソーシャルワーク」の実施に必要な体制整備

をより一層進めるとともに、福祉機関職員に対して業務説明会を行うなどして、福祉機関との連携を更に強化する。あわせて、福祉機関に対して、平成30年1月から実施している特定援助対象者法律援助事業の周知を図る。

ウ 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設を保全するため、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、激甚な水害・土砂災害を受けた場合の再度災害防止対策を引き続き実施する。病院等の医療施設において、浸水想定区域や津波災害警戒区域に所在する災害拠点病院は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や、自家発電機等の電気設備の高所移設、排水ポンプの設置による浸水対策の実施を促進する。また、浸水想定区域や津波災害警戒区域に所在するその他の医療機関は、浸水対策を講じるように促す。

また、災害時等においても、在宅療養患者に対し、在宅医療の診療体制を維持し継続的な医療を提供することが求められるため、在宅医療提供機関におけるBCP策定支援研修を引き続き実施する。

水防法及び土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を引き続き促進する。

また、令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、施設の避難確保計画や訓練結果に関して市町村から要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して助言・勧告を行うことができる制度が創設されたことを受け、市町村が施設の所有者又は管理者に適切に助言・勧告を

行うことができるように、市町村職員を対象とした研修を引き続き行う。さらに、土砂災害特別警戒区域における要配慮者利用施設の開発の許可制等を通じて高齢者等の安全が確保されるよう、土砂災害防止法に基づき区域指定の促進を図る。

住宅火災で亡くなる高齢者等の低減を図るため、春・秋の全国火災予防運動において、高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策を推進項目とするとともに、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器の普及促進等総合的な住宅防火対策を推進する。また、「老人の日・敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズとする「住宅防火・防災キャンペーン」を実施し、高齢者等に対して住宅用火災警報器等の普及促進を図る。

災害情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）との連携を含め、防災行政無線による放送（音声）や緊急速報メールによる文字情報等の種々の方法を組み合わせ、災害情報伝達手段の多重化を引き続き推進する。

山地災害からの生命の安全の確保に向け、要配慮者利用施設に隣接する山地災害危険地区等について、情報提供等のソフト対策と治山施設の設置等を一体的に実施する。

災害時に自ら避難することが困難な高齢者などの避難行動要支援者への避難支援等については、「災害対策基本法」、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、市町村による避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、活用等の取組が促進されるよう、適切に助言を行う。

エ 東日本大震災への対応

東日本大震災に対応して、復興の加速化を図

るため、被災した高齢者施設等の復旧に係る施設整備について、関係地方公共団体との調整を行う。

「地域医療介護総合確保基金」等を活用し、日常生活圏域で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、都道府県計画等に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

あわせて、介護保険制度において、被災者を経済的に支援する観点から、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域等、上位所得者層を除く旧避難指示区域等（平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）、平成28年度に解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部及び浪江町の一部）、平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等（富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（大熊町の一部、双葉町の一部及び富岡町の一部））及び令和4年度に指定が解除された旧帰還困難区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の減免を行った保険者に対する財政支援を1年間継続する。

なお、当該財政支援については、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、令和5年度以降に順次見直しを行っていくこととしており、令

和5年度においては、平成26年度以前に指定が解除された地域（広野町、楡葉町の一部、南相馬市の一部、川内村の一部、田村市及び特定避難勧奨地点）の住民に対する保険料減免について、その財政支援をこれまでの半分とする。

また、避難指示区域等の解除に伴い、福祉・介護サービスの提供体制を整えるため、介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付け、相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者への支援等や全国の介護施設等からの応援職員の確保に対する支援を行うとともに、介護施設等の運営に対する支援を行う。

法テラスでは、コールセンターや被災地出張所等において、生活再建に役立つ法制度等の情報提供業務及び民事法律扶助業務を通じて、震災により経済的・精神的に不安定な状況に陥っている被災者の支援を行う。

（４）成年後見制度の利用促進

認知症高齢者等の財産管理や契約に関し本人を支援する成年後見制度について周知する。

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える重要な手段であり、その利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定している。同計画に基づき、成年後見制度等の見直しに向けた検討、総合的な権利擁護支援策の充実、成年後見制度の運用改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。

５ 研究開発・国際社会への貢献等

（１）先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化

公的保険外の予防・健康管理サービス等の振興及び社会実装に向けた取組を、需要側・供給側の両面から一体的に進めていく。具体的には、需要面においては、企業等の健康投資・健康経営を促すため、健康経営顕彰制度等を通じて健康経営の普及促進を図るとともに、資本市場や労働市場等において健康経営が適切に評価されるための効果の可視化、また健康経営を支える産業の創出に向けた検討やPFS／SIBの活用促進を行う。供給面においては、個人の健康・医療データ（パーソナル・ヘルス・レコード）を活用して個人に最適なサービス提供を行うための事業環境の整備を行う。並びに、ヘルスケアサービスの信頼性確保に向けて、業界自主ガイドラインの策定や、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）による支援を通じた認知症等の疾患領域の学会を中心とした指針の整備などを推進する。また、ヘルスケア分野のベンチャー企業等のためのワンストップ相談窓口として令和元年7月に開設した「Healthcare Innovation Hub」を通じて、イノベーション創出に向けた事業化支援やネットワーク支援等を実施する。

高齢者事故対策や移動支援等の諸課題の解決に向け、高齢者事故防止を目的とした安全運転支援機能の普及啓発及び導入促進や、自動運転の高度化や自動運転サービスの全国展開に向けた取組を推進するほか、自動運転サービス導入を目指す地方公共団体と連携し、自動運転による地域公共交通実証事業や自動運転車に対する道路インフラからの適切な情報提供支援に取り組む。

和5年度においては、平成26年度以前に指定が解除された地域（広野町、楡葉町の一部、南相馬市の一部、川内村の一部、田村市及び特定避難勧奨地点）の住民に対する保険料減免について、その財政支援をこれまでの半分とする。

また、避難指示区域等の解除に伴い、福祉・介護サービスの提供体制を整えるため、介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付け、相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者への支援等や全国の介護施設等からの応援職員の確保に対する支援を行うとともに、介護施設等の運営に対する支援を行う。

法テラスでは、コールセンターや被災地出張所等において、生活再建に役立つ法制度等の情報提供業務及び民事法律扶助業務を通じて、震災により経済的・精神的に不安定な状況に陥っている被災者の支援を行う。

（４）成年後見制度の利用促進

認知症高齢者等の財産管理や契約に関し本人を支援する成年後見制度について周知する。

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える重要な手段であり、その利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定している。同計画に基づき、成年後見制度等の見直しに向けた検討、総合的な権利擁護支援策の充実、成年後見制度の運用改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。

５ 研究開発・国際社会への貢献等

（１）先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化

公的保険外の予防・健康管理サービス等の振興及び社会実装に向けた取組を、需要側・供給側の両面から一体的に進めていく。具体的には、需要面においては、企業等の健康投資・健康経営を促すため、健康経営顕彰制度等を通じて健康経営の普及促進を図るとともに、資本市場や労働市場等において健康経営が適切に評価されるための効果の可視化、また健康経営を支える産業の創出に向けた検討やPFS／SIBの活用促進を行う。供給面においては、個人の健康・医療データ（パーソナル・ヘルス・レコード）を活用して個人に最適なサービス提供を行うための事業環境の整備を行う。並びに、ヘルスケアサービスの信頼性確保に向けて、業界自主ガイドラインの策定や、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）による支援を通じた認知症等の疾患領域の学会を中心とした指針の整備などを推進する。また、ヘルスケア分野のベンチャー企業等のためのワンストップ相談窓口として令和元年7月に開設した「Healthcare Innovation Hub」を通じて、イノベーション創出に向けた事業化支援やネットワーク支援等を実施する。

高齢者事故対策や移動支援等の諸課題の解決に向け、高齢者事故防止を目的とした安全運転支援機能の普及啓発及び導入促進や、自動運転の高度化や自動運転サービスの全国展開に向けた取組を推進するほか、自動運転サービス導入を目指す地方公共団体と連携し、自動運転による地域公共交通実証事業や自動運転車に対する道路インフラからの適切な情報提供支援に取り組む。

さらに、介護事業所におけるICT化を全国的に普及促進するため、ICT機器等の導入費用に対する助成を行うとともに、標準仕様に基づくシステムの導入を支援するなど、ICTを活用した情報連携を推進する。

加えて、介護ロボットについては、令和5年度も引き続き、開発・普及の加速化を図るため、①ニーズ側・シーズ側の一元的な相談窓口の設置、②開発実証のアドバイス等を行うリビングラボのネットワークの構築、③介護現場における大規模実証フィールドの整備により、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを整備する。

(2) 研究開発等の推進と基盤整備

ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

高齢者の健康保持等に向けた取組を一層推進するため、ロコモティブ・シンドローム（運動器症候群）、要介護状態になる要因の一つである認知症等に着目し、それらの予防、早期診断及び治療技術等の確立に向けた研究を推進する。

高齢者の主要な死因であるがんの対策は、「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」を3本の柱とする第4期がん対策推進基本計画に基づき、がん検診の受診率向上に向けた取組や医療提供体制の整備、療養環境への支援等、総合的ながん対策に取り組む。がん研究については、「がん研究10か年戦略」に基づき、がん対策推進基本計画に明記されている政策課題の解決に向けた政策提言に資する調査研究等に加えて、革新的な診断法や治療法を創出するため、低侵襲性診断技術や早期診断技術の開発、新たな免疫療法に係る研究、QOLの維持向上の観点を含めた高齢のがん患者に適した治療法等を

確立する研究を進めるとともに、革新性・独自性が高い基礎的研究成果を踏まえた次世代がん治療・診断法の迅速な社会実装に向けた研究開発を推進する。また、令和5年度より「がん研究10か年戦略」の見直しに向けた検討を進めていく。

イ 医療・リハビリ・介護関連機器等に関する研究開発

高齢者等の自立や社会参加の促進及び介護者の負担の軽減を図るためには、高齢者等の特性を踏まえた福祉用具や医療機器等の研究開発を行う必要がある。

福祉や医療に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、福祉用具・医療機器の民間やアカデミアによる開発の支援等を行う。

「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」（平成5年法律第38号）に基づき、福祉用具の実用化開発を行う事業者に対する助成や、研究開発及び普及のために必要な情報の収集・分析及び提供を実施する。

日本が強みを持つロボット技術や診断技術等を活用して、低侵襲の治療装置や早期に疾患を発見する診断装置等、世界最先端の革新的な医療機器・システムの開発・実用化を推進する。さらに、日本で生み出された基礎研究の成果等を活用し、高齢者に特徴的な疾病等の治療や検査用の医療機器、遠隔や在宅でも操作しやすい医療機器の研究開発・実用化を推進する。また、関係各省や関連機関、企業、地域支援機関が連携し、開発初期段階から事業化に至るまで、切れ目なく支援する「医療機器開発支援ネットワーク」を通じて、異業種参入も念頭に、中小企業と医療機関等との医工連携により、医療現場が抱える課題を解決する医療機器

の開発・事業化を引き続き推進する。さらに、介護現場の課題を解決するロボット介護機器の開発を支援する。こうした事業を国立研究開発法人日本医療研究開発機構を通じて実施する。

ウ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、引き続き、高齢者等向けの通信・放送サービスの充実に向けた、新たなICT機器・サービスの研究開発を行う者に対する助成を行う。

エ 医療・介護・健康分野におけるICT利活用の推進

医師の偏在対策の有力な解決策と期待される遠隔医療の普及に向け、8K内視鏡システムの開発・実証とともに、遠隔手術の実現に必要な通信環境やネットワークの条件等を整理し、「遠隔手術ガイドライン」の精緻化に寄与する。

また、日々の活動から得られるPHRデータを医療現場での診療に活用することで、医療の高度化や診察内容の精緻化を図るため、各種PHRサービスから医師が求めるPHRデータを取得するために必要なデータ流通基盤を構築するための研究開発を実施する。

オ 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析

高齢社会対策総合調査として、高齢社会対策の施策分野別にテーマを設定し、高齢者の意識やその変化を把握している。令和5年度も、高齢者の意識や実態に関する調査を実施する。

また、国立研究開発法人科学技術振興機構が実施する社会技術研究開発事業において、高齢者の個別化したデータに基づく健康寿命延伸を実現するモデルを構築する等、技術シーズも活

用しつつ高齢化社会の課題を解決するための研究者と関与者との協働による社会実験を含む研究開発を推進するほか、高齢者の社会的孤立・孤独の予防に向けて、高齢男性向けの居場所構築や都市集合住宅高齢者のリアルとバーチャルの融合によるコミュニティ創出、介護等の支援を受け入れ易くするボランティアシステムの構築等の可能性検証を行う研究開発を引き続き実施する。

カ データ等利活用のための環境整備

急速な人口構造の変化等に伴う諸課題に対応するため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）に基づき、官民データの利活用を推進する。

「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」に基づき、各府省庁による統計等データの提供等が円滑に行われるようEBPM推進委員会において必要な調整を行うとともに、統計等データの提供等に関するユーザーからの要望・提案募集及び受領した要望・提案への対応を引き続き実施する等、ユーザー視点に立った統計システムの再構築と利活用の促進を図る。

(3) 諸外国との知見や課題の共有

ア 日本の知見の国際社会への展開

我が国は、G7、G20、TICAD、WHO総会、WHO西太平洋地域委員会、国連総会等の国際的な議論の場において、UHC推進を積極的に主張してきた。UHCにおける基礎的な保健サービスには、母子保健、感染症対策、高齢者の地域包括ケアや介護等、全てのサービスが含まれている。世界的な人口高齢化が加速する中で、新型コロナウイルス感染症を含む高齢者に対する様々なりスクに対し、高齢者が身体的・精神

的健康を享受する権利を守るために、今後も、高齢化対策や社会保障制度整備の支援、専門家の派遣、研修等の取組を通じて、日本の経験・技術・知見を活用した協力を引き続き行っていく。

アジア健康構想及びアフリカ健康構想に基づき、各国とのヘルスケア分野における協力覚書の作成等を通じ、事業ベースでの一層の協力に向けた環境整備の推進に向け、引き続き具体的な検討及び取組を進めていく。

イ 国際社会での課題の共有及び連携強化

WHOでの議論を基礎として令和2（2020）年に国連総会決議も踏まえ開始されたDecade of Healthy Ageing（健康な高齢化の10年）（注：令和2（2020）年12月には国連総会で同10年に関する決議が日本とチリの主導で採択された）は、人々と家族、そして地域社会が健康的に歳を重ねるために、高齢者・家族・コミュニティに焦点を当て、ライフコース・アプローチによって取り組むものである。各国政府のリーダーシップの下、多分野におけるマルチステイクホルダーの関与・連携を進めることが期待される中、我が国はWHOやUNFPAなどの国際機関とも協働しながら、その知見を共有し、国際社会の連携強化を目指していく。

締結済のヘルスケア分野における協力覚書に基づき、相手国と確認した事項を一層深化・推進していくこととし、またその他の国々とも、このようなアジア健康構想・アフリカ健康構想に基づく協力の推進に向けた取組を行っていく。我が国が培ってきた高齢者施策の知見・経験をアジア各国へ共有するため、自立支援に資する介護を実践する介護施設とその取組を紹介するための事例集の作成を進めていく。

引き続き、国際会議等の二国間・多国間の枠

組みを通じて、高齢化に関する日本の経験や知見及び課題を発信するとともに、高齢社会に伴う課題の解決に向けて諸外国と政策対話や取組を進めていく。

⑥ 全ての世代の活躍推進

誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく取組を推進する。特に、働き方については、一人一人の意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるよう、「働き方改革実行計画」を推進する。

さらに、「少子化社会対策基本法」第7条に基づく「少子化社会対策大綱」等に基づき⁵、結婚支援、妊娠・出産への支援、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、経済的な支援等、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を推進する。

また、「男女共同参画社会基本法」第13条に基づく「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、あらゆる分野における女性の参画拡大、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備等に取り組むとともに、同計画に定めた具体策や成果目標の実現に向けて、重点的に取り組むべき事項について取りまとめた「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」を策定し、取組を強力に進めていく。

また、令和4年4月に全面施行された改正後の女性活躍推進法（行動計画策定等の義務対象の常時雇用労働者数101人以上の企業への拡大）及び令和4年7月に施行された改正後の女活省令（常時雇用労働者数301人以上の企業に対する男女の賃金の差異の情報公表を義務付け）の

的健康を享受する権利を守るために、今後も、高齢化対策や社会保障制度整備の支援、専門家の派遣、研修等の取組を通じて、日本の経験・技術・知見を活用した協力を引き続き行っていく。

アジア健康構想及びアフリカ健康構想に基づき、各国とのヘルスケア分野における協力覚書の作成等を通じ、事業ベースでの一層の協力に向けた環境整備の推進に向け、引き続き具体的な検討及び取組を進めていく。

イ 国際社会での課題の共有及び連携強化

WHOでの議論を基礎として令和2（2020）年に国連総会決議も踏まえ開始されたDecade of Healthy Ageing（健康な高齢化の10年）（注：令和2（2020）年12月には国連総会で同10年に関する決議が日本とチリの主導で採択された）は、人々と家族、そして地域社会が健康的に歳を重ねるために、高齢者・家族・コミュニティに焦点を当て、ライフコース・アプローチによって取り組むものである。各国政府のリーダーシップの下、多分野におけるマルチステイクホルダーの関与・連携を進めることが期待される中、我が国はWHOやUNFPAなどの国際機関とも協働しながら、その知見を共有し、国際社会の連携強化を目指していく。

締結済のヘルスケア分野における協力覚書に基づき、相手国と確認した事項を一層深化・推進していくこととし、またその他の国々とも、このようなアジア健康構想・アフリカ健康構想に基づく協力の推進に向けた取組を行っていく。我が国が培ってきた高齢者施策の知見・経験をアジア各国へ共有するため、自立支援に資する介護を実践する介護施設とその取組を紹介するための事例集の作成を進めていく。

引き続き、国際会議等の二国間・多国間の枠

組みを通じて、高齢化に関する日本の経験や知見及び課題を発信するとともに、高齢社会に伴う課題の解決に向けて諸外国と政策対話や取組を進めていく。

⑥ 全ての世代の活躍推進

誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく取組を推進する。特に、働き方については、一人一人の意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるよう、「働き方改革実行計画」を推進する。

さらに、「少子化社会対策基本法」第7条に基づく「少子化社会対策大綱」等に基づき⁵、結婚支援、妊娠・出産への支援、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、経済的な支援等、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を推進する。

また、「男女共同参画社会基本法」第13条に基づく「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、あらゆる分野における女性の参画拡大、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備等に取り組むとともに、同計画に定めた具体策や成果目標の実現に向けて、重点的に取り組むべき事項について取りまとめた「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」を策定し、取組を強力に進めていく。

また、令和4年4月に全面施行された改正後の女性活躍推進法（行動計画策定等の義務対象の常時雇用労働者数101人以上の企業への拡大）及び令和4年7月に施行された改正後の女活省令（常時雇用労働者数301人以上の企業に対する男女の賃金の差異の情報公表を義務付け）の

着実な履行確保を図る。

特に、男女の賃金の差異については、個々の企業における男女間の賃金の差異の要因分析や雇用管理改善が促進されるよう、都道府県労働局による相談対応や、「民間企業における女性活躍促進事業」における個々の企業の課題を踏まえた支援等により、企業の取組を支援する。

さらに、男女の賃金の差異の情報公表の場として、企業の女性の活躍状況に関する情報や行動計画を公表できる場として提供している「女性の活躍推進企業データベース」が活用されるよう、データベースの機能強化やコンテンツの充実等により、ユーザビリティの向上を図る。

その他、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業に対する「えるぼし」認定、「プラチナえるぼし」認定取得の勧奨等により、一般事業主の女性活躍推進法に基づく取組を促進する。

また、女性デジタル人材・女性起業家の育成や役員・管理職への女性登用の取組、様々な課

題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、NPO等の知見を活用した孤独・孤立で困難や不安を抱える女性への相談支援やその一環として行う生理用品の提供の支援、男性相談事業への支援等、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援を行う。

「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、農山漁村に関する方針決定の検討の場への女性の参画の促進、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性グループの活動推進、女性が働きやすい環境づくり、女性農業者の活躍事例の普及等の取組への支援等により、農山漁村における女性活躍を推進する施策を実施する。

(注5) こども基本法（令和4年法律第77号）第9条に基づく「こども大綱」が策定された後は、「こども大綱」等に基づき少子化対策を推進する。

参 考 高 齢 社 会 対 策 関 係 予 算

高齢社会対策関係予算分野別総括表（令和4年度、令和5年度）

事 項	令和4年度予算額	令和5年度予算額	対前年度増△減額
	百万円	百万円	百万円
1 就業・所得	13,224,244 (51,743,668) 《 0 》	13,528,513 (53,437,315) 《 0 》	304,269 (1,693,647) 《 0 》
(1) エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備	7,293 (224,294) 《 0 》	7,195 (222,515) 《 0 》	△ 98 (△ 1,779) 《 0 》
(2) 公的年金制度の安定的運営	13,216,941 (51,511,889) 《 0 》	13,521,313 (53,207,453) 《 0 》	304,372 (1,695,564) 《 0 》
(3) 資産形成等の支援	10 (7,484) 《 0 》	5 (7,346) 《 0 》	△ 5 (△ 137) 《 0 》
2 健康・福祉	9,705,266 (11,258) 《 0 》	10,075,697 (13,015) 《 0 》	370,431 (1,756) 《 0 》
(1) 健康づくりの総合的推進	5,059 (0) 《 0 》	5,188 (0) 《 0 》	130 (0) 《 0 》
(2) 持続可能な介護保険制度の運営	3,476,102 (0) 《 0 》	3,573,720 (0) 《 0 》	97,619 (0) 《 0 》
(3) 介護サービスの充実	1,412 (11,258) 《 0 》	1,395 (13,015) 《 0 》	△ 17 (1,756) 《 0 》
(4) 持続可能な高齢者医療制度の運営	6,220,361 (0) 《 0 》	6,493,087 (0) 《 0 》	272,725 (0) 《 0 》
(5) 認知症高齢者支援施策の推進	2,230 (0) 《 0 》	2,230 (0) 《 0 》	0 (0) 《 0 》
(6) 人生の最終段階における医療の在り方	103 (0) 《 0 》	77 (0) 《 0 》	△ 26 (0) 《 0 》
(7) 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進	— (0) 《 0 》	— (0) 《 0 》	— (0) 《 0 》
3 学習・社会参加	19,961 (—) 《 0 》	18,428 (—) 《 0 》	△ 1,533 (—) 《 0 》
(1) 学習活動の促進	9,891 (0) 《 0 》	8,256 (0) 《 0 》	△ 1,635 (0) 《 0 》
(2) 社会参加活動の促進	10,070 (—) 《 0 》	10,172 (—) 《 0 》	102 (—) 《 0 》
4 生活環境	3,327 (—) 《 0 》	3,803 (—) 《 0 》	475 (—) 《 0 》
(1) 豊かで安定した住生活の確保	20 (0) 《 0 》	20 (0) 《 0 》	0 (0) 《 0 》
(2) 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進	1,708 (—) 《 0 》	2,007 (—) 《 0 》	299 (—) 《 0 》
(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護	384 (0) 《 0 》	408 (0) 《 0 》	24 (0) 《 0 》
(4) 成年後見制度の利用促進	1,216 (0) 《 0 》	1,368 (0) 《 0 》	152 (0) 《 0 》
5 研究開発・国際社会への貢献等	7,120 (0) 《 0 》	7,168 (0) 《 0 》	48 (0) 《 0 》
(1) 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化	450 (0) 《 0 》	500 (0) 《 0 》	50 (0) 《 0 》
(2) 研究開発等の推進と基盤整備	6,667 (0) 《 0 》	6,665 (0) 《 0 》	△ 2 (0) 《 0 》
(3) 諸外国との知見や課題の共有	3 (0) 《 0 》	3 (0) 《 0 》	0 (0) 《 0 》
6 全ての世代の活躍推進	14,970 (2,089,347) 《 0 》	11,909 (2,080,998) 《 0 》	△ 3,061 (△ 8,349) 《 0 》
(1) 全ての世代の活躍推進	14,970 (2,089,347) 《 0 》	11,909 (2,080,998) 《 0 》	△ 3,061 (△ 8,349) 《 0 》
総 計	22,974,890 (53,844,273) 《 — 》	23,645,518 (55,531,328) 《 — 》	670,628 (1,687,055) 《 — 》

(注1) 本予算は「高齢社会対策大綱」（平成30年2月16日閣議決定）の重点課題別項目に従い、一般会計、特別会計、財政投融资について整理している。
(注2) 予算額における数字のみの記載は一般会計、() 内は特別会計、《 》 内は財政投融资を示す。
(注3) 高齢社会対策分の予算額が特掲できないものについては、「—」として表示している。
(注4) 端数処理（四捨五入）の関係で、計が一致しないことがある。